

平成 28 年 第 3 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

# 平成28年第3回小国町議会定例会会議録

( 第 1 日 )

- 1. 招集年月日 平成28年 9月8日(木)
- 1. 招集の場所 小国町森林保全センター
- 1. 開 会 平成28年 9月 8日 午前10時03分
- 1. 閉 会 平成28年 9月 8日 午後 5時18分

## 1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 不応招議員

なし

## 1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 欠席議員

なし

## 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 澁 谷 広 美 君

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	副 町 長 桑 名 真 也 君
教 育 長 北 里 武 一 君	総 務 課 長 松 岡 勝 也 君
教委事務局長 横 井 誠 君	政 策 課 長 清 高 泰 広 君
産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君	情 報 課 長 佐々木 忠 生 君
税 務 課 長 北 里 康 二 君	建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君
住 民 課 長 河 野 孝 一 君	福 祉 課 長 木 下 勇 児 君
保 育 園 長 梶 原 良 子 君	会 計 管 理 室 長 藍 澤 誠 也 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 穴 井 帝 史 君

11番 松 本 明 雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月8日から 9月30日までの23日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時03分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 28. 9. 8)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日9月8日、本定例会もここ森林保全センターをお借りして開かせていただきます。関係者におかれましては、感謝を申し上げます。

さて、だんだんと秋めいてまいりました。9月におきましては、まず今週に小学校の運動会、そして小国高校の文化祭、またそのあとは人権フェスティバル、敬老会等々スポーツ・文化の催しが多くなってまいります。今後も台風等々気になるところではございますけれども、お忙しいなかお過ごしされる皆さまにおかれましては健康に十分御留意いただきたいというふうに思っております。

それでは平成28年第3回小国町議会9月定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。本定例会は決算議会ということもございまして、十分なる御審議方よろしくお願い申し上げます。

それでは開会に先立ちまして、北里町長から御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 皆さんおはようございます。平成28年の第3回小国町議会の定例会を開催させていただきましたところ、議会の皆さま方大変お忙しいときにお集まりをいただきましてありがとうございます。

お手元にありますとおりに、今回の議会については専決処分が2件、条例改正が1件、平成28年度の一般会計及び特別会計のそれぞれの補正予算、そして人事案件が2件。ただいま話題になりました決算議会でありますので、一般会計及び特別会計それぞれの決算の認定というふうになっております。

それからその他報告といたしまして、放棄した地債権の報告を今回させていただきます。失礼しました。その前に決算に基づく財政健全化判断比率、資金不足比率の報告についてという部分もさせていただきたいと思っております。今、申し上げましたように、決算は予算の鏡という部分であります。御審議をお願いしたいというふうに思いますし、また後日、一般質問もあります。いろんな御意見を賜りたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成28年第3回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

1 番 穴井帝史君

1 1 番 松本明雄君

にお願いをいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る9月2日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月8日から9月30日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月8日から9月30日までの23日間と決定いたしました。

本会議は、本日と23日、28日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会いたしたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第4号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第3号）について）」を議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。それでは議案集をお開き願いたいと思えます。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成28年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

下のほうです。

専決第4号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

平成28年8月3日専決

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは補正予算書のほう、専決の予算書をお開き願いたいと思えます。

左上のほうに専決第4号と書いてあります。それでは補正予算専決予算書のほうをお開き願いたいと思えます。第1ページでございます。

平成28年度小国町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度小国町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6千684万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月3日専決

小国町長 北里 耕亮

でございます。それでは2ページのほうでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入のほうです。歳入につきましては、繰越金を充当させていただいております。補正前の額が5千100万円を今回380万円を歳入で補正させていただきます。

歳出でございます。教育費の保健体育費、補正前の額が9千573万7千円でございます。今回380万円を追加をさせていただきまして、合計の歳入歳出53億6千684万6千円とするものでございます。

それでは3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。総括のほうでございます。同じく繰越金を380万円充当しております。歳出のほうは一般財源380万円でございます。

それでは4ページのほうでございます。先ほど申しましたように繰越金のほうで前年度繰越金を380万円充当しております。

歳出のほうでございます。歳出の項目は教育費の保健体育費、保健体育総務費でございます。今回の補正につきましては中学校の九州大会、これはバドミントンでございます。その分の交通費、宿泊費が主でございます。バドミンツンのほうが九州大会105万円、全国日本中学校のホッケー、これは全国大会でございます。これが275万円ということで合計の380万円の補正をさせていただいたものでございます。

以上で今回の専決処分をさせていただいた分の説明を終わらせていただきます。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより承認第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 予算の中身ではありませんけれども、大体、ホッケーの全国大会ということで出ておりますけれども、熊本県の中学校でホッケーをやっている校数ですね、それから九州で何校やっているのか、全国で何校ぐらいの中学校がホッケーをやっているのかを、わかっているならば述べていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 申し訳ありません。手持ちの資料がございませんので、確認

させていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） それではここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時10分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時22分）

教育委員会事務局長（横井 誠君） 九州大会と全国大会の出場者数をお答えしたいと思います。

九州大会は男女共4校でございます。また、全国大会は同じく男女共24校でございます。あとの校数につきましては、再度ちょっと調査のほうをしてわかり次第お答えさせていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） 部活動の大会出場のための補助金ということでした。この3号補正を見ると、バドミントンが105万円、そしてホッケーが275万円ということですね、かなりお金もかかることですので、やはり子供たちのスポーツを通じてやっぱりいろいろ学ぶという権利を保障するためには、必要な予算であるというふうに思います。ただ今回、このあとの4号補正もそうですけれども、専決という形で組まれていますので、やはり議会の議決を得ないで予算が執行されるわけですから、必要であればその都度やっていくべきことではあるのですけれども、であればこそですね具体的にどういう予算なんだということを詳しく議会に報告をする義務があると思うのです。それで、この105万円と275万円の差を見てみると、九州大会で105万円、全国大会で275万円ということであれば、なんか非常にちょっと見た感じですね、ホッケーというとチームプレーで7人制ホッケーですかね、11人制かちょっとすみません、それも答えていただきたいのですけれども、それに対してバドミントンというと基本的にシングルス・ダブルスというような形でプレーする選手の数は少ないのだと思うのですけれども、なのに何で275万円かたや105万円という、何かこの額の差がですね、ちょっと思ったよりも近すぎるのじゃないかなというような気がするのです、それはやはり開催場所であったり交通手段であったりの差で違ってくるのでしょうか、じゃあ何でこういう差になっているのですというような説明もしっかりしていただかないと。総務課長の提案理由の説明だけではちょっと納得のいく説明ではなかったと思うので、これはもう終わっていることですのでもう確定している数字だと思しますので、その辺をきちんとちょっと説明をしていただけますか。だから、宿泊費と交通費であれば、何人の宿泊費、そしてどういう交通手段を使って、どこに行ってその積み上げがこの額になりますということをちょっと丁寧に説明をしてください。

教育委員会事務局長（横井 誠君） まず九州のバドミントンのほうでございますけれども、女子の団体とダブルスで2名ということで、生徒が7名、それから先生が1名、コーチが1名、合計の9名の人数でございます。また宿泊のほうは4泊5日でございます。場所は沖縄のほうでござ



います。あとホッケーのほうでございますけれども、ホッケーのほうは場所が秋田県でございますして3泊4日でございます。人数としましては生徒が19名、監督が2名、コーチが2名、それと負傷者の手当者として1名、合計の24名で参加してございます。一つ一つ個別の比較はちょっと説明のほうが長くなると思いますけれども、九州大会のほうがやはり沖縄ということで飛行機で行く必要があるということ。それから宿泊数のほうがバドミントンのほうが1泊長いということで、おおまかに言いますと人数的にはかなりホッケーのほうが多い人数ではございますけれども、経費からしますとホテルから試合会場までの交通費でありますとかそういった積み重ねもございまして、金額としましては105万円、それから275万円という人数の割合からしましたら、開きが若干ちょっと少な目になるかもしれませんけれども、算出上そういうふうな数字になってございまして、この数字におきましてはこの時点ではどのホテルに泊まるかとかはわかってございません。連盟のほうが予約をしているホテルに割り当てるということで、予めランク付けがありますけれども、どのランクのホテルに泊まるかがわかりませんので一応高いクラスの所になってもいいように、金額で計上させていただいております。その分できるだけ安い所に宿泊できれば、またその実績で精算は行うようになってございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 精算はもう済んでいるのでしょうか。まだ済んでいないのですか。まだ済んでいない。わかりました。

それではですね、最後にもう1点だけ確認。宿泊費がそれぞれ幾らで交通費が幾らなのか、そこだけもう1回答えてください。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 九州のバドミントンのほうでございますけれども、予算の計上の額としましては交通費が70万円、宿泊費が35万円でございます。ホッケーのほうにおきましては、交通費が210万円、宿泊費が65万円で計上させていただいております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成28年度小国町一般会計補正予算第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第4号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集をお開き願いたいと思います。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。下のほうでございます。

専決第5号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

平成28年8月10日専決

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、別冊小国町一般会計補正予算の左肩に専決第5号と書いてございますので、そちらをお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成28年度小国町一般会計補正予算（第4号）

平成28年度小国町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6千814万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月10日専決

小国町長 北里耕亮

でございます。それでは2ページをお開き願いたいと思います。

第1表の歳入歳出予算の補正でございます。歳入につきましては、先ほどと同じく繰越金を充当しております。130万円でございます。補正前の額と合わせまして補正後が53億6千814万6千円でございます。

歳出のほうでございます。教育費の保健体育費でございます。補正額は歳出130万円でございます。同じく歳入歳出53億6千814万6千円とするものでございます。

それでは3ページ4ページをお開き願いたいと思います。総括の歳入でございます。先ほどと同じく繰越金を歳入のほうに充てております。130万円でございます。歳出のほうは教育費のほうでございます。130万円一般財源で歳出をさせていただいております。それでは4ページのほうでございます。歳入のほうは先ほどと同じく奥のほうに繰越金でございます。前年度繰越金130万円を充てております。それでは歳出のほうでございます。教育費の保健体育費、保健体育総務費でございます。節のほうは負担金補助及び交付金ということでございます。先ほどの九州大会のバドミントンが全国大会に出場するということになりまして、全国大会のほうで行きます先ほどの交通費及び宿泊費を補助ということで専決させていただいております。この全国大会につきましては、石川県のほうで開催をされております。先ほどと同じく、生徒が7名と教員が1名、コーチが1名ということで9名分の交通費並びに宿泊費を今回専決させていただいた分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより承認第6号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 9名分ということでわかりましたが、随分ですね沖縄に行ったときよりもちょっと高めにはなっているかと思うのですが、何泊されたかということと宿泊費と交通費の内訳をちょっと説明してもらえますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 会場が石川県でございまして、4泊5日でございます。内訳としましては交通費が80万円、それから宿泊費が50万円でございます。なお、この分についてもまだ精算のほうはしてございません。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて

専決第5号、平成28年度小国町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり承認す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第40号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（北里康二君） 議案集3ページでございます。

議案第40号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。資料のほうは資料（1）総務課と書いてあるものでございます。条例改正案ということになっております。この内容につきましては、小国町山村振興計画がですね、この間の全員協議会で説明をされましたとおり策定されております。その中で、産業振興施策促進事項で税制の支援措置（固定資産税の不均一課税）が定められたことによる改正と、また併せて過疎地域自立促進特別措置法の課税免除について、語句等の整備を行うということです。お手元の新旧対照表、これを条文化したものがお手元の新旧対照表ということになります。

まず、第1条でございます。下線の所が変わっているのですけれども、その下線がなぜ変わってきたかということで下線を読んでいきます。右側の原稿「山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域」とここで、振興山村という表現になっておりますが、今度からは左側のほう下線の部分です「山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令と第1条に規定する区域」これが産業振興促進区域ということですね、この文言、この内容といいますか位置付けが変わることにより、前後にその条文が変わることとでございます。それから下のほうに、右のほうですが、もうこれは法上の「同法第12条第1項第1号及び第2号のイ」というふうに、それに指定している下のほうに「同条第5項に認定法人」というふうに書いてあるのですけれども、これがもう左になりますと「山村振興法第14条に規定する」ということで、認定法人がもの変わったということです。そのものというのがどうということかという、条例改正案の（1）と（2）に該当する、これは認定法人ということからものという表現、個人でできるということです。新旧対照表の2ページ、裏側でございます。第3条です。第3条の上にはですね、右側のほうは「振興山村内」というふうに書いてありますが、左側は「産業振興促進区域」というふうに位置づけが変わっております。それによって、文言が

最初の第1条と同じような内容にはなるのですけれども、不均一課税を個々に税率を変えていますので、そこでうたうためにこの中に第3条が出てきております。その中でまた認定法人というのがものというふうになっております。税率については先だっても説明をしておりますけれども、この紙に条例改正案の下記にあるとおりで、初年度が100分の0.14、2年度が100分の0.7、3年度が100分の1.05と。通常は1.4というのが低くなるということです。ただ、それにより減収ですね、税が減るということの部分については交付税でそれを補填すると。山村地内の産業振興を促進する、支援するというための税の部分の条例改正になります。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより議案第40号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「議案第41号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集3ページをお開き願いたいと思います。下の段でござ

います。

議案第41号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第5号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町一般会計補正予算（第5号）  
を別紙のとおり提出する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、別冊の補正予算書をお開き願いたいと思います。左上のほうに、議案第41号と書いたものでございます。それでは1ページをお開き願いたいと思います。

平成28年度小国町一般会計補正予算（第5号）

平成28年度小国町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1千472万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8千286万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。それでは2ページの歳入歳出予算の補正の説明をさせていただきます。

2ページの歳入でございます。今回、歳入の主なものでございますけれども、地方交付税を1千335万6千円の補正を計上させていただいております。次の11の分担金及び負担金でございます。これは災害復旧関係の農災の負担金でございます。731万4千円。次、国庫支出金、国庫負担金と国庫補助金がございます。これも災害復旧関連でございます。9千100万円、これも災害復旧関連の国庫負担金でございます。下の77万7千円、これは社会保障関係の税番号制度の国庫補助金でございます。その下県支出金、県の補助金でございます。4千464万5千円、これについては災害及び経営体育成の災害復旧関係の県補助金でございます。それと寄附金250万円、これは個人の方から寄附をいただいた分でございます。繰越金2億3千837万3千円、これは前年度からの繰越金でございます。町債1千660万9千円、これにつきましては公共債及び学校債及び臨時対策債の現年度総括でございます。合わせまして歳入4億1千472万円の歳入補正でございます。補正前の額に対しまして7.7%の増の歳入補正でございます。

それでは3ページの歳出のほうでございます。主なものでございます。総務費でございます。総務費の総務管理費、補正額1億5千987万4千円。この主なものは前年度からの繰越金の2分の1の補正ということで、財政調整基金のほうに1億5千万円補正を積み立てしております。その分が主なものでございます。民生費980万9千円ということで、これは障害者自立支援給付金並びに負担金の返還金が主なものでございます。次、衛生費でございます。139万6千円、これは予防接種関係の委託料の補正でございます。農林水産業費の農業費でございます。1千228万7千円、これは今回の震災復興に伴います震災復興経営体育成の支援事業補助金でございます。次、商工費でございます。138万5千円、これにつきましてはジオパーク関係の推進の

負担金並びに観光地域のブランド確立のための負担金でございます。土木費、これにつきましては人件費関係の手当関係でございます。その下の教育費でございます。75万円、これにつきましては教材費の備品購入でございます。同じく、先ほどの小学校でございます。次のページ4ページ、中学校費75万円、これも教材費の備品購入でございます。一番下、災害復旧費でございます。それぞれ農林水産業費の災害復旧費7千501万8千円、公共土木災害復旧費が1億5千210万円、その他公共施設災害復旧費370万円ということで、これは災害復旧の全て災害関連でございます。以上、歳出4億1千472万円の歳出補正をさせていただくものでございます。

それでは5ページをお開き願いたいと思います。地方債の補正でございます。今回、臨時財政対策債のほうは最終的にマイナスになっておりますので、3千109万1千円臨時対策債が減額されております。そのため補正前は1億6千万円でしたが、補正後は1億2千890万9千円というふうに補正をさせていただくものでございます。その他、公共土木災害、公立学校の災害復旧債、公立社会教育施設災害復旧事業債ということで、それぞれ今回の災害に関連しまして増額補正を起債の補正をさせていただいております。公共土木のほうが4千500万円増額で補正後が1億4千930万円と。公立学校の災害復旧が50万円増額の52万円、公立社会教育施設関係の起債が220万円増額の880万円の起債の増をさせていただきまして、補正後の地方債が5億1千830万9千円というふうに補正をさせていただくものでございます。

それでは6ページが総括でございます。これは歳入の総括となっております。それでは7ページのほう、これは歳出のほうの総括ということでございまして、歳出のほうの内訳としましては国庫支出金のほうが総額で1億3千656万8千円と、地方債が4千770万円、その他が981万4千円と、一般財源のほうが2億2千63万8千円というふうな歳出の内訳となっております。

それでは8ページからが歳入のそれぞれの目と節の内訳でございます。まず一番の上のほうから地方交付税でございます。地方交付税のほうを1千335万6千円ということで確定いたしましたので、増額補正をさせていただくものでございます。次、農林水産業費の分担金ということで農地災害復旧費の分担金、これは15%で682万5千円と。農業施設災害復旧分担金ということで、3%の分担金で48万9千円ということでございます。次、国庫支出金、国庫負担金でございます。これは災害復旧の国庫負担金でございます。上のほうが公共土木災害復旧の負担金ということで、道路災河川災合わせて道路が27件と河川が15件でございます。合わせて42件の分で9千万円でございます。次、公立学校の施設災害復旧費負担金ということで、これは学校の震災に関連するものでございます。これにつきましては、それぞれ先ほどの負担金でございますけれども、率は66.7%でございます。公立学校関係災害復旧の分担金、これは3分の2ということで同じく66.7%で100万円でございます。続きまして国庫支出金、国庫補助金、

総務費の国庫補助金ということで内容につきましては、社会保障税番号制度に伴います補助金でございます。これ77万7千円ということで、これは税番号制度マイナンバーカードに伴います総合運営テストの実施が必要ということで、この分の補助金をいただいて行政システムとのマイナンバー制度の運用を実施するものでございます。次、県支出金、県補助金、農林水産業の補助金でございます。上のほうから、農業費補助金ということで840万円、これは先ほどもちよつと申しましたが震災によります農業施設関係の補助金でございます。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金ということで、これは6経営体ということでなっております。国が50%、県が20%、町が20%ということになっております。次、林業費の補助金ということで、これはえづけSTOP!鳥獣被害対策ということで、これは県の100%の補助で餌付けをすることにより、またいろんなソフト関係の事業を伴って、鳥獣被害の特にイノシシ・シカのソフト事業に対する補助金でございます。30万円でございます。次、災害復旧費の県の補助金ということで、農地災害復旧費補助金と農業施設災害復旧補助金ということで、農地のほうが今年の梅雨前線豪雨災害で34件ということで、定率が50%の補助ということで今補助額を上げております。2千275万円。農業施設災害復旧の補助金が7件で定率65%ということで1千319万5千円を補助金として、今計上させていただいております。

続きまして9ページでございます。大きいものということで2枠目の寄附金ということでございます。これはふるさとの寄附金ということで個人の方から250万円をいただいております。その分の寄附の歳入補正でございます。それと繰越金でございます。これは前年度からの平成27年度の実質収支が2億9千447万3千円ございまして、平成28年度の当初予算の繰越が一応5千万円ということで計上しておりました。その差ということと、これまでの補正額を差し引きまして2億3千837万7千円ということになりまして、この分を平成28年度に繰越をするものでございます。これを増額をさせていただくというものでございます。次、町債でございます。臨時財政対策債のほうで、当年度1億6千万円で計上いたしておりましたが、決定額が1億2千890万9千円となりましたので、これを減額するものでございます。次、公共土木災害復旧費、土木災害復旧事業債ということで、今回の災害関係の公共債の起債を4千500万円とするものでございます。一応、充当額100%ということで、交付税が95%ということになっております。公立学校の施設災害復旧債ということで、これは学校関係の施設災害でございます。これは50万円ということで、これにつきましては充当率100%でございますけれども、災害復旧債ということで交付税措置は47.5%から85.5%ということで、これは財政状況等に合わせて交付税措置をされます。その下の一般単独災害復旧事業債ということで、これは公立学校社会教育施設事業費ということで、これは林間広場の人工芝の災害の分でございます。この分が220万円、これも一般単独事業債ということで起債をさせていただくものでございます。

次、10ページでございます。歳出でございます。主なものといたしまして、先ほどの歳入で



申しあげましたように、上のほうから2枠目の財産管理でございます。財政調整基金のほうに1億5千万円積立をさせていただくものでございます。その他、主なものとしましては今回時間外等が出ております。これは地震関係の災害復旧関係で時間外等で不足した分を計上させていただいておるものでございます。

続きまして11ページをお開き願いたいと思います。中ほどでございます。障がい者福祉費ということで、償還金利子及び割引料ということで865万1千円ということで、これにつきましてはそれぞれ自立支援の負担金の返還金、障がい者医療費負担金の返還金、障がい児施設給付費の返還金ということで、精算に伴います返還金でございます。その下も同じく老人保健費につきましても精算に伴います返還金が生じております。その分の歳出でございます。その下、民生費、児童福祉費、衛生費、保健衛生費、この欄につきましても返還金とありますのは精算に伴う返還金ということでございます。

12ページでございます。保健衛生費の予防費のところ委託料ということで出ております。予防接種、個別の委託料が181万円ということでございます。これは日本脳炎の予防接種及びB型肝炎の予防接種の委託料ということでございます。下のほうがマイナスになっておりますのは、震災関係による集団接種の委託料がマイナス減額ということでございます。

続きまして農業費でございます。中ほど農業振興費でございます。1千80万円、これは今回の震災に伴います震災復旧の緊急対策経営体育成支援事業補助金ということで、農家の施設の6経営体に対する補助金でございます。先ほど言いましたように、国50%、県が20%、町が20%というふうになっております。その他、主なものとしまして12ページのほうにつきましては、先ほどと重複しますがけれども維持費関係、林道関係の維持費これは50万円と、この他人件費関係、手当、時間外等は全て震災に伴います時間外でございます。

13ページ、観光費でございます。負担金補助及び交付金133万5千円ということで、阿蘇ジオパークの推進協議会の負担金が43万5千円と、観光地域ブランド確立支援事業の負担金ということでジオパーク関係につきましては、阿蘇管内のジオパークに伴います推進協議会でございます。いろんなプロモーション活動や、また観光活動に対する看板の設置とかそういったところの人口割・面積割等で負担を小国町がするものでございます。下の段のブランド確立支援事業につきましては、小国郷のいろんなキャンペーンや、またそういったものを広域的に行うために伴います阿蘇のデザインセンターへ負担金を支払うものでございます。90万円でございます。

その他、先ほど総体的なお話に出ましたが13ページの下から二つですね、教育費の小学校及び中学校ということで、それぞれ75万円。これは電子黒板の備品ということで、それぞれの小中学校のほうに電子黒板の備品を購入するというのが主なものでございます。

その他、次の14ページでございます。災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費でございます。上のほうが農地災害復旧費、下が農業用施設災害復旧費ということで、農地のほうが工事請負費

が4千550万円ということで、34件分の農地の作業復旧の補正でございます。続きまして、農業用施設災害復旧費の工事請負費ということで2千30万円、7件の農業施設の復旧の工事費を補正させていただくものでございます。

続きまして15ページでございます。公共土木施設災害復旧費ということで今回の梅雨前線豪雨によるものの工事請負費の補正でございます。委託料が1千万円と工事請負費が1億3千500万円ということで、道路災害復旧が27件、河川が15件ということで合わせて42件の工事請負の補正をさせていただくものでございます。その下、工事関係に伴います用地購入費、補償補填ということでございます。一番下の災害復旧費のその他公共施設災害復旧費ということで、公立学校の災害復旧費と公立社会教育施設の災害復旧費ということで、上の欄のほうが小学校の工事費、これは校舎内の震災によります復旧費の不足を補正をさせていただくものでございます。中学校のほうも同じく不足する分の20万円を補正をさせていただくものでございます。下の欄の公立社会教育施設災害復旧の補正につきましては、先ほど申しました林間広場の人口芝が震災によりまして陥没いたしましたので、その分の修繕工事をする分でございます。220万円でございます。

以上、今回の補正によります概略説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） 執行部より、議案第41号について説明がございました。

ここで、暫時休憩をいたします。11時15分より再開をいたします。

（午前11時05分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（渡邊誠次君） これより議案第41号について、質疑に入ります。

10番（時松昭弘君） ただいまですね、補正予算の中身につきまして総務課長から質問を受けました。今回の議会は決算議会ということでございますけれども、本来ならばですね、この議会中に、この補正予算を一応執行部から提案がありましたけれども、これは本来ならば決算の認定が終わってからこの補正を組むようになるのが筋じゃないかと思いますが、そこはいかがですか。補正のほうを先に出したということになるとですね、その理由がどういう形になるかということをちょっとお尋ねをしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 今回の議案の日程につきましては、もちろん専決させた分と今回補正を先に上げてございます。決算認定につきましては、決算認定は確定してそのあくまでも決算に伴います予算案ということで補正が完了しておる部分があります。特に決算したあとの財調積み上げ、積み増しとかですね、そういったものは決算後の積み上げの補正というところでございますけれども、あくまでも補正は予算案ということで上げておるところでございますので、そういった形で御理解いただきたいと思っておるところでございます。

副町長（桑名真也君） 法令上ですね、どちらのほうに先に議決すべきかといったことの規定はないというふうに理解をしております、先ほど課長が申し上げたとおり繰越金の部分ですとか財調の積立金の分について、確かにその決算が決まっていなくて何でこの額が確定額だと言えらんだというところは、確かにおっしゃるとおりでございます、仮にその決算のところでは何か御指摘・不備等がございます、また修正がございましたら12月議会等でその部分については補正という形を組ませていただくというふうになるかと思えます。

10番（時松昭弘君） これはですね、決算の昨年5月が暫定予算という形で、3月で組まれておりますけれども、6月が今のメンバーで本予算を執行したわけですね。その繰越金がこの前も全員協議会の中でちょっと質問をしましたが、この繰越金と財調資金、この分の繰入金とか歳入歳出の分がありますけれども、これは本来ならばこの全員協議会の中でこういう説明をしていただくのは、これは別に何ら問題はないわけですが、この補正のほうを順番的にいきますと、今回が今、日程第6ですけれども、この私が一番言いたいのはですね、認定が終わったあとに補正を組むというのは、これは歳計剰余金の処分というのが地方自治法の233条の2項の中にあるわけですね。これは条例の定めるところにより普通公共団体の議会の議決により、ということになっています。これ議会の議決をまだ認定も受けていないままにですね、この補正が出てくるということ自体がちょっと私はおかしいのではないかとこのように思いますが、そこは町長いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 先ほど副町長も言いましたように、筋論から言えば10番議員が言うことも一定の理解はできますけれども、繰越金の部分と他の案件の部分も補正予算にはあります。補正予算を先に承認をいただいて、そのあと議会運営委員会で今回の決算の審議を長期間かけてですね、十分に審議をしていただくわけでございますけれども、今までもこの小国町の部分においては補正予算が先に上程をされ決算の審議をした経緯が今までもありました。今までがこうだったからこれからは、という部分は確かにあるかと思えますけれども、何かまた変更があればですね、先ほど副町長が言ったようにその指摘に応じて改正をするという部分は執行部としては甘んじて考えてはおりますけれども、またこの部分については本来のどういう形がいいかというのは、ちょっとまた執行部内でも予めというか、少しちょっと検討というかですね、把握をさせていただきたいと思えますが、ただ基本的には今回このような上程の仕方をいたしましたけれども、これでさせていただきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） この順番がですね、どうこうということではないけれども、本来ならば一応5月が出納閉鎖があります。6月から決算までの間に、前年度の繰越金を補正で組むということは当然、決して組んではいけないということにはなっていないのです。ところが同一会議中の中に、9月決算議会ですね、この中には会期中の中にした場合は補正は逆にあとに、決算の認定を受けてやるというのが筋じゃないかというふうに思えます。これは私もですね、以前からこの

問題につきましてはちょっと疑問に感じておりましたけれども、これもちょっと町村会とか各団体のところの市町村会あたりにもいろいろと調査をした結果ですけれども、これは地方自治法の233条の2項の中に、各会計年度においてですね、決算を剰余金が生じた時、翌年度の歳入に編入をしなければならない。これは当然のことですね。ただし、条例の定めるところにより又は普通公共団体の議会の議決によって剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるということになっています。これは全部じゃなくて、今回の場合は1億5千万円をまた繰り越しをするというふうになっていますけれども、これは本来ならばやっぱり認定を受けてやると。今回については、一応私がこれは補正予算に対していろいろ異議を唱えるわけではございませんけれども、これは一応、問題提起をしたいというふうに思います。これは実際、調査をしていただいて、そこまで執行部あたりが総務課長を中心とした形で今まで過去にずっとやってきたということでやっておりますけれども、これははっきり申し上げますとですね、我々が議会中で予算の承認をして認定をする前に繰越金等のやっぱり補正にまた承認をするというのがちょっとおかしいのじゃないかというふうに思います。これは、補正予算に対する決して反対をするわけではございませんけれども、やっぱりそのやり方がですね、順番ということをもう少し慎重に議事日程を組む時なんかは考えていただきたいというふうに思います。このことはですね、問題提起をしたいと思います。

副町長（桑名真也君） 剰余金の、確かにその用途を議会の皆さまの承認等を条例等の定めもありますけれども、やらなければいけないということはおっしゃるとおりでございます、そこにつきましてその剰余金というのがまさに決算というもの、議会の皆さまの議決を経て確定したものである必要はないというふうに思っておりますので、今後その決算のところで確定したあと、そこで当方が思っているものと違った数字というふうになるのであれば12月議会等でまた所要の修正等を行わせていただくということになるのかと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 12ページにある予防接種の集団接種委託料がですね、14万円減額になっています。先ほど提案理由の説明で地震の影響で今回この減額補正をするということが説明をされましたが、その予定をされていた集団接種が実施できなかったということですか。

福祉課長（木下勇児君） 衛生費の保健衛生費の中の予防費になります。先ほど総務課長のほうからの説明の部分につきましては、少し補足をさせていただきたいと思いますが。

日本脳炎の第1期分ということで3歳児が2回、4歳児が1回予防接種を受けるようになっております。こちらを当初予算では集団接種ということで、期日を指定して一度というか3回に分けてですけれども、予防接種をするような予算組みをさせていただいておりました。ただ今回、熊本地震の発生で、日本脳炎の予防接種ということでどうしても4月5月で実施をしたいということで、その時期を予め決めてはいたのですが地震で対応できなくなりました。ただ、どうして

も接種をしていただきたいので個別に行ける時に行ってくださいということで、今年だけですが、今回は個別の予防接種に切り替えさせていただきました。それに伴いまして、予算書でいきますと11ページの一番下に需用費56万3千円、及び13委託料の予防接種の集団14万円、これがいわゆる集団でやる時の経費ということで、こちらを減額をさせていただきますして個別の予防接種ということで181万円、この中の96万4千円を計上させていただいているということで、集団から個別になりましたので若干割高には予算的にはなりましたが、今回そういったことで対応させていただきたいということです。

5番（児玉智博君） それではですね、歳入で寄附金が250万円ありました。これは一人の個人の方から250万円の寄附があったということなののでしょうか。その目的としては、これは震災関連での寄附金なのか、それとも別にそういう訳ではなくて普通にただ寄附金が寄せられたのかお答えください。

総務課長（松岡勝也君） 寄附金の250万円でございます。これは一個人の方からでございます、名前は公表しないでくれということで、この方は何年か続いておる方でございます、寄附を250万円今回多分にいただいております。本人の御希望で教育に100万円と福祉のほうに150万円使っていただければということで申し出ております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） それでは、前の議会の時に寄附金が、その震災が発生したことに伴うその寄附金が寄せられているということでありましたが、その中でまだ会計の中に入っていない分もあったと思うのですが、これはまだ全員協議会ではですね、ある程度この小国町で発生したその被害に対応する予算というのは今回農林土木や公共土木等も含めて完了するんだということで答弁がありましたけれども、この機会に一般会計にですね計上しなければ、いつそれを計上されるのですか。

総務課長（松岡勝也君） 今回、震災に伴います寄附、これはふるさと納税を寄附ということでいただいでその中で寄附の中身を、ちょっとシステムといいますか変えまして、一般の返礼付きの寄附と震災返礼なしの寄附ということで公表をいたしましたら、震災の寄附がかなりいただいでおるところでございます。それに伴いまして地震に伴います道路関係、公共関係の維持が非常に一般財源がかなり必要になったということでその分を充当いたしまして、震災関連に伴いましては寄附を充てたという関係で、残りが8月末現在では130万円、今残っておるところでございます。その他、一般の寄附も別途ございまして、それにつきましては随時充当しておる。こういった250万円いただいた方は即座、教育や福祉に充てていただければということであれば、随時補正で充当いたしております。その分、寄附につきましてはあとの決算のほうで出てきますけれども、基金のほうに積み立ててそれから随時必要な財源不足のところを充てておるというのが現状でございます。

副町長（桑名真也君） 震災まわりでですね、今も寄附を数はもちろん少なくはなってはいるのですけれども、まだいただいております状況が続いております、そこにつきましては確かに震災の復旧復興に充てて欲しいという御希望がありますので、例えば開発センターの建て替えに要する費用ですとかそういったものに今後充てていくというふうに考えております。

5番（児玉智博君） わかりました。そのことはわかりました。

そして、これは全員協議会でも質問をしましたが、なかなか小国町においてはこの一般住宅の被災という部分もあるわけです。それで、これが熊本地震に係る被害状況についての第173法というのが、一昨日熊本県から公表されています。これによると、小国町では一部損壊が111世帯、111棟あるわけですね。小国町では上限額10万円で修理費用を補助するというので、6月定例会で300万円補正予算として計上されたわけですが、実際ですね111世帯の人たちが修理をすると、とても足りないような件数になっているというふうに思うのです。小国町としては、それは足りなくなったら補正をしますというふうにおっしゃるのかもしれないですけども、大体その300万円というのは、何世帯ぐらいが修理をするだろうという予測を立ててそういう計上をされているのですか。

総務課長（松岡勝也君） 震災を受けましていろんな各自治体で見舞金を出すところ、また隣町では全棟調査して支払うという形のいろんな自治体、そういった震災に対する住家に対する補助支援制度がある中で、その時点で罹災証明がまだまだ続く中で、本当に300万円が妥当なのかというところがありました。しかし、一部損壊で確かに本当に小さいヒビが入った方でも一部損壊で、判断の最低基準が一部損壊ですので持って来られます。しかし、それを補修するかどうかというのは本当に半分の方がするかどうかというのは非常に未確定でございますので、あくまでも申請の時点での補正の時点での件数に、全ての方が10万円満額で、10万円以上工事をした場合ですので、10万円以上した場合で100万円で100件あったときに100万円ですので、300件あったら300万円ということですので、あくまでも想定の数で上げておりますので、今実際の申請を継続しながら補助金申請も並行しておりますので、300万円が足りるかどうかというところは実際問題あくまでも10万円を最高限度ですので、30件あったときに300万円ということでございますので、そここのところはあくまでも申請の途中で掴んだ数字に一応10万円を掛けて算出したというところですので、今後の申請状況をですね。一応9月いっぱい申請の期限というふうに公表しておりますけれども、もうあまりは出てきておりませんので、300万円が足りるかという確定はちょっとできませんけれども、そう多くは出てこないんじゃないかなという気はいたしております。

5番（児玉智博君） ちょっと私の中のこの問題意識として、やはりですね、修繕するにしても10万円、たとえ補助が出るにしてもやはりその元手の資金がなければその修理に踏み切ることができないというふうに思います。そういう中で小国町としてはですよ、その罹災証明書が出て来

ていると111件ですね、出て来ているということであれば、そのどの人の家が崩れているのだというのは把握できると思うのですよね。そういう人たちが今後どういうふうにやっていくのかと、そういう修理の申請がこなかったらその崩れたままの家に住み続けなければならない人たちが、それは出るということになると思うので、実際その本当に修理をしなくてもいいから修理をしないのか、それともしたいけれどできないのかという、そういう追跡調査もやっていく必要があるんじゃないかと思います。それで必要であれば、じゃあその10万円だけではなくてもうちちょっと踏み込んだ支援をしていくべきなんじゃないかと、そういう判断をですね、やっぱりしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それでもう1点ですね、ちょっと確認をしたいのですが、その寄附金としては災害発生に伴う返礼品を要求しない寄附が寄せられているということでありました。それでですね、もう一つその今回どこの被災自治体のホームページを見ても、寄附金と義援金の募集というものも行われています。そこで、やはりですね今回の震災ではなかなか一部損壊に対する公的な支援がないということで、熊本県中でやっぱりこれはちょっとおかしいと。じゃあ、例えば全壊だったら最大、国からですね、300万円の支援金がもらえるけれども、一部損壊ではゼロだと。それは300万円くれとは言わないが、なんで自分たちはゼロなんだという声が聞かれるわけです。そういう中で、やはりですね市町村に寄せられた義援金を一部損壊にも程度に応じて支給することをするべきだというような声も寄せられていますし、実際、被害が酷かった地域ではそういう署名活動も行われているわけですが、小国町はその義援金というのは呼びかけているのですか。

総務課長（松岡勝也君） 義援金という形では呼びかけはいたしておりませんが、今の段階では寄附金ということで今まで寄附をいただいた方ですね、寄附金という形で受け入れをしております。一部損壊について、まだまだ新聞紙上でもそちらのほうに義援金をまわすと、してほしいという意見は聞かれております。確かに一部損壊と大規模半壊や半壊、これはあくまでも行政のほうで判定基準で2次判定や要望があった方もあっておりますけれども、なかなかきちっとした積み上げ方式の点数式の判定でするので出てきます。ですので、小さいクラックや見た目ではほとんどわからない程度であれば、ほとんど点数に跳ね返ってこないということで、よほどの柱・壁・瓦や大きい損傷が出ないと大規模半壊とかいうふうにはポイント的にも出てきておりませんので。ですから小さいヒビ割れ、そういった瓦1枚2枚落下やそういった方に、じゃあ果たしてどういった金額の差をつけてするかというのは非常に難しい問題があるかと思っておりますので、あくまでも、うちのような町としては、やはり修理をした方に対して実績に基づいてという事を選択したということでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 義援金は呼びかけていませんということで簡単に言われたのですが、それでは寄附金と義援金の違いというのはどういうふうに認識されていますか。

総務課長（松岡勝也君） 義援金の募集といいますと、結局個人個人に現金が手渡っていくという形になりますね。ですから、寄附金といった場合はある程度広くいただいた金を、目的が希望がなければ幅広く使っていきますけれども、義援金の場合は個人個人に渡すということになりますと、その判定というのがまた出てきますので、非常にこう難しい問題があるのかなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 判定というか、基本的にその町が義援金を募集すればその配分委員会というのを立ち上げて、その委員会で議論をしてどういうふうな配分をするかというのを判断していけばいいわけですよ。難しというのは、何がその難しいのか。その会議を開くのが面倒というふうに思うのか、そう思うのであればそれまでなんですけれども。やはり町内の一部損壊で判定された方にお話を聞くと、やはり実際その見積もりをとってみたら、一部損壊だけでも100万円以上の見積もりが出てきて、やはりびっくりされた。それで再度2次調査も要求したほうがいいかなというような相談をされた方も、私のところに来られた方もいるわけですよ。だから、一部損壊といってもやはり被害はゼロではないわけですよ。やはり、そういうことを考えれば義援金を寄せる人というのは、やっぱり被災した人に義援金、大変だろうからそういう助け合いの心ですね、義援金を寄せられるわけですよ。それは何も、私はその家がなくなった人にしか寄附したくないというような人はなくて、そういうことを考えずにやっぱり被災した皆さんにというふうに義援金を寄せられると思いますので、やはりここはそういう義援金を募集していれば、その10万円以上の支援もできたらろうし、やはりここは町としても今一度本当にこの判断が正しかったのか、その義援金は募集しないという判断がですね。良かったのかというのは改めて考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今や本町につきましては、御存知のとおり大規模半壊1件と重症があとから1名増えて足の小指の骨折という方が1名ということになっております。それにつきましては義援金を確かに配分、新聞等にも出ておりますように、県の配分委員会から町のほうにきておりましたので、配分どおりに支払うということで本人にもそういった形で伝えしております。これは一部損壊とかに何百軒という方を小さな壁のヒビから瓦1枚から床から畳、壁、いろんな物損とか出てきますと、そういう判定委員会で判定をできるのかというのもですね、これは金額の総枠の100万円あったら100万円をこの方1万円、この方2万円と細かく判定委員会ですていかなければならないと思いますので、そういったものがやはり難しいから一部損壊が難しいというふうになっているのではないかなというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 同僚議員のほうから等々の質問があつてはいますけれども、私もここ数週間新聞報道等を見ますと、まずは罹災証明書の見直し、その中に一部損壊というのがかなり出てきております。その一部損壊の考え方がですね、今までは今先に言われたヒビだけでどうのこうのということがありましたけれども、今は壁や内装が倒れた場合や壁が内側に倒れたとかですね、そ



ういうものも半壊にあたるのじゃなかろうかなという、その新聞報道が出ております。その報道の中もですね、4割だったかな。私がちょっと間違っていたら申し訳ないのですが、4割近い一部損壊が半壊に認定されたという、そういうところもございます。だから町としてやるもの、それから県として対応すること、それから国からまたいろんな情報を得てですね、やはりもう少ししっかり今できることをもう一回見直すべきではなかろうかと私は思います。だから、第2次審査であれ3次であれ、やれることはやると。そして100%その方々に納得はできなくても、やはり修理をすれば400万円や500万円という話も聞いております。そういうものがあります。是非ですね、担当の方、それからそれに関連する方々は目で見て、ものを聞いて、そして県等々のこともちゃんと勉強をしながら対応することが大事かと思いますが、そのあたりいかがですか。町長にもその辺をお伺いいたします。一般質問みたいになってすみません。

総務課長（松岡勝也君） 今回の震災に対する一部損壊、大規模半壊、これの義援金の配分問題とか、いろいろまだまだ新聞紙上でもずっと各自治体も、特に大きい地震の被害があったところほど難しい判断ではないかなと思っております。ですので、それにつきましては今の小国町の状況から申しますと、やはり今の実績に伴います修繕に対する上限の補助というのが、小国町の考え方ということでございまして、被災された方で保険を利用されている方もいらっしゃいますし、していない方もいらっしゃいます。いろんなパターンがありますので、今回に対する小国の支援策は今の考え方で進めさせていただきたいなというふうに考えております。

4番（高村祝次君） 災害復旧が2億3千万円ぐらい組まれておりますけれども、今から各町村、9月の補正予算を通過しますと一斉に仕事が増えてくるのではなかろうかと思っております。これを通ったあとには大体いつごろから工事が始まって、いつには完了するということになるのかと、例えば予算が足りなかったからここはできませんというようなことがないようにですね、しっかり、特に町村道あたりの道路、法面とかあるいは上のほうから落石等が対岸線でもあっておりましたけれども、そこあたりまでしっかり修理が復旧ができて道路が通れるようになるのはいつ頃かということをお尋ねしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 今回の補正予算につきましては、先般の全員協議会の中で御説明をいたしました。まず4月の地震につきましては6月のほうで補正をさせていただいております。今回の補正につきましては梅雨前線豪雨災6月18日から6月30日にかけての豪雨によります災害に伴います工事請負委託費等が主に計上させていただいております。いつ頃になりますかというお尋ねだと思いますが、今回、まさに先月をもって前回の地震の災害の査定が公共災、それから農災においても査定が終了しております。梅雨前線豪雨災におきましては、今月から新たに査定の日程が組まれまして、公共災・農災合わせて逐次査定に付していくところの予定になっております。ですので、地震災につきましては今月末等の、今月より査定が終わったものについては順次発注をしていきたいというふうに考えておるところでございます。今回の補

正の分につきましては、公共災・農災合わせまして43件ほどございますので、これを今から査定を受けるという日程でございます。御存知のとおり、かなり県下でも災害の数が多く災害の日程すらも2週間に1回程度4月以降ですね、組まれておりますけれども、各自治体が出せる数というのが一査定におきまして10本程度の査定しか受けられないような日程になっておりますので、日程的には今聞いておりますところ、20次査定ということで、公共災においては20次査定ということで12月末まで査定が行われるということになります。災害復旧につきましては査定を受けまして、それから設計を組むわけでございます。そして発注というようなことですので、順次受けたものから実施設計をしまして発注をしていくというような、今後の段取りになっていくかと思えます。まさに今月から以降が工事の発注が徐々に地震災を皮切りにですね、発注をしていくというようなことになろうかと思えます。規模によりましては大きい所もございますので、基本的に年度内の完了を目指すこととなりますが、多分に繰越工事やあるいは過年度工事とかですね、災害復旧も3年間において復旧を完了しなさいということですので、できるだけ早いうちにですね。特に農災等は農閑期、今から入ってまいりますので、この期に工事を完了し来年の春までには完了したいというふうに思っておりますので、そういう優先する工事のほうから、尚且つ査定が完了したのから順次今月から発注をしていきたいというふうに考えております。

それから対岸線等を始め田原線もそうですが、山腹のほうですね、町道際の山腹のほうの崩壊がございます。そのあたりにつきましては、もう事前に地震の際にですね、ほとんどが地震の際の崩壊でございます。県のほうの関係機関とですね、特に林務と土木関係に現地を案内して現場のほうは確認作業は終わっているところでございますので、あとは県サイドの事業をどういう事業でという、災害関連とかですね、緊急を要するところ災害関連とかいろんな補助事業の中で対応していただけるということも聞いておりますので、そういう部分については林務や土木のほうで対応していただくということで。現年の発注が原則でございますけれども、発注におきましては県のほうにちょっと確認をしまして、合わせて工事が完了できるような状況に持っていきたいというふうに考えております。ですので、今月より災害復旧工事は徐々に発注をしていって、年度末までの発注が毎月入札というようなことで予定を立てておるところでございます。

以上でございます。

4番（高村祝次君） 入札になりますとですね、恐らく小国の業者だけしか入札に入れない所は、特に小さい工場は多いのじゃないかというふうに思っております。やはり、いつも災害があった時に問題になるのが、特に田んぼとかいうのは植え付けの前に間に合わなかったと。すると業者が下請けに出して、親請けは元々従業員があまり居ないのに受けて、それを下請けに出して工事が遅れるというのが通例で、当たり前ようになっております。ですから、もうこういう時には恐らく県下、小国はそんなに目立った所はありませんけれども、益城あたり山都町あたりに行くとならですね、かなりの災害があります。もう熊本県だけで業者が間に合わないならば、福岡や大分

県など来れるところから、やはり被害に遭った方々が困らないように入札方法を変えてやってもらいたい。じゃないと、先ほど言ったように、今までのように地元だけの業者になっていくと工事が遅れてしまう。もう田は植えなければならないのに、まだできないというのが当たり前になってきております。ですから、そういうことのないようにしっかり入札の方法は、町長、しっかり小国だけの業者に頼らず、仕事が間に合うか間に合わないかは大体入札の段階でわかると思いますので、しっかりそこあたりを把握して入札してもらいたいと思います。

町長（北里耕亮君） 入札業務の担当は総務課でありますけれども、これは決まりがありまして、指名をする際には指名委員会というのを、私が入らないそういう委員会を催します。今、御意見があったように、大事なのは農作業やそういう部分に支障がないようにという御意見だろうと思いますので、執行部としてはそのあたり重きは置きたいとは思いますが、その部分とどこに指名をするかというのは十分背景を考えながら考えていきたいと思っておりますけれども、その指名願やそういうものを出していただいている所は、当然そういうのができない決まりにはなっております。決まりに基づいた中で、そういう大事な農作業に支障がないようなそういう部分を鑑みながら、考えながらやっていきたいというふうに思っております。総務課から補足はありますか。

総務課長（松岡勝也君） 今、町長が申しましたように指名審査会というものがございます。町長が入っていない機関で、私どもが指名審査会の委員長ということで建設課長、産業課長、建設・産業が主ですけども組織をした委員会がございます。その中で審査をした上で業者の選定数などを検討しております。今回、今お話がありましたように県下全壊災害件数が、地震及び梅雨前線、雨含めて非常に事業量が増えております。ですので、審査の中ではやはり手待ちの量ですね、そういうものを把握をしながら県の工事をたくさん持っている、要するに町の工事が遅くなるようなことが考えられますので、そういったところも加味しながら指名のほうの業者・内容等については、また発注の形態も考えて進めていきたいというふうに考えております。

4番（高村祝次君） 今、町長が言われたように指名が出ていないなら入れられないということならばですね、やはり公募をして対応してもらいたいというふうに思います。じゃないと、指名がよそから出ていないなら、結局今までどおりのことになってくるというふうに思いますので、そういうことのないように私が言っていることですので、しっかり農作業などに困らないように、ましてや道路も今、通行止めなどになっておりますので、そういうことが早く解消されるように頑張ってもらいたいというふうに思います。決まりがあっても、それをいつまでも守って、こういう時期に守っていたらですね、今までどおりということでございます。しっかり考えてやってもらいたいと思います。

町長（北里耕亮君） 繰り返しの答弁になりますけれども、4番議員の御意見としてはそういう農作業とか、やっぱり地域住民が困らないようにというのが一番だろうと思います。そこは執行部、

しっかり把握をさせていただきたいと思います。反面、当然様々な企業体が入ることはやぶさかではないかと思いますが、ただやっぱり地域内循環というか経済的な小国町の産業の部分も反面考える部分も一部ありますものですから、そのあたりのところは総合的に判断を私が入らないその組織の中で考えられるとは思いますが、御意見の一つとしては今日お伺いさせていただくというところで留めさせていただきたいというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開いたします。

（午後0時02分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

総務課長（松岡勝也君） 午前中の5番議員からの御質問の中で寄附についての充当先の私の回答がちょっと間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。

250万円の寄附金の充当先につきましては、福祉のほうに100万円と教育費のほうに150万円と訂正させていただきます。ちょっと逆のほうに説明をいたしましたので、訂正させてお詫び申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

3番（北里勝義君） 14ページの災害復旧費について質問をさせていただきたいと思います。

この災害復旧費の中の農地等災害復旧費でございますけれども、補正額が5千110万5千円、この財源の内訳といたしましてその他ということで682万5千円。これは先ほどの説明で受益者負担ということでございます。負担率が15%というふうになっております。この農地災害復旧について負担金等でやはり大変厳しいということで、災害復旧を断念した件数があるかどうか、まずお尋ねいたしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 農地災害復旧についての受益者負担金の15%と、あるいは施設災害についての3%という負担金、これはもう定率でございます。御質問の負担金の負担がちょっとできないということで断念されたところが何件あるかということですが、件数は、ちょっと今お答えする持ち合わせがございませんけれども、1件、2件はですね、そういったことで負担金の件で災害復旧事業を断念されたという話は聞いておるところでございます。

以上です。

3番（北里勝義君） この農地災害復旧につきましては、最終的には例えば激甚災害指定だとか、それから増工申請ですね、これによって最終的には負担が決まるというふうに理解をしておりますけれども、受益者にそういった説明をされておるのかどうか、その点をちょっとお尋ねいたしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 受益者のほうにはですね、今回激甚指定を受けているということで、その旨のお話もさせていただいております。当面の定率の負担金ということで15%、3%のお話

をさせていただいた上で、そうした激甚指定の上で負担金は最終的には今どれだけになるのかというような話はできませんけれども、多分軽減がされますよという話はですね、それぞれ受益者の方には御説明をいたしておるところでございます。

3番（北里勝義君） なかなかその点は流動的な部分があってですね、なかなか受益者の方に説明というのは難しい部分があるかと思えます。ただ、負担金が厳しくて災害復旧に取り組めないということになれば、当然植え付けもできないわけですよ。だから今農業といいますか、農地を持っている多面的機能がやっぱり損なわれていくのではないかなというふうに心配もしております。この負担金徴収については条例で土地改良事業分担金徴収条例が定められてあって、それに基づいて徴収をするわけでございますけれども、この徴収条例を見ますとやはり災害復旧事業において農地は15%、それから農業用施設ですね、用水路・溜池・頭首工・道路そういったものは3%、それから土地改良事業についてもやはり道路や農業用施設は同じく3%なんですよ。ところが区画整備、これは補助の整備ですね、これは5%ですよ、実際。ところが農業災害復旧の農地だけが未だに15%ということで、かなり高い率になっております。それから区画整備についてはその中で、5%の中で一反あたり25万円の限度額も設けてあるわけですよ、最高。ところが農地につきましては15%、最高限度額は設けてございません。だからこういった中で農地の多面的機能やそういう部分を考慮したときに、やはりこの災害復旧の負担金あたりも今後検討していく時期にきているのではないかなというふうに思っておりますけれども、町長そこあたりどんなお考えですか。

町長（北里耕亮君） 御意見は御意見として賜っていきたいとは思いますが、従来からこういった部分で町としては進めてきております。先ほど建設課長のほうからも負担金の事柄で躊躇というか相談があり、そこでカットされるという案件もあったということではありますが、それはいつの時代もあったわけでございます。いつのタイミングでそれを検討するかという部分ではありますが、当面、今の現在の執行部としてはこの部分については従来どおりにさせていただけないかというふうには思っております。ただ、これで結論という部分ではなくてその15%、確かに負担金というのは高いより安いほうがというのは当然あるでしょうけれども、そのあたりのところはもう少しちょっといろんな情報を把握をさせていただきたいというふうに思っております。執行部としてはこの状況でさせていただきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 過去ですね、やっぱり5年間ぐらいの、どのぐらいの負担率に最終的にはなっているのかというのをを出していただいて、やっぱり増工申請だとかそういうので負担率が変わってきますので、だからそういうので過去5年間ぐらいのあれを出してもらって、大体受益者負担がどのぐらいになってきているのかと、15%は規定ですけども、それ以下になっておると思えます。そういうものを推計で出していただいてですね、やっぱり見直していただきたいというふうに思います。答弁は結構なので、よろしくお願ひします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 13ページの観光費の中で二つ。負担金補助及び交付金で負担金があります。まず、下の段の観光地域ブランド確立支援事業負担金ということで阿蘇デザインセンターへの負担金であると説明がありました。それでブランド確立ということで、今や中学生も自分たちのブランドを考えていく時代であって、いろいろブランドといってもいろんな人がブランドというものはどんなものかなというのを考えるような時代になっているのじゃないかなというふうに思います。そこで、これは一体何のブランドを確立していくための負担金であるかというのを、ちょっと説明いただけますでしょうか。

情報課長（佐々木忠生君） お答えいたします。

観光地域のブランド確立支援事業負担金ということでですね、90万円ほど計上をさせていただいております。これにつきましては、国の事業を阿蘇デザインセンターのほうで採択を受けるところで計画を進めております。その中でやはり今回の熊本地震の創造的復興に向けた取り組みを支援していくというような部分で参加8市町村の手挙げ方式といいますか、各町村で何をするかという部分で事業をデザインセンターのほうで取りまとめてブランドを、この事業を進めるといような部分でございまして、やはり阿蘇地域の観光資源といいますかそういうブランド化を高めていくというような部分で進めていくというような部分でございまして。小国町につきましては、今回、当初印刷製本費を90万円ほど計上しておりましたけれども、これにつきましては昨年度ですかね、鍋ヶ滝に来られた方にアンケートを取りまして、鍋ヶ滝に来る前や来たあとの立ち寄り場所はどこかという部分で、結構町外というような御意見が多くございましたものですから、なるべく小国町を周遊できるような取り組みをしていきたいというところで、冬場の見込み客増に向けたスタンプラリーやそういう部分で小国町のほうも450万円の事業の計画をさせていただいて、その分の90万円を負担するというような分でございます。

5番（児玉智博君） まず、そもそもそのデザインセンターという所があって、観光というところですね、やっぱり小国郷の観光協議会があって、あとは今後小国町の観光協会もこれから立ち上げていこうというふうになっている。その一方でこの上のほうにはジオパークの推進協議会というものがある。また今度です、阿蘇を文化遺産にというのもそういう協議会がある。そこそこいろいろ立ち上がってですね、特にこのデザインセンターという所も、元々は何か阿蘇、まだ合併する前だから阿蘇郡の中で統一した看板を作ろうというのがですね、看板を作るために作られたそういう組織が発展したのか、目的が変わったのかよくわかりませんが、そういう中であるという状況で。小国町も相当な出捐金も出しておりますけれども、はっきり言ってですね私の目にはその成果が見えないような気がするのですよね。また、その小国町だけでなく全ての市町村が職員数をどんどん、国が減らせと言うからですよ、職員数を減らす中で、今年は小国町は職員は派遣したので前年度まで職員を一人派遣していたと思うのですけれども、そういう何

と言うかな各市町村が犠牲を払ってという言い方が正しいかどうかわかりませんが、やっぱりそれなりの負担をしながらやっていく中で、果たして成果にどれほど結びついているのだろうというふうに思うわけですね。そこで、ちょっと行政の長たる町長は、どういうふうにこの組織の成果ですね、小国町もやっぱり参加しているわけですが、この小国町にそれに見合う成果があるというふうに思っているのか、聞かせてください。

町長（北里耕亮君） 実際的な補正予算の予算的な部分とは少しあれなんですけど、せっきくの機会ですから答えさせていただきます。このデザインセンターの存在意義というかそういう部分については結論から言いますと、私は非常に小国町にとっても役立っているし阿蘇郡市のためにも役立っているというふうに思っております。やはり、阿蘇というそういうエリアで国立公園やそれから発展してナショナルパークというのも最近、環境省のほうは勧めるようになりました。その前は、先ほど少し話題になりました県やこの8市町村、山都町も入っておりますので合わせて文化遺産に向けた取り組みを行っております。そのまた以前というか、その前は世界農業遺産、これらの活動をしている中で世界に認められたということで農業遺産になりました。ジオパークも世界ジオパークになりました。そういう部分で活動をしていってですね、阿蘇という部分がインバウンド、海外に向けてもかなりやっぱり知名度も上がったというふうに思っております。ただ、本年に限って言えば、地震という部分がありましてデザインセンターも復興というのを大きな一つのキーワードにしながら、観光であったりインバウンドの部分であったり、観光に留まらずまちづくりや地域振興という部分で少し方向を、何というかちょっと変えていこうというような動きに今現在なっております。いろいろちょっと限られた時間では全てお話はできないのですが、私としては非常に大事な組織であるというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） それではですね、このデザインセンターなのですが、こういうふうに負担金も小国町だけで90万円というのと、全部の市町村から合わせると相当な金額がここに注ぎ込まれているというふうに思うわけですね。そういう中で、小国町は今回90万円出すわけですが、この90万円が効率的に適切に使われているかというようなチェックというのはされていますか。私は議選の監査をしていますけれども、財政援助団体で町内の各援助団体の監査をしていくわけなんですけれども、ここには行かないわけですよ。だから、町の監査委員の監査は受けていないわけなんですけれども、その辺は町の執行部はきちんとそういう監査、チェックはされているでしょうか。

町長（北里耕亮君） この部分も含めてですが、町から補助金というのは発生をしておりません。それで、まずこの部分について少し時間をいただきながら詳しく御説明したいと思います。元々阿蘇久住観光圏というのが、国交省の観光庁ですね、観光庁の枠組みの事業でかなりの金額の事業をデザインセンター全部で取り組んでおります。年によって違いますけれども、4千万円

だったり4千500万円だったり、本年については確かそれくらいだったと4千ちょっとだったと思います。その中で、様々な事業を行う部分で本年に限っては熊本地震というのがありまして、阿蘇久住のエリアと大分の豊の国エリアというのの2つを合せてすれば、阿蘇久住観光圏だけではなくて、その4千500万円以上の事業費に取り組めるような枠組みに今回なりました。総額が上がったものですから、より多くの事業ができるということで8市町村、阿蘇市も含めた8市町村にデザインセンターのほうから各市町村に投げかけて、本来組んでいた予算を振りかえてこの予算に投入したというような部分でございます。本来やろうと思っていた印刷製本費、ちょっと抜けがあるといけません、あとで補足があったら言ってください。それだけに留まらず、いろんな整備やそういった部分もこの観光庁の助成金を使ってやれるというふうになりましたから、手を挙げてやるようになりました。その内容についてはまたちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、何か町のほうからデザインセンターに補助金を出すというようなスタイルが例年続いているというわけではありません。何か別の機会にですね、もうちょっとこの成り立ちというか決算というのですかね、そういう部分をお話できる機会がまたあれば、詳しくですね。阿蘇久住観光圏だけに留まらず、いろんな部分が、確かに数字は複雑でありますけれども全て説明はできるものにはなっておるというふうに、私は理解をしております。

情報課長（佐々木忠生君） 今、町長のほうから概略の御説明がありましたように、観光庁の観光地域ブランド確立支援事業の交付要綱というものがございまして、それが本年の6月に改正をされております。先ほど町長が申しましたように、「阿蘇久住観光圏」と「豊の国千年ロマン観光圏」という2地域につきましては、通常復興支援という部分もありまして、通常5分の2の補助のところを5分の4まで嵩上げしていただけるというふうなところで、デザインセンターのほうから町村のほうに手挙げ方式と言いますか、何か事業をということで今回の事業に取り組みさせていただきたいなというふうに思っております。先ほど申しましたように、元々印刷製本費で町内を周遊するパンフレットの作成というものを単独費で90万円ほど計上しておりましたけれども、この部分のパンフレットも含めたところで450万円の事業をさせていただきたいという分でございます。つきましては、町内の温泉地や観光地、飲食店を巡るスタンプラリーをすとか、福岡都市圏を対象とした観光プロモーション活動をするとか、そういう部分で何分にも冬場はどうしても入込客が少なくなるという部分でですね、この事業に採択されましたら冬場の入込客増に向けて取り組んでいきたいなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） あのですね、これも負担金ですから補助金が出ていないというのはそのとおりだと思いますし。ただ、そもそもですね、出捐金自体も相当大きい高額のはっきり覚えていませんけれども、確か1千万円とかそれくらいの規模の出捐金を出していたというふうに思います。それで、何も町長はその町の監査委員が監査をしないからと言ってから、それについて別に財政援助団体ではありませんという答弁だったと思うのですけれども、そうじゃなくて、何も監査委



員に監査させろと言っているわけではなくて、何かそういうここがやっている事業の効率性であったりとかを、それを町がその出捐金を出している立場でチェックはしているのですかというふうに質問をしているのですが、そういうチェックはされているのですか。

町長（北里耕亮君） 広域財団法人という枠組みでありますけれども、そこには理事会と評議委員会という組織がありますが、確におっしゃられたように各自治体から多額の出捐金が出ておりますし、前段でありました人的な部分も年によっては発生しております。自治体としては非常に注目を、注目というか大事な組織だという部分でですね。結論を言うと、幹事会という組織がありまして、各自治体のその観光担当の課長さんがその事業の在り方であったり、改善であったりという部分で特に今年、昨年については、ちょっとここまで言うと話すぎるかもしれませんが、本来デザインセンターがやるべき仕事なのかという部分がかいつか見受けられます。そういった部分を改革というちょっと言葉が過ぎますが、幹事会の中からの意見でメスを入れてさせていただいて、本来の在るべき姿のところ少しづつ修正をされている最中でありました。そこに4月のちょっと地震がありましたので、そこが改革の最後まで至らずに復興というふうに変わったのですが、秋になりまして今月になりましても修正は修正として粛々とやりながら、復興は復興としてやっていくという部分で、中期計画というものを5カ年の計画を今策定中であります。4月1日からスタートするのですが、それにどんどん改革案も織り込んでいこうというふうになっております。ちょっと、また話過ぎるかもしれませんが、実は阿蘇郡内で南郷の町村の議員さんからもデザインセンターがやっていることがなかなか見えづらいですねという部分を、ある広域議会の場でちょっと各市町村との懇談の場でありました。自治体長としても、議員さんにもですね、何かそういう活動を知っていただく場も必要かもしれませんねということは話題にはなったところでありました。この部分の答弁とは少し離れますが、そういった機会を作っていければというふうに思っております。結論を言うと、幹事会とか、あとは財政を司る総務課長を集めたそういう部分のチェック、そういったこともしております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはりですね、この組織の成り立ちとしてその見えづらいという部分は、南郷のほうの議員さんからも出たということは、要するにこういう議会のチェック機能が果たされていないようなですね。だから一部事務組合とかになればですね、その構成する自治体の議員が一部事務組合の議会の中にいて、やはりそういう意見であったりとか予算の執行状況なんかのチェックをすることもできるし、そこで意見を述べることもできるわけですが、やはりそういう行政職員が集まって、そういう幹事会なんかでもですね行政の中だけでやってしまうから、なかなかこう住民の代表である議員なんかの意見を述べる機会もないし、そういうチェックも働かないという。そういう状況にあるのが、そもそも問題ではないかというふうにも思うわけですね。ですから、そういう形でチェックをされているというのであれば、やはりそういう状況

なんかも機会あるごとに、この議会の場にも報告なんかもしていただければというふうに、今日のところはその答弁を聞いて思いましたので、そういうことも申し添えておきたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 先ほど言う理事会組織、評議委員会組織、理事会組織の中には監査という方が2名おられまして、その監査の方は議会議長さんが2名入られておりますけれども、ただその方々があくまでその監査がどうだったというのを披露するような場が、確かにありません。ですから、その組織とは別に町議会・村議会・市議会の中で何かやっている事柄の御説明というのにも必要かもしれませんねというのは、実は去年話題になりました。そこそこの定例議会のどこかでという部分も以前、話題になりました。またさらにそれを付け加えまして、自治体長同士の話題の中にしていきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

7番（穴見まち子君） 12ページですね、農林水産業費の手づくりの館の施設費についてのところで、需用費で修繕費で60万円上がっていますけれども、手づくりの館はちょっと古くなっておりますけれども、この修繕費の内訳を教えてくださいませんか。

産業課長（澁谷洋典君） この修繕費60万円でございますけれども、手づくりの館、昭和60年代に建てられてもう30年余りが経ちます。機械施設あたりもかなり老朽してきておまして、修繕修繕で騙しながら使っているような状況でございます。今回、補正予算で計上させていただいた60万円につきましては、農産室の冷蔵庫が故障しております。現在、使われておりません。この修繕費と同じく農産室のほうの味噌作りあたりに使う攪拌機ですね、あれも壊れておりますので、攪拌機のほうが約10万円程度、冷蔵庫のほうが50万円程度の修繕費ということで、合わせて60万円の修繕費を計上させていただきました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは農林水産業関係の予算、12ページになりますけれども、歳出はですね。

まず、県独自のえづけストップ！鳥獣被害対策事業補助金ということで、30万円出されておりますが、このえづけストップという名前からするとですね、イノシシなんかには餌をやっている人に対してそれをやめてくださいね、というような事業なのかなという気もするわけですが、具体的にはどういう取り組みをするのでしょうか。

産業課長（澁谷洋典君） この鳥獣対策に対しては、昨年度の議会の中でも大分県がやっているような対策として、鋼製ネット柵を小国町でもというようなことも話題になりました。そういった中でも、やはり防除するのではなくて捕獲することが一番の防除につながるんだという執行部の考えと議会の考えは同じ方向を向いているのではないかということは、確認できたかと思うのですが、答弁の中でも申しましたけれどもそういう鋼製のネット柵にする前にまだやれるこ

とがあるのじゃないかということで、平成27年度までは鳥獣被害対策担い手育成加速化事業という単県のソフト事業がございました。それが平成27年度で終了いたしまして、今回平成28年度からえづけストップ！鳥獣被害対策事業ということで、単県の事業が始まりました。これはえづけストップ！というのはですね、結局集落のまわりに例えば柿や栗やそういったものや農地で採れた野菜や収穫ができなかった野菜、製品にならない野菜とかが放置されているものですね、人間にとっては何でもないのですけれども、鳥獣にとりましてはそれは餌付けされているのと同じだよということを集落の皆さんに理解していただいて、そういうようなものを取り除いて、緩衝地などを作ってですね鳥獣を集落・農地に寄せ付けないような取り組みをソフト事業の中でやれないかということで、今年度は試験的ですけども30万円のソフト事業予算を県からいただいて、小国町でも取り組んでみようかというふうを考えておるところでございます。

5番（児玉智博君） それで、そのソフト事業で具体的にどういう、その啓発するわけですか。そういう柿とかをなるべく落ちてしまう前に採ってくださいとかいうふうにして。その緩衝地というふうに言われましたけれども、その具体的にただそういうふうに町民の人たちに訴えるだけなのかどうか。

産業課長（澁谷洋典君） どういったことをやるかと言いますと、そういった鳥獣対策に詳しい方を呼んで研修会を開いたり、その人をそういった集落に招いて集落の点検。例えば、耕作放棄地であったり藪、藪と言えどもそういう鳥獣の棲家になりますので、そういったものを集落の皆さんと一緒に取り除く指導をしていただくとか、そういったことをやってその緩衝地、集落や農地に鳥獣を寄せ付けないような取り組みをやってみようということでございます。

5番（児玉智博君） やはりですね、そういうのを見てまわるのは非常に大事なことだというふうに思うのですが、やはり耕作放棄地になっている所をここはちょっと藪になっているからその持ち主の人に切ってくださいねとお願いするだけじゃ、やっぱりなぜそこが耕作放棄地になったのかと。恐らくもう高齢化で、自分じゃその刈れないからやむを得ず、やっぱり気にはなるけれども刈り手もないし、そういうふうになってしまうのじゃないかなというふうに思うのですよね。だから、それを防ぐためにはそうただ町民に訴えるだけじゃですね、なかなか何の解決にもならないのじゃないかなというふうに思うのですよね。そういう中で、その上段に機構集積支援事業返還金ということで82万7千円、その返還金ということで出ております。これは恐らく中間管理機構が農地の貸し借りなんかに対して反あたりのお金を出すものの返還金なのかなというふうに思うのですが、これはどういう返還金なのか説明をお願いします。

産業課長（澁谷洋典君） この機構集積支援事業返還金でございますけれども、これは昨年度から農地法で定められた農地集積集約化対策事業という事業がありまして、農業委員会のほうで管内の農地の利用状況の調査、それとそういった耕作放棄地の利用の意向調査などを農業委員会さんと地域の推進委員さんを委嘱いたしまして、管内全域の農地を調査する事業をこの事業で行いま

した。その事業の費用弁償や臨時雇用賃金や実績に応じて不要額が出ましたので、その分を返還するというものでございます。

5番（児玉智博君） やはり貸し借りのところにいく、その以前の部分での余剰金というかその返還金ということでした。やはりですね、全員協議会ではその農業委員会制度がちょっと変わると。実際変わって、今度の改選からちょっとその制度が変わっていくという状況ですけれども、やはりそういう部分で高齢化によって耕作できなくなった所について、やはりその町内であったりその近くに農地を借りたいという人が居れば、やっぱりそういうところと結びつけていってなるだけそういう有効利用というか、農地として使われていくことがそういう藪になってイノシシやシカが寄ってくるような状況を防ぐことにもつながると思いますので、やはり基本は捕獲することも大事だし、その一方でそういう藪とかもですね減らして行って、よく里山とかいうふうに言われていますけれども、そういう緩衝地もですね、普通の当たり前にそういう農業活動とかが進んでいけばそういう所は自ずと自然にできていくものだと思いますので、是非そういうところに力を入れて行っていただきたいというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第41号、平成28年度小国町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで先ほどの補正予算について、教育委員会より説明がございました。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 午前中、専決第4号についての説明をさせていただきたいと思っております。

ホッケーの活動をしている校数を熊本県、それから九州、それから全国で何校されているかというこの回答でございます。熊本県では男女1校でございます。小国中でございます。それから九州では男女とも4校でございます。最後に全国では男子が73校、女子が64校でございます。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、議案第42号、「平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） それでは議案集の4ページ上段のほうをお願いいたします。

議案第42号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは補正予算書のほうを御覧いただきたいと思います。平成28年度の小国町国民健康保険特別会計補正予算書1ページのほうを御覧ください。

平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6千652万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは補正予算書の5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

歳出のほうから説明をさせていただきます。目の退職被保険者等療養給付費及びその次の退職被保険者等高額療養費の負担金補助及び交付金といたしまして、それぞれ500万円と200万円の増額をお願いするものです。こちらは退職被保険者に該当する方で現在高額な治療を要する方がおられまして、現在の予算では対応ができなくなっておりますので、今回増額補正をお願いするものです。次に後期高齢者支援金の負担金補助及び交付金につきましては、国民健康保険から支払基金を経由して後期高齢者医療広域連合へ支払われるものですが、本年度の概算額と前々年度の精算額から算定されるものです。当初、予算で見込んでおりました額を下回りましたので今回1千260万4千円を減額をするものです。この財源を利用しまして、次のその他の共同事業拠出金の償還利子及び割引料の高額医療費共同事業交付金還付金350万円と次の償還金の償還利子及び割引料の療養給付費等負担金等返還金878万3千円と、特定健診等負担金返還金3

2万1千円、合わせまして1千260万4千円を計上するものです。こちらは、前年度の精算に伴う還付となっております。

次に歳入のほうを説明させていただきます。4ページを御覧ください。目の療養給付費等交付金の現年度分の退職者医療等交付金で700万円を計上しております。こちらは歳出のほうで申し上げました退職被保険者の療養給付費と高額療養費のほうを、支払基金から全額交付を受けるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第42号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第42号、平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第8、議案第43号、「平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） それでは議案集4ページ、下の段のほうをお願いいたします。

議案第43号 平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

別冊の平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算書1ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ668万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1千633万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

こちらにつきましては、歳入のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

4ページをお開きください。款の国庫支出金の介護給付費負担金の過年度分で前年度の精算に伴う追加交付がありましたので、356万9千円を増額するものです。次にその下の国庫支出金の調整交付金の現年度分で955万1千円の増額が見込めましたので、今回計上させていただいております。次に支払基金交付金の地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分が413万1千円の減額と過年度分が前年度の精算に伴いまして358万5千円の増額となっております。次の繰越金につきましては、前年度の決算に伴い588万9千円の減額を行うものです。

続いて5ページをお開きいただきたいと思えます。歳出につきましては、先ほど説明をいたしました歳入の増減に伴いまして、総務費の一般管理費及びその下の保険給付費の審査支払手数料、その下の特定入所者介護サービス等費、それから一つ飛びまして地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、歳入の支払基金交付金及び繰越金の減額に伴いその分を国庫支出金で充当するよう財源の組み替えを行っております。それから4段目になります。高額医療合算介護サービス費の負担金補助及び交付金で200万円を計上しております。こちらは医療と介護の自己負担の合算額が基準額を超える場合に適応になるものでして、今年度当初見込みよりその適応に該当する方が増えました。また金額も増えております。これに伴いまして、この4月からの支出を考慮して、今回増額をお願いをするものです。

6ページのほうの上段。地域支援事業費の認知症総合支援事業費で、総合事業の包括支援事業として位置付けられているものでして、認知症初期集中支援チームとして阿蘇郡市の市町村が連携して今回取り組む方向で現在協議が進んでおります。その負担金として当初予算の予算の組み替えをお願いするものです。次の諸支出金、還付金の償還金利子及び割引料で介護給付費の県及び支払基金と地域支援事業交付金が前年度の精算に伴い還付が生じたので、こちら合せて468万5千円を計上しております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第43号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第43号、平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時5分から再開をいたします。

（午後1時53分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）

議長（渡邊誠次君） 日程第9、同意第2号、「小国町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それでは議案集をお開きください。

同意第2号、小国町教育委員会教育長の任命について

小国町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

記といたしまして、

記

住 所 熊本市中央区本庄町755-18

氏 名 麻生廣文

生年月日 昭和27年5月24日

提案理由といたしまして、平成28年9月30日に、現教育委員会委員（教育長）の北里武一



氏が任期満了となり、新たに教育委員会教育長を任命する必要があるためでございます。

少し説明をさせていただきます。選任の理由といたしまして、これまで教育長の任命につきましては教育委員会の委員である者のうちから教育委員会が任命しておりましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、現在の教育長の任期満了後の10月1日以降は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになりました。現在の教育長は任期が本年9月30日までとなっておりまして、今期をもちまして勇退することになっております。今回は現教育長の任期満了に伴いまして、新たな教育長を任命させていただくものでございます。今回の選任につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にございますように、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者として適任であると考え、任命の同意をお願いするものでございます。

麻生廣文さんについて紹介をさせていただきますと、昭和27年生まれの現在64歳でございます。経歴といたしましては、南小国中学校卒、小国高等学校、熊本大学教育学部を卒業されており、卒業後は阿蘇管内の小学校や熊本市内の小中学校の教諭として勤められたあと、小国郷内での教頭、阿蘇教育事務所での指導主事、阿蘇管内小学校の校長として勤められておられました。その後、阿蘇教育事務所の指導課長、阿蘇管内の小中学校の校長として勤められ、阿蘇中学校の校長を最後に退職をされております。退職後は高森町教育委員会において3年間の教育指導員、その後短期間ではございますが熊本大学の教育学部附属教育実践総合センターシニア准教授として勤められておられました。麻生廣文さんの教諭時代は、赴任した地域の野球部に属したり、また、地域のママさんバレーの指導に関わったりするなど保護者や地域とのふれあいを大切にした教育に心掛けておられました。また、中学校の部活動ではソフトボール部の部長として九州大会で準優勝するなど、学習指導のみならず文武両道の学校経営に貢献をされております。阿蘇教育事務所勤務時におかれては、社会科教育・人権教育・道徳教育・情報教育・環境教育などに携わると共に、確かな学力、豊かな心の育成に関わる教育を推進されております。校長時代におきましては、心の教育や学力向上に努めると共に地域に根差した教育・豊かな心を醸成するために、環境教育や地域素材の教材化を図っておられます。また、阿蘇北中学校閉校時の諸々の課題解決や新設阿蘇中学校の初代校長としての学校経営の基礎固めに力を注がれておられました。その他、熊本県版の道徳指導資料「くまもとの心」の改定に関わると共に、高森町教育委員会時代には高森町の道徳教育の指導資料集「たかもりの心」を作成し、高森町の文化財の発行にも尽力をされております。

任期につきましては、3年でございます。平成31年9月30日まででございます。

今少し長くなりましたが、言いましたように、基本的には今小国町が進めております小中一貫教育、まずはやっぱりそれを最大限推進すること。その中にあります、先ほども申し上げましたように、確かな学力。そしてこの小国町、ふるさとを大事にするような心。そういった部分を現

在の北里武一教育長に継ぐようなその考え方や行いを続けていただけるような、そういう方を今回任命をさせていただきました。また、私とお話の中では、距離がありますので通勤は厳しい部分がありますので、こちらのほうに住居を構え住んで、地域の方やこの関係者と十分業務が全うできるように最善を尽くしたいというふうに言っておられます。どうか、御審議そして同意をお願いを申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより、同意第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1 1 番（松本明雄君） 今回の現教育長に関しましては、3期、非常に成果を残されたのではないかなと思っております。後々一般質問をしますけれども、長い間御苦勞様でした。本当は我々ともう1期ですね、3年間一緒に頑張っていたら良かったと思っただけなんですけれども、まあ年齢的なもの教育長は考えられまして、今度は御勇退ということで寂しい思いでおります。一つ、町長が言われましたけれども、質問をもう1回させていただきたいと思っております。

場所的に本当に遠い所から来られますので、こちらに住んでいただけるということですので、ありがたいことだとは思っておりますが、その住居ももう確保されておるのか。それとも今から探すのか。今度の教育長、なかなか議員さんも皆さん顔も知らない会ったこともないということので不安な面もありますので、もう少し付け加えるところがあれば御説明のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 直接のやり取りは横井局長もしていただいておりますので、補足を願いたいところではありますけれども、聞いている中では本日の同意の審議がある前にはなかなか動けないという部分が、当然本人さんもあるかと思っておりますけれども、ただもう日数も限りがございます。その引っ越しや住居を見つけるという部分については、ですから、いくつかの部分をあたっていうところまでは聞いておりますが、ちょっと私の段階では正確ではないのであとで補足をいただきたいと思います。

それから、その人となりの部分でありますけれども、私がお会いしましてまず印象としては非常に真面目そうですね、少し64歳の方に私が言うのは変ですが、おとなしめの方かなと思っておりましたところ、2時間ばかり大変長くお話をさせていただきましたが、後半部分については熱く御自分の教育の在り方であったり、実際この小国町で現在の教育長がどういうふうにされていたか。何か事前では現在の教育長とも非常に厚意にされている方だというふうには聞いておりますけれども、私の口から北里教育長についてお話をさせていただいて、現在の小中学校の様子などを話をさせていただきました。そうすると熱く語られて非常に町部局と共にやっていきたいと。あくまで教育委員会の教育長でありますけれども町部局・教育機関部局分かれることなく一緒になって、本当に小国町のために、町長がどういうふうに教育というのを考えますかという部分も非常に懇談もしまして、話をさせていただいた部分ではあります。人となりは、非常に真

面目で実直でおとなしく見えるのですが、芯がやっぱり軸がしっかりされているのじゃないかなというふうには思っております。これは個人的な感想でございます。

では局長、現在の部分をちょっとお願いします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 住居の件でございますけれども、ただいま町長のほうから説明がございましたとおりでございます。こちらに住居をとということだったのでいくつかこちらのほうでどうかと思う所の情報を提供しております。なるべく職場に近くて、便利がいい所がいいだろうということでございますけれども、なかなか小国町内では数も限りがございますし、そういった所は割と人気もあって人の出入りも結構あるみたいでございまして、今その情報の中から決定する所をあたっているということで、まだはっきりした住居の決定までは今は至っていないということでお伺いしております。

以上です。

6番（時松唯一君） いささか、もう決まったかのように言われているのはどうか。いわゆる、議会の同意を今求めているわけですね。その前に住居を探すなんてのは、もっての外だと思います。どうも、流れが違うのじゃないですかね。どうですかね、町長。

町長（北里耕亮君） 私は距離もありますし、こちらに住居を置いてですね、真剣に業務にあたるというその心意気と言葉が変ですが、そういう部分は大事ではないかなというふうに思っております。ただ、あくまで議会の同意が全てでありますので、この部分で御理解いただけないというような結果になれば、それはもう元々のその部分がなかったということだけでありまして、何ら探すことはですね、私はおかしいとかそういう部分はないかなというふうには思っております。同意を求める部分でありますので、あとは人となりなかなか町内の方ではありませんので見たこともお話されたこともないかと思っておりますけれども、あとは私が探してきたと言うとあれですけれどもこの方だというふうに思いますので、その部分であとは判断をいただきたいという部分でございます。先ほど、阿蘇教育事務所が長いという部分でありますので、私の判断の一つとしてはこの教育事務所の長いお勤めの部分でのネットワークと言いましょか、そういう部分が私にとっては評価というか、よろしいのではないかなというふうにして上程をするわけでございます。

以上です。

6番（時松唯一君） 私はこの麻生さんがですね、素晴らしい良い方だとは思いますが、ただ、私が申し上げているのは、この麻生さんがなられたと仮定して、なられたとした次の月でも住居は十分間に合うのではなからうかなと。どう考えてみても、もうありきの中で住居から、課長がですね住居を見つけているみたいな答弁がありましたけれども、それはいささか私たちから見ればですね、もう決まったみたいな感じに聞こえます。また、そうであるかもしれませんが、あくまでもこれは麻生さんをまず教育長と任命するかどうかは今日決まるわけでありまして、決ま

ったかのように住居から探すのはもっての外だと思いますが、再度お伺いいたします。

町長（北里耕亮君） 本人さんも小国町民でないということを少し気にされておられました。私も様々この方に行き着くまでは小国町内でどなたか良い方がいないかなというような部分も、そこからスタートして検討した部分ではあります。これは正直なところ、実際のところがそうであります。結果この麻生さんになったわけ、なったというか、その上程することになったわけですが、私も本人さんも小国町民ではないということが、やはり議員さんや町民の方がどう思われるかなという部分を気にされております。ですから、もちろん今日が同意で今日がその結論が出るわけですが、それでもしダメであればですね。探すという行為、住居が決定しているわけではありませんけれども、その行為自体が無駄であったという部分に尽きること、別にそれを探そうということが悪いということは私は思いませんので。心意気というか、少しでも小国町民というかですね、住居をここに構えて真剣に業務にあたりたいというような部分の思いを、姿勢を本人さんが示したということではないかなというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 2時間お話をされたということでしたが、先ほど町長の提案理由の説明の中では小中一貫校のさらなる推進ということを期待をされているということでした。2時間話をされて熱く語られたのであれば、この麻生さんがもしこの就任された場合、どういうことを小国町の教育行政の中で学校教育と社会教育とあると思うのですが、どういうことに力を入れていきたいというようなことを話されたのであれば、そこら辺をちょっと詳しく紹介していただきたいと思うのですが。

町長（北里耕亮君） 麻生さんから、正直なところ町長はというふうに教育部分については理想というかですね、その将来像としてというふうに持っていきたいですかという問いかけがありましたけれども、私ばかりの部分ではやっぱり教育長とこの町部局と共に歩まない、町長の考えだけで進めていただいてもそれはまたせっかく教育長になられますので、ちょっとすみません、ここまで言うと誤解が発生するかもしれません。そういうざっくばらんな話をしました。私は現在の北里教育長のやり方・考え方・運営の仕方がよろしいというふうに思う人間でありますので、そういった部分を話をして、麻生さんも北里教育長のことを存じ上げるということでありましたから、また明確に教育方針で自分はこう在りたいという強い意見よりも、話し合いの中からもっていききたいというふうに言われておりました。ですから、最初問いかけの中では町長はどう考えますかということで、私の指示にだけ従うような雰囲気は少しありました。それはちょっとやめてくださいと。教育長はしっかり教育委員会の教育長でありますから、共に今、総合教育会議ですか、そういった部分の制度で町部局と教育委員会部局が話し合うようなそういう枠組みにもなっておりますので、そういった部分をまた開催をさせていただいて共に頑張っていきたいと思います。具体的なその自分の教育方針がどうだという部分については、そ

の場では他の世間話のほうがちょっと、人となりを見るにはそういった部分の話のほうがちょっと量は多かったのですが、私としては今までの統合をした時代から小学校については一つになった、そういった部分であったり、先生の小国町の中での雰囲気だったりですね、そういった部分をいろいろ話題にしたところでありました。すみません、ちょっと答えになっていないかもしれませんが、今、その話の中身を話せるだけ話をしました。

9番（熊谷博行君） 私はちょっと最後に教育長に聞きたいのですが。

教育長とは議員になる前からいろいろあったんですが、教育長から見て、もちろん教育者の先輩として見て、一言言うのは言いにくいだろうけれどどう思いますか。

教育長（北里武一君） 私は去る者、何をか言わんということでございます。

ただ一口言いまして、私よりも素晴らしい人です。どうぞよろしくお願いします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（高村祝次君） 先般ですね、町長から電話がございまして、この方を教育長にしたいというような意見でございましたけれども、そのあと町長が私に「何か意見はございませんか」と言われました。しかし私は見たこともないし、そのなる人の小国町に対する教育の考えも聞いたこともないし、「何もありませんよ」というようなことを町長に伝えてございます。また、先般の全員協議会の時に、横井局長のほうから「よろしくお願いします」という話がありました。全然、見たこともない会ったこともない人がですね、ここにきて採決をして、○・×を付けるのは私はできませんよ、ということをはっきり申しました。やはり、兄貴さんとかはよく御存知でございます。今、町長は紹介をしませんでしたけれども、兄貴さんは農協の購買課長で長年働いていたし、その上の長男の兄貴さんは南小国の総務課長をされている。また姪御さんは小学校の先生を、小国小学校の先生もしたことがあるし下城小学校の先生もしたことがあるという家庭で、非常に優れた家庭であるということは私は十分知っております。しかしながら、本人が小国の教育長としてどれだけの考えを持っているのかということが、一番議会に課せられたこの案件ではないかなど。確かに、町長から今説明があったように、今まで校長をやったりいろんな場で教育に携わって方であるから、立派な人ということはわかりますけれども、本人が小国への思いがどれだけあるかが全然わかりませんので、私は採決については白紙の状態で見たいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、この同意第2号について賛成の立場から討論をしたいと思っております。

確かに私も麻生廣文さんについてはお会いしたこともありませんし、今回の人事案件が出ることになって初めてお名前も耳にしたところでもあります。しかしながら、この人事案件についてですね、それを理由に反対しない理由としては、やはり明確に人間性に問題があるとかそういう理由がない以上、やはりこの提案に反対する理由にはならないというふうに思います。やはりですね、町内出身ではないにしろ隣の南小国中からそして高校は小国町の小国高校に通っていらっしゃるわけですから、土地柄というのは十分御存知なのではないだろうかというふうに思います。ただ、先ほどの町長の説明の中に、やはり懇談した中で町長はこの教育についてどういうふうにしていきたいですかというふうな問いかけがあったということではありますが、やはり教育の政治的な中立性を図る以上は、やはりその部分は乗り越えていただかなければならないし、そこはやはり町長が首長としてどういうふうに接していかれるかという部分については、極めて慎重に今後3年間任期があるわけですから、その間に注意して関わっていただきたいということを付け加えておきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は11人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に4番、高村祝次君及び7番、穴見まち子君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） よって、立会人に4番、高村祝次君及び7番、穴見まち子君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。本案を賛成する者は○、反対とする者は×と記載をお願いします。なお、白票がありましたときは反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱の点検)

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長（渡邊誠次君） 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長（渡邊誠次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。4番、高村祝次君及び7番、穴見まち子君に立会をお願いいたします。

(開票)

議長（渡邊誠次君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票数 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 8票

反対 3票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（渡邊誠次君） 日程第10、同意第3号、「小国町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それでは議案集の6ページをお開きください。

同意第3号小国町教育委員会委員の任命について

小国町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里 耕亮

記といたしまして、

記

住 所 小国町大字下城73番地

氏 名 田代篤雄

生年月日 昭和36年11月4日

提案理由といたしまして、平成28年9月30日に、現教育委員会委員の田代篤雄氏が任期満了となるためでございます。

少し説明をさせていただきたいと思います。選任の理由といたしまして、現在の教育委員長であります田代篤雄教育委員が、本年9月30日をもって任期満了になりますので、引き続き田代篤雄さんを選任させていただくものでございます。今回の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にございますように、人格が高潔で教育學術及び文化に関し識見を有する者として適任であると考え、引き続き任命の同意をお願いするものでございます。なお、現在小国町の教育委員会委員の定款には教育長を含めまして5名ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、現在の教育長の任期満了後である10月1日以降は、教育長1名、教育委員4名になり、これまでの教育委員長の職は10月1日以降はなくなります。任期につきましては4年でございます。平成32年9月30日でございます。

略歴といたしまして、再任でございますので石材業を営まれております。手元にはずらっと大分ありますが、PTAをそれぞれ、小国町のPTAの連合会の会長を平成15年からされておられて、そして阿蘇郡のPTA連合会の副会長や阿蘇郡PTAの連合会会長を平成19年までされております。また、阿蘇地域特別支援ネットワークの委員や平成17年から平成19年までは小国中学校のPTA会長を再びされております。平成17年から平成19年は熊本県のPTA連合会の理事をされております。そして、平成20年の10月1日から現在まで2期でございます。また他には青少年の健全育成協議会の会長、こども会育成連絡協議会の会長も歴任をされております。

以上でございます。どうか、同意をお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより同意第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 田代さんが36年というと55、6歳だと思うのですが、この田代さんがいいとか悪いとかいう意味合いで申し上げるわけではないのですが、その他には打診をした方がいらっしやったか。いらっしやったとしたら、やはりこの方がいいんだという判断ができたと思いますので、他の方には打診はしてあるのでしょうか。

それともう一つ。PTAというのは、遡ってみればPTAの郡の会長さんをやられた方は小国にもたくさんいらっしやいます。ですから、町長にお聞きしたいのは田代さん以外にも打診はしたのかということをお聞きいたします。

町長（北里耕亮君） 現在の教育委員会の雰囲気であったり、運営の部分であったり、目指すもの



であったり。先ほど教育長の審議の時にも同じようなことを申し上げましたが、小中一貫校の更なる充実という部分で、今の教育委員の雰囲気、雰囲気というかその運営の部分が非常に良いと、私は私なりの評価と言いましょか思いをさせていただいております。ですので、結論を言いますと、田代さん以外にはあたっておりません。再任を最初からお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

6番（時松唯一君） 私は反対の立場から討論させていただきますけれども、やはり一貫教育だからこの方が必要だという意味合いからしてみても、やはりどう見ても唐突だというふうに私は感じます。できましたら、いろんな範囲からいろんな方々をまず選任して、その中でやっぱり今日のその同意を求めることが肝心かなというふうに思っております。議員の賛同を求めまして、意見を申し上げます。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は11人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に5番、児玉智博君及び6番、時松唯一君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） よって、立会人に5番、児玉智博君及び6番、時松唯一君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。本案を賛成する者は○、反対とする者は×と記載をお願いします。なお、白票がありましたときは反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱の点検）

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

（投票）

議長（渡邊誠次君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。5番、児玉智博君及び6番、時松唯一君に立会をお願いいたします。

（開票）

議長（渡邊誠次君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票数 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 6票

反対 5票

議長（渡邊誠次君） 以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（渡邊誠次君） 日程第11、認定第1号、平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第12から日程第19、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号までの8件は各特別会計の決算認定になっていきますので、一括して議題といたします。なお、本日は小国町代表監査委員であります室原代表監査委員の御出席をいただいております。後ほど意見書の説明をお願いいたします。

はじめに執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定の説明をお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集7ページをお開き願いたいと思います。

認定第1号 平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別

紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、一般会計の決算書のほうをお開き願いたいと思います。まず2ページ、3ページでございます。

ここは総括表になってございます。左のほうが歳入、右のほうが歳出というふうになっております。合計歳入61億2千494万6千262円でございます。歳出の合計57億9千572万9千690円となっております。

それでは歳入のほうでございます。4ページからをお開き願いたいと思います。歳入のほうは左のほうから款項、予算現額、調定額、その次の5ページでございます。収入済額、不納欠損額、収入未済額、そして一番右の欄が予算現額と収入済額との比較というふうに表示されております。歳入のほうは9ページが最後の合計になっておりますので、8ページ9ページのほうを御覧になっていただきたいと思います。最終的歳入のほうは収入済額が61億2千494万6千262円でございます。不納欠損額が507万4千409円でございます。収入未済額が3千661万9千431円ということでございます。

それから歳出のほうでございます。10ページから13ページまでが歳出になっております。最終ページ13ページが歳出の合計でございます。支出済額57億9千572万9千690円、翌年度繰越額3億7千604万8千円、不用額2億4千276万310円でございます。歳入歳出の最終繰越額を14ページのほうに表示させていただいております。歳入歳出差引残額3億2千921万6千572円、翌年度への繰越額3億2千921万6千572円ということで、平成28年9月8日提出、小国町長北里耕亮ということでございます。これが総括でございます。

それから15ページからは平成27年度の小国町一般会計の歳入歳出決算書、事項別明細書となっております。これにつきましては本日、全員協議会のほうで詳しく詳細説明をさせていただきます。

それでは今度は別の資料のほうで説明をさせていただきます。総務課資料の右肩に資料(3)というような平成27年度の主要施策(事業)成果報告書というふうに書いてあるものがございます。これは平成27年度のそれぞれの課の主要施策の報告でございます。ここでちょっと訂正をとるか、お詫び申し上げます。この中でページ8からページ11につきまして、誤って平成25年度の決算書の資料がはまっております。これにつきましては申し訳ございません。これは平成25年度が誤ってホッチキスで留めてありますけれども、これは今回の資料の中身から対象外ということで訂正させていただきます。すみません。

それでは平成27年度の決算の成果報告書ということで、表示の仕方から申しますと1枚めく

っていただきまして、それぞれ総務課から最後の教育委員会事務局までそれぞれ成果報告書ということで主要施策が書かれております。これは全てではございませんけれども、それぞれの課で平成27年度で主要と捉えられたところを表示しています。左のほうから款項目、事業名と事業内容と決算額と財源内容というふうに表示しております。右のほうに施策成果等説明というふうに表示をしておりますので、決算の中で御覧になっていただきたいというふうに思います。

それでは引き続きまして、総務課資料の(4)というものを御覧になっていただきたいと思えます。これが平成27年度の決算の状況をいうことで一般会計の主な財政関係を取りまとめた資料でございます。これにつきましては平成22年から表示をしております。平成22年から平成27年の決算までということで、上のほうから標準財政規模を書いております。平成27年度の標準財政規模が32億7千742万8千円というふうになっております。財政力指数ということでございます。これにつきましては平成22年度が0.22ということで平成27年度が0.21ということで依然と財政力の乏しいということで、1に一番近いほうが財政力が非常にあるということでございますが、依然と交付税に頼った財政状況が続いておるといふような状況の数字でございます。先ほど申しましたように歳入総額が61億2千494万6千円ということでございます。歳入の主なものとして、町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債となっております。中ほどで地方交付税が一番歳入の大きいものでございまして、26億120万1千円となっております。約歳入の42%を占めております。続きまして、歳入の主なものとして町債でございます。平成27年度は9億6千50万4千円でございます。これは学校建設関係に伴います町債が主なものでございます。

次は歳出でございます。歳出が57億9千573万円でございます。歳出の主なものとして、義務的経費として人件費10億8千279万円、その他として補助費等でございます。12億568万円、これは一部事務組合等への補助関係も含まれております。投資的経費として13億6千199万3千円ということで、非常に投資的経費としては少ないような10億円でございますが、この投資的経費につきましては学校建設関係とかそういったところの工事費で大きい数字にはなっております。

それから歳入歳出を差し引きまして、形式収支でございます。3億2千921万6千円となっております。翌年度に繰り越すべき財源として3千474万3千円でございます。実質収支として、形式収支から繰越を引いた分でございます。2億9千447万3千円ということで、対前年度からしますと実質収支比率が9%ということで大きくなっております。単年度収支でございます。1億5千906万6千円でございます。これは実質収支比率から前年度の実質収支を引いたものでございます。これで前年度までは単年度収支マイナスでございましたが、本年度はプラスということでございます。実質の単年度収支として、今年も引き続きずっとマイナスで実質単年度収支がきておりましたけれども、平成27年度につきましてはプラスということ

で、1億978万1千円の実質単年度収支の黒字ということになっております。先ほど申しましたように今、形式収支、実質収支のほうが黒字といいますか、約3億円ほどのプラスということでございますので、補正のほうでも説明させていただきましたけれども、2分の1以上の基金への積立ということで、1億5千万円を補正で積み立てておるということになります。

それでは、先ほどの収支関係をグラフにしたものが、次の2ページでございます。一番上のほうが歳入歳出と標準財政規模を折れ線グラフで表したものでございます。平成22年度につきましては、光ファイバー関係の大きい工事があったということで、非常に大きい標準歳入歳出額と財政規模になっておりますけれども、平成27年度につきましては61億円ということで、標準財政からしますと大きいわけでございますが、こういったグラフで今の状況を表しているところでございます。標準財政規模からすると、標準財政規模が32億円に対して61億円ということで、かなり大きい財政規模になっておるということでございます。中ほどが歳入の主なものということで表しております。一番上の黒い四角の線が地方交付税でございます。御覧のように交付税のほうが大きい歳入のウエイトを占めておるというところでございます。一番下のほうが町債でございます。平成23年度から少しずつ町債のほうが増えておるというところでございます。一番下の表が歳出の主なものということで、やはり一番左のほうの投資的経費ということで、一番黒字の濃いところが平成22年度の光ファイバーの工事、公共投資のほうが大きかったということで、非常に大きい線を表しております。そのあと、投資的経費がちょっと下がっておるといような状況でございます。一番下のほうが扶助費としまして、少しずつ扶助費のほう伸びておるというところでございます。

それでは3ページをお開き願いたいと思います。3ページが平成27年度の町債借入状況ということでございます。一番左のほうから起債の種類、事業内容、平成27年度借入額、交付税算入率と借入先というふうに書かせていただいております。平成27年度の借入ということで、中ほどですが9億6千50万4千円というふうに借入額がなされております。下のほうには特別会計をちょっと書かせていただいております。農業集落排水の特別会計と水道事業会計ということで書かせていただいております。農業集落排水のほうが平成27年度が3千780万円と上水道が2千万円というふうな平成27年度は借入というふうな状況でございます。

それでは4ページでございます。町債の事業区分別ということでございます。一応、左のほうから区分とそれぞれ平成25年度末現在高、平成26年度中増減、平成26年度末現在高ということで、その横平成27年度中増減で、一番右側のほうは平成27年度末現在高ということで町債の額を示しております。一般会計の町債の平成27年度末現在高が51億5千682万3千円というようになっております。特別会計と合わせますと、62億985万5千円というふうな平成27年度末の町債の現在高が書かれております。

次、5ページでございます。町債借入先別ということで分けてあります。左側のほうから区分、

資金の区分です。その次が平成25年度末現在高、平成26年度中増減、平成26年度末現在高、平成27年度中増減、平成27年度末現在高ということで書かせていただいております。

それでは6ページでございます。お開き願いたいと思います。基金の年度末の状況ということで、小国町の一般会計に属する基金の状況でございます。左のほうに基金名でございます。平成22年度末から平成27年度末ということで、財政調整基金が一番上で5億5千90万4千円ということでございます。今平成28年度でございますけれども、平成28年度では実際は4億5千800万円程度ということで、平成28年度は下がっておるといような状況を付け加えておきます。一番下の合計で9億7千359万3千円ということで、財調と合わせまして9億7千万円程度という基金の状況でございます。

それでは7ページをお開き願いたいと思います。小国町ネットワーク事業基金使途状況ということでございます。このネットワーク事業の基金につきましては平成18年の4月から受け付けを始めておまして平成20年の3月まで寄附をいただいております。また、平成20年の4月からふるさと寄附金制度がスタートして現在に至っておるといような状況でございます。上のほうに書かれていますように寄附金の累計で5千875万9千440円ということでございまして、うち3千676万255円がふるさと寄附金となっております。これにつきまして下のほうに表で基金をどういった形で使ってきたかということを表しております。1千789万9千839円を寄附されておる部分について寄附者の意向に沿って使ってきたと、活用してきたというところを書いております。平成19年から平成27年までということで100万円以上ではあみだ杉の保存の施設整備に100万円と。また要援護者支援システム導入事業ということで249万円、またツーリズム関係で、みんなでツーリズムということで150万円とか、下のほうで申しますと平成26年、平成27年では教育文化ということで地域づくりの環境学習補助事業150万円、北里柴三郎の顕彰事業で180万5千円、全国スポーツ少年団ホッケー大会の委員会の補助ということで348万7千円と、その一番下のほうで小国町の共有保存の森と水を守る事業ということで100万円ということで、こういった形でネットワーク基金のほうで使用をしております。平成27年度末で基金の残高が4千85万9千601円というようない計上になっております。

以上でございます。平成27年度の決算につきまして、概略でございますけれども説明にかえさせていただきます。以上でございます。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をいたします。3時20分から再開をいたします。

（午後3時10分）

議長（渡邊誠次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時20分）

福祉課長（木下勇児君）　それでは小国町国民健康保険特別会計決算について御説明をいたします。

議案集7ページをお願いいたします。下の段になります。

認定第2号 平成27年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは別冊特別会計決算書を御覧いただきたいと思います。決算書の2ページ3ページ、総括表のほうで説明を申し上げます。小国町の国民健康保険特別会計は平成27年度末で被保険者数としまして2千679人、世帯数にしまして1千482世帯が加入しております。この数は前年度末と比較しまして人数で104人、世帯数で29世帯の減少となっております。一人あたりの医療費は平成27年度につきましては、33万3千90円となっております。

それでは主な歳入につきまして、説明をさせていただきます。款の1、国民健康保険税2億1千226万3千740円、4の国庫支出金3億2千623万9千951円、6の前期高齢者交付金2億2千678万4千738円、7の県支出金1億1千386万4千216円、8の共同事業交付金こちらが3億802万3千905円、繰入金が9千847万8千545円などとなっております。歳入の合計は13億4千931万4千162円で、昨年と比較しますと1億9千405万7千478円の増額となっております。こちら率にしまして、16.8%の伸びとなっております。これらの主な要因としましては、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金が県内の国保保険者の調整を行う制度の変更で、調整対象レセプトが1件あたり30万円から1円以上ということで、対象が変更になりました。これに伴いまして、約1億7千万円ほど増額となっております。その他、前期高齢者交付金では支払基金が算定して交付されるものですが、当該年度の概算と前々年度の精算で算出された額が約6千7万円ほど、また県支出金の財政調整交付金が共同事業の変更に伴い算定方法が変更になりまして、こちらが1千750万円ほど増額となっております。また収入減となっているものの主な要因としましては、国庫出金の財政調整交付金でこちらは公立病院の電子カルテ整備事業の終了に伴いまして、その費用減として4千万円ほど減額となっております。また繰入金の基金繰入2千万円と被保険者減少に伴いまして国民健康保険税、こちらが約1千550万円ほどの収入減となっております。

続いて3ページのほうで歳出について説明をさせていただきます。2の保険給付費、こちらが7億4千575万6千575円で前年度と比較しますと率にして11.8%、約7千900万円ほどの伸びとなっております。次に3の後期高齢者支援金等1億4千552万2千984円、6の介護納付金6千860万4千281円、共同事業拠出金3億6千24万9千870円などとなっております。歳出の合計は13億3千997万6千760円です。こちら昨年と比較しますと、2億361万7千601円の増となっております。率にしまして、17.9%の伸びとなっております。

ります。歳出の主な増減につきましては共同拠出金事業の保険財政共同安定化拠出金、こちらが約1億9千400万円ほど増額となっております。ことらは先ほど歳入のほうでも説明をいたしました、レセプトが30万円から1円以上と変更になったために増額となっております。その他、保険給付費の療養費が約5千800万円、高額療養費が約1千900万円の増となっております。歳出の減につきましては、諸支出金のほうで直営診療施設勘定繰出金で支出しておりました公立病院の電子カルテ整備事業の終了に伴う費用が4千万円、後期高齢者支援金と介護納付金が診療報酬支払基金が算定して納付するものですが、当該年度の概算と前々年度の精算から算出された金額が約1千500万円ほど減となっております。

決算書の12ページを御覧ください。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額933万7千402円、この全額を翌年度へ繰越をさせていただきたいと思っております。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町介護保険特別会計決算について説明をさせていただきます。議案集をお開きください。8ページ上段となります。

認定第3号 平成27年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

また、決算書のほうを御覧いただきたいと思っております。42ページ、43ページの総括表のほうでこちらも説明をさせていただきます。小国町の介護保険特別会計は平成27年度末で被保険者数2千873人が加入しております。前年度末と比較しまして人数で4人の増となっております。また、介護認定者数は要支援1から要介護5までに分かれておりますが総数で650人で、認定率としましては22.6%となっております。介護認定者数につきましては、前年度と比べて2人増えております。認定者数は微増ですがその内訳としては、要支援者のほうが10名ほど減少して、要介護者認定者のほうが12名ほど増加しておるということで、認定区分が少し高くなってきております。そのために、やはり保険給付費等の増加にもつながっている状況です。

それでは主な歳入について、説明をさせていただきます。款の1、保険料1億5千841万640円、3、国庫支出金2億7千202万789円、4、支払基金交付金2億8千302万8千205円、県支出金1億4千257万60円、繰入金1億3千441万6千円などとなっております。歳入合計は10億1千369万1千382円で、こちら昨年と比較しますと5千257万8千440円の増となっております。率にしまして5.5%の伸びとなっております。これらの主な要因としましては、第6期の介護保険計画により保険料の見直しが行われました。それに伴



いまして保険料の収入が約2千300万円ほど、保険給付費の増加に伴う支払基金交付金が2千300万円、県支出金が1千100万円などが増加しております。その他、高齢者の割合で算出する調整交付金や基金を600万円ほど繰入れております。歳出の主なものにつきましては、43ページになりますが、2の保険給付費で9億6千908万4千543円、地域支援事業費で1千850万円2千827円などとなっており、歳出合計は10億958万312円となっております。昨年と比較しまして6千473万3千299円の増ということで、率にしまして6.9%の伸びとなっております。この主な要因としましては、保険給付費が約6千500万円ほど増加しております。要介護者の増加や介護施設等の充実に伴い、訪問介護サービスや通所介護サービスの利用が伸びてきているような状況です。

決算書の50ページを御覧ください。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額411万1千700円全額を翌年度へ繰越をさせていただきたいと思っております。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町後期高齢者医療特別会計決算について説明を申し上げます。議案集のほうをお開きください。8ページの下段になります。

認定第4号 平成27年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

また、特別会計の決算書のほうを御覧いただきたいと思っております。ページは74、75の総括表で説明をさせていただきます。

後期高齢者医療は熊本県広域連合が保険者となっておりまして、平成27年度末で小国町の被保険者は1千629人となっております。こちらは前年度と比較しまして12名程減少しております。主な歳入につきましては、1の後期高齢者医療保険料5千834万1千120円、一般会計から保険基盤安定繰入金といたしまして繰入金3千462万2千483円などとなっております。歳入の合計は1億91万8千523円で、昨年と比較しますと57万円ほど減となっております。率にしまして0.6%の減となっております。

75ページですが、歳出の主なものにつきましては2の後期高齢者医療広域連合納付金が9千325万403円、それから健康診査費用としまして3の保健事業費で351万9千86円などとなっております。歳出の合計は9千774万6千892円となります。こちらは、昨年と比較しまして78万9千721円の増、率にしまして0.8%の伸びとなっております。歳入歳出とも昨年と比較しますと金額的には大きな変動はありませんでした。

決算書の80ページを御覧いただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額317万1千631円全額を翌年度へ繰越させていただきたいと思います。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

なお、福祉課資料(1)としましてお配りしておりますが、決算資料の中にこの特別会計につきましても委託料、補助金、負担金等の調書を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

住民課長(河野孝一君) それでは小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計を説明させていただきます。

議案集9ページ上段をお願いいたします。

認定第5号 平成27年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

特別会計決算書94ページ、95ページの歳入歳出総括で説明をさせていただきます。

94ページをお開きください。歳入といたしまして款の1、諸収入61万8千875円ですが、これは住宅新築資金貸付金収入で資金貸付者から貸付金元利償還金を諸収入として受け入れるものでございます。貸付者は1名です。

次に95ページ、歳出でございます。歳出総額は61万8千875円です。内訳といたしまして款の1、公債費49万3千410円ですが、これは住宅資金を貸し付けた際に町が財源として起債を借入れをしていますので、その基金の元利償還金を歳出するものでございます。款の2諸支出金の12万5千465円ですが、歳入諸収入61万8千875円から歳出公債費の49万3千410円を差し引いた額12万5千465円を一般会計のほうへ繰り出すものでございます。

100ページをお願いします。歳入歳出差引額0円、翌年度への繰越金0円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長(横井誠君) それでは続きまして、平成27年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定についての説明をさせていただきます。

議案集の9ページ、下の段を御覧いただきたいと思います。

認定第6号 平成27年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは特別会計歳入歳出決算書の108ページをお願いします。

歳入としまして、使用料及び手数料が243万2千650円でございます。繰入金が858万3千552円でございます。諸収入としまして50万3千749円で、合計が1千151万9千951円でございます。

次に109ページが歳出でございます。総務費が1千151万9千951円でございます。前年度と比較しますと、金額では約140万円程度、率では約11%の減額の決算となっておりますのでございます。主な理由としましては、前年度ありました工事請負費がなかったためでございます。

次に114ページをお願いします。先ほどの歳入から歳出を差し引いた残額が0円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは引き続きまして、議案集の10ページをお開きくださいませ。

認定第7号 平成27年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは別紙、特別会計決算書のほうの124ページをお開きくださいませ。総括表でございます。こちらは総括表によって説明をさせていただきます。まず、簡易水道特別会計施設といいますものは、杖立水道、小藪水道、それから市井野水道、上滴水水道の4施設の会計となっております。町のほうが地区より事務委託を受けまして徴収事務等を行なっておるところでございます。まず歳入でございます。使用料及び手数料616万4千750円、繰越金23万円、合計の歳入合計639万4千750円、これは対前年比85%ということで15%の減になっております。

続いて125ページ、歳出でございます。総務費と公債費という構成でなっております。歳出合計が616万4千750円と、これも対前年比84.5%ということでございます。歳入15%の減につきましては、杖立水道のほうで世帯数が6戸減となっております、上滴水水道のほうが1戸減となっておりますということで、合計7戸の収入減が考えられるところでございます。

続いて130ページをお開きくださいませ。先ほどの歳入歳出の差引残高23万円は翌年度へ

繰越させていただきました。以上で小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算について簡単でございますが、御説明を終わります。

引き続きまして、10ページでございます。議案集の下段でございます。

認定第8号 平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは決算書のほうの142ページをお開きくださいませ。総括表でございます。総括表で御説明させていただきます。左のページ、歳入でございます。分担金及び負担金、それから使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入、町債、それから繰越金、合計の1億3千979万5千565円の歳入となっております。これは対前年比96.4%ということで、減となっております。これにつきましては田原地区、今年度現在が41戸、それから西里地区につきまして129戸、黒淵地区につきましては215戸でございます。3地区合わせまして385戸での収入ということになっております。なお、接続率が81.7%ということでございます。それから歳出でございます。歳出は総務費、公債費となっております。歳出総額、1億3千790万5千304円と、これにつきましても対前年比97.4%ということで減となっております。

それから152ページからが一般会計。152ページをお開きくださいませ。こちらは繰入金でございます。一般会計より繰入金、金額は大きくなっておりますけれども、7千236万9千円と一般会計から繰り入れをしているところでございます。

簡単でございますけれども、農業集落排水事業の特別会計について概略の説明をさせていただきました。

続いて、議案集の11ページをお開きくださいませ。

認定第9号 平成27年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは別冊の小国町水道事業会計決算書をお開きくださいませ。

まず1ページをお開きください。総括事項を掲げてございます。給水戸数が平成27年度にお

きまして2千603戸でございます。前年度より56戸減となっております。有収水量は70万9千985立米で前年度より5千357立米の減少でございます。有収率につきましては71.0%で、5.2%の増となっておりますでございます。続いて経営状況についてです。公営企業の独立採算性の趣旨に沿った経営運営を行い、水道事業の収益1億3千72万9千852円で、524万5千84円の利益を上げることができました。当年度未処理分利益剰預金3億2千256万8千121円につきましては、2億円を減債積立金及び1億円を建設改良積立金とし、残金を翌年度に繰り越しました。

それから次に、3ページをお開きください。建設工事の概要でございます。平成27年度は3地区5件の配水管布設替工事を実施しております。3地区は土田地区、福坂地区、それから堀田地区でございます。

続いて5ページでございます。業務量及び供給単価、給水原価を掲載しております。

続いて6ページでございます。事業収入に関する事項としまして平成27年度におきましては営業収益、それから営業外収益の合計としまして1億3千72万9千852円の収益がございました。対前年比で125万1千379円の収益減というようなこととなっております。

続いて7ページでございます。事業費に関する事項でございます。営業費用、営業外費用の合計としまして1億2千548万4千768円でございます。

続きまして8ページ、次のページ8ページでございます。これ以降は性質別支出状況を掲載してございます。そして次の9ページには重要な契約の要旨としまして9件の委託及び工事の契約内容を掲載をいたしております。10ページからは水道事業の決算報告書ということで添付してございます。収益的収入及び支出でございます。続いて12ページでございます。12ページは資本的収入及び支出でございます。資本的収入としまして、3千535万5千円、13ページの支出としまして、1億74万9千820円というような決算になっておるところでございます。それからその下段でございますが、記載されておる部分ですが、資本的収入額が支出に対して不足する額6千539万4千820円は、当年度分消費税資本的収支調整額としまして365万7千409円及び減債積立金1千469万2千198円、建設改良積立金1千万円、過年度損益勘定留保資金3千704万5千213円に見合う水道料金で補填することとしました。

14ページからは損益計算書、それから剰余金計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、それからその他の付属明細書というような決算報告書となっておりますでございます。

以上、水道事業会計について概略の御説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ここでお諮りをいたします。

去る9月2日に議会運営委員会を開催し、平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定については全員協議会で審議することに決定いたしました。これに

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、全員協議会で審議することに決定いたしました。

それではここで暫時休憩をいたします。4時5分より再開いたします。

(午後3時56分)

議長(渡邊誠次君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時05分)

議長(渡邊誠次君) ここで室原代表監査委員より、平成27年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いいたします。なお、室原代表監査委員におかれましては着座のままで結構です。御説明をお願いします。

代表監査委員(室原知邦君) それでは意見書のほうの説明をさせていただきます。議選の児玉委員とともに決算審査を終えましたのでご報告を申し上げます。

まず、厚いやつの冊子のほうからです。めくっていただきます。この意見書につきましては、先般9月2日付で町長のほうに提出をした公文の写しでございます。

1ページをお開き願います。平成27年度小国町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書ということで、まず第1に審査の対象でございますが、ここに掲げてあります一般会計から特会の農業集落排水事業までの歳入歳出決算についてでございます。期間は6月の末から8月の末まで。審査の方法については、先に町長から提出されました一般会計各特別会計について、関係法令に準拠しているか、また関係諸帳簿及び証拠書類と照合したほか、関係職員から説明を受けて実施をいたしております。さらに適正に予算が執行されているかを主眼として審査をいたしております。4の審査の結果でございますが、平成27年度の一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類については関係法令に準拠して調整をされ、計数については適正であることを認めております。また、予算は概ね適正に執行されていることを認めたということでございます。

次に2ページでございます。第5決算の概要ということで、ここから13ページまでが一般会計と特別会計の合計の決算の状況が示してございます。1、総括(1)決算規模ということで、一般会計と特別会計の総決算額は歳入決算額で87億4千719万9千470円、歳出決算額が83億9千924万2千534円で、予算額91億1千95万8千円に対する執行率は歳入で96%、それから歳出で92.2%であると。それから前年決算額と比較しますと、歳入において4億615万4千515円の増、それから歳出において3億1千512万1千589円の増となっておりますということでございます。

次に7ページでございます。以下、千円以下については省略をさせていただきます。(4)町債の状況でございます。一般会計と特別会計を合わせました年度末の未償還元金については62

億985万4千円ということで、前年と比較しますと4億7千915万1千円増加をいたしております。詳細については次の8ページに各区分ごとに明記されております。

それから10ページでございます。(5)の財務分析でございますが、経常収支率それから財政力指数、それから実質公債比率の3項目については、前年より改善をされておりますけれども、実質収支比率において増加をしているということ。これは収入の増、あるいはまた支出の抑制によって形式収支が増えたためと考えられますけれども、不用額を抑えたりそれから積立金の繰入をしたりして、収支の均衡を図らなければ翌年度の決算に大きく影響し、継続的に安定した決算とは言い難いと判断しております。

次に14ページでございます。ここから45ページまでが一般会計の決算の状況でございます。(1)決算の概要として、中ほどですが予算現額に対する決算額については歳入で61億2千494万6千円、それから歳出で57億9千572万9千円となっており、歳入歳出差引額、単純に差し引いた額ですが3億2千921万円を翌年度に繰り越している。ただ、翌年度事業を繰り越すものの財源に充当すべき繰越明許費ですが、3千474万3千円が含まれておるので、これを差し引いた実質収支については2億9千447万3千円の黒字となっております。単年度だけ見れば黒字転換して安定して見えるものの、次年度においては多額の実質収支が反映されますので、翌年度の単年度収支がマイナスに転じる要素が含まれておると考えております。まず、年度ごとの収支を安定させるためにも歳入歳出のバランスを保つことが大事と考えております。

15ページです。(2)歳入です。款別の決算状況ですが、歳入総額は61億2千494万6千円ということで、構成比で最も高いものは地方交付税の42.5%、以下町債、町税、それから国庫支出金の順となっております。国庫支出金で昨年学校施設整備事業、それから町営住宅の建て替え事業等の普通建設が増加して、また町債についてもその増加に伴うものであります。特徴的には寄附金、特にふるさと納税が5千万円増加したことは小国町への関心の高さと情報発信の成果と評価をしたいと考えております。

それから17ページです。財源別の決算状況でございます。歳入決算額を自主財源とそれから依存財源に見てみますと、自主財源は13億6千787万3千円ということで、前年と比較しますと2億2千182万6千円減少いたしております。これは依存財源の中の住宅建設あるいは学校施設関係の国庫支出金が増加したことと、それから地方消費税の交付金の配分率が引き上げられたことによるものと思っております。自主財源において基金の取り崩し、あるいはまた繰入金が増え、本来、町の恒久的な財源である町税、使用料、寄附金が増加していることは財政的にも良好と考えております。

次に20ページでございます。町税についてですが、町税の収入済額は合計5億9千581万3千円ということで、前年比較しますと350万8千円増加をいたしております。

次に26ページです。④の不納欠損額です。不納欠損額は507万4千円ということで、前年

比較しますと440万円ほど減少いたしております。欠損処分にあたりましては、地方税法の規定ならびに新たに設けられました小国町債権管理条例に基づき処理をされておりますけれども、今後とも徹底した調査と粘り強い徴収努力を継続するように要望をいたします。

それから27ページ、収入未済額ということで、これは年度末における過年度と現年度を合計して収入未済額として3千661万9千円あります。前年比較しますと、305万3千円ほど減少いたしておりますが、これは過年度の滞納繰越分において一部不納欠損処理を行ったことによるもので、一概に徴収率が増加したのではなく、今後とも公平負担の原則に沿って安易に資産の減少につなげないような徴収管理に務めていただきたいと思います。

それから35ページです。(3)歳出でございます。①で款別決算状況として、本年度の歳出総額は57億9千573万円ということで、前年比較しますと5千215万5千円増加をいたしております。増額の大きいものについては、先ほどから申し上げております給食センター建設、それから町営住宅建て替え工事、木質バイオマス、それから低炭素化事業関連の増加によるものと思っております。

それから38ページです。②の性質別決算状況でございます。人件費、扶助費、公債費である義務的経費につきましては20億3千108万9千円ということで、前年から比べますと3千714万4千円減少をいたしております。一方、投資的経費については14億1千180万1千円ということで、前年比較しまして1千442万5千円ということでございます。原因については先ほど述べた普通建設事業が増加したということでございます。

次に43ページでございます。④の翌年度繰越額ということで繰越明許費は3億7千604万8千円ということで、前年比較しますと5億8千896万5千円減少いたしております。3億7千600万円のうち一般会計分が3千473万9千円と先ほど申し上げました明許費の部分でございます。

次に44ページでございます。⑤の不用額ということで、不用額は2億4千276万円ということで、前年比較しまして1千万円ほど増加をいたしております。今後とも綿密な予算査定及び計画的な事業の執行、または期間内の減額補正等を実施することによって、適正な財政運営に努めなければ正確な決算収支を生み出すことが難しくなると考えております。

それから45ページ⑥予算の流用でございます。本年度の流用額は金額で5千724万1千円ということで、前年比較しますと5千万円ほど増加いたしております。増加の理由については、ここに書いてある建設課関係あるいは福祉課関係の科目の流用でございます。流用については議会の議決を要しない執行であるために、今後とも予算の組み替え、補正等を行ないながら十分慎重を期されるよう要望をいたします。

それから46ページでございます。ここから88ページまでが国保から農業集落排水までの7つの特別会計の事業報告ならびに決算の状況になります。総評して、ちょっとお話を申し上げた



と思いますが、特別会計は御承知のとおり一般会計と区別して医療や介護など特別な事業を行なう会計であります。基本的には保険料や使用料で事業の収支を賄うという原則下の独立採算の形態をとっているのが通例であります。だが、実際には一般会計から3億円を超える多額の繰入れがあり、必ずしも独立しているとは言い難いと思っております。平成27年度の決算状況を見ても、いずれの事業においても収支均衡化、あるいはまた実質収支が黒字となっております。しかし、これは先ほど申し上げました繰入れ等の影響もあると思っております。そういうことで、依然厳しい財政状況にあるとは認識しておく必要があると思っております。また基本的な収入財源である保険料や使用料についても、依然総額で2千400万円を超える収入未済額が発生しております。このことも会計の収支を悪化させる原因ともなっております。未収金も当然試算としての価値を有していることから、固定化しないようにその解消に向けた努力をお願いしたいと思います。各会計ごとの収支については、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

一つ訂正をお願いしたいと思います。49ページでございます。上段のほうの文言でございますが、「前年度と比較して1億9千5万7千円減少しておる」と書いてありますが、これは「増加」の間違いです。訂正をお願いいたします。

次に90ページでございます。5の財産に関する調書ということで、(1)公有財産として以下、土地、建物から出資金まで各項目の移動状況が示してあります。後ほど御覧をいただきたいと思っております。

それから94ページでございます。(3)基金ということで、財政調整基金をはじめとする19の基金が設置されております。平成27年度末時点でこの数字では総額が9億9千400万というような数字になっておりますが、この後に財政のほうから変更があつておまして、これは訂正がまだできておりません。正しい数字についてはこの一般会計の歳入歳出決算書の一番後ろのページに記載されているものが正しい数字でございますので、それを参照していただきたいと思っております。平成27年度末決算時点での残高が10億1千240万5千円というような数字になっております。この意見書の中の表については後日差替えをして、皆さま方にご提示を申し上げたいと思っております。

次に95ページのむすびでございます。以上、一般会計と特別会計の決算について説明をいたしました。最後にこの項のむすびとして御報告を申し上げます。抜粋して読み上げます。4月に発生した熊本地震から早5ヶ月を経過しようとしていると。史上例のない最大震度7を2回観測した今回の地震においては、本震後、余震の回数が2千回を超えるというような異例な事態を招き、今なお終息が見えない状況が続く中、ここに88名関連死と書いてありますが、先日熊日の報道もありましたが96名まで、現在上っております。以下、14万棟を超える家屋の被害や、それから熊本城や阿蘇神社を中心とした歴史的遺産の被害、さらに農林業等日々の暮らしと一体化した自然環境にも大きな被害があり、物的被害もさることながら、目に見えない精神的な被害

も忘れることができない状況に陥ったと。特に57号線の寸断をはじめ、至る所での交通網の被害は地震からの復興復旧にも大きな弊害となっております。このように被害額は社会資本、それから住宅・民間企業の設備等、これストックと申しますけれども、直接的な毀損額は推計で最大4.6兆円にもなると発表されております。しかし、観光を中心とした人の流れに伴う経済的な損失は計り知れないものがあると考えております。国では熊本地震の関連予算として、平成28年度の補正予算7千780億円を5月に可決させております。これに加えて熊本地震復興予備費として7千億円を創設し、これまでに2千477億円の使い道が確定しており、残りのうち4千100億円を2次補正の財源に充てるとしてしております。今後、被災者の再建やそれからインフラ整備等を迅速に進めるとしてしております。そういう中、国の財政状況においては熊本地震を始めとする大きな災害の発生や、それからGDPの伸び悩み等によって極めて厳しい状況にあると感じております。当地では最大震度5ということで、他の地区に比べますと比較的被害は軽微であったと思いますけれども、先ほども述べましたとおり、人・物の流れが途絶え、観光を中心に大きな経済的損失を被ることになったと思っております。わかりやすく、鍋ヶ滝の入園者で震災後7月までの数値を見ても、昨年は7万人を超える入園者が本年は2万7千人ということで、40%まで落ち込んでおります。これは他の観光施設等についても同様であるということは既に周知するところでございます。そのような中、平成27年度の一般会計の決算状況については、先ほど説明したとおり大型のインフラ整備等によって事業量が増大しております。なお、収入において町税、使用料、寄附金、町の基本的な収入が増加していることは財政的にも良好な姿と思われれます。次のページでございませう。特に、寄附金のふるさと納税が5千万円増えたことは、先ほども申し上げましたが小国町への関心の高さと、それから絶え間ぬ情報発信の成果と評価をしたいと思ひます。平成24年度決算審査以来、意見書のむすびとして過去に以下の4つの点について、提言をさせていただきます。一つ目は各財務諸表を活用して共有することの重要性、それから二つ目が政策形成から結果に至るプロセスについての透明性の重視、それから三つ目がチェックリストの作成とその活用によってリスクの回避もしくは低減につなげることの重要性、それから四つ目、PDCAの手法を活用した行政評価の取り組み等々提案させていただきます。いずれも、住民の多様化する行政ニーズや自治体に求められる役割や機能の変化に対応するものであつて、今後求められる行政の役割というのは団体自治と住民自治の観点から言えば、通常の行政の業務に合わせて住民がいかにか参画し、そして質の高い行政サービスを提供できるかのマネージメント力が求められて、そのためには常にアンテナを高くし情報の収集と分析に努め、職員の積極的な提案が認められる職場環境づくりに努めることが、重要かと考えております。

以上、平成27年度決算審査を終えて、1期4年の総括として感じたことを列記し、今後次の4年間についてはまた違った人の目によって監査審査が行われ、さらに町が発展することを願つてむすびといたします。

引き続き、基金運用状況審査意見書ということで、97ページでございます。平成27年度小国町基金運用状況審査意見書ということで、審査の対象についてはここに書いてあります二つの基金について審査を行っております。この基金については以前から近年の利用実績がないということから、今後の対応を検討するようにと話をしてまいりましたけれども、今回、国保の高額療養費貸付基金については500万円の基金を100万円に減額し、貸付残額51万6千円については管理条例に基づきまして、この私債権を放棄をいたしております。98ページ、99ページに内容が記載してあります。後ほど御覧いただきたいと思っております。

それから次に小国町の水道事業会計決算審査意見書ということで、101ページでございます。ここから水道事業関係の決算に関する意見書です。審査方法等については一般会計等に準じております。結果については、効率的な運営がなされていると判断をいたしております。

102ページでございます。決算の概要として(1)業務の実績でございますが、給水人口は前年比較しまして261人の減、6千416人となっております。それから年間配水量は100万395立米ということで、86千722立米減となっております。施設の利用状況については1日の配水能力が4千779立米ということで、利用率で57.3%となっております。

次にページ移りまして、110ページでございます。(2)の経営収支の状況ということで、これは1年間の取引を収益と需要に区分した損益計算書で表したもので、まず①の収益ですが営業収益が1億1千324万5千円ということで、前年比較しますと67万8千円減少いたしております。それから営業外収益ですが、1千747万2千円ということで、前年比較しまして58万4千円の減。それから次に費用で、②費用ですが、営業費用が1億1千136万7千円ということで、前年比較しますと38万5千円増加をいたしております。営業外費用が1千193万9千円ということで、前年比較しまして31万2千円の減です。

それから113ページでございます。4の財政状態ということで(1)貸借対照表ですが、これは決算時の財産の状況を表したシートになります。貸方の負債資本で事業資金を調達し、借方の試算としてどのように保有しているかをみるものでございます。①資産で、資産の合計が2億5千130万6千円ということで、前年比較しまして1千653万9千円減少いたしております。②の負債です。負債額が1億3千656万9千円ということで、前年比較して3千614万円の減です。それから資本ですが、資本が1億1千473万7千円ということで、前年比較して1千960万1千円の増となっております。

それから116ページでございます。水道料金に係る未収金でございます。本年度の水道使用料は収入済額で1億2千171万9千円ということで、前年比較しますと10万7千円減少いたしております。本年度末の収入未済額ですが、364万6千450円ということで、前年比較しますと219万6千円ほど減少をいたしております。これは一般会計でも出ましたが、債権管理条例に基づきまして不納欠損を行ったためであるということで、水道料金は収入の根幹をなすも

のであり今後とも加入者の不公平感をなくすためにも、未収金の回収に引き続き努力されるように要望いたします。

それから118ページでございます。5の経営分析です。いずれの主要も前年に比べて大きな差はございませんけれども、今後とも経費節減に努め安定した収支を保つことが大事と考えております。

最後に120ページでございます。むすびとして、収益及び財産の状況をまとめたものでございます。一番下の段落で御説明を申し上げますが、純利益につきましては昨年度よりも減少したものの黒字となっております。収入面では、主な要因として給水人口の減少等による給水収益の減少によるものである。それから費用面では、配水及び給水費が昨年度より増となった。これは漏水等による修繕費が増えたためということでございます。漏水等を未然に防止するため、老朽化した配水管の布設替えを行っているが、その財源として企業債借入額も増加していることから、事業の改善、経営の効率化により一層の努力を求めるということで、一般会計及び特別会計、各種基金、それから水道会計についての意見書の説明を終わります。

引き続き、薄い冊子で小国町財政健全化等審査意見書の説明をさせていただきます。ページをめくっていただきます。審査意見についてということで、これは一般会計と同様に9月2日付で町長に提出した公文の写しでございます。健全化意見書ということで、これは平成19年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律によって国より義務づけられたものでございます。各健全化判断比率の数値をもって財政の状況を的確に捉え、早期の対応を図るというものでございます。ここで4つの比率について審査をしており、まず(1)、(2)の実質赤字比率については、自治体の一般財源の標準的な大きさを示す標準財政規模に対しての実質収支額の比率をみたものでございますけれども、いずれも黒字のため表記はされておられません。

次に3番目の実質公債費比率ですが、これは借入金の返済等を指標化して資金繰りの危険度を示すものでございます。義務的に支出をしなければならない公債費等の比率が高まると、他の経費を節減しないと収支が悪化し財政の弾力性が失われると判断されております。危険判断の基準は25%とされております。平成27年度の数値を見てみますと、前年に比べ償還金の減少やそれから税込交付金の増加に1.2ポイントほど改善をされておりますけれども、今後、学校整備事業等の借入金の関係で比率が上昇すると考えられます。

最後に(4)の将来負担比率についてですが、これは決算時点での借り入れなど将来に支払っていく可能性があるものを指標化したものでございます。この数値が高まると、今後の財政運営にも問題が生じるリスクが高まるということになっております。平成27年度で見ますと、前年に比べ大きくポイントを下げております。改善の傾向にありますけれども、先ほども申し上げましたとおり学校整備や公共公営住宅建設等の大型事業の償還を控えて変動の可能性を含んでいるということは考慮しておく必要があると思います。

次のページでございます。小国町の公営企業の資金不足比率の審査意見書ですが、いずれの会計においても資金不足は発生していないということで、数字は上がっておりません。

以上で財政健全化の審査意見書の説明を終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） どうもありがとうございました。

ここで室原代表監査委員に対しまして御質問などございましたら、お願いをいたします。  
よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、室原代表監査委員におかれましては長時間大変御苦労さまでした。また特に決算審査におかれましては、限られた時間の中で審査業務に精励されましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。どうぞ、御退席をお願いいたします。

（室原代表監査委員退席）

議長（渡邊誠次君） 日程第20、「報告第1号 平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集12ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号 平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査意見書を付して報告する。

平成28年9月8日

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

先ほどから代表監査のほうから意見書が出されましたように、これは地方自治法の第3条と地方自治法の22条に基づきまして、議会の。すみません、ちょっと言い間違えました。財政健全化に関する法律でございます。これに基づきまして第3条第1項につきましては、これは毎年決算の提出を先ほど下のほうにありますように、4つの指標を監査委員の審査に付して検証を議会に報告しなければならないというものでございます。第20条の第1項につきましては、公益企業を経営する地方公共団体につきましては、資金不足を議会に報告しなければならないというふうになされておりますので、報告するものでございます。この中で記としまして、健全化判断比率というものがそれぞれ4つの指標がございます。この下のほうに備考としまして、実質赤字額または連結赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「－」というような形で表示をされております。また2としまして、下段の括弧のうちは早期健全化基準ということでございます。この早期健全化基準につきましては、地方公共団体の健全化

に関する基準でありまして、財政健全化法で規定されたもので実質赤字比率と実質公債費比率、将来負担比率といずれかが基準を超えた場合、そうした場合は財政健全化判断として自主的または計画的な財政の健全化などが求められるということでございます。今回、健全化の判断比率のほうで実質赤字比率でございますが、一応「－」ということでも括弧のほうが15%というふうになっておりますが、これにつきましては一般会計等に対する実質的な赤字額を標準財政規模に対して表した比率でございますが、今回実質赤字比率は出ておりませんので、「－」というふうになっております。

次に連結実質赤字比率でございます。これにつきましては、この表し方につきましては一般会計または特別会計を対象とした合計の実質赤字、または資金不足の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましては赤字が出ておりませんので、「－」で表示されております。基準は20%ということでございます。

次、実質公債費比率でございます。これは一般会計が負担する元利償還金または純元利償還金の標準財政規模に対する比率でございますが、これは3カ年の平均で表すものでございます。これにつきましては、基準が25%でございますけれども、11.7%ということでございます。ちなみに平成26年度が12.92%でございますが、平成27年度は9.35%ということでも3カ年平均しますと11.7%ということでございます。

続きまして将来負担比率でございます。これにつきましては、将来自治体が負担をしなければならないという比率でございますが、これを標準財政規模で表した比率でございます。これが基準が350%ということでございますが今回は56.7%ということで、昨年によりますと、昨年度が72.7%でございますので、改善されておるということでございますけれども、先ほど代表監査の意見にもありましたように、地方債の残高または公営企業の繰入金、または組合等への負担金、そういうものを加味しますと将来負担の比率も改善しておるものの安心はできないというところでございます。

それから資金不足比率ということでございます。これにつきましては、特別会計の資金不足を表すものでございます。これにつきましては、中ほどにありますように資金不足の比率が出ていないということで、「－」で表示しております。備考のほうに法令の17条第1項と法令の17条の第3項とありますけれども、健全化法の17条の1項につきましては法の適用企業ということで上水道を意味しておるものでございます。その下の17条第3項ということにつきましては、非適用の企業ということで農業集落排水または個別排水の処理の事業、または小規模排水、特定地域の生活排水処理事業または簡易水道ということで、法令で分かれておるものでございます。これにつきましては、資金不足は出ておりませんので、全て「－」で表示されておるということでございます。

以上で報告第1号、平成27年度の決算に基づく財政健全化の判断比率及び資金不足について

の報告を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより、報告第1号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、予めこれを延長いたしたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） 日程第21、「報告第2号 放棄した私債権の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集13ページをお開き願いたいと思えます。

報告第2号 放棄した私債権の報告について

小国町債権管理条例第10条第1項の規定により、町の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月8日

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

今回の私債権の放棄につきましては、平成27年4月1日に施行されました小国町の債権管理条例に伴って今回議会に報告するものでございます。これお話ししております上の表が、今回放棄する債権条例に基づき放棄する一覧表でございます。左のほうから債権名、国民健康保険の高額貸付、それから学校給食費、寄宿舎負担金、上水道、簡易水道と大きくこの債権名となっております。それぞれ債権の件数が上から5件、5件、1件、85件、10件ということで、上水道と簡易水道が合せて95件というふうな割合になっております。債権額がそれぞれ合計しまして、今回365万7千595円の私債権を放棄するものでございます。調定の年度としましては、上のほうから昭和61年からずっとございまして、一番新しいものでは平成24年ということで、調定年度を表示しております。第10条の第1項の件ということで、第3号の該当ということでなっております。これにつきましても小国町の債権管理条例の第10条第1項には、私債権についてそれぞれ下のほうに第1号から第6号までございます。これに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができるということでございます。今回、全て第3号に該当するというものでございます。第3号につきましては、下にありますように時効期間満了ということでございます。放棄した時期としましては平成28年3月31日をもって債権を放棄したということでございます。先ほどの上の一覧表をさらに分類いたしまして、それぞれ分けております。この債権の内容につきまして、放棄した理由をそれぞれ時効満了でありますけれども、それぞれその中身につきまして合せております。高額医療の貸付につきましては、死亡のために時効が満了したということで、そういったものが4件ございます。同じく高額医療

費の貸付につきまして消滅時効の時期が満了したのが1件、次に学校給食費につきましては消滅時効の期間が満了したというのが5件、次に寄宿舎負担金が消滅時効の満了というのが1件と、それから水道関係がそれぞれ内容が違った部分がございます。またまとめたものがございますけれども、一番多いのが町外転出後に再転居し転居先が不明であるとそういったところで、さらに時効が満了してしまったというのが37件ございます。その次、破産のために時効を満了したというのが3件、店舗閉鎖後に移転先が不明になって時効が満了してしまったというのが2件、また転居先不明のために時効が満了したものが28件と他死亡のために時効が満了したというのが9件、消滅時効の期間を満了したのが6件。簡易水道につきましては、町外転居後に再転居して転居先不明と、そういったことで時効が満了したのが10件ということで、計106件の今回私債権の放棄をするものでございます。

以上で報告をさせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより報告第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第22、「発議第2号 開発センター建替え検討特別委員会設置に関する決議について」を議題といたします。

ここで提出者より発議第2号について提案理由の説明を求めます。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。

発議第2号

小国町議会議長 渡邊 誠次様

提出者 小国町議会議員 時松 唯一

開発センター建替え検討特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

開発センター建替え検討特別委員会設置に関する決議

次の開発センター建替え検討特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 開発センター建替え検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法112条及び委員会条例第5条
3. 目的 開発センター建替えに伴う検討を目的として

思いといたしましては、町民・行政、広範囲的な効率的なセンターとしての役割を十分に発揮できるようなセンターの建替えに取り組むこととさせていただきます。



#### 4. 委員定数 11人

以上、よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） ただいま提出者である時松唯一議員より説明がありました。

これより発議第2号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この開発センターがですね、熊本地震で被災をしてもう取り壊して新たな新センターというかですね、新たな施設をつくるという方向で話が今のところ進んでいると思います。それで、8月の臨時議会では基本構想というところですね、200万円の予算をこの議会も議決して、それが通過したわけですね。今後の予定としては順調にいけば9月にも解体をして、年内に実施設計をつくって来年度にも着工をします。早ければ平成30年度ぐらいには新たな施設の供用が始まるというような、そういう青写真が出されたわけですね。実際、この開発センターの建替えの検討特別委員会を設置するという事は、その聞きたいのは、この議会が通した基本構想も覆す可能性はあるのかということ。そして、場合によっては平成30年度の供用開始が遅れることも有り得るのかということですね。その辺はどの程度までこの特別委員会で検討をしようという考えをお持ちなのかということをお聞かせ願えればと思います。

6番（時松唯一君） 今、同僚議員のおっしゃられましたことは、まず今おっしゃった中の中身についても協議をする。協議というのは決してその今までやってきたものを全てなくすという意味ではありません。それを含めてALCであれCLTであれ、そういうものを加味した中で国からの補助金をどのようにして我が町にもってきていただいて、安全かつ効率的な小国町らしいものをつくっていくということについて、皆さんで協議をしていくと。今、おっしゃったように平成30年までに完成したいと。それは私ども同じ考えでございます。それまで早ければ早いほうがいいと思いますが、そのような詳細についての内容を協議し、検討し、町住民として納得いくようなものをつくりあげていきたいというのが、私の今回の提案理由でございます。

5番（児玉智博君） 本当に、おっしゃられたように、なるだけ多くの町民が「よかったな」と完成したあとに思えるような施設をつくるということは、とても大事なことであるというふうに思います。その場合によっては、この平成30年よりも完成が遅くなることも有り得るのかなというふうには思っているのですが、具体的にどういうことをやって、この出来上がる施設に町民の思いを反映していくのかということもですね、ちょっと確認したいのですが。つくるのであれば、私は公聴会なんかも開いてもいいのかなというふうに思うのですが、そういうことも検討はされているのでしょうか。

6番（時松唯一君） 私が言っているのは、公聴会ではなくて検討をする特別委員会というものを、まずはですね、皆さんと協議をしなければ先に進まない、そういうことが一つと、それからあくまでも、この今度の、これは開発センターというセンターというのは私の捉え方では町の中心

だからセンターという思いであります。その町の中心であるセンターであれば、まずは町民住民の安全確保、災害防災対策もあります。今、現に議会等々についてもプレハブ住宅に移転していると。そういう中において、まずは町の中心のセンターをいろんな意味合いの中でいろんな協議をしていろんな方々に納得できるようなものをつくりあげるためにはですね、やはり目的としては平成30年あるいは平成31年になるかと思えます。平成32年になるか、私たちの協議をして一番より良いものを、小国町らしいものをつくりあげると。ただまずは、その一点に向かってですね。その中に、今、同僚議員が言ったいろんな問題等が出てくれば、そのようなことも協議をしながらやっていくと。それが私は委員会ではなかろうかなという認識をしております。

以上です。

5番（児玉智博君） 一応ですね、この特別委員会を設置をするということは、この執行部の予定をしているスケジュールなんかにも、もしかしたら影響を及ぼす可能性が高いと思うのですが、執行部の意見もちょっと聴取すべきではないかと思うのですが、御許可願えますでしょうか。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。5時15分から再開をいたします。

（午後5時02分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後5時09分）

議長（渡邊誠次君） 質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

時松唯一議員より提出された発議第2号、開発センター建替え検討特別委員会設置に関する決議を採決いたします。本件は11人の委員をもって構成する開発センター建替え検討特別委員会を設置することに、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、時松唯一議員から提出された発議第2号、開発センター建替え検討特別委員会設置に関する決議については可決されました。

11人の委員をもって構成する開発センター建替え検討特別委員会を設置することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました開発センター建替え検討特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

これより指名いたします。

1番穴井帝史君、2番大塚英博君、3番北里勝義君、4番高村祝次君、5番児玉智博君、6番時松唯一君、7番穴見まち子君、8番松崎俊一君、9番熊谷博行君、10番時松昭弘君、11番松本明雄君。以上のとおり、開発センター建替え検討特別委員会委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま報告をいたしましたとおり、11名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました以上の諸君を開発センター建替え検討特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ここで委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により委員会で互選をすることになっております。

議長(渡邊誠次君) ここで暫時休憩をいたします。

(午後5時12分)

議長(渡邊誠次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後5時15分)

議長(渡邊誠次君) 休憩中に正副委員長が決定したと思われまますので、委員長より正副委員長の報告をお願いいたします。

6番(時松唯一君) 検討特別委員会の委員長に推薦していただきまして、私、時松唯一が委員長として、副委員長として北里勝義議員に決まりましたので御報告いたします。

議長(渡邊誠次君) 日程第23、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣をすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

議員派遣についてはお手元に配付いたしましたとおり派遣をすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第24、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件につきましては別紙お手元に配付のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、6月議会以降で今日まで研修会等に各議員を派遣いたしましたので、御報告をいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第25、「行政報告」。

執行部より、報告事項がありましたらお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 特に行政報告という部分ではありませんけれども、早速土曜日に小学校の運動会がございます。他は特にありませんので、よければ会期最終日にその後の予定などがですね、議員さんにかかる予定などがありますものですから、その日にまた報告をさせていただきたいというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした

（午後5時18分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1 番）

署名議員（1 1 番）

# 第 2 日

# 平成28年第3回小国町議会定例会会議録

( 第 2 日 )

- 1. 招集年月日 平成28年 9月23日(金)
- 1. 招集の場所 小国町森林保全センター
- 1. 開 会 平成28年 9月23日 午前10時01分
- 1. 閉 会 平成28年 9月23日 午後 3時46分

## 1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 不応招議員

なし

## 1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 欠席議員

なし

## 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 澁 谷 広 美 君

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	副 町 長 桑 名 真 也 君
教 育 長 北 里 武 一 君	総 務 課 長 松 岡 勝 也 君
教委事務局長 横 井 誠 君	政 策 課 長 清 高 泰 広 君
産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君	情 報 課 長 佐々木 忠 生 君
税 務 課 長 北 里 康 二 君	建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	福 祉 課 長 河 野 孝 一 君
住 民 課 長 河 野 孝 一 君	福 祉 課 長 木 下 勇 児 君
保 育 園 長 梶 原 良 子 君	会 計 管 理 室 藍 澤 誠 也 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時01分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり



## 議事の経過 (h. 28. 9. 23)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例会本会議2日目でございます。

だんだんと秋を感じてくることも多くなってまいりました。

先日、各地域では敬老会が行われまして、皆さん本当にお元気そうで何よりでございました。高齢者のパワーに少し圧倒される感もございましたけれども、また議会もしっかりと頑張ってくださいとの激励をいただきました。期待に添えるよう、本定例会もしっかりと務めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「認定第1号 平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

私は、認定第1号、平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。

さて、2015年度を振り返ってみますと、14年4月の消費税率5%から8%への増税の影響がひびき続けた年度でありました。GDPはマイナス成長を続け、当初10月に行うはずであった消費税の10%への増税が見送られた年であります。9月1日に公表された財務省の昨年度の法人企業統計によると、資本金10億円以上の大企業の経常利益、当期純利益は過去最高を更新したことを示す一方、社員1人当たりの給与額は大企業でも1%しか増えていないことを示していました。そればかりか、株主への配当は過去最高を更新していました。さらに、内部留保は299.5兆円にまで膨れあがるという貧富の差がいよいよ広がった年度だったと思います。

2015年度は年金の支給額を物価や賃金の上昇をいかに抑える仕組み、マクロ経済スライドが2004年の導入後、初めて実施をされました。本来なら2.3%上がるはずが、過去の物価下落分の削減と合わせて0.9%の引き上げにとどまり、年金額は実質的に目減りしてしまいました。

一方、国民年金保険料は月340円増の1万5千590円になり、高すぎる保険料と滞納の悪循環に拍車をかけることになりました。高齢化などに伴って、当然増える給付まで削減し、負担増を押し付けるもので、社会保障のためという1年前の消費税増税の論拠は完全に破綻したことが明らかになったのではないかと思います。

小国町には、地方自治法第1条にある福祉の機関として、町民の命・暮らしを守る役割が、いよいよ重要になった年度であったと思います。この役割に照らせば、本決算はまだ不十分であったといわなければなりません。

町長は、前年の決算審査の中で、各団体に支出されている数ある補助金を、毎年惰性的に出しているものもあるため、見直していく旨の答弁をしておりました。少子高齢化をはじめとして、小国町には直面する課題が山積する中、限られた財源を1円たりとも無駄にせず、有効活用することは大変重要なはずであります。しかし、部落解放同盟小国支部への直接的補助金は全く手が付けられることなく、前年同様の200万円の決算であります。まさに聖域と化してしまっています。

特定の主義、主張の下、結社された団体が自らのために参加する研修などを行政が保障するどおりはありません。児童館を兼ねているとはいえ、人権教育のための施設としてパラソルセンターがあるにも関わらず、特定の集会所の維持管理まで行政が補償するのもそうです。自分たちが利用する施設を清掃して賃金を受け取るなど、常識的にあり得ない話であります。そもそも人権同和政策に箱物を、しかも2つ用いるなど、時代錯誤も甚だしい。このように税金の使い方、大盤振る舞いを続ければ、同和行政を解決するどころか、新たな差別を助長・温存するものであり、解決から逆行するものであります。

団体補助金200万円があれば、どれほど町民のためになる施策が行えるのでしょうか。子どもの医療費助成で、県内医療機関すべてでの現物給付か、若しくは助成対象年齢の高校生までの引き上げが可能です。苦勞して納税している住民が、同じ200万円をどちらに使われたほうが納得するか、火を見るよりも明らかではないでしょうか。

総額15兆円もの巨額の費用が費やされた国の同和对策事業が終了したのは2002年でありました。それから来年で15年になります。次年度こそは21世紀の時代にふさわしい予算編成、公正な町政運営を行うよう強く求めて、討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

1番（穴井帝史君） 1番、穴井です。私は賛成の立場から討論を行います。

平成27年度決算は限られた予算の中で、漫然とはいかないにしろ、町長をはじめ、職員が工夫を凝らし、今から述べる事業などを行いました。まず、防犯対策となるLED電灯の普及、地域活動を助成する活動交付金、防火水槽の設置などの政策、また木質バイオマスボイラーの導入、公共施設への低炭素化設備の導入などのエネルギー対策、またコミュニティFMの活用、おぐち

ヤンの活用による情報提供、また商店街の空き家対策、おもてなし事業の補助、プレミアム商品券補助などの商工振興、また杖立・わいた地域ほか観光地の活性化事業補助などの観光振興、また有害鳥獣対策、中山間農業生産活動支払交付金、下刈補助、間伐材経費助成、小国町住宅支援などの農林業振興、また町道明里線、下滴水線、小原田寺尾野線ほか改良工事、橋りょう架け替えなどの道路整備事業、また倉原の公営住宅整備、乗合タクシーの充実、医療費の助成、障がい者や高齢者の福祉・子育て支援、住民健診などの民生の充実、小国高校存続に関わる支援補助、スクールバスなどの運行などの教育関係の充実を行っている。

決算額は一般会計で歳入61億2千500万円弱、歳出で57億9千500万円強となり、3億円を超える黒字を計上している。また、6月から代表監査と議会選出監査委員による決算の審査も行われ、予算は概ね適正に執行されているとの報告を受けました。このことも常費の節約、職員の意識の改革、情報の発信などを気配り、農林業・商工観光業の振興、高齢者から赤ちゃんに至るまでの福祉の充実、学校教育から社会教育における教育の振興、健全な財政運営に至るまで、これまで以上の努力と研鑽を求めて、以上をもちまして、賛成の討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第1号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第2から日程第9、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号は、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計利益の処分及び決算の認定でありますので一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 質疑ということで、認定第6号、小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について、再度、今後の方針等をしっかりとお聞かせいただきたいと思います。

教委事務局長（横井 誠君） この坂本善三美術館の運営に関しましては、美術館のいろんな事業を行う上での検討委員会、それから運営審議会と、2つの会議をもつ場がございます、その中で当年度行った事業、それから来年度に向けての事業についての会議をしてございます。当年度で不足する分の内容をまた次年度に盛り込んだりとか、新しい企画があれば、その企画を次年度に盛り込んだりとか、より地元の方が少しでも足を運んでいただけるような事業内容を現在展開

しているところでございます。毎年、少しでも地域の方に御来場いただくよう、地元の方の作品展示であるとか、児童・生徒さんが来られるような企画であるとか、そういう活動を今進めてございますので、引き続き少しでも来館者が増えるような方向性をもって運営に努めていきたいと考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、認定第2号、平成27年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成27年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第4号、平成27年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成27年度坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。その他の会計については、賛成いたします。

まず、前3つの会計は社会保障の会計であります。一般会計の討論で述べましたが、社会保障のためだといって引き上げられた消費税でしたが、全く良くなったという実感はありません。それどころか改悪がなされた年度でありました。2015年度は、国民健康保険税率の引き上げ条例案が賛成少数で否決された年度であります。ただでさえ収入減に苦しむ被保険者の暮らしを、高すぎる保険税が圧迫しています。命を守るための制度であるはずの健康保険制度が暮らしを苦しめるという、本末転倒な状況が広がっています。

介護保険では、介護報酬が過去最大規模の2.27%引き下げられた年度です。介護労働者の処遇加算が一部上がるものの、事業者報酬は4.48%も削減され、制度の根幹を支えている事業所に深刻な影響を及ぼしました。

また、特別養護老人ホームは、新規入所者を要介護3以上とし、要介護1・2に認定された方は対象外にされてしまいました。8月からは一定の所得がある利用者負担を1割から2割に引き上げ、特養ホーム相部屋代が介護保険から外れ、1割負担から全額負担とされてしまいました。

一方で、介護保険料は、小国町では基準月額で675円も値上げされ、とうとう5千200円にまでなってしまいました。サービスは縮小こそされ、充実していないのに、特別徴収される年金は実質目減りしているのに、負担だけは無慈悲に引き上げられることに、町内のお年寄りからも「長生きはするなということか」と、怒り、悲鳴が上がっています。今年の敬老会にも参加し、いつまでも元気で長生きしてくださいと、お年寄りに呼びかけた北里町長には、このお年寄りの声は届いていないのですか。国保や介護保険財政が大変厳しい状況であることも分かります。しかし、被保険者は国保や介護保険との関係だけで生きているわけではありません。執行部におか

れましては、会計の困難さばかりを見るのではなく、被保険者が暮らす社会全体の状況を見渡し、負担軽減に乗り出すべきであったと指摘したいと思います。

坂本善三美術館については、そもそも特別会計にする合理的理由が説明されていません。この会計では、毎回、繰入金の問題になりますが、そもそも博物館や美術館、あるいは図書館といった社会教育施設は、学術調査研究のための施設であり、ここに利益を求めること自体お門違いであると思います。執行部の説明姿勢は、このことについて正面から議論することを避け、しかも具体的方策も示さないまま、努力するとお茶を濁すことに終始しております。大事なのは繰り入れ分だけの教育の成果が得られているかということです。この点については、美術教室や子どもの鑑賞会など、一定の評価ができると思います。しかし、一方で企画展は坂本善三と何かしらのつながりのある企画ばかりです。社会教育というなら、国内外のいろいろな作家の様々な作品を坂本善三という枠の外でも開催すべきではないでしょうか。それができない理由を北里教育長は条例で坂本善三の顕彰のための施設となっているとしております。しかし、そう説明するのであれば、シリーズアートの風という名前で続けられている一見すると奇妙な表現方法をとる作家をなぜ許容しているのか、坂本善三の顕彰と両立するのか、このことをどう説明されるのでしょうか。明確な説明は、残念ながら今回はありませんでした。やはり私としては、こういったよんど池の上で漂う葉っぱのような存在に、この美術館がなっているのではないかと、私は大変危惧するわけであります。このことについて、次年度はしっかりと議論を深めていきたいということ述べまして、私の討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお採決においては、執行部は最後にお立ちをいただきたいと思えます。

認定第2号、平成27年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第2号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第3号、平成27年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第3号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第4号、平成27年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第5号、平成27年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第6号、平成27年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第7号、平成27年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第8号、平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第8号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第9号、平成27年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第9号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時35分から開始をいたします。

（午前10時22分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「一般質問」。

本日は一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は、登壇順に1番穴井帝史議員、2番目が熊谷博行議員、次に時松昭弘議員、北里勝義議員、児玉智博議員となっております。

1番（穴井帝史君） 今回、一応3点ほど質問したいと思います。まず、現在の職員の各課配属について質問いたしたいと思います。ここにおられる課長に対しては、素晴らしい間違いのない人事が行われていると思います。私が思うのが、特に30代、40代、50代前半の人事において、たまに何でこの人がこの課にいるのかなとか、首をかしげることも実際あります。任命権は町長にあると思いますが、その配属を決める場合、総務課長若しくは各課長、現在、副町長もおられますが、一応相談をして決めているのかをまずお聞きいたします。

町長（北里耕亮君） 相談をしているかどうかという部分については、相談をさせていただいております。それが誰と相談をしているかは、コメントは差し控えたいというふうに思います。最終的な責任者は私でありますので、私の決断の下において、人事異動は課長級だけではなくて、職員の方々の異動については、基本、適材適所という部分を一番考えて配置、任命をさせていただいております。

1番（穴井帝史君） 聞いたところによりますと、他の市町村においては希望を聞き取るようなアンケート等を行っているところもあるとお聞きしておりますが、そのへんはいかがですか。

町長（北里耕亮君） 他の市町村の状況は分かりませんが、そうするつもりもありませんし、私は私のやり方でさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

1番（穴井帝史君） 何か前町長時代には、一度そういう行いもされたと聞いておりますが、もちろんそれをしたからといって、みんなが希望の課に行くことは無理だとは分かっております。しかし、一部にでも反映できれば職員の士気の向上にもつながるものと思われるのではなからうかと考えております。中には、みんな人間ですからいろんな考えがあって、課長の下ではちょっと仕事をしたくないという者もいるかも知れません。しかし、これは課長の士気にもつながるのではなからうかと思いますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 例えば大きい職員の数がある県の行政であったり、市レベルの市役所、部や課が非常に多いところは、いろんな部分で業務を行うその数も多いわけですから、そういう希望とかそういう部分もあるかも知れませんが、この小国町の人口規模、また役所の規模において、課の数も限りがあります。基本的に私はその限られた数の課長の方々、審議員の方々、いろいろな仕事ができる体制でないとなかなか、先ほど議員がおっしゃったような、この課長の下には行きたくないとかいう部分を、それも良くないことだと思いますし、あらゆる状況の中でもその業

務を町民のために遂行することが職員の仕事であると思いますので、そういう部分は総合的に私も見ながら、異動は考えているということでもあります。結論を言うと、私の責任においてやっておりますので、その人事異動についてどうである、ああであるという部分はないのではないかなというふうに思っております。

1 番（穴井帝史君） 専門職を持った職員がおられると思いますが、この方たちに対しても何か全然違うところに行ったりとか、たまに見受けられますが、やはり専門職を持った職員は、私としてはもうその課で一生懸命仕事をしてもらったのが理想ではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 少し考え方がやはり違う部分がありまして、先ほど言ったように、少し大きい県の行政であったり、市の行政であったりという部分は、その事業系のお仕事、事務系のお仕事という部分で、そのカテゴリの中で若干の異動という部分、それは可能かと思いますが、小国町役場のような限られた数の課の中においては、部下の方が昇進をしていく上においては、いつかは審議員にならなければいけない、いつか課長にならなければいけない。そのときに事業系の仕事しかしていない方が、異動の都合で事務系に移るときに、一定の年齢になったときに、ああそういう仕事はちょっと今までやったことがないからできませんということにはならないと思います。町民の方も、ああ、あの役場の職員さんとはということでいろんな質問をされると思いますが、そのときに自分は福祉のお仕事はしていないから全く分かりませんという部分では、少し寂しい部分もあるのではないかなというふうに思っています。ですから、小国町行政ぐらいの規模の部分であれば、いろいろな仕事を経験して、そして町民のために働くというのがよろしいのではないかなというふうに思っています。

そういう部分から、例えばいろいろな資格をその課に赴いている間にも取る場合もありますけれども、せっかく取った資格だから、また異動してしまうとという部分も確かにあるかも知れません。ただ、それは資格を取ることは、その職員にとっても経験になりますし、またいつか一度その課を出て、戻る場合もありますので、そのへんは私も頭に入れながら、いつか、ではその資格を有効に活用できる時があればというような部分も含めて、先ほど言う総合的に考えながら異動を考えるということでございます。

1 番（穴井帝史君） 職員に関しては最後の質問になるのですが、全協でも話題になりました地域おこし協力隊ですね、これは給料のほうは多分国から出ていると聞いておりますが、この人たちはこの名前のおおりに、地域おこし協力隊という名が付いておりますが、この間も議論の中でありましたけれども、ある程度地域に出してしているという返答はございましたけれども、私とすれば政策課に今3人でよかったですかね。

町長（北里耕亮君） 給与の部分もという話題もありましたし、その制度そのものについて、政策課長のほうから答弁をいたさせます。人数とか、制度とか、ただちょっと政策課長が答弁する前



に、私が少し前もって言いますが、これを増やしていきたいということは、全員協議会のときにも述べました。今、私が見ている部分については、地域に入り込んでいただいて、移住・定住の仕事や、エネルギーの仕事や、様々地域の方と連携をしながら業務を行っていただいていると、非常に効果があるというふうに、私は理解をしております。では、政策課長、お願いします。

政策課長（清高泰広君） それでは、地域おこし協力隊について、若干説明させていただきます。地域おこし協力隊は、これは総務省が提唱しています制度でございまして、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱、隊員は一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みということで規定されておりました、活動期間は主に1年から3年以内とされております。総務省のほうから地域おこし協力隊の取組自治体に対して、概ね次に掲げる経費について特別交付税により財政支援するという事で、1人当たり上限400万円までの特別交付税で財政支援がされるようにされております。現在、小国町には政策課のほうに4名が所属しております。

1番（穴井帝史君） 今回の課長の説明を聞きますと、小国町のいろんな面を見ながら、小国の人気がつかない点を発見したりするのが目的ということでしたけれども、何か、結構私が役場に行くときに、役場の事務職みたいな感じで半分以上は外に出なくて、本来のこの名前のおり、業務を行っているのか、ちょっと再度よろしいですか。

政策課長（清高泰広君） 今、地域おこし協力隊は、小国町は4名ほど委嘱しておりますが、このうちの2名は移住・定住促進のためにということで位置付けておりました、相談窓口の移住・定住の相談とか、あるいは空き家バンク登録の空き家探しとか、あるいは移住者のための仕事づくり、こういったことを行っております。一応窓口的に、小国暮らしの窓口ということ、木魂館に開設しております関係で、2名は木魂館のほうに常駐しております、そこから各地域に出向く形で行っておりますので、かなり町内に出てきていると思います。

もう一人は、環境モデル都市の推進、特に住民啓発の部分に取り組んでいただきたいということで、そういった仕事をしておりますものですから、内容もございまして、小学生の環境活動の勉強会とか、そういった活動にも出てもらっておりますし、いろいろこの方も内業プラス外で仕事をしていただいております。

もう一人は、加速化交付金の中で、今年は小国ブランドづくりということで、農協とか森林組合と一緒に小国杉とかジャージー牛乳とか、こういったもののブランドづくりのためにやっていきたいということで、この方は非常にデザイナーとしてずっと町外で活躍してこられた方ですので、そういったデザイナーの立場からいろんなアドバイスをいただく形でやっております。そういった意味で、デザイン作りのためにパソコンに向かっている時間も多いのですが、森林

組合なり農協に出掛けて、打ち合わせとかも十分やっていただきながら、広く活動していただいておりますので、必ずしも役場での事務というか、座っている時間もございますが、それはすべてやっぱり地域おこし協力隊の活動としての仕事だと、私たちは認識しております。

1 番（穴井帝史君） その方たちが小国町を、もちろんいろんな面を見て回っているとは聞いていますけれども、小国町全体を把握されている方はいらっしゃるのですか。小国町もやっぱり範囲が広いもので、その方たちが行かれているのは、おぐチャンとかでも拝見いたしますけれども、良い場所というか、そういうところしか行っていないのではなかろうかと私は思うのですけれども、もう荒廃した土地とか、もう全体を把握しているのかちょっとお聞きします。

政策課長（清高泰広君） 先ほども申しましたように、4人でそれぞれ役割分担がありますものですから、それぞれの方がすべて小国内を網羅してもらう必要もございません。ただ、移住・定住の方お二人につきましては、できるだけそういった空き家バンクとか、そういった情報を入れるためには、いろんな広いところに出向いていただく必要があるし、いろんな人と情報交換をしていただく必要がありますものですから、積極的に活動してもらいたいと思っております、既に広報でも何度も紙面に出してもらうことで顔をPRしておりますし、オグ・カーゴというちょっとした飲物を提供する設備を持っておりますものですから、地域のイベントあたりに出掛けていって、積極的に住民の人と交流しながら情報を得る活動をしてもらっております。

1 番（穴井帝史君） 分かりました。では、次の質問に入りたいと思います。

観光協会の設立の話が出ておりましたけれども、前回いただいた小国町過疎地域自立促進計画に盛り込まれておりましたが、予定では平成29年度から約500万円の予算付けがなされておりました。現在、設立についての進行状況を説明いただきたいと思えます。

情報課長（佐々木忠生君） 設立に向けての状況等について御説明したいと思います。観光協会設立に向けましては、平成22年10月に観光窓口の一本化の検討を目的に小国町観光振興会議のほうを設立をいたしております。その中で今まで別々に行っていた杖立・わいた・ツーリズム協会等のイベントを一体となって参加することで、参加する状況をここ4、5年続けてきております。この活動もちょっとスムーズになってきたというような状況でございます。平成27年度より、温泉観光協会、わいた温泉組合、小国ツーリズム協会の関係者と、行政も含めたところで会議のほうを行いまして、個別の意見交換も併せて行いながら、現状といたしましては総論については了解をいただいているというところで、私どもは理解しております。本年に入りまして、関係団体さんとの意見交換を踏まえまして、新たな協会の組織のイメージとか規約、組織案について検討を今行っております。また、その協会を運営するにあたって、どのくらいの予算とかいう部分についても意見交換を行っているというような状況でございます。

1 番（穴井帝史君） そこまでは分かりましたけれども、肝心なのは事務局長の設置であったり、事務局ですね、そのへんは今のところ検討されておりますか。

町長（北里耕亮君） 基本的に考え方を少し述べさせていただきたいと思いますが、あくまで観光協会というのは独立機関でありまして、小国町行政ではありません。様々な任意団体や法人格をもった団体がありますけれども、そちらの団体が主体性をもって、これからの将来を考えていただく。そこについて、小国町行政がサポートする、支援をするというような、それは産業の活性化であったり、観光業の振興であったりという位置付けから、サポートをするというような位置付けであります。ですので、小国町行政が主体的になって、その組織の事務局をどうするかとか、事務局長をどうするかとか、そういう部分を考えるのではなくて、あくまで主体性はその独立機関のその団体が考えていただくというのが基本ではないかなというふうに思います。それについても、先ほど課長が答弁したように、もうかなり数年前から、小国町には従来から、個別の名前を出しますが、非常に活発な活動をされている杖立温泉観光協会、それからわいた温泉組合、そういう大きな2つの団体がございます。ただ、小国町全体をPRするような機会がここ4、5年増えております。福岡であったり、大阪であったり、そういう部分で同じように動くことが増えております。そういう部分において、例えば隣町であっても、阿蘇市であっても、近隣の町村、非常に活発な大分県のある市の観光協会さんでも、一つになって動くという傾向が見られますので、小国町の観光協会も、先ほど課長が答弁したように、一緒になるのはいいのではないかとこのところから、小国町観光振興会議というのが設立されたものと理解をしております。

プラスして、これは質問にはなかったのですが、最近では町の行政政策会議を飛び越えて、小国エリアに行きたいとか、そこを観光したいということで、南小国町と小国町合同の小国郷観光会議という組織も立ち上がりまして、非常に効果を出しているというふうに伺っております。ですので、繰り返しになりますが、その独立機関の団体の方々が主体性をもって考えていただくのがよろしいのではないかとこのことを基本的な考えとして示させていただきます。

1番（穴井帝史君） 今、町長の言葉からも出ましたけど、小国郷観光会議、こちらのほうは南小国町の観光協会が主体となって小国町とやっているわけなのですけれども、あそこにしても有能な事務局長がおられまして、何か聞いたことのないような補助金をたまたま取ってきたりとか、非常に有能な方がおられます。だから、そういう設立をするのであれば、もうそういうやっぱり一番の問題は有能な事務局長をどこから見つけてくるのかというのが問題ではなかろうかと思いますが、そのへんは今のところどうお考えかお願いいたします。

町長（北里耕亮君） それはもちろん活躍していただく方がそういう立場に赴かれるのは、私いいかとは思いますが、少し質問の意図が分かりませんが、町がそういう方を見つけるというのではなくて、繰り返しになりますが、先ほどから言うように、その団体の方々が、例えば今三つの組織が、先ほどちょっと発言に漏れがありましたが、杖立とわいたと、もう一つツーリズム協会という組織があります。その三つの組織が合わさって一つの組織になるように、今動きをしている、その準備段階が小国町観光振興会議というふうに理解しております。その方々が

今議員がおっしゃるような、そういう有能な方を見つけてくるというのは非常によろしいことではないかなというふうに思っております。

1 番（穴井帝史君） その考えは、もう私もちょっとさっき文言で漏れましたので、それはそのとおりだと感じております。

では、引き続き、最後の質問になりますが、現在、一般財団法人熊本県消防協会が展開をいたしております消防団応援の店という名目なのですが、現在、熊本県下においては人吉市と玉名市の2市が実施していると聞いておりますが、多分、小国町にも案内が来ていると思いますが、これに対してどうお考えなのかをお聞かせいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 御質問の案内が来ているかどうかという部分について、ちょっと総務課長から答弁をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 今、御質問の中、案内といいますか、こういったことで展開をしていきたいと思いますというようなことで出てきております。ホームページのほうでも出ております。これにつきましては、御承知のことと思っておりますが、全国的にも熊本県下でもそうですが、高齢化による消防団の加入が減っているということで、何らかの働きかけを各商店街とか、いろんな団体に働きかけをして消防団を応援しようというところで、消防団の応援の店というところで展開しております。四国地方が先駆けて、非常に取り組みが盛んでございまして、全国的には47都道府県で取り組んでおるといふような状況で、県下では29団体が一応加入はしているというような形で聞いております。阿蘇郡内では3町村が加入をして取り組んでおるといふような状況でございまして、情報としましてはそういった動きをしておるといふことで、各市町村で取り組みを推進していただけないでしょうかという状況でございます。

1 番（穴井帝史君） 極論でございますが、小国町としては参加するしないはまだ全然考えておられないのですか。

町長（北里耕亮君） 少しこの部分の背景というか、どういった部分かというのをお話をさせていただきますけれども、私も通告をいただいてから少し調べました。消防団の数がなかなか増えないというような部分であったり、消防団のお仕事というのが、その責務というのが非常に大きい部分、その地域の住民にとってはかけがえのない大切な組織だという部分も地域の方々に分かっていたらこうということで、商店街の飲食店であったり、そういうところに消防団応援の店ですよというシールか何かを貼って、そのお店が消防団の方がお出でになったら、少し割引するとか、そういう部分でよろしいですね。ということでもありますので、お店やそういう消防団の方を支えようという方々の意思が大事ではないかなというふうに思います。これを町がこういう制度をやりますというのではなくて、商店街の方々がその崇高な意思を、ああ、私たち商店も応援しようという部分になって初めてなり得るものだと思います。

そこで、議員は商工会に関係する方でもありますものですから、ぜひ小国町行政としてはこの考えは悪い考えではないというふうに理解しておりますので、そういった商店の方が、そういう行為に至るといふ部分であれば、小国町行政ももしそういう枠組みを作るのであれば、消防団のほうに広報して、こういう受け入れとか割引とかいふふうになりましたよということであれば、当然お知らせしたりする部分は、消防団を管轄する小国町行政ですから、そういうことはやっていきたいと思いますが、あくまで主体性としては、そういう商店街の方々の御理解がまず第一というふうに考えておりますので、考え方はよく町行政も分かりますので、ぜひそういう活動をしていただきたいというふうに思います。

1番(穴井帝史君) 今、商店街にステッカーを貼ったりとかいふお言葉がございましたけれども、これはもし受けた場合は消防団員のカードみたいなのも作成しなくてはならないらしいのですよね。現在、消防団員は認定証、こういう紙の表彰状みたいな、それしか持ちませんので、もし町が受け入れてくれるのであれば、多少の費用負担はかかると思いますが、そういう消防団の認定証のカードみたいなのも一応作成してくださいということでしたので、いずれにしても、やっぱり火災とか災害で一番活躍するのは消防団でございますので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

町長(北里耕亮君) 先ほど言いましたように、なかなか消防団は業務・責務、非常に大きいものがあります。日頃から御自分のお仕事を持たれる中で、そういう活動をしていただきます。そういう部分において、また本年は地震等、また大雨等がありまして、出動の回数も多くなっております。そういう部分で地域の方に、そういう活動や大きな責務を少しでも理解していただく。商店街の方々、お店の方々もそういう消防団を支えたいという部分が一致すれば、今議員がおっしゃいましたような、そういう消防団の団員の証、そういう部分のカード的なものが必要であるということであれば、そこは前向きにというか、そういう部分を見極めながら検討していきたいと。消防団は、一つの組織でありますから、幹部会という組織もあります。そういう部分とまたこういう意見があったということをお知らせしながら、幹部会の中で議論を深めていただくという部分を考えていふふうに思います。

1番(穴井帝史君) これはもう本当、飲食店が主になるのではなかろうかと思いますがけれども、今、人吉市、玉名市と出ましたけれども、例えば10%割引をやっているところもあれば、ワンドリンクサービスですね、そのくらいでもいいわけですよ。そしたら、もう消防団が家族と食事に行ったときに、ビール1杯でもサービスしていただければいいような、ちょっと細かいことではございますけれども、ぜひとも本当繰り返しになりますけれども、小国町におかれましても、消防団の幹部等の話し合いもしながら、繰り返しになりますけれども、良い考えではなかろうかと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 執行部としても、少し確認なのですが、これは商店街を形成される商工会さんの内部での協議は済まれているのかなというふうなのを少し確認をさせていただきたいと思いますが、そういう商店街さんの御理解が得られている。そういうことをやりたいという部分で、小国町行政はどうだという部分であれば、そこはまた幹部会にも、商店街の方がこうお考えになられているからということで話しやすい部分もありますので、そこは再度、しっかり内部で話させていただきたいものであるというふうに思っております。

1 番（穴井帝史君） 以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思いますが、最後に、28日もお会いしますが、北里教育長におかれましては、長年、小国町の教育行政において御尽力をつくっていただきまして、ありがとうございました。また、同時にお疲れさまでした。

終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時20分から再開をいたします。

（午前11時11分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

9 番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。おはようございます。

熊本地震発生より5カ月が過ぎ、小国町は通常の生活を取り戻すまでできたと思っておりますが、地震後、台風が2回来ましたが、小国町を直撃することもなく安心しております。

それでは、質問に入ります。全員協議会でも質問がありましたが、地震、豪雨の災害の工事の発注計画と、それに伴う完了予定日について、町民に理解できるよう説明をお願いします。

建設課長（佐藤彰治君） 全員協議会でも御説明をしたとおり、今回、今年に限りましては熊本地震と通常の梅雨前線豪雨災害というような形で、前段に4月に地震が来ておりますので、非常に県下でも地震の影響で災害の影響が大きくて、小国町におきましても少なからずその影響を受けておるところでございます。そうしまして、なかなか県下で件数が多いということで、災害査定というものを受けて、国の国費をいただいて復旧するというようなことでございまして、その災害復旧査定がなかなか、とにかく毎週、農業災の査定、それから公共災の査定、林災の査定、建物関係もありますし、今回は数が多くて、なかなかスケジュールが混み合っております。当面、県の方針としましては、4月に起きました地震の災害の査定を優先して、今現在実施しておるところでございます。当町におきましては、地震の災害につきましては先月で一応査定は終了しております。来週に公共災の査定がございすけれども、これから梅雨前線豪雨によります災害の査定というようなことで、今から豪雨災によります査定を受けていくようなスケジュールとなっております。農災におきましても、同じく今月末から来月にかけて農災の梅雨前線豪雨による災害の査定が始まるというような状況でございます。災害復旧は国費をいただきますので、その査定を受けまして、それからこちらの事務段取りといえますか、実施設計等を組みまして、

入札の日程を決め、その後発注というような形の段取りになってきます。逐次、査定を受けたものについては、そういった手続きを踏んでいくこととなりますけれども、今月末に地震災の査定の発注を始めていきたいというふうに思っております。順次、月1回ないし場合によっては2回の入札等も実施しながら、同時に査定も受けつつ発注をしていきたいというふうに思います。災害につきましても、やはり年度工事でございますので、基本3月には終了するというようなところ、大小はございますけれども、小さなものから金額の大きなもの、あるいは工期のかかるもの等もございますので、そのあたりは予算の繰り越し等も含めまして、念頭に入れながら逐次発注をかけていきたいというふうに思っております。優先すべきものを特に優先しながら、工事の発注では心がけていきたいというふうに思っておるところでございます。

なお、災害査定につきましても、12月まで現在予定されて、20次査定というようなところで予定されておるところでございますので、そういったところで申請したものに対しては、残り年度工事としては3カ月しかございませんので、そうしたものについての申請の選択であるとかいうものを考えつつ、各月におきます災害査定に申請をしていきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

9番(熊谷博行君) 大体の発注時期は分かりました。3月を目途に竣工という言葉も出ましたが、県工事もう相当出ておりますが、小国町の中にも県工事、俗に言うA2クラス、A1クラスという業者が数社いますが、その人たちが阿蘇谷のほうの災害に行ってしまうえば、どうしても地元に残る業者は4、5社、全部取るといってもまた無理だろうし、そういうところの懸念はどう考えていますか。

建設課長(佐藤彰治君) おっしゃるとおり、県下でもかなりの数が公共災、農災が起きて発生しております。そういった数がとにかく多いということで、私どももそれなりに災害の件数としては120件ほど、公共災、農災、それから林災、合わせまして申請をしておるところでございますけれども、発注時期が今からになるということで、当然そこに120件の発注をしても業者さんが手に合わないだろうというのは想像しておるところでございます。ですので、そこらあたりは発注指名委員会等の委員長を含めまして、どういう業者さんを選定していくのか。確かにおっしゃるように、県工事を兼ねている業者さんも県の工事に指名でされることもあるかと思えますし、町工事も当然、指名をするような形になろうかと思えます。ですので、そういった発注計画については、今後、指名委員長を含めまして、そこらあたりを協議してまいりたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

9番(熊谷博行君) そういうふうに考えていただければいいのですが、町の建設業協会とか、そういったところと打ち合わせして、小国町をメインで仕事が終わるように進めていただきたいと思います。

それから、私事と町民からの声というふうに捉えていただければいいのですが、8月中旬に私、対岸線に行く機会がありまして、通行止めのバリケードを開けて車が通った形跡がありました。その先には集落があり、迂回路はありますが、ものすごく大変な方向に行つての迂回路でしたが、それを開けて通っているというモラルのなさもあります。その住民の方数名に聞いたところ、通行止めの期間、いつ工事を発注してくれるかも分からない、何の説明もないため、しびれを切らして通ったという経緯でございましたが、もし事故があった場合はもちろん通った人も悪いけれど、最後の責任は町に掛かってくるのが当たり前だと思いますが、こういうところが私を知るの是对岸線と田原線、あとはちょこちょこあると思うのですが、どういう措置をしているかお答えください。

建設課長（佐藤彰治君） 特に4月の地震の後でございますけれども、調査しまして、各路線につきましては道路が除去すれば通行できるような箇所、それから除去しても山腹のほうの落石等、まだ余震の続く中、心配なところ、そうしたところがございますので、とりあえず道路のほうはその直後に通れる状況、崩土の除去であるとか、倒木の除去、そうしたものは管理をしておりますけれども、先ほどお話ししましたように、特に山腹崩壊とか、それから道路でありますので、路肩決壊とか、構造上とそれから今後続くであろう余震とか、そうしたものを懸念しまして、全面通行止めという形でしております。議員おっしゃるように、通行止めはその時点でせざるを得ない状況でございましたので、通行者の安全を考えまして全止めをかけておるところでございます。今なおそうした箇所もございますし、先ほど前段の質問にもございましたとおり、災害復旧事業をある程度待つて、当然そこにまた工事をしなければなりませんので、その際もまた引き続き全面通行止めを継続しなければならないというようなこともございますので、全止めを継続してかけておるところでございます。

車止めのほうは、確かに簡易な車止めの箇所もございます。兼行なところも一部はありますが、ほとんどがコーンとか馬とか、そういった簡易なものでしておりますので、移動可能な簡易なもので通行止めの規制をかけているところがございますけれども、当然、そこは道は開いておりますので、開いている箇所もありますので、そういったところは住民さんのほうで任意で通られている方もいらっしゃるというふうにもお伺いしております。しかしながら、町としては通れる状況であっても、先ほどの二次災害等の危険のある箇所もありますので、引き続き工事も控えておりますので、全面通行止めを継続させていただきたいというふうに思っておりますし、特に対岸線におきまして未だ上部のほうの落石等の心配もございますので、引き続き継続して通行止めをさせていただきたいというふうに思っております。一部の方には御説明をしておりますけれども、まだ周知が足りないところもございます。

それから、予定というようなことですが、冒頭に話しましたとおり、未だ査定を受けている状況もございますし、それからの発注、それから竣工というような形になっていきますので、



多分の時間が必要かと思えます。未だ発注をしていないところについては、まだ査定の日程すら、何日に査定というような個別の日程も決まっておきませんので、なかなか何日に終わりますというようなことも申せない状況でございます。特に大きな崩落のあった箇所については、県の工事も一部入るような形になっておりますので、林務関係が主ですけれども、そういった形の競合する工事箇所もございますので、なかなかいつから着工して、いつ終わりますという返事がちょっとできないような状況でございます。以上です。

9番（熊谷博行君） それが未定であれば、やっぱりバリケードをしっかりと固定して、通れないようにしておくべきだと思いますが、もし事故があったときは、この間みたいに保険を使ってしまえばそれで終わりなのですが、そういうものではないと思いますので、今後、地元への説明、見通しがつかないならつかないような説明でも、僕は構わないと思いますが、決して通行止めの区間を通らないように、しっかりと徹底していただきたいと思いますが。

それから、6月議会で可決された町営住宅の改修工事、屋根の修繕ですが、3件ほど完了しているようですが、仕事ができないその理由と、今後の対策を説明してください。

建設課長（佐藤彰治君） 桜ヶ丘の屋根の古い瓦を撤去して、石綿系の軽い材料に葺き替えるということで補正予算をいただいて、現在工事を施工しているところでございます。予定としております計画では、13棟ほど計画をしております。その中で、議員ちょっと3棟とおっしゃいましたが、7棟は今日現在で完了しております。8棟目にかかっている状況でございます。修繕工事ということで、大工さん等がなかなか他に仕事を持ちながらやっておるような状況もございますので、そこらあたりはこちらのほうで優先的にちょっと指導をお願いしまして、一刻も早く完了するようにお願いをしておるところでございます。工事については若干時間がかかっておりますけれども、なかなか連続して毎日毎日というようなことではないような状況でございます。ですので、そのあたりに対しましては、各業者さんに引き続き早急に対応していただくようお願いをしておるところでございます。以上でございます。

9番（熊谷博行君） ここもいつまでに出来上がるかという問題もまた住民からありますし、たまたま台風が来なかったからシートがめくれ上がらなかったという幸いな結果なのですが、住んでいる人はやっぱりいつ来るのかなと思って心配でならないと思います。大工がないのは、こういう御時世ですから分からないでもないのですが、それは行政が言う言葉ではないと思いますので、早急にあと残りの数棟完了させていただきたいと思います。

それと、1年前も申し上げた柏田住宅の倉庫の屋根が未だに補修ができていない、早く色を塗れば補修できるのに、遅れば遅れるほど補修にかかる費用が嵩みますが、町営住宅の維持管理費というか、そういうのは毎年組み込まれていると思いますが、穴が開いてからしても、またお金がかかるばかりで、もっとしっかりと修繕するならする、できないならできないで、大改修をするのか、そういう方向性を聞きたいのですがいかがですか。

建設課長（佐藤彰治君） ご質問は、柏田住宅の倉庫等の屋根のお話だろうと思います。逐次、古い屋根につきましても、特に雨漏りがするような状況の屋根もございました。それにつきましてもは修繕は終わっていると思いますけれども、今からそういった耐用年数もかなり過ぎておる屋根でございまして、葺き替えが済んでいないところ、従前のところにつきましても、今後確認をしながら対応方進めていきたいというふうに思っております。以上です。

9番（熊谷博行君） 今の言葉を信じて、ぜひ早めに補修をしていただきたいと思います。

次は、小国中学校の寄宿舎運営についてお答えいただきたいと思います。一問一答でお願いします。現在の入寮者数と寮の定員をお教えてください。

教委事務局長（横井 誠君） 小国中学校の寄宿舎でありますほこすぎ寮の現在の入舎生の数でございまして、28年度におきましては24名の生徒が入舎してございます。定員のほうでございまして、定員としましては56名でございます。

9番（熊谷博行君） 大体半分で、この間も同僚議員から寄宿舎の話は全協で上がったのですが、ということは今だいたい半分で運営しているということでございますが、私も公立高校の寮の監査を昔していたということで、経営が苦しいのは分かりますが、もう少し寮生を増やすような策というのはないのですか。

教委事務局長（横井 誠君） ただいま議員さんからも質問にございましたように、生徒数も減少している中、小国中学校への寮の入舎生の数も、以前と比べると減っている状況でございます。ただ、ここ5年ぐらいの入舎生の数を見ますと、特にここ4年は24名という数が平均した数で推移してございまして、今後におきましては、また減少することも考えられますが、現時点ではここ数年は横ばいというような状況でございます。

この寮につきましても、平成10年度に国庫補助金を活用しまして建設されております。また、その後の管理運営費につきましても、国の補助金をいただいて運用してございます。もちろん運営にあたって、お米を持ってきていただいたりとか、負担金をまたいただいたりとかしてもございますし、一応そういった先ほど言いました建設費、それから通常の運営費にかかる国からの補助金をいただいているということで、その補助金の法律に則った運営が当然必要でございます。規則のほうで一応入舎生の条件等を明示してございまして、その条件につきましてもはそういったいろんな国の法律であるとか、決まりであることに則って一応決めてございまして、大きくそれを逸脱するという事はちょっと難しくなってくると思いますので、その法律に則った範囲での活用をしていく必要があるとは考えております。

9番（熊谷博行君） 法律と言ってしまうと、それで終わってしまうのですが、もう少し入寮できる基準を法律に則ってではなくて、昔は距離をオーバーしたところは半強制みたいに全員入っていたのですが、そこは緩やかにして、もしかしたら寮に入りたいという家庭があるかもしれないし、もう少し緩くして人間を増やせば、せつかくある寄宿舎、もうなかなかどこも寄宿舎という

のはだんだん減ってきて、能登町なんか能登高校の柔道部が入っていたとか、そういうパターンもありますし、なかなかせつかくあれだけの施設を無駄にするのは寂しいと思いますが。町長に一言聞きたいのですが、今後の在り方をちょっと町長として答弁をお願いします。

町長（北里耕亮君） 大きな部分でありますので、教育委員会と十分協議をしながら進めなければならないというふうに思っております。私の考えだけではなくて、教育委員会所管でありますから、教育委員会と十分協議をしながら、ただ全員協議会するときにも話題になったかと思えますけれども、先ほど入寮生の現在いらっしゃる方々もおりますし、そういった部分や学校、それから保護者の考え、いろんな意見も大事にしなければならないとは思っております。一概に人数が少なくなったから、その組織というか、寄宿舎をどうするこうするという部分には、早い部分で結論を出すのはいけないのではないかと、十分協議をしないといけないのではないかなというふうに思っております。以上です。

9番（熊谷博行君） 今町長から答弁がございましたが、完全に考え直す時期が来ていると思います。今、ある家を解体した後、きれいに国道のほうから寮が見えますので、またみんなが考え直すかと思えます。

それと、これは通告していなかったのですが、給食等の残飯の処理費用が去年の倍以上かかっているのですが、何か大きい原因があるのですか。通告していませんでしたが、分かりますか。

教委事務局長（横井 誠君） 実際、その処理費用が極端に高くなるというのは、処理料が増えるとか、処理をする場所が遠くなったとか、処理にかかる費用が高くなったとか、いろんな要因が考えられるかも知れませんが、特に極端に経費が多くなるという要因的には、特に寮におきましては廃棄量についてはそんなに増える要因はないと思いますので、ちょっと今すぐに思い当たる要因が分かりません。すみません。

9番（熊谷博行君） これは寮ではなくて、学校給食なのですが、単純にごみの処理費が倍になれば、倍残しているのかなとしか私たちは考えませんので、単純に給食がおいしくないのではないかなとかしか考えませんので、これは後日教えていただければいいこととございます。

本当はこれで終わりだったのですが、全然通告なしでもう一つだけお願いしたいのですが、すべての課長さんお揃いですので、町にはいろいろな農業委員、何とか委員、民生委員、もう数を数えるだけの委員がございしますが、個人情報には反しないと思いますので、どうか委員さんの名簿を作成していただき、組長さんは代わりますので、それ以外の委員さんの名簿を作成していただき、一部配付していただくと大変嬉しいのですが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） ちょっと逆の質問という申し訳ないのですが、その意図は何でしょうか。

9番（熊谷博行君） いつも何とか委員会という、誰がその委員をしているのかも分からないし、それだけです。

町長（北里耕亮君） まず、名前というよりも、どういう方々がいるかという、その予算書にも予算費目、決算書にも出ていますので、その組織の部分の存在はお分かりになるかと思いますが、また内部で検討させていただきたいと思います。その意図という部分ですね。ちょっと執行部としても、何に利用されるのでしょうか。

9番（熊谷博行君） 何も利用しないのですよ。別に何も利用するところはないし、ただどういう方がそういう委員をしているのか、実際言うと、農業委員の方も全員知りませんし、民生委員は福祉協力員をしていたからそこそこ知っていますが、そういう状態で何とか委員への何とかとか、いっぱいあるけれども、どなたがおるのかも。ただ見せていただいて頭に入る分だけでも構わないし、見せるのが個人情報ならば、もうそれでも構いませんが。

副町長（桑名真也君） 各委員は、各法律に則って規定されていると思うのですが、その各法律でその個人情報保護法に引っかかるかどうかというのは確認しないと、この場で見せられる見せられないというのはちょっと分かりませんので、申し訳ありませんが、持ち帰って各法律に則って適切に取り扱いたいと思います。こちらから見せるという形というよりは、情報開示請求等をされて、見せられるものであればお見せするという形になろうかと思えます。

9番（熊谷博行君） 分かりました。ちゃんと手続きを取って、自分だけのものにします。

これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時52分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） ここで、先ほど町長の答弁の中で、反問と思われかねない発言がございました。町長にとりましては、正確な答弁をするための確認であったかも知れませんが、町長におかれましては反問と取られかねない答弁には十分な御配慮、また慎重な答弁をお願いしたいというふうに思います。また、議員各位におかれしても、質問の意図がより分かりやすいような質問を心がけていただきたいというふうに考えております。

また、反問権に関しましては、小国町議会会議規則にも記述されておりません。また、申し合わせ等もございませんでした。議会の中でも別途議論が必要ではないかなというふうに感じているところでございます。

それでは、一般質問を続けます。

10番（時松昭弘君） 10番、時松昭弘です。今回、一般質問を2点ほど通告をいたしております。

その前に、今回は9月議会、いわゆる決算議会でございます。先ほどから各全員協議会の中でもいろんな議論が出まして、予算、一般会計、その他の予算まで、すべて認定をいたしました。

しかしながら、認定をいたしたものの、まだまだ反省点がいくつかあるような気がいたします。特に今回の場合は、決算状況を一般会計で見ますと、言うなれば実質収支比率が9%という形で非常に大きくなっております。今回の収支におきましても3億2千万円と、前年度におきましては2億1千万円と、その前が2億5千万円というような形で、非常に数字が何のための予算を組んだのかというのが一つ大きな疑問に感じるわけでありまして。特に不用額が多かったということも一つ今後改正をしていく大きな要因になろうというふうに思います。途中で補正等がいくつかありましたけれども、減額補正というのがいくつかありました。その中におきましても、町民に関わる大きな道路工事関係の予算が社会資本整備事業交付金の減額という形で途中で減額をされたわけです。こういったことも前もって当初予算を組むときに、しっかりとした全体的な把握を持っておかないと、このような決算になるかというふうに思います。今後とも次年度に向けての予算ですけれども、次年度は適正な基準の中に、枠組みに入るような決算を執行部が来年の3月に提案をしていただきたいというのが、まず第1点であります。

そして2点目でありますけれども、今回の議会が開発センターが地震により使用不可能という状況になっております。隣保館、そして保全センター、あるいは木魂館という形で、今年は議会が開催いたしましたけれども、まず議会事務局の小田局長をはじめ、3人の方々がいろんな形で準備等にも大変御苦労をなさったというふうに私は感じております。町長、そこらあたりを含めて、後でまた職員の中でも慰労を、町長の口から激励等をしていただきたいというのが思いでございます。

では、本来の一般質問のほうに入らせていただきます。今回は、町政懇談会の結果についてと、町政懇談会の中でもいろいろと意見が出ておりますが、執行部が今回の検証ということですが、また今後の取り組みがどういう形でされるのかお伺いをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 全体的なお話を、まず私のほうからさせていただいて、それから後に補足の説明、答弁をいたさせます。全体的には、まず今回の町政懇談会の狙いといたしましては、4月から副町長がお出でになりましたし、久々に懇談会を開くという部分で計画をいたしました。地震が発生をいたしまして、余儀なく延期をいたしましたけれども、そういう中で各大字で開催をさせていただきましたが、質問が大変多いという部分ではなかったのですが、その中でもいろいろ執行部に対して御意見や質問がいろいろございました。そういった部分について、まず開催する前にも政策課長会、課長会議を行いまして、どういう切り口でやっていくかと、説明をどういうふうにやっていくかというのを十分議論をして行いました。狙いといたしましては、副町長の紹介というのが最初の狙いではありましたが、地震がありましたから、地震の小国町に対してのどういう影響があったかという部分をさせていただきました。

次に、財政の状況を少し話をさせていただき、その後、町の主な施策という部分をすべてにわたってはお話する時間が限りがありましたので、主な点を2、3点話をさせていただきました。

次に、医療費の事柄を話をさせていただいて、健康づくりという部分で、結びに近くなったという、そういう流れてございました。開催した後も、すぐさま政策課長会議を開きまして、まずまとめてどういう意見があったかというのを改めて確認をして、開催したその直後にもすぐ課長会が必要な場合には寄って、大変短期的な課題であって、すぐさま改善ができるものは、もうその日、翌日に御意見に沿うように改善をしました。

また、中期的、そして長期的に課題というか、そういうご意見がある部分については、中期・長期的に課題を整理したという部分でございます。それが町の流れであります、補足があればお願いをしたいと思えます。

総務課長（松岡勝也君） 町政懇談会について、若干、ご質問と関連しますけれども、状況等を少し入れて、今、町長のほうが回答いたしましたけれども、お答えしたいと思います。

7月19日から8月3日まで、6大字1カ所ということで開催させていただきました。全員の出席数が258名ということで、男性が175名、女性が83名ということでございました。この中でも早々と取りまとめをいたしまして、一応9月号の広報では総体的なお話と2点ほど主なことを掲載させていただきまして、22日におきましてホームページのほうで、今ご質問があったことと、それにお答えするという形でホームページで公開をいたしております。また、最終の黒淵、蓬萊で開催しました資料のほうも添付して公開をしているところでございます。今、町長が申しましたように、できることから即取り組んでいき、また中長期的に課長会、またいろんな補助事業等、財政的な問題もございまして、そういったところにお答えして、この懇談会の回答に代えさせていただきたいなというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 課長、町長及び二人から説明がありましたが、ここに各地区の懇談会の意見の出たこと、Q&A形式で示されておりますが、まず私が少し感じたのが、地震がありまして、7月の下旬から8月上旬まで、6会場で258名の方が参加をされた。前回の町政懇談会もなかなか夏場にありまして、非常に参加者が少なかったというのが、私の第一の印象であります。その中でも震災後ということでもありますが、やはり地震に対する不安とか、今後の農道とか、あるいは町村道、あるいは開発センター、避難所の問題、いろんな形でここに出ておりますが、このようなこともすぐ解決ができるものと、将来的に財政的な問題もありますけれども、それをいかに意見が出たのをどのようにして今後取り組んでいくのかということが、やっぱり私たちに課せられた大きな課題でもあるし、執行部も同じだろうというふうに思います。やはりこの声が将来的にという形で収めてしまうのではなくして、やっぱりこういった一つの意見が出たことに対して、財政的なこともありますけれども、次年度予算にこういった形ができるものははっきりした形で示していくということが必要ではないかというふうに思います。震災後に一番、先ほど前回の質問の建設課長の答弁の中にもありましたように、震災に対する査定があり、今月の月末から入札があると。雨に対する災害に関しては、来年度の3月ぐらいまでかかるだろうというよ

うな話が出て答弁がございました。それはそれで、査定の関係であり、予算の関係がありますから、それは当然のことだろうと思いますが、言うなれば特に地震関係で農道あるいは里道、こういった形で、農道であってもそこに人家が2軒、3軒あると、あるいは里道であってもそれは人家があるということになれば、これは町村道でないと補助金が出ませんよとか、里道の場合は負担金が要りますよとか、できませんとかいう話をよく聞くのですが、この際、やっぱり私が一番申し上げたいのが、農道あるいは里道、この全体的な点検を一回しっかりやっていただきたいというふうに思います。そうすることによって、今、町村道のほうにあるいは昇格をする、そうした場合には負担率あたりが全然変わってくるわけですね。また、町のほうの負担もいろんな種類の補助金等が使えるようになってきます。また、査定関係にいたしましても、そういったことが町村道の査定と農道の査定と、あるいは里道の査定というのは全然違うのですね。そういったことあたりを今後どのように執行部の方が考えておられるかお尋ねをしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 御質問にお答えしたいと思います。

御存じのとおり、認定を受けた町道と、それから町が管理する農道等については災害復旧、施設としての災害復旧事業に採択の国の要件にございますので、その分については国庫補助負担金を査定に上程して、審査を受けての災害復旧というのが可能になります。しかし、それ以外の分については、公共のほうにしてもいわゆる、おっしゃる法定外公共物であるとか、里道、水路、そうしたものについては、そうした国の事業の対策工事には該当しませんで、やるとすれば一般財源とか、町単独での事業かというふうに思います。ただし、農道についても町が管理している農道と、いわゆる地元さんが昔から利用している農道と、そうしたものもございますので、いろんな種別とその性質によって、今現在は対応しているところがございます。ですので、おっしゃる全てが町が管理している農道ではございませんので、そこらへんの管理外の農道については、そうした町の対応をするのかしないのかというのは、今後の課題かなというふうに、震災の折にそうしたものに対応するのかなというのは今後の課題というふうに受け止めておるところでございます。

10番（時松昭弘君） 今、課長から答弁をいただきましたが、今私が申し上げたのは、人が住んでおるとところの農道なのです。人が住んでおるとところの里道なのです。ですから、ここははっきり申し上げますけれども、地方自治の基本からいきますと、自治法の中に住民サービスをする、そういった基本があるわけですね。本来人が住んでおったときには、小国町の中にその人口が、その家庭の方が3人おると、4人おると、家族がおればそこには国から来る地方交付税というのがお金が来ているのです。ですから、そういったことに対して、住民サービスをする、やっぱりそういった基礎は根本的に、今農道だから今後は一般財源からやるとかいうことではなくして、前向きにやはり人が住んで暮らしを守っていくような行政の在り方が必要ではないかというふうに私は今申し上げたのです。ですから、縦割型の今まで決まっておるような

ことではなくて、それは今課長が答えたとおりのことです。しかし、これを何とか変えようというのが今回の町政懇談会の中でもいろいろ出てきております。それをどういうふうに今後はやっていくのかと、里道を町村道に上げるとか、そういった形にすれば、いろんな予算関係が変わってくるでしょう。そのことを今ちょっとお尋ねをしたのです。課長、教えてください。

建設課長（佐藤彰治君） 農道とか、例えばおっしゃっている受益時効がその先にあるとかいうような部分については、今回対応していると思います。しかしながら、対応していない路線も、対応できていないといえますか、こちらのほうが気づいていない路線もあるかと思っておりますので、管理農道以外についてもそうしたところの調査を、御意見も聞きながら、今後の対応としてどうしていくのかということを経営的に大きく捉えて検討していきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 27年度の決算を見ますと、ここに数字が出ておりますが、26億円ほどの地方交付税が来ているのです。この地方交付税は26億円のお金は、これは小国町の町民の一人ひとりのために使いなさいというのが地方交付税なのです。これは特別交付税ではないですけど、このことをやっぱりどれだけ執行部の方がしっかり重きに考えておられるかということをお尋ねしたいのです。こういったことをしたときには、いわゆる地方自治の基本原則から考えたときには、やっぱり一人ひとりの暮らしを守ったり、住民サービスをするということをし、しっかり頭に置いて、そしてこういった予算の思いを、小国町の行政が一人ひとりにやっぱり前向きに真摯に向かい合うということが必要ではないかというのを私が今申し上げておるわけです。今後、いろいろ里道あるいは町村道の仕組みを変えていく場合にも、今現在住んでおる方たちの要望とか、その調査をしたらどうですか。調査をしてみて、これはもう農道のままでいいとか、あるいは町村道のままでいいとかいうことを、そういったことを一回具体的に調査をしていただければませんか。町長、今後どのような形でされるか、ちょっと町長の御答弁をいただきたいと思いますが。

町長（北里耕亮君） 以前、議会のほうでも町道の認定、若しくは廃止、そういった部分を執行部としてはどう考えるかという御意見もあったやに思っております。そのときの答弁がとにかく本数も多いし、なかなかという部分もありましたけれども、これはただいまの議員のお話のとおり、集落と密接に関係している、若しくは生活に御意見のあった、そういう部分に関係しているという部分もあります。決まりは決まりとして、農道は農道の決まりがあり、里道は里道の決まりがありますが、そこを環境や状況に応じて変えるというのは、また議論のしどころかなというふうには思います。そこで、全くそこを変えないということは思っておりません。状況に応じて、そのための調査をするかしないかという御意見でしょうが、内部でここはまた検討させていただきたいというふうに思っております。この場でなくても構いませんので、具体的にそういう支障を来している地域がありますよとかいう部分がもしまたあれば、教えていただきたいと思っておりますし、どこから着手していくかと、調査は調査としても農道からするのか里道からするのか、現在



の町村道から、町村道は町村道になっていますけれども、ここはもう殆ど人は通らなくて利用もないので、そこは外したほうがいいとか、いろんな意見があるかと思います。そこは内部でまた検討させていただきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 町長からいろいろお話をいただきましたけれども、やはり実際が農道であって、人家があって、そこに高齢者の方たちがおられるわけですね。そして、今、小国町の高齢化比率が人口に対して約4割に近くなってきております。今後、やはり自分たちで、地震災害、豪雨災害等があったといたします。そのときに里道であったときには、やっぱり里道の負担というのが町の一般会計でやるかもしれませんが、一般会計の持ち出しというのは、その分だけ町の財政あたりにもやっぱり影響は出てくるというふうに思います。また、もちろん個人に負担を求めてくるということにもなろうというふうに思いますが、そういったことも全体的にしっかり、全体像をどのような形でいくかというように形で、小国町の農道、里道、町村道まで含めて、そういった道路網の考え方というようにことも、今後考えていく必要があるのではないかとこのように思います。ただ、過去にも申し上げましたけれども、いわゆる消防車も救急車も行かない道路が町村道の中にもあります。また、新設をしていただきたいという地区も、そういった要望も出てきております。非常にそういったことを考えてみますと、今回、極端に申し上げますと、27年度の決算でいきますと、いわゆる収支が3億2千万円ほど余っておることになりますと、こういった形でも一般財源でやれないこともないのですよ。しかし、一般財源でそのことを毎年毎年やっていくことも、これは一つの財政上、非常に厳しい部分もあるというふうに、それは私は理解しております。ですらか、もう一度そのことをしっかり今後の第二の地震、第二の災害があったときに、いろんな形でそれに対応できるような体制をとっていただきたいというのが、町政座談会の中で感じたことであります。町長、また答弁がございましたら。

町長（北里耕亮君） 住民の要望等を聞く機会としては、町政座談会はいいい機会であったかというふうに思いますし、またそういう住民の直接的な要望や御意見、そして町民の代表である議員さんから御意見をいただく、それが議会の場でありますから、そういった部分と御意見を聞かせていただいて、執行部内で検討させていただいて、今後に反映していくという部分においては、全員協議会の場でも道路のお話をいただきました。町としては、非常に課題がある箇所であったり、地域であったり、道路拡幅をしなければ緊急車両も入らないというようなところのリストを整理させていただいて、今2路線ほどは私自身も把握はさせていただいておりますけれども、もう一度そういう部分の漏れがないかどうか、そういう今一番先に緊急性がある、そういう改良をするところはどこなのだという部分ももう一度整理をさせていただいて、それに向かって、また内部で検討させていただきたいと、そういうふうに思っております。また、様々な御意見があれば、この場では具体箇所というのが御意見がまたあろうかと思っておりますので、別の場所などで、先ほど

の農道や里道の部分、そういった部分で議員が一番これは必要ではないかという箇所があれば、またおっしゃっていただきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 前向きな答弁をいただいて、本当ありがとうございました。この町政懇談会の中にもう1点、震災の影響で開発センターのことが出ております。これは非常に地震の影響で、今町民の方たちには開発センターが使用できないということで、非常に不便をかけておる状況であります。議会の中でも新しく執行部から示された開発センターに代わる建物ができるというような方向が示されておりますし、またその中で特別委員会もできました。しっかりみんなで協議をして進めていきたいというふうに考えております。しかし、これは参考までに、いわゆる木造の公共施設に関するアドバイス制度というのが、これは県の阿蘇振興局を通じて資料がありますが、こういった木材に関するアドバイス等は、もしいろんな今回の建物を造ることに対して、県の林務課のほうにお尋ねをしますと、これは無料で相談に乗ってくれるという制度なのです。ですから、この制度はもちろん南小国町とか上天草、そういったところが現在これは利用して木造建築を執り行ったということではありますが、これは言うなれば平成22年5月1日だったと思いますけれども、公共の建築物に対する木材利用促進という法律ができたわけですね。それを利用してできたのが、いわゆる当時の小国学園から、今、サポートセンター悠愛になっておりますけれども、立派な建物ができているわけですね。当時、ちょっと私は記憶がありますが、これは2分の1補助が出ております。残りの2分の1については学園の基金を使って建物を造ったわけですが、今回、そのときに当時、熊本県で各県あるいは町村が公共施設、公共工事の木材の利用の推進の基本方針というのが出ております。当時、小国町は確かに私が聞いておる範囲では、その提出をしたのが小国は2番目というようなことを聞いております。それだけ小国は早め早めでこの利用推進の基本方針は提出をされたわけです。こういった基本方針を今現在は町が作っておりますけれども、今回の場合は新しい国の開発センターの建替工事については、いわゆる今度の臨時国会の中でも特別措置という形で対応するものというふうに思いますが、その残についても恐らく今現在の特例措置の中の数字からマイナスの残を一般会計のほうで出すのか、あるいは他の財源で出すのか、まだ具体的に決まっていませんけれども、そこらあたりをしっかりと執行部の方たちが考えていただいて、そして議会と一緒に立派なものを作り上げていただきたい。大きなものを作っていくということになりますと、財源的に大きなお金が要ってきますから、恐らく5億円、6億円、7億円というような金額になろうかと思っておりますけれども、そういった財源的な部分をしっかりと心配をしておるわけです。ですから、そのことをやっぱり一緒になって問題を共有してやるというのが私たちの使命であろうというふうに思いますので、その点、町長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 町政座談会の中でも話題になりました。逆に執行部のほうから座談会の質問の部分であまり質問がないときに、実は地震の影響で開発センターが一時休止をしておりますと

いう話をさせていただき、町政座談会のこの日にこれから議会のほうでもまた話題にさせていただいて、方向性を町として示させていただきたいというような旨を発言したところでありました。それから日にちが経ちまして、議会のほうでも9月議会前の全員協議会でも少しだけ報告をさせていただきました。また、今9月定例議会内で新しく開発センター建設特別委員会というものも設立をされました。そこで、議員の方々全員入っているわけでございますので、現在の進捗状況やこれからの方向性、そういった部分を執行部としては議員の方々に示させていただいている段階であります。

議員の御心配な御意見の部分で、財源が大変大事であるというのはごもっともであります。大きな方向性としては、今回、開発センター、名称も開発センターというふうになるかどうかは、またこれから定めていくわけでございますが、利用の一つの目的が町民の方の寄り合い場所、会議をする場所であったり、憩いをする場所であったり、そして今までは議場も兼ねておりました。いろんな使い方をされておったわけですが、町民の生活に非常に密接な関係がございます。もうないと困るというのは執行部も把握しておりますので、基本的にはあの場所に大体同じようなサイズで、災害復旧の意味も込めて、早期に着手していきたいというふうな思いはしております。執行部といたしましては、大きな建物になりますので、プロジェクトチームというか、町の重要な課題というか取り組みとして重きをおいて進めておりますので、今後も議員の皆さま方、様々な御意見をいただきながら、一体となって進めさせていただきたいと、そういうふうに思っております。以上です。

10番（時松昭弘君） 新しいセンターに代わる建物については、しっかりみんなで検討していきたいというふうに思います。時間の都合上、次の質問に移らせていただきます。

森林整備台帳の作成についてということで通告をいたしております。今回、私が通告をいたしたのが、森林法改正が今年の5月にありまして、この森林法改正の施行が来年29年4月から新しく始まるわけですが、その中でいわゆる森林法の一部の改正する法律の概要という中で、森林台帳の整備というのが出てきております。森林経営事業の見直しとか、生産性を見直し、あるいはここにもう一つ出てきておるのが鳥獣被害に対する森林計画等を見直しというのも出てきております。ですから、いろんな分収林とかの伐採等、いろいろ共有林の問題とか、違法伐採、間伐促進や水源等の整備の推進とかいうような形も出ておりますが、この中の今後、小国町が今、地籍調査を森林組合が委託を受けてやっておるわけでございますけれども、この森林整備の台帳が、この流れといたしましては、来年度4月からこの森林整備の台帳を町がやるかやらないか、まずそこからお尋ねをしたいと思っております。

産業課長（澁谷洋典君） 今回の森林台帳の整備でございますけれども、今回、議員が言われましたように、5月に森林法の一部を改正する法律案ということで提案されて、来年の4月1日から施行ということで、今回の法改正の主な概要でございますけれども、この場をお借りいたしました

て、少し話をさせていただきますけれども、現在、国内の住宅用材などの従来の需用に加えまして、CLTとか木質バイオマスなどの国産材の需用の拡大が進展しているような状況がございます。ちなみに参考なのですが、木材の自給率というのは、平成14年では国内で19%でしたが、これを底に現在、上昇傾向で推移しております、平成26年度には31%まで回復しているような状況がございます。そういった反面、一方では木材価格が低迷し、森林所有者が世代交替、山村地域の過疎化等によりまして、森林の経営意欲が低下している状況の中で、今回、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保、森林の公益機能の維持・増進を図ることを目的として法改正の中で一体的な措置が講じられました。この中で大きな柱といたしましては、森林資源の再造林の確保、2番目に国産材の安定供給体制の構築、3番目に森林の公益的機能の維持増進ということで、この2番目の国産材の安定供給体制の構築の中で4つの柱があるのですが、その中の一つが林地の境界情報等を整備するというので、この中で市町村が林地台帳を作成するというのが法律で決められております。ただ、これにおきましては、施行期日が、議員が言われましたように、来年の4月1日とはなっておりますけれども、この林地台帳の整備におきましては、十分な準備期間を要するということから、平成31年3月までの経過措置が設けられている状況がございます。そういった中で、県の動きといたしまして、今回の林地台帳の整備におきましては、熊本県でもまず1つ目に登記データの収集、2番目に熊本県森林GISシステムの改修、3番目に登記データの処理ということで、この登記データの処理は地籍調査が済んでいるところと、そうでないところも含んで登記データの処理を県のほうでやるということで、この情報データは県のほうから市町村のほうに情報提供がございます。市町村としては、それを受けまして森林所有者の情報とか、森林経営計画の認定情報などをその中に追記した上で林地台帳を完成させるというようなスケジュールになろうかと思っておりますので、今後は県のほうと連携しながら台帳の整備には取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

10番（時松昭弘君） 課長から詳しく説明をいただきまして、今回、いわゆる安定供給という形で、その中でその台帳整備という形が出てきておりますが、今現在、小国町の中でも地籍調査がもう終わっておるところもありますし、今回も今、黒淵地区と上田地区のほうに地籍調査が今入っております。これから地籍のほうもだんだん増えてくるものというふうに思いますけれども、今回のこういった法律ができた段階で、今、課長から説明がありましたが、県のほうとそういったデータ等を照合してやっていただいて、そして小国町の地籍調査が現在済んだところに対して、台帳整備あたりをやるという形を町のほうが進めたらどうかというふうに思いますけれども、町長の考え方は、今後の台帳整備に対する町長の進め方といいますか、どのようにお考えかをお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 結論を申し上げますと、これは非常に大事な事業であるというように認識をいたしております。スピード的な部分をいえば、早く整備をしなければという思いはありますが、

ただいま課長が述べたように、県と連携して登記データの集約をしたりという部分でのデータ整備もありますので、小国町だけが先行してというよりも、県と一緒に地籍調査が済んでいるところや、現在分かっている所有者の方々、それから所在、境界という情報がばらばらになっているところがあります。そういったものを集約して、期限内にはぜひやっていきたいと。しかも、可能であればスピード感をもってやっていきたいというふうに思っております。

これは小国町に限ったことではありませんけれども、ある山があれば、その所有者は誰かなという部分の話もよく聞きます。逆の場合に、例えばよそに行かれた御兄弟の方、大阪や東京にいらっしゃる方で、自分のところの山がどこにあるか分からないというケースも多々ございます。そういった部分を、それを整備することによって、その間伐が進んだり、全伐が進んだり、そういう部分が明確化されますので、切り返しになりますが、大事な事業であるというような認識をしております。以上です。

10番（時松昭弘君） 今、町長からお話がありましたように、先ほど少しお話ししましたように、小国町の中で藻高齢化比率が約40%近くとなっておりますが、今の状況からしますと、地籍ができていくところにおきましては、ちゃんと図面に上がってきているし、座標も決まっておりますので、不在地主であっても、要望があればすぐ分かるようになっておるわけです。これと併せて森林台帳の整備ができれば一番いいわけですが、それを今回新しい法律の中でやりなさいというような法律ができて、これは非常に前向きに進んでよかったなというふうに私は感じております。ただ、また今、県と町と一緒にデータを集約してやるというお話がありました。今、小国町の職員の中で、いわゆる林政のほうの関わりで、小国町の中で詳しい職員の方たちがだんだん減ってきておると思います。もうだんだん今、課長さんたちの中でも関係者は詳しい人もいますし、失礼ですけども、今まで携わったことのない人もおられるわけですね。また、ここ何年かにおきまして、退職をされるとかいうことになってきたときには、こういった仕事が前の大きな古い字図的な部分は町のほうにあると思いますけれども、そういった新しい法律ができて、前の流れを知っておるような職員さんがいなくなったときには、新しい職員の中ではなかなかそれを対応できないのではないかとというふうに心配しておるわけです。ですから、それはもうしっかり覚えていただかなければいけませんけれども、そういった形についてもやっぱり早め早めで、職員の中でもそういった人材育成ということも、すべての分野ですけれども、一つの法律に対応できるような職員の能力開発というのか、そういったことまでやっぱりぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

時間の都合もありますけれども、もう一つ、今年の6月ですけれども、森林の吸収財源、これに対しての財政措置がなされております。しかしながら、これはどういうことかと申しますと、28年度の地方財政の措置というのが、これは林野関係ですけれども、ここに今年の場合が500億円の森林吸収税の対策の措置がなされております。しかし、この中で今使われておるのが、

実際60億円程度しかないというような話を、今データが出ておりますけれど、これはそれこそまだ進んでおると思います。これはどういうことかといいますと、先般来、7月に森林環境の促進会議というのが岐阜県でありました。もちろん議長も一緒に同席をしていただいたわけですが、これは森林環境源を新しく創設をするための、今は国が地方財政措置の活用という形で予算を組んでいただいておりますけれども、こういった環境税あたりに対する取り組みも、やっぱり町がしっかり重きにおいていただいて、そして十分そういったデータ把握をしていただいて、いろんな形で県の、これは全国森林組合連合会のほうが推進をしておりますけれども、地元の森林組合ともいろんな形で協議をしていただいて進めていただきたいというふうに思います。これも安易に考えておりますと、なかなか財源が環境税が設立をできない形になってきますので、そうしたときには先ほど新しい森林法ができた中でも、こういった施行がだんだんと思うようにならないというふうになると私は考えます。

そして、最後に鳥獣被害防止に向けた森林計画等の見直しというのがありますが、これも森林法の改正の中に出てきておりますので、今度4月以降の施行に伴いまして、これもしっかりと議会の中でも鳥獣対策について議論がなされておりますが、これは新しい予算措置等も改正後になされてくるものというふうに思います。こういったことまでしっかりと目を見開いていただいて、そしていろんな情報を副町長の下で情報収集していただきたいなというふうに思います。最後に、町長に今後の台帳整備、そしてこの進め方の在り方について、次年度に向けての見解をお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 話題になりました森林環境税についても、執行部としても大変重要視していると、注目をしているという部分で取り組んでいきたいというふうに考えております。情報収集とかそういう部分ですね。森林吸収源の対策だけにとどまらず、温室効果ガスの抑制のためにその用途を認める内容が現在規定をされております。そういう部分において、現実的には多面的な機能というのが非常に森林にはありますものですから、国土保全であったり、災害防止であったり、生活環境の創出とか、そういう部分もありますものですから、そういった部分を私も町村会に所属しておりますので、そういった部分でまた一丸となって頑張りたいというふうに思っております。

先ほどの繰り返しになりますが、台帳整備につきましては農地についても、林地についても、とにかく基盤をまずデータというか、基礎になる部分をしっかり整備しておかないと、その家の所有者とか境界とかいう部分は、間伐しようにも、まず基盤が境がはっきりしないと、手も入れられないというような状況もありますので、ここも非常に重きをおいていきたいと。

また、地籍事業についても、今進んではおりますけれども、日々より多くの予算要求を県・国にしていきながら、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

森林全般の部分についても、新しい森林法改正について、改正点もよく私も熟読をさせていただいて、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

10番（時松昭弘君） 最後に、小国町は農林業が非常に基幹産業であります。いわゆる収入減が農林業に頼っておる人が非常に多いわけですがけれども、この地元の農林業を活性化する、そしてそこに観光を結びつける、そうした形で将来的には6次産業化あたりを目指すということが町の将来的な大きなビジョンではなかろうかというふうに私は考えます。これから先、町の姿勢ではなく、前に出ていく行政の在り方をぜひとも目指していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時より再開をいたします。

（午後1時51分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

3番（北里勝義君） 通告に従いまして、一般質問を行いたいと思っております。

まず、小国町汚水処理構想における課題と対策について質問をしてみたいというふうに思っております。小国町の汚水処理構想が平成25年に策定をされております。この中でまとめと併せて、今後の課題と、また対策が示されております。まとめでは、集合処理を重点的に行う場合から、また町内全域を個別処理、浄化槽によって整備をしていく場合と、5つのケースを設定をして、この中で建設費、それから財源、それから維持管理費、また併せて交付税措置等の、ケースごとの算定を行っております。また、それによって財政収支の分析も併せて行っております。この中で結果といたしまして、集合処理の場合は多額の事業費、また設備更新の費用、それから将来人口の減少、また減少に伴う接続率等の課題があるということを示されております。よって、既存の農業集落排水事業は継続をしながら、今後は個人設置型の浄化槽設置事業で普及を図っていくということで、その方向性が示されておるところでございます。この中でやっぱり今後の課題と対策とここで明記をいたしております。このことについて少し質問をさせていただきたいと思っております。

まず、個人設置型の浄化槽を整備していくにあたり、やはりこの設置事業の補助の見直し、また制度の充実に向けて検討、またさらなる周知活動により希望者を募り、整備率の向上を目指すというふうにしてあります。これについて、構想から2カ年あまり経過してきておりますけれども、どのように検討され、また周知活動をどのように行っているかをまずお尋ねいたしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） ただいまお話がありました汚水処理構想ということで、まとめを今議員の方から発言をいただきましたが、そういう方向性で町としても進めております。そして、個人設置型の合併浄化槽を推進するという部分で、国の循環型社会形成推進交付金、そして県の浄化槽の

整備事業、町の合併処理浄化槽設置整備事業の各補助金、3つ、町・県・国とありますが、それと希望者の自己資金という部分であります。そういった部分で進めております。予算や決算においても、本年度は何基設置しましたというような報告をさせていただいております。ただ、質問にはなかつた部分であります。最近の情報でございますけれども、本年開催されました県主催の各町村に向けての担当者会議において、県の浄化槽整備事業の平成29年度、来年度の予算から転換のみを補助対象といたしまして、新設、新築については、補助対象外となるという説明がございました。新築については、県の分は出ないということですが、これは今後町の内部でも協議、また検討しなければいけないのですが、現在のところ、合併浄化槽を推進したいという執行部の考えもありますので、新築について県は出さないということであっても、町はその分をカバーするか、若しくは町は出し続けるという部分で考えていきたいと思っております。またこのあたりのところは予算協議まで少し時間がありますので、内部で検討していきたいというふうに思っております。

さらに、現在の状況は合併浄化槽推進ということで、今後、数をまたさらに増やしたいという執行部内の思いはありますけれども、それについてどういうふうにしたらそれが実現なるかという部分も、決定的なその特効薬というのはまだあまりありませんけれども、こういう一般質問の御意見をいただく、また今回のきっかけを基に、また今後、内部でもそれがさらに進むような、そういう内部の議論を深めていきたいというふうに思っております。以上です。

建設課長（佐藤彰治君） ただいま町長が御説明しましたような補助事業を活用しました転換事業等について、国・県・町で補助金を3分の1ずつというのが従来の合併浄化槽の、個人で設置される場合の補助をいたしておるところでございます。少し触れましたとおり、県の補助について新築については工事請負で合併というのがもう義務付けられておりますので、そうした部分で県のほうは転換事業についてのみ来年度から実施していくというようなことでございます。いわゆるもう新築物件については単独槽の設置ができませんので、そういう意味の趣旨のことを県のほうでは言うておるところでございます。

それから、周知につきましては、町のホームページで補助制度についての御説明と、それから年度当初におきます広報の掲載等でこういう事業がありますよというところでの御紹介をさせていただいております。以上でございます。

3番（北里勝義君） 今の答弁での確認ですけれども、新設に対しては補助は行わないと。これは県だけですか、国も行わないということですか。3分の1、3分の1、3分の1ということで、今まで補助があったと思いますけど、そこはどうなりますか。

建設課長（佐藤彰治君） これは県のみでございます。ですので、国費と従来町費の3分の1ですので、それを補うとすれば、残り3分の1は町費でという形になろうかと思っておりますので、その際



は町費が3分の1になろうかというふうに考えておるところでございます。また、県のほうもこういうふうな29年度、そういう転換の補助対象としないと言い切っておるわけではございませんけれども、その方向で県のほうは考えているというところでございます。

3番（北里勝義君） この構想の中で補助の見直しというふうに明記されておりますけれども、私はこの補助の見直しというのは、もう一つの意味があるのではないかなというふうに思っております。というのは、例えば農業集落排水事業をやれば接続可能な店舗だとか、集会施設、店舗兼住宅、こういったのが加入金を払えば補助事業の中で接続できるわけですね。ところが、個人設置型合併浄化槽になりますと、住宅だけで、店舗、それから集会施設などは、補助対象外になってくるわけですね。そういった中で、やはり集合処理事業をやらないということになれば、そういった集会施設だとか、そういうところは補助を受けられないということになります。だから、もし町が水環境を進めていく中で、そういったところをどうしていくのかということも、やっぱり今、県の補助金と合わせて検討していくべきではないかなというふうに思っております。

それから、啓発活動でございますけれども、この浄化槽整備事業を進めていく意味もございませぬけれども、町がやはりその集合施設を個人設置型の浄化槽に方向を変えたのだということを、もう少し町民に示していかないと、町民の方はまだ将来、下水道とかそういう集落排水ができるのではないかなというふうに思っている町民もいらっしゃると思います。だから、そういうのを町が方向転換を示しているのであれば、もう少しそういうのを周知をしていただきたいなというふうに思っておりますが、そのことについてお尋ねいたします。

町長（北里耕亮君） そのあたりに、町執行部のほうもまとめの部分も出ささせていただき、それからもう2年経過しておりますし、そういった部分でお話する機会なども設けてこなかった部分もあります。まずは広報や機会あるごとに、合併浄化槽のほうで町は行きたいというような部分を、個人設置型のほうで考えていきたいという部分を表明というか、表していきたいというふうに思っております。確かに御意見のように、農業集落排水事業で行った地域の方、そしてそれを施行していない大字というか、その地域もあります。自分たちの地域は今後どうなるのだろうというような部分の思いのある方もいらっしゃるかも知れませんが、そこは御意見のとおりにしっかり啓発というか、表明というか、表れをしていきたいというふうに思っております。以上です。

3番（北里勝義君） その点については、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それから、同じ課の中で、町からの繰出金にもこの構想で触れております。町で整備をした農業集落排水施設、また町設置の浄化槽、これについては維持管理費の削減に努め、そして接続率といえますか、水洗化率の向上を目指すというふうに明記をしてありますし、また併せて下水道料金の見直しも少し触れております。また、特別会計の決算監査の意見書、これについても水洗化率ということで触れております。田原地区が100%、それから西里地区が73.8%、それか

ら黒淵地区は72.1%となっており、さらなる向上が求められていると。また、下水道料金の収納率についても、より一層の向上を図るよう要望するというふうに明記をされております。また、こういったことに取り組むことが、また町からの繰出金が少しでも削減されていくのにつながっていくのではないかなというふうに思っております。この水洗化率、また収納率の向上について、今後、町はどのように取り組んでいくのかお考えをお尋ねいたしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 先ほど御意見がありました個人設置型合併浄化槽の店舗や集会施設に対しての補助制度、そういった部分もないということで、地域の環境整備、水をきれいにするというのであれば、そして個人設置型合併浄化槽を推進するというのであれば、このあたりも前向きに考えたいと思っておりますし、今御意見がありました料金の問題、そして合併浄化槽と農集排の入れているところの差、それから特別会計ではありますけれども、繰入金の課題、この分野に関しては非常にこれから考えなければいけないことが大変多うございます。そして、執行部といたしましても、財政的にもありますし、生活に密着している案件でありますので、非常に大きな課題というか事柄といたしまして捉えていきたいと思っておりますが、この部分については上下水道運営審議会という組織がございます。しばらく審議会に諮問をして答申ということですが、そういったこともさせていただいておりませんので、これを機会にといいませんが、こういった課題がありますし、まず現状がどうなっているかという部分と、これからどこあたりを改善していかなければいけないか、またまとめが出ておりますので、審議会の皆さん方にそれをまず見ていただいて、今後どう考えるか、そして執行部と協議をして考えていくという部分をさせていただきたいというふうに思っております。今日明日には、すべて結論づけられない部分も多うございますけれども、今後についてその審議会を開催させていただきたいというふうに思っております。以上です。

3番（北里勝義君） 私は、今ちょっと下水道料金のことに触れましたけれども、これは構想に明記をされておりますので触れましたけれども、私はやはり料金を上げるということではなくて、やはり水洗化率、それから収納率、こういったのをまず向上させていくのが喫緊の課題ではないかなというふうに思っております。

それから、今、町長の答弁にありましており、これは後でお尋ねをしようと思ったのですが、上下水道事業運営審議会、これは町長の諮問機関として上下水道の普及促進、また使用料、また受益者負担に関することについて審議をする審議会でございます。条例によりますと、議会から2名、それから学識経験者3名、それから上下水道の利用者ということで3名、計8名で組織をするということでございます。こういった審議会に諮って、一つの意見や提案をいただきながら、また方向性を示していくことも大事なことでないかなというふうに思っております。

それから、もう1点、この構想の中で書かれているのが、個人設置型の合併浄化槽を整備法人とした場合、やはり維持管理費の格差があるというようなことで明記をされております。これは

ということかという、町管理の合併浄化槽については下水道料金として払っていくわけですね。ところが、個人設置型は自分たちで個人が払っていくわけですね。これで一応維持管理費がこの構想の中に出てまいっております。試算という形ですね。5人槽では浄化槽管理委託料、それから浄化槽清掃費、それから法定検査費用、電気代、合わせて7万1000円、7人槽では同じ内容で7万3千400円程度かかっているというようなことで試算がされております。この中で法定検査というのがあります。これは浄化槽法の第7条と第11条が一般に法定検査というふうにいわれております。この法定検査は町管理の浄化槽については町が受けているので検査率は100%だろうと思えますけれども、個人設置の場合、やはり個人で検査手数料を負担をしているわけですね。7条で10人槽以下で確か9千800円、それから11条で3千800円、法定検査料がかかっているかと思えます。この中で個人設置型の法定検査率がどの程度になっているのか、町が把握しておればお尋ねいたしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 前段の部分で審議会の話題を出させていただきましたが、その前に御質問の中で水洗化率、つなぎ込みの部分、それから収納率の部分、この2つについても大変大事な事柄であります。つなぎ込みの部分についても、つなぎ込んでいない世帯に対して、文書などでのお願いを発送したり、そういうことをさせていただいてはおりますけれども、どうしてつなぎ込まないかという理由なども少し分析をしながら、できるだけ、先ほど、ある地域では100%でしたが、ある地域では7割ほどという部分もありましたので、その7割ほどの地域の部分で、より多くの方につなぎ込んでいただくことを努力をしていきたいというふうに思っています。

また、収納率についてもかなりお支払いいただくような活動をさせていただいてはおりますけれども、そのあたりもより努力をさらに進めていきたいというふうに思っています。

今現在の御質問の率の部分について、建設課長から答弁をお願いします。

建設課長（佐藤彰治君） 先ほど議員のほうからお話がありましておりでございまして、合併浄化槽設置においては、管理費個人負担、浄化槽法の7条と、それから11条によって維持管理をしていくというようなこととさせていただきます。浄化槽法の7条と申しますが、初期の設置した時点での構造チェックであるとか、処理能力のチェックであるとかいうものを点検するものでございまして、これは設置した年度1回だけでございます。これにつきましては、現在のところ100%というデータを持っております。それから、11条につきましては年1回の法定検査、いわゆる通常、検査というのがこの11条にあたるわけですが、年に1回の法定検査というのを、検査率が75.6%というようなところでデータを把握しているところでございます。以上です。

3番（北里勝義君） なかなか7条は100%ということですが、やっぱり11条については75.6%ということで、100%まではいっていない現状だなというふうに思っております。この中で町設置型の合併浄化槽が設置をされているかと思えます。これが今現在、何基あるのか、それ

から前は設置しても、まだ接続されていない合併浄化槽があったかと思います。これも全部接続されたのかどうか、そこらへんをお尋ねいたしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 浄化槽も町設置型の合併浄化槽で町が管理している部分がございます。設置基数が77基でございます。そのうち接続されていない基数が17基でございます。ただし、この17基については町管理の経費といいますか、そういうものは100%かかっておりません。以上でございます。

3番（北里勝義君） 17基設置がされていないというようなことで、少しでもそういった接続をしていただくと、また管理費はかからないといっても、やはりもうそこに合併浄化槽が埋け込んでいるわけですから、なるだけつなげるように努力をしていっていただきたいというふうに思っております。

それから、私はこういった維持管理費の格差がある中で、やはりそういった法定検査料の町からの補助とか、そういったのも少し考えていってもいいのではないかなというふうな気持ちもいたしております。これは予算が伴いますので、町長もなかなかそういうふうに答弁ができないかと思っておりますけれども、やはり7条はもう1回切りですから、これは9千800円ですけれども、11条検査においては毎年3千800円要るわけですから、こういったのも考えていければ検査率の向上にまたつながっていくのではないかと。これは町設置型は全部町がやるのですから、やはり個人設置型は個人で負担をしているというようなことでございます。ぜひ検討をしていっていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど出た上下水道運営審議会についても、この汚水処理構想をつくる時にも、こういう運営審議会に諮って審議を行ってきております。こういうことから、ぜひ今後、方向性を示す中で、今町長の答弁にありましており、運営審議会あたりに諮問しながら答申をいただきながら進めていっていただきたいというふうに思っております。

今回、私は生活処理の分野でその課題をちょっと質問させていただきましたけれども、行政においてはあらゆる分野で、この課題というのがあるかと思っております。これからこの課題にやはり一つ一つ取り組んでいくことが、またより良い行政につながってくるのではないかなというふうに思っております。これからの町の取り組みに期待をいたしまして、次の質問に入りたいというふうに思います。

次に、奨学金についてお尋ねをいたしたいというふうに思っております。先だって熊日新聞に教育費のことが報道されておりました。この中で日本政策金融公庫、福岡教育ローンセンターというところが九州7県の2015年度教育費実態調査というのをしております。これが公表されておるというようなことで、この中で子ども1人が高校から大学を卒業するまでに必要な教育費が平均で792万円というふうに出ております。また、自宅外から大学4年間通う場合には、生活費または家賃、そういったのを合わせて別途で450万円必要というふうにいわれておりま

す。今、このような教育費の実状の中で、やはり奨学金というのは増えつつあるというふうにいわれております。奨学金には、小国町も奨学金制度がございます、小国町の奨学金、それから日本学生支援機構、前の日本育英会の奨学金、これは無利子・有利子、2種類がございます。それから、各金融機関等の教育貸付もあるかと思えます。ここで小国町の奨学金の利用状況についてお尋ねをいたしたいと思えます。利用者数、またそれから返還状況など、実態が分かる範囲で結構なので、お尋ねをいたします。

教委事務局長（横井 誠君） 小国町が実施しています奨学金制度の利用状況でございます。ここ5年間、平成23年度からになりますけれども、数としてはもうかなり少なくございまして、23年度が1件、それから26年度が1件ということで、24、25、27年度につきましては借り入れる方はございませんでした。また、現在、償還している状況でございますけれども、平成27年度中には13名の方が償還をしておりました。27年度末におきまして、そのうち3名の方が償還を完了してございまして、28年度現時点では10名の方が償還をしているという状況でございます。

また、償還の状況でございますけれども、27年度の決算書にも記載がございますけれども、数名の方の滞納がございまして、既定の金額が納められなくて、その一部だけを納めていただいている方とか、年度におきまして26年度には償還がございましたけれども、27年度においてちょっと償還が滞った方とか、若干名の方がちょっと滞納している状況でございます。

3番（北里勝義君） 小国町の場合は、奨学金を借りられる方が少なくなってきておるといようなことだと思えます。この中で奨学金の町の貸与規則がありますけれども、この中で13条の返還猶予、また第17条返還免除、こういったのがうたわれているわけがございますけれども、過去にこういった申請というのがありましたか。

教委事務局長（横井 誠君） 現在の小国町の奨学金制度は、平成6年度からの施行でございまして、現在、書類として残っている返還の猶予であるとか、免除であるとかいう方の書類はございませんので、なかったと考えております。

3番（北里勝義君） 奨学金については、監査の意見書の中でも、滞納者の実態把握を行い、徴収の強化を求めるとありますので、引き続きやっていっていただきたいというふうに思っております。

また、今このような状況の中で、給付型の奨学金が話題になっております。このことについて、教育委員会内で検討といいますか、議論されたことがあるのかどうかお尋ねをいたしたいと思えます。

教育長（北里武一君） お分かりのことと思えますけれども、憲法で教育を受ける権利の中に、すべて国は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する、能力に応じてと、そして教育基本法の教育の機会均等の中で、国及び地方公共団体は能力があるにも

関わらず経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない、能力があるにも関わらずと、こういうふうになっておりますが、現状の奨学金を見てみますと、やはりこの趣旨ではなくて、能力に応じたとか、能力に関係なくとか、いうならば何かそういうような奨学金の制度ではなかろうかというふうに思っております。従いまして、この給付型の奨学金につきましては、この憲法、教育基本法の趣旨に沿ったものであれば、また国のほうもこの動きがありますので、国または県の動向を踏まえて、今後、教育委員会としては検討してまいりたい。まだ今のところ、これについては検討はしておりません。

3番（北里勝義君）　ありがとうございます。

確かにこの給付型奨学金については、一自治体がなかなか大きな財源も要りますし、なかなか取り組める問題でもないかなというふうに感じております。やはり国・県が動けば、それに合わせて町もいろんな問題が出てくるかと思えます。この給付型と合わせて、私が少しお尋ねいたしたいのは、今月の2月末に労働者福祉中央協議会が奨学金を受けている34歳以下の働く男女を対象にした調査結果を発表いたしております。これは一部熊日新聞にも報道されておりましたので、皆さん見られた方もおられるかと思えます。この中で奨学金の返還が結婚に影響していると答えた方が31.6%、それからまた出産への影響があると答えた人が21%あります。この中で収入が低ければ、返還の生活の重荷となり、少子化にもつながり兼ねないと中央協議会は指摘をしているということでございます。この奨学金の返還につきましては、よその自治体においても奨学金返還支援事業に取り組んでいる自治体もございます。小国町においても、この返還の利子補給、また一部助成、こういったことも考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。小国町に住んで、小国町で頑張っている若い人たちを、やっぱり支援していくことは大変大事なことでないかなというふうに考えますが、町のお考えをお尋ねいたしたいと思えます。

教育長（北里武一君）　地方公共団体の奨学金返済事業につきましては、議員のおっしゃったとおり、何件かこういう事業をやっているところがございます。これを見てみますと、これは地方創生推進事業としてやっているというのが多うございます。要は、若者の人口流出の歯止めする、また定住や就業を促進するための取り組みということで、創生事業としてやっているところがほとんどでございます。本町におきましても、看護師の確保、これについてはやっておりますけれども、そういう点から考えまして、関係機関でこれは検討すべきことだろうというふうに思っております。

給付型につきましては、直接、教育委員会のことだと思いますけれども、次の返済支援事業につきましては、いろいろと創生事業とか、そういうふうなこともございますので、関係課で検討すべきことだろうというふうに思っております。

3番（北里勝義君） これは予算を伴いますので、簡単にはいかない部分もあるかと思いますが、今、教育行政法あたりが改正をされまして、町長部局と教育委員会と、これはもう連携ではなくて、融合して一緒にやりなさいというような私はその法の改正だろうと思います。この点について、やはり他の自治体あたりを見てみますと、やっぱり助成限度額だとか、助成期間、こういったのを設ければ、やはり幅広く助成をされるのではないかなというふうに思っております。ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。最後に、町長の意見をお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 先ほど教育長が述べましたように、従来型の奨学金という部分は、もちろん教育委員会所管でありますけれども、今議員からも御意見がありましたように、町長部局、教育委員会部局、もう一体となって、今から進むというような国の方向性もあるし、今実際、小国もそういう組織をつくりながら進むという位置付けになっております。さらに、特色のある何か地域のために、町のために、その組織のためにという部分の新たな取り組みも、いろんな切り口があるかと思えます。例えばですが、最近、隣保館で、パラソルセンターで対談があったかと思いますが、これはちょっと話がずれますけれども、給付型奨学金というような、そういうかなり特色のあるそういうやり方をやっている自治体もありますし、全国を見ますと、いろいろな取り組みをされている。なお且つ、小国高校の魅力化と発展の会の中でも、そういった部分も考えられるのではないかなというような話題になっております。今後について、そういうのをいくつか模索をしながら、絶対やらないということではなくて、やれるのであればいろんな方向性を模索していきたいというふうに思っております。以上です。

3番（北里勝義君） 小国町もいろんな分野で頑張っている若い人がたくさんいらっしゃいます。そういう人を応援するためにも、ぜひ検討をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時50分から再開をいたします。

（午後2時42分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時50分）

5番（児玉智博君） この夏、町政懇談会が平成23年以来、5年ぶりに開かれました。熊本地震の被害状況の報告に始まり、町財政や環境モデル都市といった重点政策の説明が大字ごとに行われました。この中で国保財政と健康づくりと銘打った報告も行われました。ほかの重点施策が時間の都合で予定された説明を飛ばす部分が結構あったと思うのですが、一定の時間を割いて国保のことが説明されていたと思います。こうした情報公開というのは、非常に大事なことだと思いますが、一方でその国保の説明というのが、財政に特化した内容ではなかったかと思えます。この重点政策ということで配られたレジュメといいますか、それに書かれていた部分で、説明され

ない部分がある中で、こういう国保財政についてはしっかりと触れられた理由が何でなのだろうなというふうに率直に思ったわけですが、御説明をお願いします。

町長（北里耕亮君） また、担当課からも補足の答弁をいただきますが、まず平成27年、昨年の6月議会において、国民健康保険の税率の改正を提案をさせていただきましたが、そのときの議会の中での御意見、執行部の反省点といいたしましても、住民に対しての説明不足、周知不足といった部分がありました。それは執行部といたしましても、ただいま反省点という言葉を使いましたが、認識をいたしております。その後、担当課とも協議をいたしまして、機会あるごとに説明をしていこうというような部分もあり、小国広報であったり、そういった部分でさせていただくのですが、直接やっぱり町民の顔が見える場でやりましょうというようなことを結論づけました。そこで、先ほど御意見があったようなその流れにおいて、国民健康保険の税という、背景にある財源、それからそれだけではいけませんので、その後の健康づくりの、できるだけ分かりやすくという思いから健康づくりの話も併せてさせていただいたということでございます。

5番（児玉智博君） 今の説明からすると、今お話があったように、平成27年度の税率改定が否決になったということでした。それで、今年も振り返ってみますと、年が明けて早々だったかと思いますが、執行部のほうから、27年度は上げられなかったけれども、今年も同様の提案をしたいということで、議会にも投げかけがありました。そうした中で、熊本地震が発生したわけですが、その後もしばらくはこの方針は変えないで、地震はあったけれども、税率を上げようと思いますという説明が、議員に個別に行われました。私は、この地震で大変なときに、これはとんでもないというような話を担当課長にもさせていただきました。批判したのですが、恐らく多くの同僚議員も同じ考えだったのだと思います。結局のところ、6月議会にはその増税の条例案は提出をされませんでした。そういう中で、やはり町政懇談会に参加された方からも、次年度は税率を引き上げるのかという質問も出ていたと思いますが、そのとき明確には上げますというような、どうしましょうという相談は、その会場でもされなかったと思うのですよね。そういう中で、やはり私が思うのは、恐らく今の答弁でも分かるように、今回この国保財政の説明がなされたというのは、要するに来年度の増税のための地ならしになるのではないかというふうに思うのですよね。そこで、やはり町政懇談会というのは町民の皆さんはどういう、今後、まちづくりが進められるのだろうかというような、恐らく多くの方は前向きな話を聞きたいと来られているのだと思うのですけれども、そこを利用して、ほかの重点政策は脇に置くのに、こういう国保財政の話だけはきちんと時間をとってやるというのは非常に、では町長の重点政策は国保税増税なのかということで、私はちょっと空しい思いもしているわけです。それで、やはり来年度を見据えるとか、こういう町民に負担をかけるというのは、やはり時間をかけて説明をしていくのかも知れないけれども、その時々々の財政状況であったりとか、町民の家計、暮らしの状況などもきちんと見極めて、これはもういつも言っていることですが、国保財政のことだけを見るのではな



くて、やはり町民の生活をしっかりと見て、提案するかどうかの判断はしていただきたいというふうに思います。

それで、やはり私は、基本は被保険者への負担増を求める前に、まずはその経費の無駄を徹底的に正すことが求められるのではないかと思います。例えば、私はこの間、毎年、印刷製本費で計上されている「すこやか国保」という冊子を問題にしていまいりました。国保世帯のみならず、全世帯に配布されている冊子であります。これまでの答弁は必要性というよりは、阿蘇地域全体で取り組んでいる、出しているものだから、小国町だけやめることはできないということでありました。しかし、こういう態度のままで増税を受け入れてくれといっても、到底納得は得られないと思います。また、これ以外の経費についても、指摘されたものを、議会で言われたことを見直していくというだけではなくて、自ら節約できる経費はないかという洗い出しを行うという姿勢も非常に必要だと思うのですが、そうした洗い出しは行っておりますか。

町長（北里耕亮君） ただいまの件については担当課長から答弁をいたさせますが、その前段の町政座談会の流れの話で、決して私はその他の施策を軽んじている部分ではありません。環境モデル都市のそのエネルギーの利用の話であったり、そういった部分も場面的には省いたページもありましたけれども、重きを置いて話をしておりまして、全体の財源、財政の基金と起債の話もさせていただいた部分もありました。町民の方に現状をまず知っていただいて、それからまちづくりの話というような部分を話をさせていただきました。引き続き、部長会でも福祉座談会などでも話をしておりますので、引き続きこれは話をしていきたいというふうに思っております。基本的な考え方で、執行部の考えと議員の考えが少し違うというのはあるかと思いますけれども、決して税率の率だけを執行部も見ているわけではございません。それに、健康づくりという部分や、健康というのは大事でありますので、ただ料の部分で相互扶助という言葉にとどめたくはないのですけれども、その議論も大事な話であります。ですので、少し立場は違うかも知れませんが、執行部としては町民の方や議会に、今後も引き続き御説明、そして御理解をいただくようにやっていきたいというふうに思っております。

では、担当課長から、無駄というか、経費の節減について答弁いたさせます。

福祉課長（木下勇児君） 私としましては、あくまでも税率の見直しにつきましては、執行部としてもできるだけ据え置けるものであれば据え置きたいというのを大前提に今後も取り組んでいきたいということで、まず答弁させていただきます。ただ、先ほど質問にありました、被保険者の方が必要な医療を受けていただかなくてはなりませんので、それ以外の部分での削減というようなことで考えておるところですが、本日、決算認定もいただきました国民健康保険特別会計の中の総務費におきましては、26年度と比較という形になりますけれども、対前年比、総務費は89%の執行額ということで、そういった中で約1割ほどの削減と。これはもちろんその年その年に必要な金額もありますので、一概にこれがイコール削減といえない部分もあるかも知れません

が、そういったところで少しでも経費を落とせる部分は落としていっているところがございます。また、先ほど少し話題に出ました「すこやか国保」、こちらは指摘されてからと言われればそれまでなのですが、昨年までは全世帯にこの「すこやか国保」を年2回配布しております。先ほど申されたように、阿蘇郡内で取り組んでおりまして、こちらの経費については、県の調整交付金で2分の1、事業費の交付があつておるところではございます。ただ、少しでも削減ができるならということで、今年度につきましては、それを組み換え欄という形で対応させていただきまして、部数のほうがその分経費が若干ですが削減されております。

それと、逆にももちろん削減は必要ですが、削減だけではなくて、今年度につきましては保険証を発行する時期に、ジェネリック医薬品の推進という形で、それぞれの保険証の中に併せてジェネリックの推進のシールと一緒に同封させていただきました。こちらはもちろん経費はかかるのですが、それによってジェネリック医薬品のほうの使用率が上がればということで、そういった啓発を兼ねた推進シールを配布させていただいているところです。

5番（児玉智博君） では、本来、保険者である町が行うべき事務処理を国保連合会などに委託しているものがあります。例えば、レセプト内容点検委託料であったり、第三者行為損害賠償求償事務処理手数料といったものであります。これは毎年予算組みさせています。こうした費用についても、委託するのではなく、担当職員が自力で行うことができないか、検討・検証すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 今、2点ほど、委託関係と第三者行為損害賠償求償事務につきましては、手数料というところから支出されておる項目ですが、まず第三者行為損害賠償手数料事務、こちらにつきましてはいわゆる交通事故等によって事故に遭った被害者の方が国保に入られている方で、そのときにどうしてもどちらの責任であるかとか、また救急で治療を受けなければいけないといった場合に、まずは被害者御自身の保険を使って医療行為等を行う場合に、国保のほうから支払がされるものです。その後、被害者・加害者の話の中で、その負担割合が決まったりしますが、その決まった分に対して後ほど被害者のほうからその費用を徴収するという形になります。こちらの事務につきましては、当然そういった形で事故等のその被害の割合であったり、そういうものを決める部分について専門性が必要になってまいります。また、小国町におきましては、26年度、27年度、そういった事例も発生していないという、数的にも年間の数もそう多くないということで、そういった専門性のある職員の育成というのは非常に難しい部分があると思っております。そういった中で、今、国保連合会のほうに事務を委任しておるわけですけれども、こちらについては国保連合会のほうが徴収した金額をもちろん町のほうに一旦入れてもらいますけれども、その5%が手数料ということで、また国保連合会のほうにお支払いしております。ということで、総体的な金額が大きくない部分の中で、そういった職員も育成してというよりは、

県内全域で取り組んでおりますので、その中で対応していただいたほうが効率的な部分もあり、また正確性というか、そういったものもあるというふうに思っております。

それから、レセプト内容点検の委託料ということですが、こちらについてはいわゆる1件1件のレセプトの点検と、もう一つはこのレセプト内容点検につきましては、縦覧・横覧というような表現をしますが、過去の3カ月のその方のレセプトを見て、それを重複しているとか、計算の2回目以降はこういうのは必要ないとかいうのを洗い出しているものです。これにつきましては、レセプト数に対して、1枚当たり10円の委託料を支払っております。その点検の結果で一応分かった部分として、約76万円ほど町の国保のほうに戻ってきておりますし、この取り組みについて、それと併せて県の特別調整交付金ということで、さらに150万円の交付が出てきているということで、効率性を含めて、こちらでも専門の職員を置くよりも、こちらのほうが経済的ということで、そういう形で現在、委託手数料ということで実施しております。

5番（児玉智博君） 今、委託の内容とか、そういう内容は質問していないのですから、結局、今の答弁では、要はできない理由を述べているだけですよね。私は、例えばこの2つを挙げただけで、そういう委託事業なんかが結構あるから、そういうのを無駄ではないかという点検、洗い出しをすべきではないかというふうに質問したわけですよね。だから、例えば職員の異動があったときに、前任者がやっていたから自分が担当者になってもそのままやりますと、惰性的に仕事をしていたら、もうこの無駄ではないかという点検なんかできないではないですか。無駄ではないかなと考えること自体にお金はかからないではないですか。そういうことを言っているのですよ。

それで、もう次に移りますが、町政懇談会では給付費抑制のための健康づくりが呼びかけられておりました。私は以前も述べましたが、町民の健康づくりはそもそも公衆衛生の向上、引いては町民の福祉の増進という点から自治体の責務であると思います。大事なのは、行政が皆さん健康づくりに努めてくださいと呼びかけるのみにならず、必要な手立て、施策を行うことが大事だと思います。でなければ、健康づくりも声掛けだけの絵に描いた餅にしかならないと思います。実際に、その具体的な施策は考えておりますでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 健康づくりのための手立てということで、町としては大きく2つの柱で現在取り組んでおりますし、取り組んでいきたいと思っております。一つが住民健診、それからその後の保健指導、重症化予防のための保健指導、特定指導、それから啓発、健康教育のためということで広報での周知であったりとか、あとは重複診療とか頻回診療、このあたりの個別の指導、栄養教室等々を取り組んでいきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 非常に大事なことだと思います。それで、私はこれまで複数回、歯や口腔内の状態が全身に与える影響が非常に大きいという立場から、口腔歯科検診を実施するよう求めてまいりました。口腔の全身への影響というのは、最近ではいろいろなメディアでも取り上げられ

ていますので、本当にもう知られてきていることだと思います。事実、後期高齢者医療保険では個別検診という形で口腔歯科検診が始まりました。前回、3月議会での答弁は、場所の問題であったり、歯科医師への負担の問題があるので、後期高齢者の検診の様子を見て検討するという旨の答弁でありました。そこで、福祉部局としては、口腔内の全身への影響をどのように認識されているか、そしてそのことから口腔歯科検診についてどのような検討にいたっているか、併せてお答えください。

福祉課長（木下勇児君） まず、口腔状況が全身に与える影響ということで、こちらについては先ほど少し児玉議員のほうも申されましたが、高齢者の死因の原因を占める中に、肺炎の割合が非常に高くなっております。中でも口腔機能低下による誤嚥性の肺炎というのが原因といわれておると認識しております。そのほか糖尿病や心臓病、脳疾患など、歯周病がもたらす全身の疾患への悪影響があるということもいわれております。口腔機能の維持・向上とともに、歯と口腔のケアが身近な健康づくりであるというふうにも認識をしております。

今後の対応ということですが、現在、先ほども申されたように、後期高齢75歳以上については、検診の実施が今年から始まりました。また、乳幼児につきましては、妊婦健診または乳幼児健診、こちらのほうで保健師等がその保護者に対して指導、説明等を行っております。そのほかに児童・生徒の期間については、やはり子どもの健康の成長に大きく影響する時期であって、歯にとっても重要な時期ということで、学校のほうで定期的な検診とともに、健康教育を行っているところです。

そういうことで、いわゆる18歳ぐらいから75歳までの間については、現在、直接的な助成であったりということは、町としては行っておりません。執行部といたしましては、そういった口腔内のケアというのは、非常に重要であるということは認識をしておるところです。ただ、歯周病の発生には、口腔内の微生物によって形成される歯垢が起因しておりますので、適切な歯科習慣の維持によって予防できる生活習慣病という正確を有しておりますので、町としてはまずその正しい食生活、口腔清掃、このへんの自己管理、または家庭内の管理が必要であるというふうにも認識をしております。その点について、住民の方への周知・啓発、こちらを重点的にまず進めてまいりたい。また、そういったものを住民に周知するというのを重点にもっていきたいというふうにも思っております。併せまして、現在、小国郷医療福祉安心ネットワークのメンバーで、町内の歯科医師さんについては御協力をいただきまして、老人会とかサロン等の会合に出掛けていただいて、出前講座として口腔ケアの重要性などについても話をいただいているところです。

5番（児玉智博君） 老人会ということは、結局、75歳の方がほとんどだと思いますので、二重に検診も助成しながら、そういう意識啓発もやるというのは良いことだと思います。ただ、18歳から74歳の間の方については、やっぱり呼びかけをするというだけで、具体的な手立てとしてはまだ始まっていないのかなという印象でした。

そこで、まず確認ですが、小国町の国民健康保険の給付状況についてです。大まかにで結構ですから、どういった皆さん、ケガとか病気とかで給付を受けているのか、パーセンテージで結構ですのでお答えください。

福祉課長（木下勇児君） 小国町の医療分析ということでデータが出ております。こちらは27年度のデータとなっております。入院・外来合わせてですが、1位は高血圧症、こちらが全体の6%を占めております。次に、慢性腎不全、透析を含めます、こちらが5.9%。糖尿病、こちらは5%、関節性疾患4.5%、統合失調症4%等となっております。ただ、こちらの分類が町のほうの死亡原因にもつながっていますが、いわゆるガン関係が個別にそれぞれのガンが分かれていますので、そちらを合わせるとガンについては大きな数字になってくるのではないかというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 糖尿病と関節系というところで、第3位と4位ということでした。それで、日本という国では、医師法と歯科医師法が制定された1906年以降、医療と歯科医療が別々に発展をしてきました。しかし、現在求められているのは、医科・歯科連携であります。この根拠となるのが病巣感染という言葉です。体のどこかに慢性的な炎症があり、それ自体は大きな異常を引き起こさないけれども、全く関係のなさそうな臓器に悪影響を引き起こすという仕組みを指摘しています。このことを裏付けるように、京都大学が2015年に行った調査では、歯周病をもつ関節患者は2.7倍リウマチになる可能性が高いという結果が出ています。日本人の8割が感染しているといわれる歯周病です。この歯周病菌は、歯茎の炎症を起こして、歯茎から血液中に入り込み、全身にわたり臓器に作用を及ぼします。このときにサイトカインという物質が放出され、この物質が歯茎や手足の炎症の原因になるとされているのです。また、歯周病菌の代表であるPG菌がリウマチを引き起こすとも推定をされています。このほかに第3位だった糖尿病についても、歯周病との関係が分かっております。日本糖尿病学会の科学的根拠に基づく糖尿病診療ガイドライン2013というのがあるのですが、これには糖尿病と歯周病は相互に負の影響を与えるということであったり、歯周病が糖尿病の発症及び病態に及ぼす影響というところでは、歯周病有者は非歯周病者に比較して、糖尿病の有病率や発症リスクが高いと指摘をされております。この有病率というのが、持っていない人に比べたら2倍になるということなのですよ。また、糖尿病の血糖コントロールに悪影響を与える可能性があるということで、既に糖尿病になっている人についても、要は歯周病があったら悪化する可能性が高いというふうにいえるのだと思います。このほかにも先ほども言われたかも知れませんが、脳卒中や狭心症あるいはインフルエンザといった感染症、あらゆる病気のリスクを歯周病が高めるということが分かっております。現代の医療は、治療に軸が置かれています。つまり、病気になったから治療を行う、治療をするけれどもだんだん悪くなる、だからさらに治療を行う、医療費がかかり過ぎるといふ、こういう構造になっていると思うのですよね。だから、ここに現在の保険財政の悪化の要因があると思います。

病気という現状に対して、治療という対処療法のみを行ってはいは、根本的な解決にはなりません。その原因である元を正さなければならない。そのためには日頃から一人ひとりが自分の体を知る必要がある。その入り口になるのが健診だと思います。ですから、やはりこれだけもう科学的な証明がなされているわけです。やはりこの歯科検診というのをしっかりと行って、町民にやはり自分の体の状態を知ってもらうことこそが、長い目でみれば、この保険財政を安定させる道につながるのではないかと思います、いかがでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 口腔状況が、そういった全身に与える影響ということで、執行部としてもその認識については知っておるところです。そういったところで、町としましてはまず口腔ケアであったり、そういったことが非常に大事であるという啓発をまず重点を置いてやっていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 次に移ります。住宅政策について質問します。私の日常の町民の方々との対話や、日本共産党小国支部が行うアンケート調査に寄せられた意見でも、公営住宅の充実を望む声が少なくありません。これは若い人からも、お年寄りの方からも出される、いわば世代を超えた要求であると思います。今現在、倉原住宅が整備中ではありますが、ただこれだけでは町民が必要とする住宅の戸数にはまだまだ不十分なのではないかと思います。そこで、今後の整備計画がどうなっているかお答えください。

建設課長（佐藤彰治君） その前に25年度に策定をいたしております小国町公営住宅長寿命化計画というものがございます。これは昨年でしたか、各議員さんのほうに御説明し、お配りしたものでございまして、平成25年度策定ですので、今後、26年度以降の35年度までの10年間において現在抱えております町のすべての住宅についての老朽化でありますとか、今後どのような対策が各住宅においてケアが必要なのかというようなことの、簡単に申しますと、そういうケアの報告書でございまして、現在建設中の倉原住宅におきましても建て替えという判定、1次判定・2次を経て建て替えという判定の中で報告書をまとめられて、年次計画の中で26年度より策定し、現在、最終年度でございますけれども、4戸の建設をしているところでございます。

今後の計画をということでございますけれども、併せて柏田住宅、それから関田住宅等も御存じのとおりかなり老朽化が進んでおります。内部につきましても同じ計画の下で、浴室の改修であるとかを今後進めてまいって、昨年度、全戸終了したところでございます。今後は特に長寿命化を図るために、防水であるとか、屋根はもちろんですが、外壁防水であるとか、そうしたものを含めまして、一部透水等もあり、軒裏で爆裂を起こしてコンクリート片がちよっと落下するとか、そうした事象も起きておりますので、早急に計画に基づき、そういった住宅の年度計画で少なくとも2棟ずつ程度は年次計画で進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

5番（児玉智博君） 平成27年度は町営住宅の抽選会が3度行われています。第1回は募集5戸に対して応募は16人、第2回は6戸の募集に15人の応募、3回目も6戸の募集に15人が応募しており、平均倍率は2.71倍です。何回応募してもなかなか入れないという方が大勢いるのだと思います。今の計画では修繕のほうに力を入れて、増やすことは考えていないという答弁でした。しかし、私は何も柏田住宅のような大きな団地であったりとか、倉原住宅のような凝った造りのものを造る必要はないと思うのです。見た目は地味でも、きちんと暮らせる建物なら十分ではないかと思います。

そこで、本日確認したいのが、7月22日付の朝日新聞などが報じている新制度についてであります。国土交通省は低所得者向けの住宅に空き家を活用し、家賃を一部補助する方針を固めたと報じられています。空き家の所有者が物件を都道府県などの窓口申請をし、自治体が耐震性や断熱性を審査し、データベースに登録をする。入居希望者は自治体に申請し、データベースから物件を探し、所有者と賃貸借契約を結ぶ。家賃は周辺より安くし、自治体は所有者に家賃の一部を補助する。所有者へのリフォーム代補助も検討する。具体的な入居基準や補助率、補助対象は今後詰め、来年の通常国会に関連法改正案の提出を目指す、このように伝えられています。まさに小国町にとっては、空き家対策と住民要求に応えるという点で一石二鳥だと思います。国交省もここに狙いがあるわけなのですが、町としてこの制度をどう考えますか。

町長（北里耕亮君） 町執行部といたしましても、この事柄については注視していきたいというふうに思っております。現在まだ施行されておりませんので、こういったことが実現をされ、そして国や県から説明会なり、いろんな部分があれば、積極的にその説明会などに参加をして情報収集していきたいというふうに思っております。以上です。

建設課長（佐藤彰治君） 今、町長が述べたのが趣旨でございますけれども、今ある情報の中では、空き家を利用して、いわゆるもう建設等が財源的になかなかできにくくなっている。それと、もう一つ、空き家が多くなってきているという、そこに注目したところの国交省の対策でございます。いわゆる公営住宅と民間住宅との中間住宅というような、準公営住宅というような位置付けで進めようというような素案の概略でございます。生活費の負担が大きい子育て世帯に対して貸すことを認めるであるとか、ただ空き家住宅も様々なものがございまして、個人住宅からアパートメント、集合住宅、そうしたもので含めて、耐震性であるとか、遮音性であるとか、一定の要件を満たすものについて国が認めるというようなことの手続きの上で各自治体がそれを活用するというようなこと。家賃についても、国のほうが民間より若干安い程度の家賃の補助になるように補助をするというような概要は、その程度の情報しか今現在ございませんけれども、いずれにしても平成29年度、関連法案も含めて国交省のほうで検討を進めているというようなことですので、まだいろんなものが定かになっておりませんので、法が通りました後のいろんな要綱が確定したところで検討していきたいというふうに考えております。

5番（児玉智博君） 注視をして検討するということでしたので、ぜひこれは実現する必要があると思うのですよね。空き家を貸し出すために改修費を補助する、これはどこかで聞いた話ではないでしょうか。人口減を食い止めるために、移住者を増やすとあって、現在、小国町がやっていることであります。平成27年、小国町は、移住者といっても小国町に実家がある人は入れないので、1ターン者が住むためなのですけれども、空き家を登録する空き家バンクというのを始めております。それで、これは聞いていると時間がなくなりますので、事前に調べておいたのですが、平成27年度にこの取り組みが始まりまして、27年度当初は17件の登録があつて、年度途中で新たに9件登録がありました。入居をしたのが7つの家ということです。平成28年度は、またさらに4戸登録があつて、既に入居者が3人入っているということです。もう既にまた、あと2世帯ぐらい決まりそうだということでもあります。それで、こういうふうに使っていて、要は一方で町民が公営住宅に入りたいけど入れないという方が大勢いる中で、町民は入れないようなそういう取り組みは続けている。空き家バンクだけではないのですよね。使われなくなった教職員住宅をこの議会の中から一般向け住宅にしたらどうかという指摘を受けても、湿気があつて床もぼろぼろで使えないとあって切って捨てておきながら、そこが今どうなっているか。移住者しか入れないお試し住宅になってしまっているのですよ。新しい町営住宅、建て替えという形で倉原住宅がやられているわけですが、しかし実質増えた分は、先ほど答弁がありましたとおり、4戸しか増えていない。常に2倍を超す募集競争率を解決するにはほど遠いと思います。ですから、私は移住者を受け入れる政策が悪いとは言っておりません。空き家バンクの取り組みも準公営住宅の取り組みへと発展をさせて、移住者の方にも町民と同じ条件で抽選に参加をしてもらおう。行政は町民と移住者に分け隔てなく行政サービスを提供する。これこそが本来、自治体が取べき立場ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 柏田住宅や関田住宅、その抽選に臨む方は、やはり柏田住宅がいいと言われる方も中にはいらっしゃると思います。その分析を正確に行った部分ではありませんけれども、今御意見があるように、私自身にも町民の方から実はお話を伺うケースもあります。もう少し町営住宅の数が多くなくてよろしいのですかというような部分で、そのために倉原住宅を今、建て替えをしておりますけれど、その数じゃ足りませんよというような部分もごく最近も実はありました。ただ、他町村と比べるとという部分を、一度私が調査したことがあるのですが、小国町は多いのですね。ただ、現実の問題とその他町村との比較が、それは関係性があるか。小国町は小国町のことを考えればいいという部分もありますので、そこはまたこれから議論を深めさせていただきたいというふうに思います。今現在は町営住宅に入居の申込みは、基本的には柏田住宅、今現在、抽選をやっているのは柏田住宅、関田住宅、西帯田住宅の3カ所であります。ほかのところはという部分がありますが、なかなか老朽化しておったりという部分もありますので、もう一度また町営住宅の基本構想などのまとめはありまして、大規模改修が控えておりますけれども、



そういった部分も含めて、先ほど答弁したように、来年度のそういった国の施策もありますので、議論を深めさせていただきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） ある30代の男性の方は、今の小国町の政策を見て、町は出て行く人を減らす努力をしなければ、町の伝統やつながりは壊れていくばかりだと、こういうふうに言われました。やはり所得の低い町で人口流出を食い止めるためには、所得に応じて家賃が決まる公営住宅を増やすことが一つの方策だと思います。そこに国が町の財政負担を低くして、住宅を増やせる施策を準備しようと言っているわけですから、これは是が非でも利用すべきだということを重ねて申し上げまして、次に移りたいと思います。

就学援助についてお聞きします。生活保護世帯や低所得世帯を対象に、小中学校の入学準備費用、学用品や給食費、修学旅行費などを援助するために、就学援助の制度があります。生活保護世帯及び保護を受けていないけれども、同等の所得水準の世帯は要保護世帯として国庫負担法による支援であります。準要保護世帯については自治体施策とされ、所得水準も町が独自に決めています。それで、この国庫負担法による就学援助の単価表というのがあるのですが、新入学用品費、これは小学校の入学時で2万4700円、中学校で2万3千550円なのですね。これが私は実態に見合った金額なのかということが大変疑問に思っているわけなのですが、小学校の入学準備といえば、ランドセル、上履き、体操服、鍵盤ハーモニカ、これはもう4月に入学するときに揃えてくださいというのが普通だと思うのですよね。これはランドセル工業会によりますと、今、ランドセルの価格というのは平均4万円、これはピンからキリというよりも、その4万円を超えるというのが当たり前という価格だということであります。その証拠に今春、小国小学校にお子さんが入学した保護者の方によると、自分のところはそんなに高価なものを買っていないけれども5万円したと、そういうふうに言われております。中学校はもっと費用がかかります。制服は夏・冬用購入が必要です。体操服もそうですね。小国中学校によりますと、男子で制服は4万2千140円、女子だと5万5千900円かかる。体操服も1万3千884円、これらは洗い替えを購入すれば、もっと高くなります。さらに通学靴が色が2色あるそうなのですが、3千500円から3千800円、上履きが1千134円、体育館シューズ3千300円、通学靴7千420円、8万円近いお金が最低限必要なわけです。この表と比べても就学援助が、これは入学費だけを見ても、実際に必要となる必要は満たしていないのではないかと思います。準要保護世帯についても、国と同等の額を小国町は設定しているわけですね。そもそも8万円なんてまとまった支出は低所得世帯以外の世帯にとっても大変痛い支出ではないかというふうに思います。

そこで、私が今回注目したのが、足利市の制服バンクという取り組みです。これは「足利市くらしの会」という市民団体が取り組んでいるのですが、成長に伴い不要となる中学校や高校の制服、靴などを市民から無償で譲り受け、希望者にはクリーニング代程度で提供するというものがあります。同会はこの取り組みで平成21年度の地域づくり総務大臣表彰を受けています。この

取り組みはぜひこの小国町でも取り組む価値があるのではないかというふうに思いますが、検討してみる気はありませんでしょうか。

教育長（北里武一君） 私が12年前にここでお世話になりましたけれども、その当時からこの制服についての、今議員がおっしゃったようなことはやっております。そして、現在はPTAの母親部会がこれを引き継いで、制服また体操服、こういうことをリサイクルといいますか、中学校としては小国中学校制服リユース運動ということで現在も取り組んでおります。

5番（児玉智博君） では、その制服以外のものについても、体操服であったりとか、靴、鞆、こういったものもやっていっているのでしょうか。また、その周知方法はどのようにされているかをお願いします。

教育長（北里武一君） 現在、中学校の取り組んでいるのは制服ですね。制服といったほうが一般的ですけど、実は公立の義務制においては制服というのは、これは制定するわけにはいきません。学校が決まっているわけですから、公立の小中学校においては標準服と普通に言っていますけれども、一般的にはもう制服というのが通称でございますので、これの夏・冬、これと体育。かつて中学校は学年が変わると体育服も色が変わってございましたけれど、やはり3年間使ったほうが良いというようなことで、同じ色になっております。ただし、体育服の場合は、非常に消耗がひどいといいますか、そういう点でそのリユースのほうはあまりうまくいっていません。それと、一つは体育服の場合は、卒業しても我が家で着れるというようなことがありますので、やはりどちらかといいますと普通の制服といいますか、そちらのほうが中心になっております。これは必ずPTAの総会のときに、ある程度の時期を考えて、3年生に対する保護者の拠出をお願いします。それから、1年生の中学校の説明会のときあたりには、こういう制度がございますというようなことでやっておりますが、夏のほうも普通は大体10着程度ぐらいは制服あたりは入っておりますが、今年は5着程度しか入っていないと。そして、かつては3年生の卒業生が出す場合にクリーニングをして出すというようなことでやっておりますけれども、やはり受け取る側のほうがクリーニングをします。でないと、なかなか集まらないというようなことがございますので、ただ利用のほうは年に1名ぐらいの利用しかございません。ただし、ちゃんと学校で保管しておりますので、例えば洗濯をする場合にちょっと借りるとか、それとか生徒指導上、学校でそこで急遽替えさせるというようなところで使っているのが現状でございます。ですから、学校内としてはそういういろいろな機会を通して、そういう運動を展開をしているというのが現状でございます。

5番（児玉智博君） 利用が少ないということでしたが、別に、私が思うのは、入学するときだけにもらうだけじゃなくて、やはり中学生というと、特に男子のほうになるかと思いますが、成長期だと思うのですよね。だから、私も中学校3年生のときの制服の移行期間に冬服に袖を通したのですが、脱ぐときはあまりそんなに窮屈ではなかったのが、それを着たときは袖口が短くて、

どうしようかというところで、私の場合は弟がいたのでお下がりにすればいいからということで、もう1着購入したわけですが、なかなか一人っ子のところであったりとかいうところは、それも難しくなるかと思いますので、もうちょっとそういうリサイクルというか、その着回しができるようにやっていくことが必要じゃないかというふうに思いますので、ぜひ更なる、今聞きましたら、制服だけということでしたので、それが鞆はできないだろうかとか、そういうことも検討していただければ、足利市のように高校の分も、これはいいからやってみようということになるかも知れませんので、ぜひ検討のほうをいただければと思います。

教育長（北里武一君） 卒業生が提出したその夏・冬の制服、それと体育服につきましては、学校のほうでちゃんと保管をしてあります。従いまして、途中で、今言った体型が変わったとか何かであった場合に、その保管のところに行って、自分に合うのがあれば、そのときにも1年中ずっと保管してありますので、そういう点の利用はできるというふうに思っています。ただ、今のところ、鞆のほうはまだ今のところ検討しておりませんので、母親あたりの何か機会がございましたら、そういう点はどうでしょうかというようなことは聞いてみたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） では、終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、予定をしておりました5人の一般質問が終わりました。これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

9月28日水曜日は、4人、まず大塚英博議員、続いて時松唯一議員、松本明雄議員、高村祝次議員の一般質問を予定をしております。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

（午後3時46分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1 番）

署名議員（1 1 番）

# 第 3 日

平成28年第3回小国町議会定例会会議録

( 第 3 日 )

- 1. 招集年月日 平成28年 9月28日(水)
- 1. 招集の場所 小国町森林保全センター
- 1. 開 会 平成28年 9月28日 午前10時01分
- 1. 閉 会 平成28年 9月28日 午後 2時57分

1. 応招議員

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 穴 井 帝 史 君  | 2番 大 塚 英 博 君  |
| 3番 北 里 勝 義 君  | 4番 高 村 祝 次 君  |
| 5番 児 玉 智 博 君  | 6番 時 松 唯 一 君  |
| 7番 穴 見 まち子 君  | 8番 松 崎 俊 一 君  |
| 9番 熊 谷 博 行 君  | 10番 時 松 昭 弘 君 |
| 11番 松 本 明 雄 君 | 12番 渡 邊 誠 次 君 |

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 穴 井 帝 史 君  | 2番 大 塚 英 博 君  |
| 3番 北 里 勝 義 君  | 4番 高 村 祝 次 君  |
| 5番 児 玉 智 博 君  | 6番 時 松 唯 一 君  |
| 7番 穴 見 まち子 君  | 8番 松 崎 俊 一 君  |
| 9番 熊 谷 博 行 君  | 10番 時 松 昭 弘 君 |
| 11番 松 本 明 雄 君 | 12番 渡 邊 誠 次 君 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	副 町 長 桑 名 真 也 君
教 育 長 北 里 武 一 君	総 務 課 長 松 岡 勝 也 君
教委事務局長 横 井 誠 君	政 策 課 長 清 高 泰 広 君
産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君	情 報 課 長 佐々木 忠 生 君
税 務 課 長 北 里 康 二 君	建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君
住 民 課 長 河 野 孝 一 君	福 祉 課 長 木 下 勇 児 君
保 育 園 長 梶 原 良 子 君	会 計 管 理 室 長 藍 澤 誠 也 君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時01分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 28. 9. 28)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例会本会議3日目でございます。ただいま出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問となっておりますので、ただちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、大塚英博議員、次に時松唯一議員、松本明雄議員、高村祝次議員となっております。

ではまず、大塚英博議員、登壇を願います。

2番（大塚英博君） 2番、大塚英博でございます。今回も3つのテーマを用意をいたしました。

一つは、遊休町有地の活用についてと、町政懇談会について、そして最後に地熱発電の利用についてと、この3点について質問を繰り広げてまいりたいと思います。

まず1点目の遊休町有地の活用についてでございます。町内を見渡しますと、遊休らしき町有地というのがちらほら見受けられます。私たち事業者にとりましては常日頃から自分の土地の有効利用というものを、アンテナを張らせながら、そういうふうなチャンスがきたらそれを収益的な事業、いろんな面に活用しようと考えております。そこで桜ヶ丘住宅のことでございますけれども、基本計画の中では新たな入居者を求めないで、老朽化が著しいということがありまして取り壊していくということになっております。その取り壊した後に、その状態がどういうふうになっているのか、また今度その後をどのように計画、もしそういうふうなことがありましたらお答えをいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 町の中には町有地が幾つかございます。その部分については、公会計という観点からも総務課のほうの管財という部分が所管しておりますので、数年に渡ってその調査であったり現状であったりという部分を、今整理をしているところであります。それから、今議員が話題にいただきました桜ヶ丘住宅でありますけれども、お話にありましたように計画というか、町営住宅の計画が町の中では定めておりまして、現在のところ、また補足をちょっと担当課長からいたさせますけれども、今あのエリアに50世帯ほどの入居者の方がいらっしゃいますけれども、そこにお住まいになられなくなった後の部分については、防災の面からも取り壊しをさせていただいて。まず、閉めてですね、まず、閉めて一定の期間を経まして、安全上取り壊しをしているというような部分もあります。

現在の状況を担当課長から述べさせていただいて、その後、今後についてまた私のほうから説明をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

建設課長（佐藤彰治君） おはようございます。



それでは先ほどの桜ヶ丘の遊休地と言いますか、今後の利活用についての御質問に対しましてちょっとお答えしたいと思います。先ほど、町長も述べられましたように、30年代の住宅というのが御存じのとおり殆どでございましたから、50年以上経過した住宅が点在しているところでございます。今後、平成25年度に皆さま方にお配りしております策定しました町営住宅の長寿命化計画。これに基づきまして、これは平成35年までの一応10年計画書という形で計画を策定しているところでございますけれども、桜ヶ丘につきましてはこれに基づきまして、先ほど言いました理由におきまして政策空家というような取り扱いを、退去された住宅につきましては閉鎖をし、今後の入居者を募らないと。その後、社会資本交付金を利用して解体をしていくというようなところで、住宅の建物についてはそのようにうちのほうでは進めておるところでございます。そのまま残しておきますと、閉鎖もせずに残しておきますと、防犯上や安全上の人が住まないという住宅になりますので、そういう面を危惧しまして閉鎖をし、後に解体をしていくという計画で進めておるところでございます。毎年度、2棟、3棟等、計画を立てて交付金を利用して解体を進めておるところでございます。その解体後の状況といいますのは、解体して砂利敷きとかというような状態に現在しております。その後につきましては、先ほど言いましたように利用と言いますか、駐車場で利用されたり来客者の駐車場に利用されたり、現在のところそういう。あとは、地区の避難箇所と桜ヶ丘団地のそういった広場を利用して避難していただくとかですね、そうした利用も利活用としては現在のところあります。生活の中でですね。ただ、全体計画というのは今のところまだ、いろんな方法があると思います。土地の形態についても傾斜地でございますので、道路のアクセスであるとか非常に土地もこう段々畑みたいな状況でございますので、その後その桜ヶ丘団地全体について計画というのをいずれ進めていかなければならないとは思いますが、具体的に現在のところ町のほうでこのようにしていくというような計画はございません。ですので、その間はそうした解体した団地につきましては、そうした避難広場や駐車場とかいうようなことで利用していただくということで考えておるところでございます。

以上です。

2番（大塚英博君） 2番です。

桜ヶ丘住宅、団地というのは昔は本当に小国町の発展の象徴でありましたし、こういうふうな状態というものを、また再度その土地の利用というなかで再現していただけたらとお願いをしておきます。

続きまして、元給食センターの跡地という所がありまして、そこもそのままの状態になっているところがございます。出入りというものも非常になく、昔の商品という物がそのままあって、本当にもったいないなという土地でございます。また今度、給食センターが移動したことによってその地域が広く敷地が出てきます。この辺について、以前こういうふうな土地にする再検討や、またこの新たにできた土地に対する検討というものを今後なさるかどうかについてお尋ねし

たいと思います。

町長（北里耕亮君） まず、先ほどの桜ヶ丘についてちょっと補足の説明をさせていただきたいと思いますが、基本的にはまだお住まいになっていらっしゃる方がたくさんおられます。50世帯ほどでありますけれども。そういう方々のお考えやお気持ちを大切にしなければならいということはあるかと思えます。先ほど言ったように解体をしますと、砂利敷きで車を止められたり、場合によっては少し避難の場所や、先ほど課長が言ったような。まあ、有効的に利用ができるスペースはできますけれども、じゃあそこに何か別の目的のものに町が勝手に使うとかいうことはなかなかできませんので、お住まいになっている方や先ほどその空いたスペースが一定の広さになれば、また何かの使い道というのはあるかもしれません。それまでには十分かなりの期間もありますでしょうから、計画のほうをゆっくり立てさせていただければと思っております。基本は、お住まいになっている方がまだいらっしゃいますので、そういう方々に環境的にも今、御迷惑が掛からないような、住みよい桜ヶ丘団地を継続しなければというふうには思っております。

次に、土田にあります旧給食センターでございます。あちらのほうは今までは給食センター施設として使っておりましたが、その近くに建設課所管にはなりますが、若干の資材置き場であったり他にもイベントなんかが行われておった時には、そういういろんな少し大きな役場の荷物というか、その倉庫で使っておりました。引き続き、給食センターが移ってまだ間もないものですから、今後また検討はしていきたいと思えますが、当面はそのような倉庫や行政の中で使う部分がありますものですから、そこで使用させていただきたいと思えます。現在の状況と当面の使い道をちょっと担当関係所管から答弁をいたさせます。まとめてお願いします。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。

今町長から総体的なお話説明されましたけれども、まだ現在も給食センターの調理室におきましては、まだ備品等がかなり残っておりまして、近々教育委員会のほうで処分をするという話を聞いております。行く行くは総務課管轄の管財のほうに渡ってくると思えますが、今回の震災におきましてある程度の支援物資が、右手側の倉庫のほうにかなり今一時的に入れております。今後、給食センターの備品等が処分がされたら、再度、有効活用をするためにどうしたらいいかということを考えていきたいと思っております。また、給食センターの周辺を見ますと、裏が水田でまた溜池の裏にあるということで、湿気が非常に多いということもあります。また入口のほうにおきましては、総務課に限らず建設課、いろんな分野の倉庫が手前のほうにありますので、そういうことも考えまして、今後どういった利用がいいかということも検討していきたいと考えております。

2番（大塚英博君） 2番です。

今、「土地を探しても土地がない」とよく言われますし、結婚して宅地を探しても見当たらないと、非常に難しいと。町内においては農振地が大変多くて、宅地の変更許可が非常に難しいと

いうなかでございます。民間がいろんな土田地区であったりバイパス沿いであったり、帯田地区によって団地とかその宅地造成をして供給をしまして、造成と同時に瞬時のうちに売れていくという状況でございます。そういう中で、もし金融機関にそういった住宅用地を手放したいという方がおり、その情報提供が金融機関から得られたならば、それに対して町としてそういう土地の確保について動いていくかどうか、この点についてお伝えしていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 現在のところ、そういう考えにはちょっと至ってはおりません。と言うのも、基本的に町の町有地、まあ切原であったり町中には、宮原の中には旧平野屋さん跡地や幾つかございますけれども、そういう部分を有効的に。それからすると給食センター跡地も当面の間を過ぎたあと、これについてはまた検討の一つにはなるかと思いますが、幾つかあります。先ほど総務課所管の部分でその町有地の今後の、現在の状況とそして財産管理という部分からデータ整備を数年かけてしているわけでございますが、そのあたりの将来的な部分を、今、執行部内でも全くいじらずにそのまま何の目的もなく加工するという考えには至っておりません。これは何かあった時の、例えば災害があった時や仮設住宅をもし設置する時には「じゃあこれこれの広さがあるからここに」とかいう部分を、ある程度の確保すべきところ。そしてここは売却してもいいかなというような部分もあるかと思いますが。そういう中で町有地が有効的な活用ということはあると思いますが、それ以外の部分で例えばそういう情報を町が積極的に取得をして、そして山林やそういったところを買って町が造成して、いわゆる分譲。不動産業のような部分を町がするという部分は、今のところは考えはございません。もしそういったことをするのであれば、一般的には公社というような第三セクター的な部分を設立をして、そこが会計上明確にしなければいけないので。ということが他町村ではあるかもしれませんが、当面のところは小国町はそういった考えには至っていないというところでございます。何か、補足があれば。よろしいですかね。はい、そういうところです。

2番（大塚英博君） 続いて、2つ目のテーマの町政懇談会について質問をしたいと思います。

この町政懇談会は、以前同僚議員が一般質問の中で取り上げていただいて、今回は震災ということと副町長の就任ということと、また町政全般についての報告というなか行われた非常に大事な町政懇談会じゃなかったかなと思いますし、またその執行部側の取り組み様も非常に勢いがあるって報道もなされて、また素晴らしい報告の資料を作っていただきまして成功ではなかったかと思っております。その中で二つほど課題として質問をしたいと思います。

まず1点目は、町政懇談会においでの方々にとってみれば、その資料についての説明というものは十分なされましたけれども、来られなかった方たちに対するあの資料の重大さ、またその大切さについて、どのような形で広報していくのだろうかと。まず、この点についてお尋ねしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 今回、久々の町政懇談会を開催させていただきました。ご承知のとおり、

7月19日から8月3日までということで、各大字1カ所で開催をさせていただきました。出席数等につきましても前回は御報告いたしましたけれども、全体では258名ということでございました。それでそれにつきましては、早速9月号の小国広報で概要と質問事項の2項目でございませうけれども、広報のほうに掲載させて、町民のほうに周知をしたところでございます。それに伴いまして、取りまとめが9月に終わりましたので、9月12日にホームページのほうで地域から出たそれぞれの御意見とこちらからの回答という形で、ホームページで掲載をしているところでございます。こういった形で町民の方にはここでは2項目しかあげておりませんが、ホームページのほうで開いていただければ質問と答え、またその当時の資料につきましては黒淵地区の資料でございますけれども、資料として添付しておりますので、印刷等をすれば見えていただくことができますけれども、もし役場のほうにお願いいただければそういった資料等も準備しておりますので、そういった形で町民の方にはとりあえず広報をしているということでございます。

2番（大塚英博君） もう1点でございます。一番大事な町民が直接執行部に対して意見や要望をできたという、それができたということは非常に大事なことでなかったかと思えます。私も町政懇談会になるだけたくさん出席して、どのような意見が出るかということ、それを組み合わせてどのように計画をしていくのかということに関心がございましたので、一応出席しましたけれども、これは住民と執行部という、町議会もそうなんですけれども、一体となって町を興す一つの基本ではなからうかと考えます。この住民からの意見というものが非常に大事な部分がありますし、私も思いもよらなかった意見を聞くことができました。これに対して、いかに取り組んでいくかということでございます。また、このあとそれが目に見えて意見を発表した方々に対してフィードバックをするということ、お知らせするというか、そういうこともこれからの座談会を開催する上においては、非常に大事な要素だと思います。本来ならば議会運営委員会を通してその案を執行部のほうに提案をして、それを何とかしていただくという形でございますけれども、これは本当を言うと執行部に対して町民が自分の意見・要望というものをダイレクトに提案をできるという非常に大事な部分でございます。

これは私は、町政懇談会は本当に成功だったと思います。この中で、どのような形で取り組んでいくのか、そのまた経過をどのような形で報告していくのかということについて、質問をしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） その町政懇談会というのは、今議員からお話がありましたように、やはりやって良かったなという部分があります。執行部からしますと、町民の方がどういう御心配があつてどういう課題があるというのは、想像というか、何となく分かるという部分はありませんけれども、実際、御意見を聞いてみると「ああやはり、ここが、このポイントが課題だな」とか、「このポイントが御心配のところだな」という部分が、やはり直接肌で感じる部分がありました。例

えば今後、部長会やこの議会あたりでもそうですが、執行部としてもいろんな課題がある部分を議会での御意見と町民の御意見と合致しているのであれば、さらにそれは重要な課題だというようにまさに認識するわけでございますし、いろいろな組織体の中で「あ、そういう部分は実は町政懇談会でも話題になりました」というのをあえてこちらから出して、またその団体はその団体の中でちょっと相談をさせていただくとか、そういうきっかけにもなると思っていますので、この町民からの意見というのはよかったなというふうには思っております。

以前の質問でも答弁をさせていただきましたが、短期的な事柄と中期的な事柄と長期的な事柄と、やはりございます。座談会をしたその日の翌々日には、改善というか変えた所もありますし、また地震のあとの道路状況やそういう部分では中期的、今年度内に。この議会でも話題になりましたが、災害復旧の部分では1点の目標を示させていただきました。まちづくりや移住・定住、地方創生という分野については長期的に大きな方向性としてはこう考えますとか、財政についてはこう考えますというような部分で、答弁をさせていただきましたが、引き続きいろんな場においてですね、こういったお答えをさせていただきたいというふうには思っております。ですので、町政座談会のこの事柄を長期的・中期的・短期的によく整理をしながら、そして機会あるごとに、また発言させていただきたいと思っております。

以上です。

2番(大塚英博君) これは提案でございますけれども、今、広報だよりというものがございます。その中でちょっと気が付いたのは、白黒の見出しにおいては黒の濃いめとして、非常に硬いイメージを私は受けます。もしそういう中で、温かみのあるオレンジ系統であったりブルー系統であったりもう1色入れることによって、また見出しがグッと引きあがることであるし、本当に伝えたいものがそういうふうな中で伝えられるということ。先ほど、答弁の中にインターネット上でするということがございますけれども、町民の大半の中でインターネットで開示して見ている人というのは、本当に私は一部ではないかなと思います。せつかくの広報誌があるならば、そういうふうな二つの質問をしましたけれども、そういうことも含めて、要するに町民から出てきた意見に対する便りみたいな形というものを紙面にいただいて、生でその声の反映ができるような紙面作りというものも、色と一緒に提案をしたいと思っております。

続きまして、3つ目の質問に入らせていただきます。地熱試験についてでございます。今、岳の湯地域においては住民がわいた会というものを設立して、そして発電所を建設して地熱発電事業に取り組んでおります。そういう中で町政座談会の中にもありましたように、凍結防止のために道路の中に埋設をお願いしたいとか、また乾燥施設というものを岳の湯地区の方々ではなくて、町民全部が乾燥施設が利用できるような施設をつくっていただきたいとか、そういう要望もございましたし。今、森林組合の木材乾燥施設というものができて、小国杉のブランド化に対して取り組んでおりますし、これからも小国町の特産品の開発やそういうブランド志向というも

のを、これから先、出てくるかもしれません。何をなくとも、その地域の住民と一体となってそういうものを取り組んでいかなければならないと私も考えておりますが、その件についてお答えをお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 先ほどの広報誌の話に少し補足をさせて、次の話題にいきたいと思います。

広報誌についても、担当課は情報課であります。カラーでやったら幾らぐらいかかるのかとか、そういう検討も過去したこともございます。今現在もしているかと思っておりますけれども、予算の部分もありますし、全面カラーというわけにもいきませんが、今議員おっしゃったような1色、2色ですか、そういう部分もそれをするなら幾らぐらいかという部分もあるかと思っておりますので、そこはまた内部で検討させていただきたいと思っております。

次に地熱の話題でございますけれども、御意見のあるようにわいた会さんが今、岳の湯・はげの湯地域で展開をされている発電の事業でございますが、新たな形式といいましょうか。そのわいた会という組織そのものが出資者というか、その構成をされる方々は集落の方がほとんどであります。ほぼ全員の方が入られておりますので、そういったところと今後はよく行政も連携をしながら、情報交換をさせていただきながら行っていきたくと思っています。最近、少し私もペーパーを見させていただきますと、ガラスハウスを展開されているようで、なかには新しい野菜と言いましょうかパクチーという香草、香る草ですね、そういったものを栽培する計画が。実際、もう作付けはされているようですが、それとバジルですか、そういう部分を栽培をされて今後いろいろ展開をしていきたくというような話も聞いておりますし、また盆踊りなど昔から岳の湯・はげの湯地域にあったそういう歴史伝統の盆踊りをわいた会さんが少し協力をして、それが復活をしたということも聞いております。ですので、発電事業だけにとどまらず、地域の事柄ということで行政も情報交換などをさせていただきながら、一緒になって地域を良くしていきたいと考えております。補足があれば、いいですか。

2番（大塚英博君） 地熱資源は小国町の貴重な財産でございます。岳の湯地区の発展そのものが小国町の未来というか、非常に発展に貢献するものと私は考えております。また、町民の方たちもその利用については非常に関心が高く、そして何らかのメリットというものが町民のほうに跳ね返ってくるということも期待をしているのではなかろうかと思っております。そこで町として、まず岳の湯地区というかそういう中で長期的にどのような形であの地区を持っていきたいのか。そういうふうなビジョン作りに、これから考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。そこのところについてお考えがあるかどうかを聞きたいと思っております。

町長（北里耕亮君） はい。岳の湯・はげの湯エリア、わいたエリアでございますけれども、観光的にも着目をされているエリアでもあります。また、先ほどから話題の地熱の資源が豊富でありますし、森林組合さん主体であります。地熱の熱を利用して木材乾燥なども行ってあります。また菊いもなどもチップにして乾燥して、菊いもチップということで生産をされている団体もござ

います。また、元々の地元では鶏の蒸し料理ですとかですね、そういったいろいろな熱を利用してされています。町として長期的なという部分については、より地域の方と話し合いをさせていただいて、その熱の利用を町も特に発電事業であります、発電事業も町も少し何か既存の団体と連携をさせていただいて、町も少し関与ができるようなそういう組織を今後、検討できないかというのもビジョンとしては思っております。それが町主体のですね、町直営の発電所というのは、これはなかなか難しいかと思えます。と言うのも、やはり技術的にかなりの専門のプラント会社というか、そういうこのボーリングをしてタービンを据えて、発電の建屋を建ててという部分、それは町の直営ではまず難しいと思えます。まあ、いろんな所と連携をしながら一部分町も関与させていただいて、地域の方が一番、町も入ってくると少し助かるなという部分の声もあれば、そこと連携をさせていただいて行っていきたいというビジョンは思っておりますが、これはあくまでビジョンでありまして、まだ地元とそのような話も具体的にさせていただいてはおりませんので、今後そういうことが可能であれば、させていただきたいと思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） ありがとうございます。

これで3つ目のテーマについての質問を全て終了いたしました。本当にありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。10時45分から再開をいたします。

（午前10時35分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時45分）

議長（渡邊誠次君） 6番、時松唯一議員、登壇を願います。

6番（時松唯一君） はい。6番、時松唯一です。一般質問の通告をしてある前に、ちょっと確認をいたします。

今月の9月16日の熊日の経済面に九州の魅力を味わい発信と観光地紹介、経済産業省が作成ということで、総事業費5億7千万円、アジア各地が1万部を無料配付というふうに鍋ヶ滝も紹介されています。これに関しては担当課にちょっと説明を願います。

それから、同僚議員のほうから先ほど地熱発電の件がありましたけれども、町長からの答弁もありました。地熱発電につきましては、まず小国町岳の湯地区で地熱発電の予備調査が始まったというのが、1961年なんですね。昭和36年。それで2002年に計画を断念したと。断念したものは、その間に41年があるわけですね。今年度2016年からきますと55年になるわけです。多分二十歳の方が55年後ですから、75歳と。今、一生懸命頑張っている方々が多分まだ小学校、中学校に行っている時じゃなかろうかなと思っております。まあ、私が何が言いたい

かということ、その地熱発電を断念するに至った方々の思いもしっかり受け止めていただきた  
いということをお願いしまして、ただいまから一般質問に入ります。

まず、小国町污水处理構想、平成25年3月に製本されて出たわけですが、まずこの件  
に関しましては同僚議員から質疑等がありましたので、かなり重複する点がありますけれども1  
点だけお伺いいたします。浄化槽法の中に浄化槽維持管理費というのはリッター13円で記載さ  
れていたかと思えます。あれは消費税抜きだと思えますので、多分10円を越すのではなかろう  
かなと。その件に関しては、あくまでもあれは算定であって、町が決める料金じゃないと。浄化  
槽に関しては、あくまでもこれ業者さんの金額であって、町が選定するものではないというこ  
とをまず確認すると、各阿蘇郡内も汲み取り料金が違います。そこら付近もしっかりと調べて、  
まず消費税が入っていない、それからあれは町が金額を決めたわけではないと、まあそこら辺の  
確認をお伺いいたします。

住民課長（河野孝一君） 今ありました合併浄化槽の汲み取り料、それから一般し尿の汲み取りの  
料金という部分で、確かに浄化槽の部分については14円で汲み取りをしていると思えます。先  
ほど議員がおっしゃいましたとおり、町と今業務委託をしている阿蘇広域の中で、協議取り決め  
というか協議をいたしまして業者のほうにその料金で受け入れというような方針でいっている  
ところがございます。

6番（時松唯一君） リッター14円を越すんじゃないかなと。あの製本にはリッター13円  
と記載してありますので、そこら付近は訂正方よろしくお願ひいたします。

それから前回、防災マップについて熊本地震の影響を受けて、防災マップ等を作成しなければ、  
未だに熊本地震が続いておりますけれども、耐震化構造と共にその防災マップが出来上がってい  
るかどうかをお尋ねいたします。

総務課長（松岡勝也君） お尋ねにございました防災マップでございます。

現在、各家庭にお配りしております防災マップは平成22年にお作りして配付しております。  
そのあと地震防災マップということで平成24年の8月に作成して、これもお配りしております。  
平成28年度、本年度で小国町土砂災害区域調査が全て終わる予定でございます。そして、終わ  
るという今計画でございます。そういった観点で平成29年度に防災マップを新たに作っていこ  
うという考えを、今持っております。今現在の防災マップにつきましては、各家庭のほうで広げ  
て壁に貼るようなタイプでございますけれども、その中で範囲も限られております。危険箇所、  
または浸水危険箇所状況位置図というような形でですね。その中に避難の場所や災害時の注意事  
項等が書かれております。ここ近年、防災マップも冊子形式にある市町村等も作られて、危険箇  
所等が明確に分かるようなタイプに変わってきております。そういったことを含めまして、平成  
29年度そういった形の冊子形式に今作ろうというところで検討し、また県のほうに何かそれに  
類する補助等がないかということも併せて、今検討をしているところでございます。



6番（時松唯一君） 防災マップについては、熊本地震というその大変な地震がありまして、県下等も必要なのですがGPS等を使って、前回は質問の中でしたと思うのですが、そこら付近の強力なその地区の、そこで被災した所がすぐに分かるような体制を作るべきかなど。これは私の提案でございますから、そこらを考えていただきたいというふうに思います。

それではですね、小国町の総合計画、地方版総合戦略のほうに移りますけれども、もう皆さん、町長は御存じですよね。こういう冊子が、これは21世紀シナリオ。これは宮崎町長の時かなというふうに思います。それから1991年、NEWシナリオですね。それと一番古いのが、小国未来21 悠木の里シナリオがあります。20年前ですね。21年前からずっと今の総合計画の中に反映されてきておりますけれども、その中で今日、小国町の人口が7千449人プラス男性が3千526人プラス6人、女性3千923人プラス24人、世帯数が3千105戸でプラス24戸とございます。これは全てまとめて答弁をお願いいたします。このような状況で人口が今は増えている状況、どういう方々がどのような所に住まれてどのような生活をなされているかを、まず答弁していただきたいと。まだこれはあとで結構です。

それから、結局、総合計画ですね。総合計画の中で今私がしるした製本の中と同等の内容が、総合計画にはそのまま掲載されている面が8割。そこでお尋ねしますけれども、今回の総合計画の中に地方創生も入っていますよね。それから、総合戦略。それから地域の活性化、再生、まあいろんな言葉が入っていますけれども、何がこの20年間の中で、過去5年間ですね、その中で何が変わり何が進歩したか。今後は何をして、やろうとするのか。そちらをお伺いいたします。2点、お願いいたします。

町長（北里耕亮君） 実は町民の中からも広報誌を見て、人口の部分30人ほど増えているということで、「ああ、増えておりますね」という声をいただく部分もあります。私のほうとしては、詳細に分析をしたわけではございませんけれども、昨今、一般的な話題提供として移住・定住に力を入れておりますし、移住者の方も増えておりますという話題をさせていただいております。これ、答弁にはなっておりませんが、そういった分析等も今回のこの30人の部分はまだできておりません。その分析ができるかどうかもちょうと分かりませんが、もし分かれば答弁をお願いします。もう、分からなければ分からないで構いません。

2番目の質問でございますけれども。先ほど提示をしていただきました約30年前だと思えますけれども、一番最初からすると小国町のシナリオ、そして次にNEWシナリオ、3つ目に21世紀シナリオという部分がありますけれども、そういった部分と今現在の総合計画、その連携というかその2つのジャンルの事柄でありますけれども、私は一定のその成り立ちというかこの小国町のこの長く続く歴史の中であまり突飛な変化、それをすべきではないというふうに私は思っております。脈々と続くそういう産業であったり、観光であったり伝統文化であったり、教育であったり福祉であったりというそれぞれのジャンルを、一定の枠の中で踏襲することがよろしい

のではないかなと思っております。ただその中でも、先ほど話題になりました地方創生ということで新たな向かうべき姿が、国のほうの施策もありますし、中山間地であるこの小国町も大きな課題がありますので、それに向かっていくということに総合計画は特化しているというか、そういうふうには持っていきたいと思っております。まずそこまで答弁させていただきます。

住民課長（河野孝一君） まず最初に、先ほど私のほうから申し上げました汲み取り料のことでございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたとおり料金14円でございます。訂正をさせていただきます。

それから次の質問にありました人口の動態ですけれども、今現在9月1日の手元にある資料でございますと世帯数はちょっと増減がございますけれども一応、4月1日現在で3千90人。それから総人口としまして7千425人というのが9月1日現在の人口で、この増減につきましては一応町のほうに外国人を受け入れております。それで外国人が町に来た時に、小国町のほうに住民票を移しますというか、初めて登録されますので、その人口の推移で増減がかなり大きくなる場合がございます。以上です。

6番（時松唯一君） 地方創生云々の中に地方の時代や地域の自立とかですね、地方活性化や非常に言葉が一人歩きをしている部分があります。そういう中で地域のリーダーというのはやはり町長だと思いますので、その町長が仮に何をその地方創生の中でリーダーシップをとるかと言えば、やはり住民がこの町でやっぱり生まれてよかった、住んでよかった、生活できてよかったというような、その生活基盤を作っていくことが一番町長に課せられた使命であると思います。私ら住民たちも一緒になって盛り上げていくと。そういう中であって、一つは考えることは私たちもできます。考えたことを形にやはりしていくことが非常にエネルギーも要りますし、ただそれをやるのがやはり町の町長と言われるまとめ役ですね。そこの執行部で、やはり考えてみれば小国町を役場を会社として捉えていけば、10億ほどの人件費が入っているわけですよ。入っているというか、使用しているわけです。そうするとその意識の中で、やはり町を仮にエネルギーならエネルギー、特産品なら特産品、そういうものに特化してやはり形にしていかないと、なかなか川の流れのようにもうずっと流れていく。どっかで踊り場を作って、そこで一回考えてみるようなものを今やっているんだと思うのですが、もしそれがあれば、まずお答えしていただきたい。

それから地方創生というのは、結局、私が思うには総合計画と地方創生の総合戦略は、もう全く一緒だと思うんですね。別物ではないと。ただ中身が多少変わっていることであって、私は一緒だと思います。要するに、小国で言えば農林業ですよ。農林業の1次産業が衰退したと。衰退したということではなく、衰退していると。じゃあそこに、どこに歯止めを掛けるか。まあ林業でもそうですよね。農業のほうは、今お米なんか、農水省の多分皆さん調べれば分かりますけど、食料自給率の中でよく見ますと、コンビニでおにぎりを売っていますよね。200円か3

00円ですね、あれ2個分ですよ。トータル的に。小国はたくさん食べているかもしれませんが、全国的にトータルするとおにぎり2個分しか皆さん食していないわけですよ。そうすると、なぜかと言うと麺類やパンとかですね。ひよっとしたらこの執行部の皆さん、朝パンだけで済ませて来ている方がいらっしゃるかもしれませんけれども。そういう状況に置かれて、今、小国町が林業を何とか持ちこたえて、何とかやろうとやっている。今度はお米が衰退しているんですよ。私も一町歩自分でやっていますけれども、赤字なんです。その赤字の中で、これはお尋ねですけども、集約農家、集約農業ですね。これは県も国も勧めています。その集約農業で今、大型は私は小国町では無理だと思います。一反二反の狭地の中に大型機械は入りません。小国は小国らしい集約方をやっぱり考えて、それを受け継いでその組織がどれだけやれるかはしっかりと調べていかないと。非常に畦畔があります、小国はですね。畦畔が7メートルもあったら、その私もやろうかなという方に聞いたら、非常に厳しいということを知っています。そこでこれは政策課か産業課かどちらかですね、その集約農業に対して今、上田地区が取り組んでいる進捗状況をお知らせください。

町長（北里耕亮君） 全般の総合計画ないし戦略的な部分でありますけれども、執行部としては常に選択と集中というか、限られた予算の中で政策を全うしていく部分において、非常にバランスも大事であろうと。どの福祉部門や建設部門や産業部門とかありますけれども、どの部門もないがしろにはできません。ただその中で、やはり選択をしなければいけない。集中的にそこを少し力を入れなければ、それは当然あります。ですから先ほどの踊り場という部分については、総合計画を見直す時期等には、相当慎重にというか、相当議論を交わしながら策定をしておりますし、常日頃から毎年度の予算組の時には2、3カ月前から各課ヒアリングをしながら、次年度についてはこれはどうすべきかというような部分の議論をさせていただいているところであります。

次に1次産業の農業の話であります。議員のお話にあったように、今非常に上田地域でこれから組織体を作っていることがございます。これ、あまり今までこういう執行部からの発言としては話題にしてこなかった部分もありますので、ちょっとこれを機会にお話をさせていただきたいと思います。お願いします。

産業課長（澁谷洋典君） お答えいたします。

水田関係、米関係のことということで、総合計画の中でどういうふうに位置づけられているか。そして上田地区がどのような取り組みをされているかというような流れだと思いますけれども、小国町の総合計画前期の中で、この農業振興策につきましては現状の課題といたしまして、平成15年から平成20年にかけて実施された特定中山間保全整備事業におきまして、区画整備がかなり実施されております。現在、小国町における補助整備率は約62%と向上されましたけれども、未だ整備がされていない水田、また耕作放棄地の解除が問題となっているため、営農組織・受託組織の育成や農地の集約化を促進していく必要があるというふうに記載されてございま

す。経営形態としましては先ほど議員が言われましたように、水稻を中心に畜産・園芸・しいたけなどの複合系でありますけれども、1戸あたりの経営面積は小さく、区画面積も10アールから20アールと本当に小規模で営農効率が低く、高齢化対策として農業後継者の確保が重要な課題であるというふうに総合計画の中では問題視されております。その振興策として、水稻におきましては今後とも町の貴重な作物として位置付け、また土づくりを基本に作業従委託組織の育成や技術体系を確立し、安全安心な米作りを推進するということが、前期計画の中ではうたい込まれておりますが、今年作成されました後期計画の中では先ほど言われました地域への組織の育成と法人化の検討も行うといたしまして、現在、上田3、4、5部地区においてその取り組みを行っているところでございます。

現状でございますけれども、上田3、4、5部地区では県の重点地区の指定を受けまして、まず推進委員会を立ち上げました。そしてその中で、いろいろな上田3、4、5部のこれからの農業についての議論を重ねた中で、今年、営農改善組合を設立いたしました。この営農改善組合の中で引き続き検討を行っておりますけれども、この組合の目標といたしましては平成29年度には法人化を目指すという皆さんの総意の中で、平成29年度に法人化を目指すということで現在取り組みが行われているところでございます。

6番（時松唯一君） 是非、法人化に向けて私も上田ですけれども、出席させていただきました。如何せん、その上田地区も山・川・山山で区切られていますので、なかなか非常に厳しいところもあるかと思えます。そこら付近をしっかりとやって、説明もしていただきたいと思えます。

それから先ほど申し上げましたように、米の需要がなくなったというところで、一番は畜産になっていますかね、日本は。それから野菜、最終的には米というふうにランクが下がってきておりますので、小国町としては是非地産地消で米をたくさん食べていただきたい。ということを上上げて次に移ります。

まず、定例会議のなかで、これは定住・移住の件ですが、移住して来られる方を非常に歓迎、私もこれは非常にいいことだと思えます。140%賛成でございますが、その移住された方が定年を迎えて小国に来て、温泉でも入って畑を作ってという方は多分大丈夫でしょうが、若い方が今からお子様を育て、義務教育の間は私は大丈夫かと思えます。ただ、高校・大学に進学する時に、その時にどのような対応を行うかというその対応策も町は考えておかなければ、その説明もきちんとその移住の方に説明をし、町の良さをしっかりと説明する必要があるかと思えます。というのは、何と言うんですかね、お年を召した方は非常にその隣土の付き合いが非常に絆が深く、その方が仮に小国に来た時にそこの地域に馴染めない、その地域には非常に公役、皆さん公の役ですね、道づくりがあり井手さらいがあり、清掃もあるというところになかなか馴染めないお年寄りさんもいらっしゃる。ただ如何せん、その若い方のそういう移住者の方にしっかりした説明ができていのかどうかを、まず政策課にお尋ねします。

政策課長（清高泰広君） 現在、田舎暮らしの窓口ということで木魂館を中心に移住・定住の相談を行っております。地域おこし協力隊をそこに配置しております、できるだけいろんな情報を提供しております。それと、集落支援といった形で別に地域の状況を知っている町内の方も委嘱しております、そういった情報を積極的に流すことをしております。やはり先ほど言ったように、田舎暮らしでは、先ほどの公役みたいな話も出てきますので、そのあたりの状況も知っていただければいけないし、将来のことまでじっくり話をしていく形をしていきたいと思っております。基本、移住・定住を受け入れるのに、町としてはたくさんの人をまとめて受け入れるのではなくて、特に小国を気に入って小国での生活を検討している人たちを一人ひとり丁寧に説明をしながらフォローしていくほうが、最終的な定着率も良くなると思っておりますもんですから、そういった方向で移住・定住の方々には接しております。

6番（時松唯一君） しっかりした説明をし、安心して移住できるようなまちづくりに専念していただきたいと思います。

それから今回総合戦略の中で、ホームページを昨日から見ているのですが、ラスパイレスあたりは平成20年あたりから全然変わっていない。まだその作成段階なのかどうかをお尋ねしますが、ラスパイレスが多分、私が間違いなければ、行財政面では「平成19年度の市町村別決算状況調の調査によると」ということで、ホームページではこういうのが出てくるのですよ。出てくるところと、それがホームページにそのまま載っているということですよ。私が申し上げるのはこの平成23年3月に作成された総合行政の中でも同じ文面と同じことが記されております。この中では実質公債比率は17.4%で、起債に対し許可が必要となる18%に迫っています。地方税収入額が6.3億円と類似都市平均よりもやや少ないですが、実質単年度収支が類似都市平均が5億円の赤字であるのに対し、小国町は3.1億円の赤字になっています。ただこの職員数が多くそのために人件費の割合が平均よりも高いことや、将来負担比率、自治体が将来に負担する可能性のある借金の総額ですよ、自治体の1年間の収入と比べ、どれくらい多いかを示す。が145.5%と類似平均よりも非常に高いと。これは以前、私も一般質問で1期目の当初に質問したことがあります、それと同じことがまだここにホームページには出ていますので、まあおぐたんというこのおぐたんのマークみたいなものは変わっていますが、中身は全然変わっていませんけれども、そちらはどのようになっているのでしょうかね。

政策課長（清高泰広君） 申し訳ありません。ちょっと確認しますが、多分そこに載っておりますのは、小国町の総合計画の基本構想についての説明だと思います。基本構想につきましては、平成23年に作成しまして平成32年までの計画書ですので、そのまま基本構想については触っておりませんので、そのまま載せてあるものだと思います。

6番（時松唯一君） 今の説明で分かりましたけれども、できれば現在の状況、ラスパイレスだと思わうんですね。決算も終わったことですから、決算カードと共に各議員さんあたりには配付して

いただきたいと思います。

それでは次に進みます。最後に職員のスキルアップということで通告してあります。この職員のスキルアップということで、何で私がこういうものを出してくるかと言うと、小国町事務機構図ということでこの赤い部分は保健師さん。保健師さんは資格が要りますから、資格を取った上で一般試験を受けて職員になられるということですよ。他の方々是一般職として採用されて、今の現状にいるわけです。この課ですね、私が間違いないかちょっとただこう数えただけですけども、課だけで12課あるわけですね。係として、審議員もその数だけいらっしゃいます。それから係からいくと25名になります。主な事業内容等はずっとありまして、その係の方々が44名、50名になりますね。そうすると計が、多少は前後するかと思うのですが、約87名の方があの庁舎にいらっしゃるわけですね。まあ、全部ここは省いていますから。まずは町長にお伺いいたします。その係が50名いらっしゃる、この係がですね。そうすると、課の課長が12課あるわけですね、13かもしれません。そうすると、この係の方が1年、この課でいろんなお仕事をしたとすれば、12年かかるわけですね、1年その課をずっといくとですね。そうすると、二十歳で入れば32歳になる。そういうことを考えていくと、どうやってスキルアップをこの方々に、小国を背負って立つような職員になっていただくかということを見ると、やはり情報課であれば政策課と共有したところは共有した中でいろんな仕事を覚えていくとかですね。福祉だったら、住民課と1週間に1回ぐらいは勉強をすることかですね。そういうことをやらないと、非常に厳しいかなと。町長の考えをまずお聞きすると、それから今課長さんもそこにいらっしゃいますから、非常に煩雑化して非常に厳しい状況にあります。それも私たちは分かっております。ただ、一つはやはりこういう課がたくさんあって、いろんな業務があって、それをどうやってこなしていくかと。あとで町長、町長がおっしゃることはですね、私が町長がおっしゃったことをあとで説明をしますから。今のお気持ちをお聞かせください。スキルアップ、職員のですね。

町長（北里耕亮君） 職員のスキルアップという部分については、研修であったり、そういうことは非常に大事であると思っております。初日の一般質問の議員さんの質問にもありましたけれども、町民の方は役場の職員さんに対して、大体なんでも知っているであろうというような思いで、いろいろ聞かれます。それを例えば、「もう私は何々課ですから、そのことは全く分かりませんから」ということを言うと、やはりなかなか町民サービスに至らない部分もありますので、大体の全般的な部分は基礎的なことは知っておいていただきたいし、また自分が知らない部分はしっかりその従事する課につなぐと、仕事をつなぐという部分をやりたいというふうな。そういう事柄を私のほうは言っております。ですので先ほど御意見が、お話がありましたように、その課その課を熟知するには12課あるのであれば、仮に1年とすれば12年かかるというような、それはそうですが。なかなか市役所レベルですと600人とか800人とか、場合によっては1千人いるような役所体系であれば、事業系の専門職というような部分でしっかりそこ

に熟知するという部分も可能かと思いますが、小国町役場部分の人数であれば、なかなか難しい部分もあります。ですから、一定の年数を経験して次に移るという部分で、大体産業課であったり情報課であったりという部分の業務、業務で経験を積んでいただくという部分であります。ただ基本的な公務員としてのスキルアップといたしましては、職員が自発的に取り組む自己啓発的なスキルアップも当然ありますし、業務として、職場においては上司や先輩などが仕事を通じて行う職場研修や、また町役場を離れて大阪や東京やそういった部分にも積極的に行っていただいて、職場外研修というのがありますので、そういった部分を積極的に受けていただくようにしております。また副町長、ちょっとおいででございますので、自治大学校の経験もあられますので自治大学校に赴いていただいて、さらにスキルを上げていただくとか。町村職員の研修場所が全国にありますので、そういった部分で受けていただくとか。特に昨年、今年積極的にですね。今年春以降はちょっと地震の状況でそれがあとにずれ込んでいるかもしれませんが、機会は増えているほうだと思っております。基本的な部分についてはスキルアップは非常に大事であるし、そういう研修を積極的に受けさせるという部分の基本的な考えがございます。

以上です。

6番（時松唯一君） 今、町長がおっしゃったことが大前提になると思うのですが。私は以前にも申し上げたと思うのですが、高校でも普通高校があり実業高校があり、機械科があり電算科があり商業科があり情報科がという、その学校もあるわけですね。募集する場合に、小国高校の方もいらっしゃるれば他県から受けられる方もいらっしゃるかと思います。私は専科、専門科ですよ、そういう商業なら商業とか、電算科なら電算科。そういう枠をひとつ設けて、その方が1次試験を通過して小国で働いてくれるかは別として、そういう方々を少しずつ増やしていきながら、専門的な知識を皆さんと共有していけるような役場組織になれたらいいなというふうに私は以前もちょっと質問をして、建設課のほうで一人ということでお聞きしましたけれども。その後、どうなったのか。まあ、今後どうしていくのか。そちらをお尋ねいたします。

町長（北里耕亮君） 考え方は実は一緒でございます、以前、過去の議会の全員協議会でも今議員が話題にされました建設課部門のという部分で考えがございますということ発言させていただきました。詳細には総務課長から答弁をいたさせますが、過去、そういう枠を設けてしましたが残念ながら1次試験の筆記試験でちょっと到達が。その時には共同試験でしたけれども。今後については、ちょっと詳細に答弁する前に言いますが、今後についてもその考えを用いて、是非それを共同でやるのか、まあ専攻というかそのように専門的な試験だけで行うのかというのは検討ですが、ちょっとそのあたりのところ、総務課長から答弁をお願いします。過去の部分をまず最初をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 職員採用につきましては、職員数も定員には至っておりませんが、毎年減少しながら、その一定の数字を保っていかうというところで採用試験を執り行っております。

す。試験につきましては、共同試験ということで例年阿蘇のほうで共同試験を開催しております。そういった中で、一般職と通常今までは技術系の建築関係、また保育士の試験という形で試験を公募しながら開催しております。今年につきましては一般職と保育士ということで、1次試験は終了しております。しかしながら、例年技術職の建築士の募集につきましては、過去2年、採用に至っていないということで、そういった技術系を採用する機会を再度検討したいということで、近々、町長とも話をしたところでございます。そういったところで、やはり技術系がそれぞれ土木建築系または事務系とまた医療系と、いろんな形で職員の中でも専門職を自分で身に付ける職員と、ある程度そういった学校を出てきて一般職で受験した職員と、非常に幅がございませうけれども、町村におきましてはそういったスキルアップもしながら技術を高めていくということも、現場では必要ではないかなと思っております。そういったところで、町村のスキルアップは今後とも研修等深めていく必要があるかなと思っております。

以上です。

6番（時松唯一君） 是非ですね、専門的な知識を持ってらっしゃる方がいらっしゃるとすれば、是非町長の裁量権もありますので、そこら付近もしっかりと考えていただいて、スキルアップにつなげていただきたいと思えます。

それから、先ほど職員採用試験ということで、もう皆さん、ホームページを見られているかと思えますけれども、小国町では後期高齢者が非常に多いということで町長の顔入りでこういうものが出ています。これは、今私が町長に先ほど申し上げた職員の採用試験についてどのように思っているかという、町長の思いが書いてあります。その中に、ちょっと全部は読み上げられませんが、町の政策も列記してあります。

人生を懸命に聞いてきた職員同士の英姿と議論の結集こそが、町民へのかけがえのない果実につながるものと信じているからです。この中ではこれまでの経験に裏打ちされた人間性・知性・感性等の全人格が求められます。

これが町長がホームページに出している職員採用に対するの思いが書いてあります。だから、私は意地悪なところがありまして、ちょっと町長に先ほど聞いたのもこれに裏付けられているのかなというところでお聞きしたところでは、是非、もう3年、4年なっていますけれども、そういう職員採用に向けて努力していただきたいと思えます。

もう1点ですね。地方創生、地域再生について各課の課長さんに1分ほどでもいいですから、自分の思いをお聞かせください。

もう1回、いいですか。今まで私が質疑した中で地方創生、それから地域再生、それから総合戦略等々で質疑いたしましたので、皆さん、課長さんも聞いていらっしゃったと思えます。自分の立場から見た時に、その小国町の創生を私はこういうふうに思っているということをおっしゃっていただければ結構です。



総務課長（松岡勝也君）　こういった回答と言いますか、質問でいいかどうかちょっとよく分かりませんが、御承知のとおり、地方創生につきましては第2次安倍内閣の活性化に取り組んでおられた仕事創生法に基づいて進められておると。また東京一極集中ではやはり地方への弊害になってきておるという中で、こういった動きになってきたというところがございます。町におきましては以前から総合計画に基づいて、なおかつそれを踏まえて小国町「まちひとしごと創生」の戦略計画を作って、将来のビジョン、人口ビジョンを達成していく必要があるということが一番大事な事であると。その中でこういった地域の、地方ですね、地方がいかに残っていくかということがそれが一番の課題ではないかなと思っております。そのためには、やはり目標であります社会の産業や、仕事をいかにして作っていくかと。また観光、交流、地域の経済や、強いては安心して暮らせる生活の環境の場ができれば人口は増えてくるということだろうと思っております。そういったところで、町の職員一人ひとりがどういった考えで町を維持、人口を維持していくかというところが、こういったところが全国の市町村、まあ考えていきながら、これを地方創生と位置付けていいかどうか分かりませんが、それがこれから先、国の厳しい財政の中ですね、自分たちで歳入を生み出しながらコンパクトな町をつくっていくことが、いかに大事であるかというところが最終目標になってくるのではないかというふうに、今、総体的な考えでございますが、そこに対して職員がどういうふうに、先ほど言いましたスキルアップしながら務めていくかというところではないかなと思っております。

政策課長（清高泰広君）　小国町まちとしごと創生総合戦略の中では、そのタイトルの「国小なれど来てよし住吉の国を目指して」ということで挙げてあります。この住吉の国ということで、やはりそこに住んでいる方が最初に戻りますが満足できる、そして安心して暮らせるというのは、やっぱり一つの重要な課題だと思っております。それと一緒にこの「来てよし」という言葉がありますように、やはりこれから小国を選んできて住んでくださる方がいれば、その方々も上手く受け入れながら全体としてそういった自力を上げていくような政策がとれていければいいのではないかなと思っております。

税務課長（北里康二君）　この地方創生については、総務課長それから政策課長のほうがお話がありました。私のポジションとしては、地方自治の基盤である町税の確保のために税負担の公正かつ公平な徴収に務めること、その地籍調査が仕事になりますけれども。先ほど議員のほうから示されましたNEWシナリオ、21世紀シナリオですかね、当時まちづくりということで私も関わってききましたが、この地方創生というのはその私の経験値で言えば、いわゆる自ら考え、自ら行う地域づくり、ふるさと創生事業平成3年ですか、そのバックボーンにもあるのではないかなと思います。ただこの時一つ間違ったのは、間違ったということは失礼します。訂正させていただきます。国のほうが少しばらまきでやっていたのではないかなと。金塊を買ったり温泉を掘ったり、自ら考えて主体的に取り組むというその姿勢が、お金が前に来たもんだから、そのために何

かするというふうになったのではないかなと思っております。小国のほうでは、熊本日本一づくり運動、細川さんよりも先駆けて悠木の里づくりということで取り組んでまいりました。その代表的なものはハード施設、木造施設です。これは小国ドームでさえ観光客が来たという、そういう波及効果があります。それからソフトです。ソフトで言えば、コミュニティプラン推進地、前の土地利用計画チームですけれども、これにおきましては今鍋ヶ滝がとても有名ですが、彼らの地道な努力がありました。山の中を草切りして、絨毯しいて、こけないようにやって、杖を置いて。そしてアマチュアの写真家、黒淵におられる方がたくさんの写真を撮って、その後アップされるようになりました。まだ、インターネットのない時代ですね。それから有名な女優さんが来てCMになりました。それから、どんどんどんどん。今、これはもう全国に誇れる貴重な財産。その一番の糧は地域を愛していた、その黒淵の人たちが居たからではないかと思えます。総合戦略については、分かるのは分かりますけれども長くなりますので、今の思いとしてはそういうことで。要は小国で暮らす生活価値観、楽しいということ。それは経済的な豊かさだけでなく心の豊かさ。それから今、ここの中でずっと取り組んできて一番よかったのは、私は通信ですね。光ファイバーも含めて、通信。これはどこに居ても山に居てもつながっているということと、それと最終的に防災に関してはコミュニティFMで補完するというこの2つは非常にこの山村でも不利でないまちづくりと思っています。

以上です。

6番（時松唯一君） 各課長に全てお聞きしたいと思いましたが、ちょっと時間的余裕がありませんので。そういうことで、課長も地方創生等々総合戦略にしても共有したものを持って、そして小国町をよくしていただきたい。いい方向に向かって、まず職員一同一丸となって部下にも指導していただきたいと思えます。

私が申し上げたいのは、そういうことでした。最後に、松下幸之助さんはもう亡くなりましたけれども、どこかの小国の有名な方がおっしゃった言葉によく似た言葉がございます。「まず、汗を出せ。汗の中から知恵を出せ。汗を出して働かなければ、信頼はされない。」公僕職員には上手くやることよりも、しっかりとやることの大切さを全職員も共有していただきたい、ということをお願いして質問を終わります。

情報課長（佐々木忠生君） すみません、遅くなりました。一番最初に御質問がありました経済産業省が発行した観光本について、ちょっと御説明をしたいと思えます。

経済産業省のほうで熊本地震で落ち込んだアジアからの観光客を増やそうということで、凸版印刷社など4社のほうに委託をしてストーリーブックというものを作っております。その本につきましては、作り手の背景・歴史なども紹介した本ということで、韓国語・中国語・タイ、香港、台湾向けの5種類で作られております。これにつきましては、アジア各地に1万部無料配布ということで、現地のメディアでの広報誌活動も含めて今までの対策を進めていくというようなこと

でございます。そう事業費につきましては、5億7千万円ということで説明をさせていただきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） それではここで、暫時休憩をします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時40分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本明雄議員、登壇を願います。

（午後1時00分）

11番（松本明雄君） 11番、松本です。この議会は9月の初めに始まり、今、周りを見れば稲も黄色く色づいております。同僚議員の方からもお米については厳しい発言がありましたけれども、1カ月後小国郷の米は阿蘇郡でも一番先になくなるという米ですので、一カ月後を楽しみに新米を食べていきたいと思っております。

それでは、通告にしたがって質問をさせていただきたいと思っております。前々から道の話をしていきますので、町民の方に会うと「道がどうなったか教えてください」というような話がありました。それで、その件について質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、この前の全員協議会のなかでもいろいろ話題になりましたけれども、212号線の大山杖立間ですね、その辺について質問をしたいと思っております。あの道が通行止めになりまして、9月の末には片側でも通れるようになるというような話でしたけれども、津江の方も相当な陳情をされたのと、隣町であります井上県議、衛藤征士郎先生におかれましては相当な発破をかけていただき、ここにいらっしゃいます町長もいろんな会議に出ていただいて、いろんな意見を言っていたおかげで1カ月も早く通行ができるようになりました。この前、日田の方にお会いしたら、212号線が止まっていると日田の方々もお客さんが少なかったと。だから212号線の意味というか存続というか、そういうやっぱりつながっていないと日田も潤わないと、そういう話をされておりました。小国町は分かるとおり大観峰の北側にありますので、今後は阿蘇郡とは言えども玖珠郡、日田市、そのあたりとも観光的な面でも連携を取ながらやっていかなければならないような気がしております。町長はこの点についてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 212号線については議員と同じような考え方でありまして、非常に重要な路線であるというふうに思っております。中津から阿蘇市、大観峰過ぎて阿蘇市までの道でありますけれども、私どもの町、小国町に関係する所は日田市からこの小国町、南小国町そして阿蘇市に向かってという部分であります。今お話がありましたように、212号線が全面通行止めという部分がどれほどこの小国町に影響が大きかったか。観光的な部分はもとより、生活部分それから地元には小国公立病院がありますけれども、両町、両町というか小国町の高齢者の方も日田市の病院に通う方もなかにはいらっしゃいます。そういった部分で、観光だけに留まらず医療や

福祉や、もちろん産業や、運送業の方とも私も話す機会が実はありまして、212号線の迂回路としてファームロードを通ると。ファームロード、なかなか勾配がありまして、ブレーキやそういう部分が焼け付くと言うまでにはいきませんが、気を付けて走らないと荷を積んでいる時は非常に厳しいと。ですので、燃料代がかかるけれども九重町、玖珠町を通過して日田市に向かうというようなことを話されておられた会社の方もいらっしゃいました。そういうふうな大きな影響がありますので、是が非とも一日も早くという部分で要望活動を行いました。先ほど話題のとおり、もちろん熊本県側の坂本代議士もいらっしゃいましたし、建設国会議員だけではなく大分県選出の国会議員さん、それぞれの県議員さん、そして国交省から本庁の技官も現場に来られて、内容を細かく説明して要望陳情をさせていただきました。そこで1カ月早く、結果としてはなりましたけれども、ちょうどその時、ちょっと思い切った発言を私のほうがさせていただいたのが、元々の国道、早い段階での整備、ダムがですねやはりアベックダムができて、その二つのダムができての道路整備でありましたが、それ以降なかなか技術的物理的にも拡張というか、車幅じゃない、すみません、路線の幅がなかなか技術的にも取れないということで、ああいいう部分が続いておりますけれども。抜本的なルートの作成というのもこの50年、いやそれ以上を見越して考える必要があるのではないのでしょうか。予算と技術的という部分の大きな話題はありますけれども、別のルートを、また抜本的なことも考えられないのでしょうかということを提言をしました。日田市長や他の自治体の方もそういう部分に一定の理解はいただきまして、これから国のほうに引き続き要望を上げていくという部分であります。

顧みまして、今度は熊本県側の話でありますけれども、冬場はやはりそういう問題もありますので、そこも併せて整備をしていくと。御質問の内容は今回の地震の影響による落石、その通行止めの御質問だったと思います。そういう内容から1カ月早くなったと。そして違う切り口からは、抜本的なという意見も言わせていただいたということで答弁をさせていただきます。

11番（松本明雄君） 今、町長がトラックとかいう話もありましたけれども、トラックで運ぶのは農産物であります。それを市場に持って行って売るとなれば、やっぱり農家の方々の思いは伝わらないものがありますので、なかなか価格に表れていないと思います。この頃から朝どり市を見ますと、やっぱり国道が通ったおかげで他県ナンバーの車が多いように見受けられます。

また、農業問題は次の機会でも、ちょっとしゃべらせていただきます。そして今町長が、次57号線のことについてお話しになりましたけれども、この前も阿蘇議会のほうでは57号線がまだまだ通れないと。それで迂回路として、赤水から二重の峠を通過して大津に抜けています。その中で、どうしても冬は車の運転には非常に注意を払わなきゃなりません。それでそのあたりもどうするのかという話になった時に、聞いたところによれば24時間体制で除雪をします。そういう話はお伺いしておりますけれども、小国町としては大観峰からミルクロード、兵戸峠までの間は雪が降った場合は例年であれば、二重の峠、すみません。二重の峠までどうしても閉鎖を

しておりました。今後、その二重の峠までをどうされるのか。その辺も聞かれたのか。町長が発言されたのか。その辺も町民の方々がいろいろ心配をしておられました。それともう一つ。雪の害じゃなくして、今、その道が通っておる間に事故車や故障車などがあつた場合に渋滞して、もうほとんど車が通りません。地震があつたあと、すぐ町長にお会いした時ですね「あそこはもう4年間、5年間も通られないのなら、登坂車線をつくるべきではないか」と、そういう提案もさせていただきます。なぜならば、大津から僕もトラックに乗る機会がありますので、2カ所ぐらいはどうしても後ろに車を渋滞をさせるような場面も見受けられますので、そのあたりも町長が国道の代替ではありますがいろんな所に行って、いろんな話を聞かれていると思いますので、どういうふうに整備をするのか聞いて来られておれば、発言のほうをお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 正式には2回、要望活動を行っております。1回は熊本県行政に対して要望活動を行つておまして、御意見のとおりミルクロードを通るのはもちろん国道57号線の代替えということで、通常阿蘇市、熊本市内から阿蘇市に向かう方も通りますが、それは代替えですから通るわけでございますが、地震の前、従来からミルクロードを一番通っているのは、この小国町の方、南小国町の方。中には産山の方もいらっしゃるかと思いますが、従来から大観峰を通つて国道を通りながら、今県所管の通称ミルクロードという所を通るわけでございます。なかなかやっぱり、私も通る機会が多いのですが、渋滞を二重の峠から大津までの部分。それから熊本市内から小国郷まで戻ってくる時には、やっぱり上りの部分が渋滞をしております。そういった部分で、状況を把握しようということで県に要望陳情、それから情報収集。それからあとの要望には国に行きまして、国土河川事務所熊本事務所に行きました。1回目の時には、やはり県の行政に対しては小国側から見ると大観峰側から二重の峠までは県の管理。そして二重の峠から大津までは国道57号の代替えですから国の所管でというか、そういう部分でやりますという最初の説明がありましたものですから、どちらにしてもここは県だから国だからという部分で管轄は違ふにしても通る人は一緒ですから、冬季の冬場の通行に対しては最善の注意を払つてと言うか、是非融雪剤、雪を解かす薬ですがそういった部分と、あと積雪があつた場合には除雪をお願いをしたいと。ゲートを閉めていただくと、この小国郷のそれぞれの町民の方はもう行く場所がありませんので、そういった部分を切実な願いをさせていただきました。国のほうに行った時にはちょっと切り口を変えまして、国道57号の代替えのトンネルができますけれども、トンネルの入り口がどのあたりか。それからその確認をさせていただいて、新57号新設されますので、そのルートにミルクロードからどういうタッチの仕方をするか。できればこの小国郷の方々がスムーズにタッチができて熊本市内まで行けるようにできることができないか。そういう要望をさせていただいたことであります。

ちょっと今ばらばらに答えさせていただきましたけれども、とにかく大事なのは冬場のミルクロードを安全に通れること。これが一番でありますのでそれを要望させていただきましたし、ち

よつと言い忘れていましたが、その登坂車線というか拡幅工事もお願いはさせていただきましたけれども、現道を使いながらの工事になりますので登坂というのはちょっと難しく、一部路側帯を含めたちょっとチェーンというか冬タイヤに換えるような、そういう部分の広場を少し作る程度になるのではないのかなというような県からの答えありました。

以上です。

1 1 番（松本明雄君） 国道関係、県道関係ですので、なかなか町のほうが手を出すことができません。それで町長が熱い思いで雪を解かすぐらいの気持ちで言っていたかかないと非常に困りますので、その辺は要望していただきたいと思います。

それですね、この前から小国方面にお客様が来まして「阿蘇に行きたいんですけど」やいろんな問合せがあります。その中でこの前、熊日に出ていたんですけど、こういう新聞が出ています。これは9月17日の新聞です。これをなぜ出したかという、小国に来たんですけど他の所に行きたいんですけど交通止めが多いですねというお答えというか、いろんな問合せがありますので小国町はなるべくお知らせする方法、どこには行けませんよ、どこはもう片側通行になっていますよ、そういう情報を早めに出していただきたいと思います。それはもうお願いに代えさせていただきますたいと思います。

それでは次の九州復興割についてですけれども、これも国の事業ですのでこちらからどうのこうのと言うことはできません。それで、杖立温泉、うちも相当な温泉街を控えていますけれども、これによって相当旅館街も潤ったというような話は聞いております。ですが、まだまだ商店街というか観光業に関してはお客さんが戻ってきておりません。それで、南小国のほうはそれにプラスαで商品券を出しているみたいですので、今後町のほうもどうお考えなのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 復興割については、今2次段階の部分が出ておりますけれども、冬場で終わるというふうな部分を聞いております。先ほどお話がありましたように、宿泊客は一定の部分で戻ってきておりますけれども、なかなか中心街の商店であつたり飲食店であつたりというのは、まだ厳しい部分があるというふうに聞いております。どうするかという部分でありますけれども、そこは少しこの現在の状況動向を見させていただいて、少し検討させていただきたいというふうに思っております。独自の商品券という部分を、今の段階では補正を組んでというよりも少し間近になった部分で12月議会も控えてはおりますけれども、そのあたりで少し様子を見させていただいて、どうするかを決めさせていただきたいというふうに思っております。これについては情報課所管でありますので、何か答弁があれば。答弁ないですか、様子を見ると。担当課も同じように十分ここは様子を見させていただきたいというふうに思っております。

1 1 番（松本明雄君） 付け加えて申したいと思っておりますけれども。今日の朝ですね、ちょうど小国の住民の方にお会いしました。そしたら復興割で天草のほうにちょっと旅行に行きますと、そう

いう話をされていてですね、天草のほうも復興割プラスα、商品券が付いているから3千円程度で旅行ができますというような話をされておりました。うちの町の方が行く分はいいんですけども、入るほうにもやっぱり今後、前向きに考えていただきたいと思います。

それで去年、こういう券が出ていたのは知っていると思いますけれども、これは熊本県が去年出した商品券です。この券は旅館に使えるものと商品券として商店街で使えるものと二通り出していました。だから、できるならこういう国や県に要望していただいて、旅館は旅館、商店街は商店街とか潤うような方法も町長のほうから県のほう、国のほうに御要望していただきたいと思います。力強くお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） その昨年度の商品券という部分については、地方創生の絡みの部分であったかと思います。県の部分とあと町の部分もありまして、一定の効果はあったものではないかなというふうに思っております。本年についてそういうものが出せるかどうかというのはちょっとまだ聞き及んでいませんので、その辺の情報収集はまたさせていただきたいと思っておりますし、国・県がやっただけであれば、またそれも潤いますので、引き続きという部分は思っております。

繰り返しになりますけれども、昨年もどういう部分で、これからの様子を見るという話の続きでありますけれども、追加の部分の町単独の商品券の部分も旅行者に向けてというのがいいのか、昨年やりました一般的な部分がいいのか。なかなか議会でも一般的な部分については様々御意見があったやに、ちょっと記憶しております。その辺のところを少し検討させていただいて、意見交換も機会があればさせていただいて、今後どういうふうに進めたらいいかを決めさせていただきたいというふうに思っております。

1 1 番（松本明雄君） その件については、前向きによろしくお願いしたいと思っております。

それでは3番目の英語教育についての話をさせていただきたいと思っております。8月10日の日ですかね、高校の前の焼肉屋さんに行きました。そこに入る時に金髪の女性の方々にお会いしまして、日本語がしゃべれるのかなと思っていましたら、日本語が全然しゃべれません。そしてレンタカーで来ていたもので、泊りはどこかなとお聞きしたところ、町内の旅館に泊まるような話をされていました。それでですね、国がどこかと聞いたらフランスの方でした、彼女たちはですね。それで説明をするのに非常に店の方も困っておりましたので、僕がなかに入ろうかと思いましたが、僕もなかなか語学力がちょっと欠けたところがありましたので、いろんなことを話していましたら彼女たちもフランス人でありながら英語をしゃべります。小国町も毎年、来年は30周年になりますけれども、台湾のほうから中国文化大学のほうが来ます。彼女たちも中国語だけでなく英語でコミュニケーションをとることができますので、非常に助かっております。そして2020年には東京オリンピックもありまして、日本人はおもてなしの精神で接しなければなりません。それでいかに接するのがいいかというと、やっぱり言葉で接するのがいいんじゃないかと。そしていろんな新聞を見ていたところ、この前8月2日の日に中京新のほうからこう

いう新聞が出ております。小学校5年生から英語を週に2回、小学生のほうから教えると。教科の科目の中に入れると。そういうことでこれが3年前倒しとしてやるらしいです。そして、国の話をすると悪いのですが、詰め込み教育からゆとり教育と。今、話しているのは教育の強靱化とかどっかで聞いたような言葉を政府は並べるのだなと思いながら聞いておりました。そして、小国町のほうは教育長が来られましてから、英語教育のほうにも力を入れていただきました。そして今、ALTですかね、そちらのほうも2人の先生を雇ってもう早い段階から英語は書くのじゃなくて、聞いて話すというような英語に変えております。小国町としても、だいぶ成果が上がっておりますけれども、英語検定の問題にしても非常に力を付けておりますので、その辺は教育委員会のほうからちょっと説明をしていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今、議員さんの質問のなかにありましたとおり、小国町では平成21年度に6つあった小学校を1つの小国小学校として統合しまして、それをきっかけに小中一貫教育、その小中一貫教育の中の一つの柱としまして英会話科というものを設けまして、今お話がありましたとおり、ALTであるとか夏休みの英会話学習、それから月2回の英会話学習と色々な取り組みをさせていただきます。また議会の皆さんの御理解を得まして、公費で英語検定を受けるとかそういった取り組みもさせていただいており、現在、各学年によって少し数字が変わってくると思いますけれども、中学校9年卒業時に50%3級の検定をですね、50%を超えるというような実績が上がっている状況でございます。

11番（松本明雄君） 小国地区はやっぱり、最初からそういう取り組みをしていたおかげで子供たちがスムーズに、この前もおぐちゃんを見ていましたらYMCAのほうから8月15・16日かな、16・17日か来られてからやっている場面が出ていましたけれども、なかなか恥ずかしそうにしゃべる子もいれば、すらすらとしゃべる子もいたような感じがしております。ですから、やっぱり昔みたいに考えてからしゃべるんじゃなくて、もう言葉が出るようになっておりますので、非常にありがたいことだと思っております。今後、教育長も今度は代わられますので、次の教育長にまた引き継いだ時にも英語教育の件はお願いしたいと思っております。

それで、もう一つはこの前、豊後高田のほうで夏休みの教育の在り方についていろいろあっていました。それでそこは住民の方々に登録制にしてありまして、夏休み子どもたちも英語の資格を持っている人は英語の、数学の資格を持っている人は数学とかそういう感じで分かれてありまして、今後夏休みもそういう一般の方々が教える機会があれば、そういうことも創意工夫しながらやっていただきたいと思いますけれども、町長、どのようにお考えですかね。

町長（北里耕亮君） 英語教育については、全般的な国際的なという部分、広い基本的な考えを少しここで述べさせていただきますけれども、もちろん小国に在住するお子さん方、一般的な町民の方も広い視野に立ち、そして国際的な観点を持つことは非常に大事であるというふうに思っております。交流という部分からも海外の方も大変多いですし、また触れ合う機会も意外とそう観



光業だけではなくて一般の方も触れ合う機会が意外と多いかもしれません。そういうところで臆することなくいろんな方と接するという部分は大事ではないかなというふうに思っています。教育委員会のほうで英語教育を薦めておりますけれども、それだけに留まらず何か恥ずかしがることなくですね、果敢にこう入り込んでいくというのは、そういう経験があるからこそそれができるものでありますので、そういった部分についてはYMC Aのお話もしていただきましたけれども、大変必要ではないかなと思っております。ちょっと言葉が足りないかもしれませんが、町部局の執行部としては広くいろんなことに交流というのは大事でありますから、そういう機会を得たいというふうに思っております。

1 1 番（松本明雄君） はい、ありがとうございます。前向きに、前向きにお願いしたいと思えます。

最後に、教育長がこの議会で最後であります。1 2 年前に教育長が来られた時は、私は保護者の一人でした。その時に感じていたのは、なんか怖い教育長が来られたなと感じておりましたけれども、議員となって教育長と接するようになりまして、いろんな勉強もさせていただきました。最初、教育長が来られた時は前町長の宮崎町長の時に来られまして、小学校の統廃合から今の英語教育の問題からいろんな問題で頑張ってこられました。特にうちの娘も中学校に行っていましたので、その時感じたのは娘が宿題に日本地図の宿題をもらってきました。その時に感じたのは、もうこれは小学校の科目で教えるものであって中学校で教えるものじゃないと、そういうことで子供に言いましたところ、中学校の先生方も非常に困っていました。ですからやっぱり、小学校で教えられるものは小学校で教えると、そういうことを教育長はされてきましたので、その当時日本地図で北海道からいけば国後・択捉・歯舞・色丹、国会議員の方でも名前を間違える方もいらっしゃるんですけども、竹島・尖閣、そこを覚えるとか言っているんじゃないと、ただ県名を子供たちが覚えていました。もうこれは困ったことだなと思いながら、ひしひしと教育現場を見たところ、教育長が来られてからそのあたりがだんだん変わってこられましたので、阿蘇郡でもあの頃はゆとり教育の影響か分かりませんが、下から数えたら近いような成績でしたが、今は阿蘇郡1の中学校にさせていただきました。教育だけが、点数だけがという方もいらっしゃるんですけども、そこをもっていくながらですね、また、いじめがない中学校、小学校を作っていたことは、非常にありがたかったと思います。最後に教育長、一言、この1 2 年間の思いがあればお聞かせ願いたいと思います。

教育長（北里武一君） 残り2日しかございませんので、なかなか今からやるとかいうことはもう申し上げられませんけれども、今までを振り返ってみますとですね、私は県のほうの学校人事課におりましたものですから、大体その小国のことが非常に気になっておりました。というのが、先生方の異動をさせるにしても小国という所は何と申しますか中途半端な地域であってですね、例えば市内から高森あたりが近いのに、あそこには僻地学校があるわけですよ。小国あたりは

西里ですかね、それがありませんけれども、僻地じゃないと。高いほうではないと。そうしますと先生方の異動というのは、僻地に行けば僻地手当をもらい給与も支給される、昇給がですね。小国に来て、あまりないんですよ。僻地勤務を満了しますと、それが今度は人事異動の優先になりますから、そういう点でなんとか小国を条件を良くせないかと。ところが小国は、当時、やはり僻地なんて言うと非常に怒る方がおられましてですね、「小国は僻地じゃない」と。こういうようなことでございますので、先生たちの中では僻地相当だけでも何も条件が良くないということで希望者がいない。なんとかその小国に希望するよというよいうことで、こそつとですね、僻地じゃないけれども、小国に行ったならば僻地相当の優遇措置をするということで、異動上の僻地というものを作りましてですね、内部のほうでやった記憶がございます。そういう点で、小国に来る前から小国にはやはり何が問題なのかということ、十分考えておりました。そういうところで、来た時にこれを何とかしなきゃならんということでやらせていただきまして、しかし、上手い具合に議員さん方や執行部の方あたりが協力していただきまして、私の力ではございませんけれども、周りの方の御協力でなんとかできた。やはり、最終的には学校というのは勉強するところだと。勉強というのは御存じのように強いて勉めるということなんですよ。ですから、今の子供や若い方はよくそういう言葉使わないと思いますけれども、商店あたりで100円の品物を90円で売ってくださいという場合に、勉強しなさいと。こういうことなんですよ。強いて勉める。勉強というのはやはり楽しいのは音楽ぐらいだろうと思いますけど、楽しいという字が付いているのはですね。やはり秀才、秀才とか天才でない限り勉強の好きな人というのはそうはおるものじゃないんですよ。私はやっぱり勉強が好きな人はちょっとこれはおかしいんじゃないかと思うくらいなのです。やはり、勉めてみんなやってきているわけなのですよ。そういうその強いて勉めるということ、校長を通して十分言ってきたつもりでございます。要は、議員の方々が企業誘致をしても、または就職がないからよそこに就職するにしても、必ず就職試験というものはございます。ですから、やはり学校は学力を付けるところだと。これを何とか一番にしてくれということで務めて言ってきたわけ。確かに議員おっしゃったように、ペーパーテストだけがあれじゃないかもしれませんが、私自身が能力というものを考えた場合に、能力があるかどうかということはこれは何かをさせる、仕事をさせてみて初めてその仕事の量で分かるんですよ。例えば100mを10秒で走りきるぞ、俺は能力を持つとるぞと言ったって、10秒で走ってみせなければこれは人は信用しません。ですから、ペーパーテストでやるという仕事、これもその仕事量で計るわけですから、いろいろ子どもというのは何の仕事をしたら自分の能力を一番発揮できるか、仕事量として出てくるかということを見つけるのが一番だろうと思います。そういう点で、しかし現実としては入学試験はペーパーテストがやっぱり重きをしておりますので、そういう点でこれが学校の務めることとしては代表ではなからうかということ、今までやってまいりました。そういったのは、私たち教育委員会は子ども達がしっかり勉強

するように、そういう教育環境を作るということで、その教育環境を作ることは物的な環境、すなわち設備を良くするとかですね、これはもう教育委員会の一つの大事な仕事ですけれども、やはり一番影響があるのは教育環境の中で物的よりも人的環境と。やはり先生方が本当に一人ひとりの先生方が一生懸命やるような、そのためには校長を中心として一致団結してやってくださいと。一体となってやってくださいということで非常にそういう点を学校現場が守っていただきまして、優秀な先生がおるのは確かにいいのですけれども、それよりもみんなが一体となって同じ目標になってやっていくということのほうが、子どもの教育効果は出てくるような感じがします。私、最近、つくづくそういうことを思っております。そういう点で、校長を中心にしっかり頑張ってくださいということを書いてきたつもりでございますけれども、学校現場が非常にそういうことを、私の意思を汲んでやってくれたおかげで、少しは小国もよくなったかなということをお思っております。去って行く者があまり長く言うのもなんですから、これで終わりたいと思います。

1 1 番（松本明雄君） どうも12年間ありがとうございました。今後はまた温泉に入りにも来ていただいて、またゆっくり小国のほうを見ていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） それではここで、暫時休憩をいたします。1時50分から再開をいたします。

（午後1時38分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時50分）

議長（渡邊誠次君） 高村祝次議員、登壇を願います。

4 番（高村祝次君） 前回に続き最後の一般質問になりましたけれども、昨年も私、言いましたけれども、決算議会は来年度の予算の鏡というようなことで、質問をしていきたいと思っております。

まずはじめに、今回私が質問しようかなと思っていた件が3番議員と6番議員が汚水処理構想についてというようなことで質問がございました。まずは、上水道について質問をいたします。やはり私はこの問題ですね、町民は平等でなければならないというのが基本じゃないかなと。やはりこれを以前、田原のほうは基本料金が3千500円ぐらい取られたというような時代がございまして、現在小国の水道事業にならった料金になっております。しかしながら、まだ4カ所の簡易水道が統一されていないということで、やはりこれについては早急に、もう二十数年前から統一しなければいけないということで、高いところは下げていくと、安いところはある程度歩み寄りをしていくというようなことでやったのじゃないかなと。そして現在は4カ所が残っておるというようなことじゃないかなと思っております。今回も杖立の簡易水道が地震時に被害に遭って杖立地区の方は断水にあって、その後、杖立のほうでボーリングをやるということで、町は介入していないと。その後の結果は、ボーリングした結果水は出たけれども、それをタンクに入れることはできませんというような話を聞いております。何ですか、ということをお聞いたら、い

ろいろその間の書類が揃っていないということでもございましたけれども、現在、やはりそういう災害に遭ったら、やはり私は今のタンクの所に早くボーリングしたほうが、今後もいいんじゃないかということで、世話人の方に話した経緯がございます。現在の状況を何でその水が入れられないかを説明をしていただきたいというふうに思います。

建設課長（佐藤彰治君） 今回の地震によりまして水源池のほうが崩壊いたしまして、当初は4月14日の地震の際には、応急で処理できる程度の被害でありましたけれども、16日の本震の際に一気に水源のほうの背後地が崩落いたしまして、それで応急的にしておりました給水のつなぎ込みもいっぺんに流出してしまったというような状況でもございました。当初、地元さんのほうでろ過機やそういったものを準備をするということで、町としても対応は給水車を出す等々の対応はしておりましたが、何も使用料が多いということでそれでは賄えないということもあったと思われれます。とりあえず早く給水のほうをしたいということで、地元さんのほうでろ過機等の段取りをされておりました。しかしその後、町の施設でございますので、災害復旧事業に係らないかということで厚労省に直接ですね、話等も県を通じてもいたしまして、災害復旧事業の申請をすることになったわけですね。先日と言いますか、2、3週間ほど前にその災害査定が終了しております。今回のろ過機や仮配管についても、ろ過機についてはリース料負担部分ということでございますけれども、仮の水源池からの途中からの配管とかですね、そうしたものを併せて今回申請をしたなかで、ほぼ100%査定のほうで認めていただきましたので、今後財源的にはそちらの対策については町のほうで災害復旧事業として工事を進めていきたいというふうに思っております。おっしゃる、その後そのボーリングをされておるわけですが、配水池近くにですね。水質検査をとにかく終えないとタンクには入れられないというようなことも管理者としてはございましたので、水質検査の結果次第によってはタンクには入れられませんよということでのお話だったかと思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） やはりですね、地元でやるといっても、そのやっていることは見ておって、ボーリングが終わってそれは入れられませんよということでは、それはあまりにも町の責任があまり届いていないというふうに私は感じております。やはり早急にそういう地元でやったにしても、今後もし災害があった時にはその水を使われるようにですね、早急に考えて対応していただきたいというふうに思っております。

そこでですね、やはり今4カ所の水道が別料金になっております。このことにつきましては、大体いつごろになったら町一つに統一されるのか、今後どういう考えを持っておるのかの答弁をお願いしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） この件につきましては議会のほうでも、以前統合のお話をさせていただいたかと思っております。10年程前から各地区には予め情報がございましたので、そうした意向を検

討してくださいということで、地元には投げかけておったところではございます。実は、厚労省のほうでその期限が今年度いっぱい、来年の3月いっぱいということになりますけれども、その間に統合をしてくださいというようなことで話がありますので、その件を10年程前から各地区に下しておるところでございます。今回、統合につきましては杖立さんのほうにも、組合さんのほうにも観光協会を通じて組合さんのほうにも投げかけておるところでございます、まだはっきりした統合をするという返事をいただいておりませんが、なかなかちょっと後ろ向きなお話は聞こえているところでございます。

それから簡水の4つのうちの上滴水につきましては、統合しますというようなことでの返事をいただいておりますので、あとの市井野と小藪につきましては今のところ統合しないというような意向をちょっと聞いております。これは今回認可をですね、今年度いっぱい、先ほど言いました来年度3月までに認可を取ることになるわけですけれども、それ以降も引き続き地元さんのほうにはですね、変更認可というようなことも、手続きも可能でございますので、そのあたりは統合に向けての地元さんの意向を尊重しつつ、地元さんも統合に向けてのお話になればいいなというふうに町のほうではちょっと考えているところです。

現状としましては、ですの上滴水につきましては今回本年度で上水道のほうに、企業会計のほうに加入するというふうになっておるところでございます。

以上です。

4番（高村祝次君） やはり執行部のほうから年度を決めてやらなければ、地元の方の意向を聞いてやるということじゃ、なかなか私は進まないというふうに思っております。

それでは上水道はそのあたりにして、下水道のお話をちょっとさせていただきます。やはり下水道につきましては、農村集落が始まったのがやはり田原地区が一番でございました。やはりその時の料金の決め方が、年間の浄化槽の汲み取りの値段を基本に確か3万5千円ぐらいだったと思います、でやらないと、農村集落をやったところが料金が支払もあるから高く設定されたんじゃない、これはすみませんよというような話をした私、当時世話人でしたので、経緯がございます。やはりその後、西里、黒淵がやったわけですけれども、当時から議員の中からもいろいろ町の方針について執行部に質問をされました。町のほうは絶対全地域やりますということで、計画を立ててやっていたのじゃないかなというふうに思います。しかし、その議員はもう宮原地区やこういった所はこれはできないのだから、もう合併浄化槽を何軒か集まって推進したほうがいいんじゃないかということを、再三この一般質問で言った経緯がございました。それが西里が終わり黒淵が始まる頃はですね、加入率が悪いからやはり同意書をとった時には必ず加入金だけは10万円を必ず払って、同意書をもったところは取りなさいというような話をした経緯がございます。でもしかし、まだ黒淵においては77%ですか、まだ全員がつながっていないということでございます。やはり先般3番議員と6番議員が話しましたが、ある程度町長も料金改正も、

もう6年ぐらいおそらくこの点については私は前回の時には上下水道審議会の議員選出になっておりましたけれども、その時におそらく料金を上げてから上げていないというふうに思っております。やはり町の財政が悪いということで、やはりここをどうかしなければということで、その時も黒淵がようやくつながった時でございましたので、黒淵のほうでは料金は上げないという説明をしていましたけれども、その時の協議会長はもうそれでいいですよということで値上げをした経緯がございます。ですから、やはり町民のバランスを考えたときは、やはりこれは執行部が財政を見ながら不公平感があるということであれば、やっぱり審議会を開いて料金を改正をしていかなければ不満に思っている方は解消をしていかないと。それが満額にしたところが非常に負担が多くなったんじゃないですか、なかなか同意が取れないと思いますのでやはり早急に審議会を開いて来年度に向かってやってもらいたいというふうに思っております。それは、この前町長が審議会を開きますということでございましたので、答弁は十分でございます。

やはり私もいつも、昨年も言いましたけれども、指定管理団体がございます。やはり社会福祉協議会は平成27年度の決算を見ますと2千250万円出ておるし、この前の全員協議会で言いましたけれども、木魂館あるいはゆうステーションにおきましては、やはり浄化槽の管理まで町が一般財源から出しておると。やはり指定団体にした以上は、そこあたりは私は指定団体で出させていただくと。木魂館においては昨年、平成27年度には修理代が34万5千600円ありますけれども、これは仕切りの返り部の破損ということで34万5千600円出しております。やはりですね、このそういう指定団体でありながら、まあ執行部は町長は私と意見が全く反対で、いからやっておるということでございましたので、私は議員としてはやはり財源が厳しいなかにおいては、しっかりそこあたりは指定管理団体に維持管理はしていってもらうのが当たり前じゃないかなと。また社会福祉協議会においては3月議会の時にも私が言いましたけれども、まだこれは最後にちょっと触れただけでございましたけれども、よく話を聞きますと豆腐製造している。障がい者に豆腐製造していただいております。それは結構でございます。しかしその技術者はどこから呼んだのかということと今まで豆腐を製造している人を雇用して製造をしておると。ただ2千250万円が行政から職員の給与として流れている以上は、それは私はおかしいということを皆さんに理解をしていただきたいというふうに思います。しかし、町長はそれは何もおかしくないということでございますのでそれは答弁は要りませんが、私はあえて指摘をしておきます。そういうことで、木魂館においては昨年ボイラーを据えたおかげで、木の駅プロジェクトに180万円と、ボイラー設置については504万2千円、総額で浄化槽の掃除から含めると816万7千246円が一般財源から出ていると。ですから、やはり指定団体になったら、本当に木魂館は基金を積んでその中からやっておるとは思いますけれども、やはりそこあたりはしっかり今後やってもらわないとだんだん建物の修理が多くなってくると一般財源から持ち出しが多くなるということ、私は懸念しております。ゆうステーションにしても然りでございます。新しくこ

の周辺の整備を設計されましたけれども、まだ予算のほうは付かないということで設計までで止まっておるといふふうに思っております。いろいろ並べるとですね、不満というかこれで小国町が良くなるのかなという思いがしております。実際、杖立温泉にいったお金も1千166万7千円ですけれども、芝居やっているお金がこれに50万円かかりますので、1千200万以上になります。逆に農業分野を見ますと、931万6千730円というのが会計監査のほうから出た資料の中に書いてありますけれども、その下には農業関係に8千754万2千536円出ております。これは中山間地と多面的機能交付金の長寿命化ということで、それを抜くと750万円ぐらいが、これは国と県と町で出ておりますので1千万円ぐらいが町から出ているのかなというふうに思います。合わせると2千万円出ておりません。これで町が良くなるのかなというふうな、私は感じを持っております。本当に第一次産業は大事と。森林組合におきましては4千何百万円出ておりますけれども、4千700万円ぐらい出ておりますけれども、実際は間伐補助金が1千912万円出ておりますけれども半分は一般財源から出ておると。他はほとんどは国の補助金でありまして、担い手につきましては町単独でございますけれども、これも小国町の全体の8割が山林であると。やはり私が思うには、この農林業が小国の人を動かす力がなくなれば小国町は活気は出ないというふうに思っております。本日は6番議員が、総務課長から税務課長、政策課長と課長にいろいろ意見を述べていただきましたけれども、私も実際そういうことで全課長に現在、今後の小国町を活性化するためにはどうしたら小国町が活性化できるのかということを探りたいところでございます。実際、町民の方に私は言います。今のままじゃこの町は良くなりませんよと。北里町長で本当に小国町が良くなりますかと言われる方がございます。それは皆さん、よく考えてくださいと。皆さんが選んだ人たちですよ。議員の方もしっかりやってくださいと言われますけれども、それもみんな町民が選んだ人たちですから、その方々に強くあなたたちが言ってくださいよということを私は言います。そういうふうに、町民で不満に思っている方が最近非常に増えてきたと。やはり、どうかしなければいけないと。おそらく議員の中でも言われた方がたくさんおると思います。どうかこれはしなければいけないですよ。そこで私が提案ですけれども、森林組合には4千700万円補助金が国、県、町から出ております。しかし、今の間伐補助金を1千900万円ぐらい使っても、財債はどんどん増えるばかりと。ここに小国杉使用建築物支援事業985万9千360円と出ておりますけれども、果たしてこれで私も当初は進めたら、他の町村も真似してどんどんこうちょっと木を売り出して、宣伝をしていくのではないかなと思っておりましたけれども、なかなかこれは1回建てたらなかなか50年、60年、あるいは100年ともつような最近建物になってきましたので、なかなかこれも果たして効果があるかなというふうな疑問に思っております。やはりここ思い切って私も森林組合の職員に相談しました。年間に50ヘクタールずつ小国材を切っていたら、何立米出るかと。3万立米ぐらい出るでしょうと。要するに物が動けば人が動く、人が動けば物が動く。ですから物が動けば、

木を切って出せばまずは運送屋さんが動く。そこには燃料を焚くわけですから。そうすると運送屋は材木が出れば運転手が要るということで、やはり思い切った政策をやらないとおそらく町は活性化できないと。この小国町の8割ある山林をいかに動かすか。これが私はポイントだというふうに思っております。何で50丁も切っていた、どうやって切っていくのかということをおられる方もおると思いますが、私はそれは森林組合がちゃんと管理をして、例えば立米あたり2千円したら年間6千万円入ります。それを10年間間伐、間伐じゃない下刈をするのに蓄えてそれが残ったときに初めて林家にいくと。それをいっぺんに50ヘクタール持つておる人が50ヘクタール切ったら1年で終わりますけれども、やはり50ヘクタール持っている人は何人もいませんから、やはりそこを地区地区に話のできた所を逐次切っていく。すると、そこには50ヘクタール切れば、もちろん林道もできます。新たに林道を入れるとかいう計画を立てなくても自然と道を作って搬出しますので、道はできます。そういうことをやって初めて、毎年何年か続けていけばですね、絶対小国町は変わっていくというふうに私は思っています。そういう動きをしないと、私はもう今のままで後継者も残らないし、先ほど言ったような農業の補助金なんか、わずかなものですよ。農家に直接いっているのは幾らもないですよ。まあ、杖立のほうで一生懸命営業してプリントとか作っていただいていますから、それで野菜が売れたりとかいうこともあるかもしれませんが、それもわずかなお金で、えらい農家が「これは後継者を残さなければ」というような環境にはならないというふうに思っております。それぞれそういうことは難しいと言われる方もおると思いますが、そういうことを小国町でやって、やはり先般から話があっただけですね、ウッドALCとかいう工場を、やはり私は小国につくるべきと。あえて中国木材にもっていかなくても、小国で作ればそれを西日本一帯に注文して発注していくという大胆なことをやっていかない限り、私は恐らく今小国で何ですか、地域おこし協力隊の人たちを今後は町長は増やしていくということですが、そういう人が来ても小国にずっと滞在してやってくれる方がおればいいのですけれども、先ほども一般質問の中でありましたけれども、小国にその人たちがいつまでおるのかなと。歳がいったら仕事がない、給料が取れないということで小国を去っていくと。現に九重町は別荘がたくさんございまして、ほとんどが高齢者でもう売りに出している方がたくさんございまして、売るに売れないと。買う時は高く買ったけれども、売るに売れないという方がたくさんございまして、私にも買う人がいませんかというような話がございます。やはり小国の人たちがやっぱり若い人たちが小国から出ていかないような政策をしていかないと、私はよそからどんなに頑張る人たちが来てもその人たちがしっかり家族を連れてですね、人じゃなくて家族を連れて小国に住めばいいのですけれども、一人で独身のときに来てそしてしっかりした安定した仕事に就けばいいのですけれども、そういう仕事は小国はなかなかないということでは小国は去っていくというふうに思います。やはり、そういう大胆な発想で私はやらないと小国町は絶対良くなれないと。今、7千400人がおそらくこの前、何年前、



新聞で公表されたようにおそらく4千500人、5千人を切るのはもう目の前にきておるといふふうに思っております。非常に今、町民の方は本当に我が子を農業でも残したら孫が残るのを、私もうちの家族にも言いました。「もう小国にはおるな」と、「周りにはもうだれもいなくなるぞ」という話も現実になりました。近くにもそういう子供たちがおります。もううちの子には百姓はさせないと。うちあたりの部落の中の専業農家が、もうそういう状況にきていると、それは何でか。県や国は輸出とか言いますけれども、これは簡単に口で言うように進むことではないと。簡単に外国に出したらと言いますけれども、食べ物を外国に出すのに簡単に検疫に通らないと、そのうちにダメになりますよ。だから農業の後継者がいない。まあ小国でいろいろ模索して、よそから頑張る人たちが来てですね、発破かけながらやってもらうのはいいのですけれども、果たしてその人たちが何人おるかということ、私は言いたいわけです。そういうことをやる前に、まずは小国の人たちをせっきやく親方就農で残られる方に10万円あげていたのを、3年も続かないうちに財源がないから3年で切りましょうとかいう話が出てきております。本当に残念ですね。こういうことを、やっと始まったばかりなのに。だから私が言うのは、無駄なところを減らして、やっぱり本当に親方就農あるいは親元に帰って小国町のために頑張りたいという人は、農業に限らず私は逆にやるべきというふうに思います。そういうことで、私は今日は課長さん達にみんな一人ひとり考えを言ってもらいたいと。町長はこう考えているけれども、私はこう考えていますと堂々と言って、やはり町民に私たちはこんなに一生懸命考えていますと。しかし言うようになりませんということ言ってもらいたかったのですけれども、もうあえて6番議員が今日3人の方に述べていただいてもらいましたので、あえて私はそこは全員に言ってもらいたいのですけれども、今日はそこは削除いたします。もう以前も、産業課長に絶対今度は全員の課長に聞くから考えを述べてもらいたいという話でございましたけれども、そこはもう6番議員が今日言いましたので割愛しますが、やはりそういう大胆とか人が思わないようなことを課長さん達が町民に言って、やっぱりその賛同を得てこう町が良くなるというようなことをやらないと、ちょっと2、300万円のお金を使ったから町が良くなるということは、私は絶対ないと思います。お金を使わなくても良くなるところは良くなる。鍋ヶ滝にしてもそうです。最初は先ほど言ったように、387会の方たちが、それは最初私が言ったのは下城滝を滝を重点的にやっていた時に、ちょうど城村滝の話をしました。そしたら黒淵の方が城村滝だけじゃなくてその向こうに滝がありますよ、その滝はもっといいですよ、だからその時に私が言ったのは小国町の滝を全部調べて、滝を散策するように計画を立てたらどうですかということ、宮崎町長の時に私が一般質問をしたことがあります。ですから、それは実現しなかったんです。滝が何十あるというところまでは執行部は調べて言いましたけれども、それは現実的にできなかつた。そういうことで387会の方たちが一生懸命になってやったのが鍋ヶ滝。それが年間に4千何百万円上げるようになったと。これは執行部がやったんじゃないですよ。町民の方々の努力でやったのですよ。ですから、

執行部は議員の言ったことをただその場だけの話でなくて、真剣に考えて取り組んで研究してもらいたいというふうに私は思います。

私が次に言いたいのは、私が再三、猟友会あるいは駆除のことを言ってまいりました。ある程度改善をしていただきました。私たちは、被害に遭うから、一生懸命年金生活しながら駆除を一生懸命やっている方の不満を解消するために、直接お金をやってくださいということをお願いしましたがけれども、執行部・役場の職員は個人に直接払っていますという話でございました。6月議会にも私はその話を一般質問で出しました。その後に産業課長のほうに南小国は8千円貰うと。小国町は5千円で県のほうから貰うのが安いという話でございます。現に調べてみますと、小国町はイノシシが5千円、シカが8千円。南小国はイノシシが8千円でシカが1万円。もう隣の町とこれだけ基本的に町が出すお金が違うわけです。県からくるお金が、イノシシが小国町は3千円、シカが2千円。南小国は8千円、8千円。トータルすると小国町はイノシシが8千円で南小国はイノシシが1万6千円。これは町民が聞いた時には不満に思いますね。おそらく私はこの南小国の8千円を小国町は何か流用しているのではなかろうかという思いがしましたので、この資料が出てくるのを待っておいたらこの前の全員協議会の時に産業課長が前に持ってきてくれた。そして課長が帰るとすぐにある人が「実は、まだお金を貰っていません」という話でございます。すぐ課長に電話をして、「まだ県からの補助金は貰っていませんという人がおりますよ。16万8千円。どういうことですか」という話でございましたけれども、課長はそのあと、またすぐ私に電話が掛かってきて「忘れておった」と、役場はやったんですけども、直接やっていないから預かった人が忘れておったと。貰っていない人が亡くなった、亡くなりました。あいにくその人が病院に行く前にある人に、実は16万8千円、56頭分貰っていないですよと紙に書いてやったメモがこのメモです。このメモを私の所に持って来たわけです。56頭で5千円かけ56頭で28万円貰いましたと。あと16万8千円は貰っていませんということを、病院に行く前に書いて渡したのを全員協議会の前に私の所に持ってきたわけです。ですから、この一般質問を通じてですね、何で南小国は8千円で小国町が3千円なのか、産業課長これを説明してやってください。そうすると町民の方はおそらくこの放送を見て納得すると思います。いかに、執行部は町民のため、被害に遭う人のために考えているか、考えていないか。そこあたりも判断をしてくると思いますので、産業課長の答弁をお願いしておきます。

産業課長（澁谷洋典君） 御質問の件でございます。

1頭当たりの駆除単価、県からの上乗せ補助、小国町ではイノシシについて3千円、シカについて2千円ということで、南小国町と比べますと単価が安うございます。何でそうことになっているかということでございますけれども、この補助事業の交付目的というものが交付要綱の中にも記載してございますけれども、有害鳥獣で捕獲した個体に支給するものではなくて、捕獲に要した経費に対して支給するものであるという要綱がございます。そういった中で、小国町では今

までの担当も、その部分を重要視したというか要綱に記載されてございますので、小国町としては経費として1頭当たり8千円を計上するのはちょっと無理があるのではないかということで、単価を下げていたという経緯がございます。しかしながら、隣町の南小国町、その他の町村でも8千円を出している所があるということであれば、そこには改善の余地はあるかと思っておりますので、少し検討をさせていただきたいというふうに思っております。

4番（高村祝次君） 是非ですね、検討していただきたいと。毎日イノシシが獲れるわけではございません。やはり、餌を持って行って餌を与えてイノシシが食べてしまう、あるいはタヌキが食べてしまう、カラスが食べてしまうこともございます。ですから、経費が8千円で済むかといえぱそうではないと。8千円以上掛かっていることもあるということをちゃんと執行部は考えて、よその町村が8千円なら小国町も8千円いただくというふうにしていただきたいと思っております。また、こういうことになりまして、本人が貰っていない方、もう御主人が亡くなって奥さんのほうから「もう貰いました」という話は届きました。

町長、またこれは町長に質問ですけれども、やはりおそらく町長として私が今まで言ったことをあまり検討しなかったというふうには私は考えますけれども、いかがでしょう。考えて、今まで担当に指図した経緯がございますか。

町長（北里耕亮君） 駆除の件につきまして、その全員協議会でもかなりの深い議論になりかけて、まあなっておりましたけれども、猟友会という組織、それから駆除隊という組織、それから銃器の鉄砲の部分、それから罟の部分、私もちょっと担当課と協議を全員協議会のあとにもすぐ持ちましたけれども、またさらに綿密な打ち合わせを今後させていただきたいというふうに思っております。状況をつぶさに、もう少し詳しく中の中まで把握をさせていただきまして、やはり現状がどうなっているかと。議員の意見の部分でポイントとなる点が幾つかありましたものですから、その部分でより良く農作物の被害の防止という観点から、一番効果がある一番いいやり方の部分を模索をしていきたいというふうに思っております。ですので、これからやっていきたいということでありまして、また先ほどの南小国・小国の違い、それからこの駆除に対しての全体的な予算、それも含めまして早急に検討し、また平成29年度予算についても前向きに反映をしていきたいというふうに思っております。

4番（高村祝次君） 私の質問はですね、今まで私が何回となく言ったのをですね、町長は指図したのかということを知りたかったのですが、この機に前に進んで話していくというふうには私は受け取ってその先は追及しませんけれども、やはり取れるお金はやっぱり最大限とってやるというのが、私は執行部の仕事ではないかなと思っております。出るお金はなるべく窄め、先を大きくじゃなくて狭く。そして入ってくるのは大きく開いて取っていくというのが町が良くなる一つの手じゃないかなというふうに思っております。

私の話が長くなりますけれども、そういうことでやはり小国が良くなるために、私は真剣に考

えております。今後はおそらく、来年、再来年ごろは固定資産税がグンと、大規模な太陽光が設置をされようとしておりますので、やはりそこあたりから固定資産税がグッと上がってくるし、私は本当に指定管理の中で税金を幾ら払っておるのかと。固定資産税も上がっていない。所得税も、私も今日は聞きたかったのですけれども、所得税も上がっていないのですよ。個人の従業員の所得税はおそらく人が働くから源泉徴収で徴収されておりますけれども、事業としては、私は社会福祉協議会も60人程度おりますけれども、事業自体はどんどん大きくなっておるけれども、固定資産税は上がらないというのが現実だと思います。だから、よその町村がしないから小国にもってくる。だから希望者はどんどん小国に殺到してくるというようなパターンを、私は考えております。それはそれとして、いいところもありますけれども、一概に悪いとは言いませんけれども、やはり町の税収、町民税をいかに上げるか、所得税をいかに上げるか。それによって町が良くなるし、やはり町民の方々が裕福になっていくと。やはり町が商店街の活性化ができないということは、町民の方々がお金をとっていないから商店街にもお金が落ちないと。夜歩いても人氣は全くないと。最近は猫も犬も勝手に放し飼いにできませんので、犬も猫もいないと。人氣もない、犬も猫もいないような町になってしまったというように思います。やはり、そういうことから職員の方々も本当にやはり、俺はこう考えているんだと、しかし町長が言うことを聞いてくれないというように、胸を張って言えるような、私は職員になってもらいたい。そして、要らないところはやっぱり予算を削っていかなければいけないということを、やっぱり堂々とやっていかないと、私は町は絶対良くなないと。もう私がこういうことを言うことに対して、やはり同僚議員はまだ私よりも若い人が、議長は私とは二十歳ぐらい違いますから、今から何期ぐらいやるか分からない。私がもう3期しても、3期していると80歳になりますから。ですから、もうこういうことを聞いた議員はやっぱり、ここに5番議員がおります。まだ40近く年齢差がありますけれども。そういう議員がやっぱりあの議員がおって、あういうようなことを言ったがあれが正解であったなど。私はそういう足跡を残すのが議員の役目じゃないかなと。だから町長に対しても是は是、非は非でいきますよというのが私の政治ですね。やはりいいことはいい、大いに協力する。おかしいことはおかしいというのが、そのために議員がおるわけですから。今後とも町が良くなるために、いつも私は言います。要は町が良くなるため、どうやったらいいかという構想を執行部一体となって、あと2年少々でございませけれどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、また教育長におかれましては、12年間小国のために一生懸命、小中学校合併また給食センターの建設と、1年遅れましたけれども教育長の思うとおりにはいかなかったかというふうに思ひますけれども、やはり町民からすれば立派な建物ができて満足しているのではないかなと思ひています。本当に教育長については、長い間御苦勞様でございました。ありがとうございました。

これもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それではここで、暫時休憩をします。2時50分から再開をいたします。

（午後2時38分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時50分）

議長（渡邊誠次君） 予定をしておりました4人の一般質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「行政報告」執行部より報告事項がございましたらお願いをいたします。

町長（北里耕亮君） 幾つか行政報告をさせていただきます。

まず、一般質問のなかにもありましたが、採用という部分は大事な案件でありますので述べさせていただきます。

平成29年度の職員採用の1次試験の受験者数が9月18日に実施をさせていただきましたけれども、申請がありましたのは一般の方々が募集5名に対して24名でしたが受験者が17名でありました。ですから欠席者がいたということであります。保育士さんについては募集2名に対して2名申請があり、そして受験者も2名ということであります。

それからこれ教育委員会の部分でありますけれども、第34回小国町文化祭が11月3日9時半開会でございます、農協の2階であります、今回御案内のとおり開発センターが使用できませんので展示の部についても農協の1階のロビーの所、それから2階の一部和室等を使いながらまたフロアのほうでもやるということで、農協のほうで行わさせていただきたいと思っておりますので、そういうことでよろしいですかね。ということでございます。

それから、防災訓練についてであります。10月30日、日曜日。今回は西里地域が防災訓練の大字でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、開発センター関係でありますけれども、特別委員会の中でも少し触れましたが10月から12月議会の中でどうしても臨時議会をしなければいけない予定もございます。中身については開発センターの解体前の工事に伴う事前のこの電気とかを動かす電気設備などの設計や工事請負費、解体の前の部分ですね。その部分があるのではないかとこの部分と、それから開発センターの基本設計及び実施設計の部分、それから解体工事の請負工事承認。これ5千万円以上の部分は議会承認となりますので、そのあたりの部分が発生をしますのでお含みおきをいただきたいと思います。また、特別委員会の委員長、副委員長には開発センターも刻々といろいろ進んでおりますので、情報を共有しながらさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、南小国町関係者と小国町関係者の地籍調査の上田における立会についてであります。これについて総務課長から話をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 先ほど町長からございましたように、かねて南小国町との境界の問題が継続中でございます。地籍のほうを早めて着手しているということで、今年の8月23日に南小国町の地籍係のほうからの誘導に伴いまして、両町の行政と南小国町の牧野、小国町の牧野関係者と九重町と九重町の牧野と立会をいたしました。基本的には平成19年12月17日の官報に登載されました境界を確認をしたということで、了承をいたしました。一部、九州電力の持ち分がある分がありましたけれども、その点については後日確認ということで、これにつきまして小国町・南小国町・行政・牧野、こういうものを元に境界確認ができたということでございます。今後のスケジュールにつきましては、小国町のエリア、南小国町のエリア内の一筆の調査が年度内、平成29年の3月までには終了するというようなことでございます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「閉会中の継続審査の件」についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに開発センター建替え検討特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「開発センターの建替えに伴う検討について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それではお諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成28年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後2時57分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1 番）

署名議員（1 1 番）

## 会 議 の 顛 末

### 1. 会議録署名議員の指名

- 1番 穴 井 帝 史 君  
11番 松 本 明 雄 君

### 1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月8日から 9月30日までの23日間とする。

1.	承認第 5 号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第 4 号：平成 2 8 年度小国町一般会計補正予算(第 3 号)について) 平成 28 年 9 月 8 日 承 認
1.	承認第 6 号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第 5 号：平成 2 8 年度小国町一般会計補正予算(第 4 号)について) 平成 28 年 9 月 8 日 承 認
1.	議案第 40 号	小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 9 月 8 日 承 認
1.	議案第 41 号	平成 2 8 年度小国町一般会計補正予算(第 5 号)について 平成 28 年 9 月 8 日 原案可決
1.	議案第 42 号	平成 2 8 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について 平成 28 年 9 月 8 日 原案可決
1.	議案第 43 号	平成 2 8 年度小国町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について 平成 28 年 9 月 8 日 原案可決
1.	同意第 2 号	小国町教育委員会教育長の任命について 平成 28 年 9 月 8 日 同 意
1.	同意第 3 号	小国町教育委員会委員の任命について 平成 28 年 9 月 8 日 同 意
1.	認定第 1 号	平成 2 7 年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 平成 28 年 9 月 23 日 認 定
1.	認定第 2 号	平成 2 7 年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成 28 年 9 月 23 日 認 定
1.	認定第 3 号	平成 2 7 年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成 28 年 9 月 23 日 認 定
1.	認定第 4 号	平成 2 7 年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成 28 年 9 月 23 日 認 定



1.	認定第 5 号	平成 27 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について 平成 28 年 9 月 23 日 認 定
1.	認定第 6 号	平成 27 年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について 平成 28 年 9 月 23 日 認 定
1.	認定第 7 号	平成 27 年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 平成 28 年 9 月 23 日 認 定
1.	認定第 8 号	平成 27 年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成 28 年 9 月 23 日 認 定
1.	認定第 9 号	平成 27 年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 平成 28 年 9 月 23 日 認 定
1.	発議第 2 号	開発センター建替え検討特別委員会設置に関する決議について 平成 28 年 9 月 8 日 原案可決

《議案外》

平成 28 年 9 月 8 日

1. 報告第 1 号 平成 27 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
1. 報告第 2 号 放棄した私債権の報告について
1. 議員派遣の件について
1. 議員派遣報告について

平成 28 年 6 月 16 日

1. 閉会中の継続審査の件
  - 議会運営委員会
  - 総務文教福祉常任委員会
  - 産業常任委員会
  - 開発センター建替え検討特別委員会
  - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

平成 28 年 9 月 8 日

1. 小学校の運動会について

平成 28 年 9 月 28 日

1. 平成 29 年度職員採用試験について
1. 文化祭について
1. 防災訓練について
1. 開発センター建替えに伴う臨時議会について
1. 上田地籍調査立ち会いについて

《一般質問》

(1 日目)

1.	職員の人事異動についてについて	P 7～10
1.	観光協会の設立について	P 10～12
1.	消防団応援の店について	P 12～14
1.	震災後の工事発注状況と今後の方針・展開について	P 14～18
1.	小国中学校寄宿舎の運営について	P 18～19
1.	学校給食について	P 19～20
1.	町政懇談会について	P 21～27
1.	森林整備台帳の作成について	P 27～31
1.	小国町汚水処理構想における課題と対策について	P 31～36
1.	小国町奨学金制度について	P 36～39
1.	国民健康保険税について	P 39～46
1.	住宅政策について	P 46～49
1.	就学援助について	P 49～51

(2 日目)

1.	遊休町有地の活用について	P 1～4
1.	町政懇談会について	P 4～6
1.	地熱試験について	P 6～8
1.	小国町汚水処理構想について	P 9
1.	防災マップについて	P 9～15
1.	職員のスキルアップについて	P 15～20
1.	国道 2 1 2 号線の大山・杖立間について	P 20～23
1.	九州復興割について	P 23～24
1.	英語教育について	P 24～28
1.	上下水道について	P 28～31
1.	指定管理団体について	P 31～35
1.	有害鳥獣駆除について	P 35～38

平成 28 年

第 7 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成28年7回全員協議会記録

日 時	平成28年9月13日（火曜）	開会	10:02
		閉会	14:27
場 所	小国町森林保全センター 2階		
出 席 員	穴井帝史	大塚英博	北里勝義
	児玉智博	時松唯一	穴見まち子
	熊谷博行	時松昭弘	松本明雄
			高村祝次
			松崎俊一
			渡邊誠次
事務局職員	小田宣義 澁谷広美		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議に付した事件	1. 平成28年度第3回小国町議会定例会提出議案について (総務課・政策課・税務課・会計管理室・議会事務局・監査事務局)		
会議の経過概要	平成27年度一般会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明及び議員との質疑があった。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

# 全 員 協 議 会 座 席 表

平成28年9月13日 (火曜) 午前10時00分

菅 尾 徴収係長 (菅尾 宏幸)	長 地籍係長 (長 広行)		澁 谷 書 記 (澁谷 広美)
------------------------	---------------------	--	-----------------------

久 野 税務係長 (久野 由美)	藤 木 政策課審議員 (藤木 一也)	田 邊 まちづくり係長 (田邊 国昭)	森 環境モデル都市推進係長 (森 恵美)	中 島 財政係長 (中島 高宏)	松 本 管財係長 (松本 徳幸)
------------------------	--------------------------	---------------------------	----------------------------	------------------------	------------------------

橋 本 税務課審議員 (橋本 修一)	清 高 政策課長 (清高 泰広)		生 田 総務課審議員 (生田 敬二)	佐 藤 総務係長 (佐藤 則和)
--------------------------	------------------------	--	--------------------------	------------------------

北 里 税務課長 (北里 康二)	桑 名 副町長 (桑名 真也)	北 里 町 長 (北里 耕亮)	松 岡 総務課長 (松岡 勝也)	藍 澤 会計管理室長 (藍澤 誠也)
------------------------	-----------------------	--------------------	------------------------	--------------------------

2 大塚

11 松本

3 北里

10 時松昭

4 高村

9 熊谷

5 児玉	6 時松唯	議長 渡邊	副議長 穴井	7 穴見	8 松崎
------	-------	-------	--------	------	------

小田議会事務局長  
(小田 宣義)

## 議事の経過 (h. 28. 9. 13)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日、9月13日、火曜日でございます。御多用の中の御出席、ありがとうございます。

北里町長に御出席をいただいておりますので、まず一言御挨拶をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第7回の全員協議会ということで、お集まりをいただきましてありがとうございます。本日の付議事件といたしましては、第3回小国町議会定例会の提出議案について、①平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。本日は、議会事務局、それから総務課、会計管理室、そして税務課、政策課というような所管になっております。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は12人です。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりです。平成27年度決算ということで、十分なる審議をよろしくお願い申し上げます。

(午前10時02分)

議長（渡邊誠次君） ①平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。よろしくをお願いいたします。

本日の担当課については、議会事務局、監査委員事務局、総務課、会計管理室、税務課、政策課の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは各課長から所管の平成27年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。

冒頭、ちょっとお断りを申し上げます。お手元にお配りしております27年度の決算の成果報告書でございます。全員協議会の折には25年度の産業課に類する分が閉じてございましたので、その分を省きまして、ページをちょっと送っておりますので、決算の報告が全員協議会とはちょっと変わりましたことをお詫び申し上げます。また、付け加えまして財源に何か所かミスがありましたので、その分も併せて訂正させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

議会事務局長（小田宣義君） 皆さん、おはようございます。

それでは決算書の概略説明ということで議会事務局、そして監査委員事務局関係の概略説明を行いたいと思います。決算書は80ページをお開き願いたいと思います。

議会事務局費でございます。平成27年度の歳出決算総額が8千33万1千597円ということで、前年度と比べて174万9千円増加しています。この主な理由といたしまして、議員共済

負担金の増額が大きな要因でございます。昨年4月に統一地方選挙が実施された関係で共済負担金の負担率が高くなっております。歳出項目で大きなものとしましては、議員の皆さまの報酬、職員の給与、職員手当、共済費等の人件費が7千535万7千321円で全体の93.8%を占めています。不用額が300万円ほど出ておりますけれども、主な要因といたしましては、職員手当等、費用弁償及び研修会負担金、消耗品等に若干残金が出ております。また、昨年の議員の活動状況は議員派遣として11回実施しております。議長の公務活動としても年間を通して35回ほど実施しております。

続きまして監査委員費です。ページは128ページをお願いいたします。監査委員費の歳出額は968万3千325円です。主なものは監査委員の報酬2名分、職員の給与、職員手当、共済費などの人件費が全体の92.7%を占めております。監査委員におきましては、年間48日の活動をしていただきました。監査の内容としては、毎月行います例月出納検査、現金検査、決算審査、定期監査、財政援助団体等検査並びに随時検査等があります。

以上で議会事務局費並びに監査委員費の説明を終わりたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 改めまして、おはようございます。

先ほど冒頭で訂正をお答えいたしました件で、今回決算書と併せて総務課資料、右肩3とございます。それぞれそれぞれの委託業務調書、また工事請負調書、補助金調書、負担金調書がございますので、そちらのほうを併せて御覧になっていただきたいというふうに思います。

それでは総務課に属する分の概略を説明いたします。決算書の10ページをお開き願いたいと思います。款の項目で総務費とございます。この中には総務管理費等、それぞれございまして、総務課に関係する項が総務管理費と4の選挙費、統計調査費でございます。この総務管理費の中にはそれぞれ政策課に類する分、また情報課に所属する分、税務課、議会、住民課、会計がする分がこの総務管理費のほうに含まれておりますので、歳出のほうでまたそれぞれ説明したいと思います。

それでは12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。それと総務課に属する分上で3行目の消防費がございます。それと下のほうから公債費と12の諸支出金、特別会計繰出金と一段下の予備費でございます。これが総務課に類する分でございます。相対的に先ほど総務費のほうで申しますと、対前年度比がマイナスの17.9%というふうになっております。主な要因といたしましては、先ほど申しましたように総務課以外の属する分もございます。そういった大きな点でマイナス分としましては、財政調整基金がマイナスになっております。そのほか地域バスの運行特別補助金、また地籍調査関係の補助金、また環境モデル都市関係、そういった部分が今回の総務費関係でマイナスの要因となっております。それと大きなものとしまして消防費でございます。消防費につきましては、対前年度比から1.3%増となっております。これにつきましては、消防、水防、防火水槽の設置及び広域消防の負担金増となっております。それと公債費

でございます。公債費につきましては、対前年度比がマイナスの10.5%となっております。主な要因としましては、過疎債の減というふうになっております。そのほか諸支出金につきましても昨年より増えております。予備費につきましては執行いたしておりません。ということで、相対的なマイナス要因、プラス要因を説明をさせていただきました。

それでは歳出のほうを説明させていただきます。総務費のほうは82ページからが総務管理費になります。総務管理費の全体執行額でございます。総務費全体では10億9千318万8千210円、そのうち総務管理費が9億6千242万3千円となっております。この中で不用額といたしまして4千899万円程度出ております。これの主な要因といたしましては、職員手当並びにふるさと寄附金並びに庁舎内の情報管理関係、また光熱費、通信費の不用額となっております。

続きまして次のページ、84ページ、85ページをお開き願いたいと思います。主なものとしたしまして、共済費でございます。共済費のほうは6千422万4千円となっております。中ほど、報償費としましてふるさと寄附金謝礼金があります。

次のページでございます。86、87ページをお開き願いたいと思います。委託料関係でございます。主な委託料の中では、公会計の整備委託料106万9千円がございます。

次、88、89ページをお開き願いたいと思います。備品購入費でございます。LEDの各組関係からの申請によりますLEDの購入費でございます。79万3千円でございます。約83%ほど、小国町の達成率になっております。

続きまして一番下のほう、財産管理費でございます。不用額が870万7千円と出ております。これにつきましては、委託料及びあとで出てきますけれど、積立金の不用が出ております。

続きまして90ページ、91ページでございます。主なものとしたしまして、先ほどの委託料でございます。91ページの委託料でございます。不用額293万7千円が出ております。この主な要因としましては、これは南北共有林の委託関係でございます。雪による作業の中止ということで、その分減額したというのが主な理由になっております。また委託の中で公共施設等総合管理計画作成302万4千円ということで、これは27年、28年、2カ年で公共施設の管理計画を作成するものでございます。

続きまして92ページ、93ページでございます。同じく上のほうで町有林の保全管理委託料ということで536万5千円がございます。これは小国町町有林の保全、間伐関係、下刈り及び水上の町有林も含むものでございます。

その下のほう、負担金及び補助金ということで、南北共有林の売払い交付金156万5千円、これは小国町と南小国町、両町で施業管理をいたしまして、この売上金の2分の1を南小国のほうに交付するものでございます。それと、積立金、財政調整基金の積立金ということで、7千587万円を積み立ていたしてあります。ここでまた不用額が312万円出てあります。これは当初予算の計上と実績の差ということでございます。その中でネットワーク事業の基金積立金2



千750万6千円ということでございます。これはふるさと寄附金につきましてはの積立金でございます。

続きまして94、95ページをお開き願いたいと思います。同じ95ページの上から2行目、3行目のところで報償費、ふるさと寄附金謝礼ということで2千672万円、これは寄附いただいた1千657件の謝礼というふうな実績でございます。

続きまして96ページ、97ページでございます。総務課に関連するところでは、中ほど公平委員会、交通安全費となっております。交通安全費につきましては、小国地区の交通安全協会の負担金でございます。それと7番の下のほうの諸費でございます。下のほうで2行目の小国地区の防犯協会負担金、一番下の阿蘇広域行政事務組合負担金1千311万4千円。

次のページ、98、99ページをお開き願いたいと思います。これにつきましては、負担金関係が主なものでございます。中ほど公立病院の建設元利償還金などの負担金1千948万5千円、また交付税措置に係る公立病院交付金9千651万6千円、また公立病院建設改良事業負担金556万2千円がございます。それから下から4行目のところです。地域活動交付金ということで、これは町内の組、228組と6大字に対する活動交付金でございます。753万9千円が実績でございます。一番下の公立病院繰出基準負担金ということで、7千771万9千円となっております。

それでは少しページが飛びまして、104ページ、105ページをお開き願いたいと思います。電算施設費でございます。この中で不用額が274万1千円出ております。これは保守費、需要費、役務費、使用料等の実績による不用額となっております。それから下の使用料及び賃借料ということで、電算機使用料ということで、これは電算機関係、庁舎内のカラープリンター又はシステム関係のリース料でございます。842万6千円となっております。

続きましてページが飛びまして、114ページ、115ページをお開き願いたいと思います。社会保障税番号制度費でございます。この中で主なものとしたしましては委託料でございます。TRY-X連携システム改修委託料383万1千円ということでございます。これはマイナンバー制度に伴います行政システムの改修でございます。その下のほう、特定個人情報事務洗出し・例規整備支援業務委託583万2千円となっております。この分は平成26年からの繰越分と27年度分を合わせた委託料の実績となっております。

そのほか、次のページでございます。116ページ、117ページをお開き願いたいと思います。負担金補助及び交付金ということで、この関連する中でシステム改修負担金ということで377万5千円、これは地方公共団体の情報システム機構ということで、そちらのほうに負担する分でございます。また、個人番号の関連の交付金ということで217万2千円ということで、これはそれぞれ国からの100%交付される分について、地方公共団体の情報システム機構のほうに負担するものでございます。

続きまして122ページ、123ページをお開き願いたいと思います。選挙費でございます。ここで不用額が出ております。418万9千円ということで、これは町長・町議選の予算計上をしておりましたが、町長選挙は不用額ということでこの分が大きく不用で影響しております。

続きまして124、125ページでございます。先ほど申しました町長・町議会議員選挙費ということで、不用額268万9千円が主な要因でございます。

次、続きまして126ページ、127ページでございます。県知事選挙費でございます。こちらについては、不用額は93万円ということで、これは実績に伴います不用額ということで93万円が残っているところでございます。

それでは128ページ、129ページでございます。統計調査費でございます。これは国勢調査に伴います報酬・手当等でございます。

それではページが飛びまして、210ページ、211ページをお開き願いたいと思います。消防費でございます。消防費の中も非常備消防費とそれぞれ分かれております。この中で不用額が333万円出ております。これにつきましては、消耗品、また消防施設関係の防火水槽を設置しておりますその工事費関係の残が不用額として出ております。主なものとしましては、消防団の報酬費353人、1千148万4千円、また費用弁償、旅費でございます。これは車両関係の消防の手当関係でございます。324万5千円でございます。

続きまして212、213ページをお開き願いたいと思います。中ほど負担金補助及び交付金ということで1億2千747万7千円、これは阿蘇広域行政組合消防本部に対する負担金でございます。またその下の熊本県消防補償等組合負担金861万2千円、これは消防団の災害及び貸借関係の掛金でございます。その下、続きまして消防施設費でございます。不用額が90万円出ております。これは実績に伴います不用額でございます。主なものとしまして、下から4行目の工事請負費でございます。防火水槽設置費751万2千円でございます。これは黒淵の柿ノ木地区に設置した防火水槽でございます。

続きまして214ページ、215ページをお開き願います。災害対策費でございます。不用額74万9千円、これにつきましても実績によります不用額として出ております。主なものとしまして、215ページの一番下の行でございます。隣地安全対策立木等撤去事業補助金173万9千円、これは12件の家屋等に隣接する危険木の撤去の補助でございます。

続きまして総務課関連でございます。258ページ、259ページでございます。公債費でございます。元金、利子ということで合わせまして、公債費が4億7千979万2千円の公債費になっております。償還金利子及び割引料ということでそれぞれ財務省関係が3億2千300万円、ほか簡易生命保険が8千400万円というふうになっております。

それでは258ページの一番下の繰出金、諸支出金の繰出金でございます。これは、特別会計に繰り出しております実績でございます。国民健康保険の繰り出しが9千800万円。

次のページ、260、261ページでございます。介護保険特別会計繰出金、坂本善三美術館繰出金、農業集落排水繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金というふうにそれぞれこういった形で繰り出しております。

一番最後の予備費といたしまして、27年度の予備費は支出はしておりませんので、ゼロというふうになっております。

それでは今度は歳入のほうに戻っていただきまして、ページのほう4ページからでございます。全体的に総務課関係で歳入に関係しますものが4ページからとなっております。交付金関係でございます。利子割交付金からずっときまして地方交付税、ずっと歳入として出ております。6ページからが下のほうから3行でございます。財産収入、寄附金、繰入金というような形が関係するところがございます。一部国庫支出金、県支出金もございますが、こういったところがございます。そのほか8ページ、9ページで繰越金、諸収入、町債といった形が総務課関連の歳入の主な概要でございます。

それでは16ページからが歳入の詳細になっております。総務課関連の取り扱うところでいいますと、18ページからでございます。地方譲与税関係、利子割交付金、配当割交付金。

その次、20ページ、21ページでございます。交付金関係でございます。20ページ、一番下、地方交付税でございます。27年度の地方交付税が26億120万1千円というふうになっております。

22、23ページでございます。地方交付税が普通交付税と特別交付税というふうに、普通交付税が23億1千900万円、特別交付税が2億8千100万円というようになっております。

その下の交通安全対策交付金も総務課でございます。

そのほか歳入関係で、28ページ、29ページ、手数料が一部総務課に入るものでございます。

そのほか、今度は38ページ、39ページでございます。これは社会資本関係の交付金ということで、39ページの右上のほうです。社会保障税番号制度補助金942万2千円というふうになっております。

そのほか、県支出金、国庫支出金、委託金も関係するところがございます。

そのほか、主なものとしまして、52ページ、53ページでございます。県委託金が出てきております。54、55ページのほうで統計調査費の委託金としまして、国勢調査費の委託金374万2千円、その次の選挙の委託金ということで、県知事、それから県議会ということで、それぞれ県知事選539万2千円、県議会選挙が417万5千円というふうになっております。

そのほか、56、57ページでございます。財産収入ということで、財産運用収入ということで、57ページの右のほうでございます。財政調整基金の積立利子ということで238万6千円でございます。

それから、58、59でございます。財産売払収入ということでございます。

続きまして60、61ページでございます。その他の不動産売払収入ということで、町営林の立木売払収入ということで1千33万6千円となっております。これは町営林の伐採に伴います売り払いの額でございます。その下の南北共有林立木売払収入313万1千円ということで売払収入がっております。その次の寄附金でございます。ふるさと寄附金、一般寄附金というふうにならざるにそれぞれ実績で、一般寄附金は251万8千円、ふるさと寄附金は5千706万5千円というふうになっております。

その下の今度は繰入金でございます。61ページのほうでネットワーク事業基金繰入金ということで448万7千円とその下の地域福祉基金繰入金2千250万円。

次、続きまして62、63ページでございます。主なものとしまして、財政調整基金の繰入金ということで、27年度の財調の繰入金としまして、1億2千515万6千円を財政調整基金に繰入れいたしております。これにつきましては、27年度の財調の繰入れということで、財源不足分による繰入れでございます。

そのほかでございます。62、63ページの下で、特別会計の繰入金でございます。

64、65ページでございます。繰越金でございます。2億1千361万6千円ということで、これは平成26年度からの前年の繰越金でございます。

諸収入ということで、若干関係するところがございまして。それでは68、69ページでございます。雑入ということで、主なものとしまして、総合賠償補償金ということで1千952万1千円ということで、今回27年度の落石事故によります賠償保険ということで町村会のほうからの補助金でございます。それから下のほうから南北共有財産の負担金の収入でございます。その下の熊本県市町村振興協会からの交付金360万円。

それから74、75ページでございます。一番最後になります。町債の75ページの一番下のところでございます。27年度の臨時財政対策債が1億6千360万円となっております。

そのほか、76、77ということで、それぞれ総務債、民生債、農林水産業債、教育債、78、79ページは、土木債、消防債、災害復旧債、衛生債というふうになっております。

以上で総務課に属する分の歳入歳出の概略説明でございます。終わらせていただきます。

政策課長（清高泰広君） おはようございます。

それでは政策課所管の決算について御説明させていただきます。

まず、歳出のほうから御説明させていただきます。

93ページをお開きください。93ページの下ほどから97ページの上段まで、報酬から負担金補助及び交付金までが、まず企画費でございます。ここは平成26年の3月に予算を組みました地方創生の先行型交付金の明許繰越し分933万2千円も含めての予算の執行でございます。企画費ですが、まず主なものとしては地方創生の総合戦略の策定を行っております。これに伴いまして、審議会の報酬や委託料の中に調査業務の委託が出ておりまして、合計で総合戦略の作成

に180万円を使わせていただいています。これにつきましては、先ほどの地方創生の先行型の交付金を充当させていただいております。

続きまして地域おこし協力隊の活動費でございます。今27年度は地域おこし協力隊3人おりましたが、そのうちの2名を企画費のほうから支出しております。報酬や旅費あるいは活動のための需用費、あるいは社会保険料等を支払っておりますのと同時に集落支援員というのを2名任命しております。地域おこし協力隊3名と集落支援員が活動しております。このうちの地域おこし協力隊の1名と集落支援員の活動につきましては、地方創生の先行型交付金を利用しております。もう1名のほうにつきましては、特別交付税の対象として申請をしているところでございます。

続きまして移住・定住関係の活動を行っております。主なものとしまして、空き家活用奨励金、これは95ページの報償費ですが、それと負担金補助になりますが、空き家改修、合計で69万5千円を支出しております。これにつきましても、地方創生の先行型交付金を利用しております。

続きまして公共交通関係でございますが、まず95ページの委託料で乗合タクシー運行委託料1千582万1千840円、それと97ページになりますが、地方公共交通会議のほうに活動の負担金とあと協議会の活動に補助金として317万6千355円を支出しております。このうちの小国郷公共交通会議の補助金につきましても、地方創生の先行型の補助金を活用させていただいております。

あと大きな業務としまして、ふるさと寄附金がございました。これにつきましては、95ページの報償費のところにこのふるさと寄附金の返戻品、謝礼として2千672万円、ほか臨時を1人雇用しましたし、あと打ち合わせ関係の旅費や消耗品あるいはインターネットを使つての決済になりますものですから、そういった関連の手数料やもろもろをこの企画費のほうから支出させていただいております。

続きまして99ページでございます。ここは総務費の総務管理費の諸費ですが、ちょうど真ん中あたりになりますが、地方バス運行等特別対策補助金ということで、これは産交バスと日田バスの小国郷内、あるいは阿蘇まで行く便の運行の経費の赤字の補てんということで、3千263万円ほど支出させていただいております。

続きまして113ページをお願いいたします。113ページから115ページの上段までですが、環境モデル都市推進費ということでございます。これにつきましては、まず環境モデル全体を推進するためにということで、環境にいいこと推進会議の活動とか、あるいは環境モデル都市を推進するためにコーディネーターを1人委託しておりますが、その委託料、あるいは環境の啓発のための番組作成とか、そういったものに支出させていただいております。

27年度は、総務省の委託事業ということで、分散型エネルギーのインフラプロジェクト・マ

スタープランというものを作成いたしました。これは、いわゆる地熱とか、あるいはバイオマスの熱を将来的に町内で有効に利用していくためのいろんな検討を行ったものでございまして、この検討会のための委員報酬、費用弁償、あるいは策定業務を外注いたしましたものですから、そういった委託料を含めて、合計で2千839万9千317円の支出が行われております。

あと環境モデル都市推進事業費としても、地域おこし協力隊を1名、環境モデル関係の推進のための担当ということで配置してございまして、この方の経費もこちらでみてございまして、これにつきましては特別交付税の対象として考えております。

それと115ページの負担金補助及び交付金になりますが、木魂館の薪ボイラーを動かすためにメインの目的にしまして、木の駅プロジェクトを立ち上げてございまして、木の駅プロジェクト推進委員会のほうに180万円の補助金を行っております。

続きまして195ページの下段から199ページの中段までですが、地域エネルギー費ということでございまして。ここでは、まず大きいものとしましては、先ほど言いました木魂館の薪ボイラーの導入のための設計あるいは設置を行っております。それと、公共施設の低炭素化事業、これはいわゆるGPP事業という補助金を受けてございまして、これで役場、開発センターあるいは公立病院、老人保健施設のLED照明と太陽光発電の設置を行っております。

それと197ページの委託料の一番下ですが、木質バイオマスボイラー導入調査・設計業務委託ということで464万円支払っておりますが、本年度、28年度で今度公立病院と老人保健施設にチップボイラーを設置するということで、その基本的な考え方をまとめるための調査設計委託料をここで支払っております。

あともう一つ地域エネルギー費の大きな支出としまして、電気自動車の急速充電器の維持管理がありまして、ここで需用費の光熱費の電気代、あるいは委託料のEV急速充電器保守委託料139万3千円、あるいは14の使用料及び賃借料として、急速充電器課金システム使用料ということで15万5千円、こういったものを急速充電器の維持費として支出をしております。

歳入のほうを説明させていただきます。38ページをお願いいたします。38、39です。

まず、上のほうですが、地域住民生活等緊急支援交付金の中に、地方創生先行型ということで4千294万6千413円、これは先行型の交付金でございまして、このうちの一部が企画費、あるいはその他につきましては、その担当所管で交付金を活用しております。

同じページですが、国庫委託金の中の総務費委託金として、分散型エネルギーインフラプロジェクト委託料ということで、先ほど説明しました総務省からの委託事業の委託料として、2千839万9千317円を収入しております。

続きまして41ページから43ページまでの総務費補助金としまして、まず41ページ目の土地利用規制等対策事業費交付金として4万2千円、それと地方バス運行等特別対策補助金ということで、先ほどのバス関係の補てんに対する県の補助金として510万円を収入しております。

それと同じく43ページの補助金の下から2つですが、まず総合エネルギー計画・市町村モデル地域支援事業補助金、これは先ほどの本年度導入しますバイオマスチップボイラーの検討に2分の1の県の補助をいただいております。

それとその下が市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金ということで、3千621万4千996円ですが、これは木魂館の薪ボイラーに対する補助金でございます。

あと73ページでございます。ここは雑入ですが、真ん中あたりに阿蘇世界文化遺産登録推進事業費返還金ということで、これは平成26年度の事業に対する負担金を支払っておりますが、その事業終了に伴う返還金でございます。

それと一番下です。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金3千780万8千円、これは先ほどの役場や開発センター、公立病院あたりのLEDと太陽光への国からの補助金でございます。

以上、政策課関係を説明いたしました。

税務課長（北里康二君） お疲れさまです。

税務課所管について概要を説明します。

まず歳出です。

98ページをお願いします。98ページ、一番下の段に地籍調査費と出ておりますが、めくりまして101ページになります。総務課資料の成果報告書では20ページに概要が書いてあります。今年、27年度は大字の一筆調査3.25の測量、一筆調査を行っております。それと前年度までに実施した現地調査の6.35キロの閲覧だとか、認証の書類整備を行いました。この成果調査のほうに20ページですけれども、記載されています6千231万2千円、これは地籍調査費の決算額でございます。これには、このうち補助対象経費というのが4千239万円、これに対して国・県の支出金、国50%、県25%、合わせて75%が国・県の支出金として記載しております。

その他、地籍調査については、税務課資料のほうの1ページから入っておりますが、一筆調査、地籍簿作成、認証書類作成と地籍測量と地籍図構成との2本の委託業務がございます。これまでの現地調査の進捗率は、およそ50%ということになっております。なお、熊本県では約82%、九州は74%、全国は51%ですので、ほぼ全国並みの今進捗率ということですよ。

次に決算書の116ページから121ページになります。徴税費、税務総務費、それから賦課だとか、徴収にかかる、ここは通常の事務費になります。委託費、工事請負費、負担金については、決算資料税務課所管の中に明記していますので、参照願います。

次に歳入です。

17ページをお願いいたします。町税です。町税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税とございますが、町税の収入済額は5億9千581万2千839円と、対前年度比で約350万円の微増となっております。徴収率は、現年度課税分が98.9で、これは前年と同様です。滞

納の繰り越し分が22.7で、対前年度比1.2%増となっております。現年度、過年度合わせた徴収率は96.5%で、対前年度比0.9%の増ということになっております。

43ページをお願いいたします。上から1、2、3項目に地籍調査事業費補助金ということで、端数がついておりますけれど、3千179万2千500円というものです。これは、国が50、県が25、一括して県の補助金として歳入となっております。

あと大きなところで55ページの一番上に個人県民税徴収事務取扱委託料ということで、県民税の事務を町のほうで行いますので、それに対する委託金ということで歳入になっております。約977万8千円ですね。

以上、税務課所管の概要です。

会計管理室長（藍澤誠也君） おはようございます。

会計管理室の所管分について説明させていただきます。

ページが106ページ、107ページでございます。目の11会計管理費でございます。支出済額が40万4千円、主なものとしましては、データの通信費、それから納付書の読み込み手数料となっております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。11時より再開いたします。

（午前10時50分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

議長（渡邊誠次君） 各課長の説明が終わりましたので、それぞれの歳出科目について、ページごとに進めてまいります。よろしくをお願いいたします。なお、歳入につきましては、歳出が終わってから行います。

まず80ページ、款1議会費から131ページの総務費の監査委員費までをページを追ってまいります。議員におかれましては、別紙平成27年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別分掌事務一覧表を御参照ください。本日は、この表の黄色く塗られた部分の協議になります。

それでは80ページの議会費からまいります。81ページ、82ページの中段までが議会費です。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは82ページ、総務費の目一般管理費から84ページ、85ページ。質疑はよろしいですか。

それでは86ページ、87ページ、89ページの中段、公用車重量税までです。質疑はございませんでしょうか。

11番（松本明雄君） 11番です。総務課長から説明がありましたLEDの防犯の件ですけど、



もう83%まで達していますけれど、今後変える可能性が、申請とかいろんな組から出ているか、お答えいただきたいと思います。

総務係長（佐藤則和君） おはようございます。総務係長の佐藤です。よろしくお願いたします。

LEDにつきましては、先ほど総務課長から御説明がありましたとおり、83%の交換ということで、事業としては、申請を今広報等で募っておりますけれども、なかなか申請が上がってこなくなってきたということで、今年も予算化されておりますけれども、そろそろ事業としてはもう行き渡ったのかなということで、今後不公平感がないように終結して行って、残った分につきましては物品を支給するのではなくて、補助的なもので、金額の補助金等で補わせていただいたほうがいいのではないかなということで、ちょっと内部では検討しております。今年については、まだ申請はなかなかない状況でございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。89ページの公用車重量税までです。よろしいですか。89ページの中段の公用車重量税までですね。そこまでが総務課の所管です。

3番（北里勝義君） 3番です。89ページの19の負担金補助及び交付金の中で、いただいた資料に研修会負担金ということで24万1千916円がございまして。その資料によると職員の専門研修受講に伴う負担金ということで、延べ64名ということになっております。これは、この研修を受けられたのは実質何名なのか、それと研修内容、分かれば説明願いたいと思います。

総務課審議員（生田敬二君） おはようございます。

研修内容についての明細を持ち合わせておりませんので、ちょっとあとで調べまして、また御報告を申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。87ページの委託料、法律顧問弁護士委託料等で60万円等が計上されています。現在の弁護士さんもかなりお年を召されているかと思っておりますけれども、体調、健康面でいかがでしょうかと、その面が一つと大丈夫ですかということをお尋ねいたします。河津弁護士さんが来ていませんから、今執行部、いろんな住民からのいろんな毎週あつていますよね、毎月ですね。そういうことに対して、これは一般質問みたいになるかもしれませんけれども、そこら付近は大丈夫ですか。

総務課長（松岡勝也君） 御質問の内容でございますけれども、顧問弁護士としましては、弁護士の体調や現状ですかね。弁護士さんについては、住民課のほうで対応していますが、無料法律相談でございます。町のほうの弁護といたしましては、いろんな行政関係の相談事というのは、随時相談を事務所に行って相談したり、またFAX、メール等で相談したりとか、そういった状況でございますので、随時近年は非常に相談事が多くなったということで、適切に指導をいただいているというような状況でございます。健康状態につきましては、若干、以前から足のほうがちょ

っと不自由でしたけれども、体的には健康な状態でございますと聞いておりますし、見た目もそういう状況でございます。

議長（渡邊誠次君） ただいま８９ページ中段までよろしいでしょうか。質疑はございませんか。

それでは続きまして８８、８９ページ、財産管理費です。財産管理費、９１ページまで。

３番（北里勝義君） ３番です。９１ページの１３の委託料の中で、公共施設等総合管理計画作成支援業務委託料ということで３０２万４千円が上がっております。この中でこれは維持管理状況、また老朽化の度合い等を分析して管理計画を作成するということになっております。今公共施設の中で開発センターもそうだったのですけれど、老朽化が進んでいると、耐震ができていないということでございます。今そのほかに公共施設でやっぱり老朽化が進んでいる、また耐震あたりがないというような施設があるのかどうか、そしてまたあれば、その管理計画はどのように今後されていくのか、分かりましたらお尋ねいたしたいと思っております。

管財係長（松本徳幸君） おはようございます。総務課、管財係長の松本でございます。よろしく申し上げます。

総合管理計画につきましては、２７年度から今年にかけてやっておりますけれども、先ほど言われましたように耐震があるもの、ないものにつきまして、それぞれ今精査をしております、その方針につきましても各課ヒアリングのもとにその施設をどのように管理していくのかというのも含めたところで、今後計画書を策定していきたいと思っております。

３番（北里勝義君） それでは今計画書は策定中ということですね。そうすると、この支援業務委託も今年度もまた出てくるということですか。

管財係長（松本徳幸君） はい、そのとおりでございます。今年度、来年の３月に向けて計画書を作成するために調査等を行っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに９１ページ。

６番（時松唯一君） ６番、時松です。同僚議員に関連して質問いたします。としますと、開発センターがございませけれども、これもその中に入っているのかというのが１点と、今度３９９万円何が入札が（トウワ）建設さんが事業計画うんぬんということがございませけれども、これはこの総合管理計画というのは（トウワ）さんではないのですか。まずその２点だけです。

管財係長（松本徳幸君） すみません、お答えいたします。昨年度から計画を策定しておりますので、もちろん開発センターのも今の段階では入っております。委託業者につきましては、開発センターの計画とは別の業者がやっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

２番（大塚英博君） ２番、大塚です。９１ページの需用費の中の修繕費というのが４６９万円あるのですが、これは何かお答え願います。

管財係長（松本徳幸君） こちらの修繕費につきましては、２６年度からの繰越金としまして、地

域住民等緊急支援費交付金というのがありまして、こちらの交付金を使いまして、小国町の田迎住宅と下城小学校の教職員住宅をお試し暮らし住宅として利用するために、各修繕を行っております。修繕費の合計が298万3千583円となっております。そのほかについては、普通の財産管理で行います、管理しているトイレや公用車の修繕費とかが含まれております。

3番（北里勝義君） それでは財産管理でもう1点ほどちょっと関連になりますけれども、13の委託料、この中で一昨年ぐらいまでは殿町、下町公園管理委託料ということで、25万円ほど予算化されている時期があったのですが、ここ2年それはなくなってきました。殿町公園、下町公園の財産管理はどのようになっているか、お尋ねいたしたいと思います。

管財係長（松本徳幸君） 殿町公園と下町公園の管理につきましては、一般的に草刈り等を行うのですけれども、今小国町のボランティアのほうで草刈りのほうを行っていただいていますので、特に委託のほうは上がってきていない状況となっております。

3番（北里勝義君） では前も委託料が予算計上してあったときも、25万円計上してあったときもボランティア連絡協議会ですかね、委託というような形でボランティアで草刈りあたりをやっていたと思うのですよ。実際、ボランティア連絡協議会でやる場合にも、やっぱり燃料費だとか、保険、それからゴミ袋、そういったもろもろの経費が出てくると思うのですよね。そういうのは、町は全然関わっていないということですか。

管財係長（松本徳幸君） はい、現在においては、ボランティア連絡協議会のほうで全部賄っていただいている状況でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

6番（時松唯一君） 時松です。ちょっと確認ですけれども、ボランティア協議会が賄っているというのはどういう意味ですかね、それが1点。そのボランティアで皆さん出ますよね、手弁当代出て、全部やっているわけですかね。町からは全然、その助成金とか、そういうのは出ていませんよね。そういうふうに理解してよろしいのですかね。

総務課長（松岡勝也君） 総務課関連では支出はございませんけれども、実質的には地域通貨が社福祉協議会を通じてボランティア連合会ですかね、ボラ連のほうで地域通貨を奉仕で出た方に出しています。その支出が社協とそちらのほうの流れですので、ちょっとそのへんが町が出しているのかというのはちょっと再度確認いたします。管財のほうからは出しておりません。そのへんの町とは関わりのない地域通貨の件はちょっと確認して、また御報告申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

それでは92、93ページまで。

4番（高村祝次君） 93ページです。地域おこし協力隊、報酬は388万8千円ありますけれども、やはり全国的にどこの町村もこういう人たちを置いているというように思いますけれども、果たしてこの方たちが地域おこしができているのかというのが一番疑問でして、お金が国から出

ていようが、町から出ていようが、やはりそれだけの効果がないなら意味がありませんけれど、内容はどういうことをやっているのか、また、この方々がどこから来ているのか、小国の人なのか、よそから来ているのか、よそから来ているなら小国に定住して結婚されているとか、そういう人なのか、詳しく説明をお願いしたいと思います。

政策課長（清高泰広君） 地域おこし協力隊につきましては、昨年度は3名いらっしゃいました。本年度は現在4名いらっしゃいます。基本的にこれは総務省が進めている事業でございまして、活動期間としては概ね一年以上から3年以下までが地域おこし協力隊として、町として雇用すれば特交の対象になるということになっております。

まず昨年の方は3名いらっしゃいまして、それぞれ役割をある程度分担していただきまして、昨年の場合でしたら、1人は移住・定住関係の仕事、もう1人は環境モデル都市推進のための啓発の活動、もう1人は特産品開発という形で行っていただいております。昨年度の場合を申しますと、移住・定住担当は木魂館に移住・定住の窓口を置きましたものでしたから、そこに常駐していろいろな相談を受けました。もう1人は特産品の開発ということで、ここは特に昨年の場合、ちょっとふるさと寄附金を新しくスタートすることになりましたものですから、このあたりに非常に活躍していただきまして、新しいシステムが昨年の11月からスタートしましたが、割とスムーズに新しいシステムが動いたと思っております。もう1人、観光モデル都市ということで、バイオマス関係のちょうどボイラー設置とかありましたものですから、その辺の調査あたりをしていただきました。

基本、都市部から地域に移り住んで来ていただいて、そこで活躍していただいて、その3年間の任期が過ぎた場合には、そのまま町内で生活していただくのが理想でございます。3人のうち1人は残念ながら今年の3月に町外に転出されました。もう1人はちょうど結婚して小国に移り住んで来られまして、途中で妊娠されて、出産までされて、今現在は町内で子育てされております。もう1人は引き続き今年も仕事をしていただいております。以上、昨年の方は3名の方がそういった形です。ちなみに3人は、1人は熊本市出身で天草のほうから移り住んで来ました。もう1人は山形の出身の方で徳島のほうから移って来られまして、その方は辞められました。もう1人は東京の出身で、東京のほうから小国のほうに移って来られました。

以上です。

4番（高村祝次君） 今、課長の話を知ると、是非その人たちにお願いしないとできないというような話ではないと思っております。やはり私は、こういう言葉が非常に地域おこし協力隊と言うなら、本当に小国町が活性化できるとか、できている町村もあると思っております。そういう人たちが来て、本当にそういう3年過ぎたらもう小国からいなくなって、次の町村に移って、また小国でやりましたというようなアピールをしながら、またその町村で地域おこし協力隊としてやっている方が多いのではないかなというように私は思います。やはり私は、国も赤字財政で借金が何兆円と

いう話でございます。やはりそうなってくると自ら稼いだ人たちから徴収して、税金が上がっていくというふうになっていくと、将来にわたってやはりしっかりした人たち、選択するときには、本当にその人がそのコンサル的にその学識があつてやっている方かとか、そして先般も長島町の副町長さんが来て、町民の中に、役場の中にいないで、町内に出て、町民の意見を聞いてやっているという話をされましたけれども、やはりよそから来た人たちは特に町民の中に解けこんでいて、この町で何をやらなければいけないかという考えがなければ名前だけで私は終わってしまうというように思います。今の課長の話では、小国の今役場職員で住んでいた人ばかりですからできない仕事ではない。空き家対策なんかは、それはお金をかけて空き家を誰かおりませんかと言ってもなかなかいないのが現状ではないかな、やはり経済が、小国で仕事をこの仕事がやりたいから小国に住みたいとかいう人か、もしくは年金生活で悠々自適な生活で自然の中に住みたいという人しか、私はその空き家に来ないと思うとですよ。若い人が、ばりばりのお金を稼がなければいけない、子どもも育てなければいけないという人たちが小国に来るのですか。恐らくそういう人は来ないと思います。ですからやはり小国で魅力ある仕事がない限りそういう人は空き家にも住まないというふうに私は思います。いたら、是非私に紹介してください。恐らく、この前私がちょうどあるときに出くわした人が東京でとても頑張つて、とてもなんか東京で名を売った人だからということで、役場にもちよろちよろ顔を出しているそうですけれども、私はその人に言ったわけですね。その人が今協力隊に入っているかどうかは、私は知りませんが、東京で稼いだお金を田舎に持って来てくださいと、国から小さい町に来たお金をまた東京に持って行かれることはしないでくださいと、私は言ったわけです。ですから、この地域協力隊を成功するというのは、もっと真剣に小国のためになるぞというようなはまりのある人を雇用して、小国町を良くしてもらって、小国の発展に頑張ってもらう人を選んでください。よろしくお願ひします。

町長（北里耕亮君） まず決算でありますので、ここに載っているおこし協力隊については、先ほど内容については答弁を課長のほうからしましたけれども、執行部としては一定の効果があったというふうに把握しております。今後については、議員の考えとは少し違いますけれども、地域おこし協力隊ついて、決算とはちょっとはずれますが、将来の話ですけれども、増やしていきたいとそういうふうに思っています。ただ御意見の中でありました選考というか、そういう部分については、今までも面接をしてしっかり小国のためになるか、小国の部分で自分の力量や経験とかを活用しながら、この小国のためになるかという部分は当然見る部分ではありますけれども、少し考え方が違うのですが、執行部としては増やしていきたいとそういうふうには思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） せっかくですので、その地域おこし協力隊の制度について、1点ちょっとお

伺いたいのですが、これは課長のほうから1年以上3年以下ということで、任期の説明がありました。ということは一つのその地域ではその3年がその上限になるかと思うのですが、例えばそこでの任期が終わったときに、例えば小国で活躍された方がちょっと九州のほうに行ったから今度はちょっと北海道に行ってみようかなということで、別の自治体で再びこの任用されるというのは、それは制度上可能なのか伺いたいと思います。

政策課長（清高泰広君） 基本可能です。ただ、実際、地域おこし協力隊の報酬は限られておりますものですから、この地域おこし協力隊をずっと渡り歩いて生活するというのは、なかなか家族とかがいれば非常に難しい問題ではないかと思っております。それと、先ほど言いましたように、基本はそこである程度その地域で生活する術を見つけて、3年の任期が終わったらその地域に居ついていただきたいというのが基本ですものですから、あまりその渡り歩くというのは想定されていないと思いますし、そんなにはないと思います。

5番（児玉智博君） 想定はされていないと、でも実際はその限られた報酬で今小国に4名いるわけで、それでたぶんその報酬で食べていけているのだらうと思うのですよね。実際そこに居ついてはもらいたいというのが目的であるとすれば、これは国の制度ですから、小国町だけの判断ではどうもできないことではないかと思うのですが、それはむしろ抜け穴を使うことができるようになっているというのであれば、これは制度改正も求めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、町長。要するにその渡り歩けるようなことができないように1回限り。

町長（北里耕亮君） ちょっと理解の部分で少し違うかもしれませんが、制度上、今言われたように移ることができるという部分を制度改正したほうがいいんじゃないかという意見ですかね。特に問題はない、それがいけないのかどうか、ちょっと今私には解からないのですが、特に問題はないかと思えます。私の意見ですが。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

それでは続きまして94ページ、95ページ。

総務課審議員（生田敬二君） すみません、回答が遅くなっております。先ほど、北里議員からの御質問の件です。89ページの職員研修負担金につきましてです。総務課資料の5の7ページにもありますが、職員の研修会、実人員数としては7名ということです。研修の内容につきましては、専門研修ということでございまして、公有財産であるとか、財政業務、また契約事務、マイナンバー、それから給与関係業務等の研修に参加をした分の負担金でございまして、負担先はそこにありますように、日本経営協会NOMAと言われるものですがけれども、そちらに対しての負担金というものが主になっております。

以上です。

総務課長（松岡勝也君） すみません、先ほど、北里議員から御質問がありました殿町、下町公園のボランティアの関係の資金につきまして、これにつきましては、社会福祉協議会のほうが共同

募金を申請に応じまして、ボランティア協議会のほうが社協のほうに申請をいたしまして、その資金を使って草刈り等の財源にしているということでございますので、町からの財源等は出ていないという状況でございます。

議長（渡邊誠次君） 94、95ページ。

5番（児玉智博君） 乗合タクシーの運行委託料について質問します。これは以前も取り上げた部分ではありますが、それまで路線バスが走っていたところが廃線になって、その代替として運行されるその乗合タクシーの路線について、非常にやはりそれまでバスが決まった時間になれば誰も乗っていなくてもやって来るので、急に用事があってもその時間を待っていれば、予約なしに乗っていたという状況が、乗合タクシーになれば前日までに予約をしなければならぬということ、急な用事なんかに対応できないというような沿線の住民の方の声が出ているということはお伝えしたところではあります。そこでやはりその予約システムの前日までの予約というのを何とかせめて当日の朝ぐらいに予約できるようにならないだろうかということをお願いをしたわけですが、その後どういった検討がなされて、それは実現可能なのか伺います。

政策課長（清高泰広君） 確かに前日8時までの予約ということで、これにつきましては、非常にやはり皆さんからできれば直前でも予約したいということでお声はいただいております。実際ここはある程度は3社のタクシー会社が可能な限りそのあたりまで対応はしていただいております。ただこれは一応システム的に今のところはやっぱり前日までに予約しないといろいろと問題も出てきますものですから、難しいところではございます。町としましては、それをやっぱりできるだけ最短に予約時間を縮めるための方法として3社と話し合いながら、共同でオペレーターを入れるとか、そういったことも今後考えていきたいなとは思っております。

5番（児玉智博君） 3社にできるだけ対応をしてもらっているということでしたが、それはどういう意味ですか。その午前中、その日の朝連絡したら行けるなら行ってくれるというようなことがあるということですか。

政策課長（清高泰広君） 基本はそこで全て対応すると普通のタクシー利用との料金の差がでるものですから、なかなか明確には対応できないのですけれども、例えば路線が回っているのであれば途中で寄っていただけるとか、そういった感じで、運行時間は乗合タクシーの場合は決まっておりますものですから、運行時間外に動かしていただくとそれは普通のタクシー運賃になりますものですから、そこあたりはできるだけ3社が運行の中で可能な限り対応していただいているというところがございます。

5番（児玉智博君） では今の話からすると、要するに最初の始発というか、最初のところに前日そのたまたまその予約していた人がいたらそこに行きますよね。その次のバス停にその朝予約したら、そのたまたまそこを通るから乗せるというだけの話であって、それはタクシー会社としても1人だけを乗せて宮原まで行くなら、どうせならもう1人乗せたほうがこれは得だからという

ことで対応しているだけの話であるというふうに思います。やはりタクシーと違うというのが、要は乗り場が決まっています、その時間も指定されているわけですよね。そうであるなら、その決まった時刻を回ればいいだけであるから、それにそもそもその予約が必要だということに私はその問題があるのではないかなというふうに思うのですよね。誰もその住民の人たちは、何もその予約なしで乗せろとは言っていないで、前日に予約するというのが、その何か突然の用事があったときに利用できなければ、では何のためのその乗り場まで設けた乗合タクシーなのだということでおっしゃっているのですよね。だから、せめてその当日予約ができれば、午後であればその日の昼前ぐらいまでに予約すれば利用できるようにできませんかというふうに要望が上がっているわけですが、それには応えられるのかということをちょっとお答え願いたいと思います。

政策課長（清高泰広君） 定時に空のタクシーも回す形をすれば、たぶんいいと思いますが、それになってくると、また経費の問題も出てきますものですから、できるだけ予約いただいて、その必要なだけ走っていただくというのが、今のところは最善の策と考えております。ただ、言われたように、やはりまだ予約が前日とかになってくると非常に不便をおかけすることも事実でございますので、そのあたりは今後とも検討していきたいなと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

96ページ、97ページまで。公平委員会費、交通安全費、諸費、そこまでございますか。

それでは引き続き諸費の分で98ページ、99ページ。質疑はございませんか。

それでは続きまして地籍調査費、税務課の所管でございます。101ページ、103ページの中段までですね。公用車重量税までが税務課の所管です。質疑はございませんか。

次の防災情報施設費は情報課の所管になりますので、続きまして104ページ、電算施設費です。104ページ、105ページ、質疑はございませんか。よろしいですか。

続きまして106ページ、107ページ、会計管理費。よろしいですか。行政相談費は住民課の所管です。

続いて112ページです。112ページの環境モデル都市推進費が政策課の所管になります。

112ページ、113ページ、ございませんか。よろしいですか。

続きまして114ページ、115ページ。

4番（高村祝次君） 負担金補助及び交付金の中に木の駅プロジェクト推進事業補助金180万円とありますけれども、これは木魂館に未利用材を持って来たときに補助金の分と思いますけれども、これは大体計画は何年間やるのかと、これは町だけですけれども、町民の方だけにこれだけ出しているのかをお尋ねいたします。

政策課長（清高泰広君） 木の駅プロジェクト自体は、小国町木の駅プロジェクト推進協議会というのを作っております、ここが山からの林地残材を集めて、それを薪にしてその薪を木魂館のほうに燃料として売る形になっております。木の駅プロジェクトを立ち上げまして、薪を作って



おりますが、実はちょっとまだ施設のストックヤードといいますか、薪ができたのを濡れないようにする施設や機械類の整備とかがまだ必要でしたものですから、そういったものに対する補助金として協議会に流している分でございます。一応ある程度薪の供給体制ができ上がれば、この補助金は徐々に減らしていけるものと思っております。

4番（高村祝次君） 今課長が言ったことは、最初からこの屋根なしのところに積んでありましたけれども、あれで私は大丈夫かなと、薪置き場とか造らなくていいのかなという認識をしていましたけれども、今になって置き場を造らなければいけないというような発想ですか。経過を見てからそういうふうになったのか。実際180万円の中で、それなら木材をどれだけ買ったのですか。

政策課長（清高泰広君） 木の駅プロジェクトの場合は、木材はモリ券という地域通貨を使ってそれで購入します。そのモリ券を購入するために80万円を購入しております。

以上です。

4番（高村祝次君） やはり生木の場合はじわじわと燃えていくと思いますけれども、年数が経ってくれば、半年も経てば屋根の下に入れたり、また風通しが良かったら早く燃えてしまうというふうに私は思いますけれども、そういうことは当初から考えられなかったのかということをお尋ねいたします。

政策課長（清高泰広君） 基本、購入するのとある程度使用するのと回転をうまく調整すれば、当然ストックヤードは必要だったと思いますが、そんなに大量にストックする必要がないと想定しておりました。しかし実際は、この木の駅プロジェクトのスタートが早くて、薪ボイラーの設置が遅くなったものですから、かなり貯木量が多くなったもので、すみませんが、このあたりはちょっと当初の計画の認識不足といいますか、見誤りだったと思っております。

4番（高村祝次君） 発想は、私は、木を燃やして、未利用材を燃やすということでいいと思いますけれども、これが経済効果になるかという点、私が当初から言っていたように、今バイオマス発電ができたお陰で、非常に未利用材もそちらに送れば7千円で取り引きができるというようなことで、あんまり私は、環境モデルとして非常に木質チップとかを公共工事に投入していくことは、あまり経済効果がないのではないかなと、CO<sub>2</sub>削減ということなら、これは私も常日頃から言いますが、やはりこれは環境モデル都市ではなくて、国がそれを推進するなら、やはり全国レベルでやらなければ、今、例えばの話ですけれども、宅急便が配達をやるだけでも、それが不在のときはまた持って帰ると、そしたらまた燃料代がいるということで、せっかくやるならやっぱりそこあたりにメスを入れて、CO<sub>2</sub>削減ということをやっつけていかないと、環境モデル都市だけがこういうことをやっつけていても大幅なCO<sub>2</sub>削減にはならないというふうに、私は認識しております。それがまた経済効果になるかという点、先ほどから言うように、バイオマス発電ができたお陰であまり意味はないというふうに、私は認識しております。

町長（北里耕亮君） 課長も答弁したように未利用材、山であまり利用されていない木材を、特にこの木魂館の周辺だけでなく、大字で言うと黒淵とか、少し遠くの高齢者の方も持って来ていただけるというのは、非常によろしいことではないかなというように思っております。バイオマス発電所のほうに入庫するというか、入れることがあまりできない方々、軽トラで運んで、気軽に運んで来れるというような仕組みはよろしいのではないかなというように思っております。経済的、個々の考え方の違いですけども、私としては、この部分をやるのが小国町にとって産業の一つになり得るというように思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。委託業務調書の中に小国町分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定業務委託、この113ページにありますけれど、2千6百数十万円の特定財源100%とございますが、この京葉プラントエンジニアリング株式会社が地熱エネルギー、たぶん岳の湯をやられているかな、地熱エネルギーは木質バイオマスエネルギーを熱水として導管で供給するシステムを構想し、その事業について検討、その事業性について検討と、その私が1点聞きたいのは、それがなぜ京葉プラントなのかという1点をお聞きいたします。

政策課長（清高泰広君） これは委託業務でございますので、委託業者を決めるときにプロポーザル方式の募集をしました。このときいろんなコンサル会社3社ほど来ましたが、そのうちの京葉さんに決定したわけでございます。

6番（時松唯一君） 6番です。とすれば、プロポーザルをやられたということですが、その岳の湯で業務なんですか。熱水で今やられているのは3社あると聞いておりますが、その残りの2社等からは何もその町に対してそれで大丈夫ですかとかいうようなそういう話はないのですか。もう京葉プラントでいいですよみたいな話なのですかね。

政策課長（清高泰広君） これはあくまでも京葉プラントが地熱開発業者ということではなくて、コンサルタント業務としてのプロポーザルの募集をしておりますものですから、他の2社もいわゆるコンサルタント業者が応募して来ております。その中の3社の中から選んだわけでございます。

6番（時松唯一君） 1点ということで、あと1点お聞きします。その件で岳の湯地区は、合意形成が、説明等ができていくかどうかを最後にお尋ねします。

政策課長（清高泰広君） これは岳の湯地区というよりも西里東部の地熱資源とあとバイオマス資源を今後町全体としていかに利用していくかという構想をたてるものでございまして、特に京葉プラントが岳の湯地区に入っているからということで、そこの合意形成というのはこの事業に対しては必要ないものと思っておりました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

今、114ページ、115ページです。よろしいですか。

それでは続きまして116ページ、117ページです。税務総務費が税務課の所管です。質疑はございませんか。

それでは118ページ、119ページ。

それでは120ページ、121ページ、賦課徴収費の公用車重量税までが税務課の所管です。質疑はございませんか。

それでは飛びまして122ページ、選挙管理委員会費からが総務課の所管です。122ページ、123ページ、県議会議員選挙費。

それでは続きまして124ページ、125ページ。

5番（児玉智博君） 町長・町議会議員選挙費について質問します。選挙広報というのが、国政選挙と知事選挙、あと県議会議員選挙では、町内では配布されているわけですよ。ただ町長・町議会議員選挙の場合は、選挙広報が条例がありませんので配布されておられません。ただ郡内では、阿蘇市が以前から配布していましたし、ちょうど小国の改選の時期と一緒だった高森町が今回から出すようになって、先週11日に投開票が行われた西原の村議選でも選挙広報が今回から配布をされるようになったということです。ちょっと2点言いたいのですが、今度の参議院議員選挙から18歳選挙権が始まりました。それでちょうど新聞誌上でも参議院選挙、18歳選挙権特集ということが組まれていたのですけれど、確か地元紙の熊本日日新聞だったかと思うのですが、熊本県の出身の漫画家の室山まゆみさん、「あさりちゃん」の作者ですね。このお姉さんがちょっと自分の二十歳になったときの最初の選挙のことを回想されていて、お父さんからお前は最初の選挙だから、何も分からんだろうから俺の言うとおりにその投票しろというふうに言われたそうなのです。その室山さんはそれにちょっと反発というか、やっぱりそれはおかしいだろうということで、自分で新聞なんかをじっくり見て、誰にどこに投票するべきかというのを自分で調べて、自分の思う人に1票を投じたということを回想されていました。やっぱり何が言いたいかというと、国政選挙とかだとテレビでも新聞でも連日報道しますから、そこで18歳とかの有権者も判断できるわけですよ。ただ、町長選挙・町議会議員選挙となると、それは新聞なんかは、特に大きいところは報道するかもしれないけれど、こういう田舎だとほとんど取り上げられないと思います。この18歳で選挙権を得たばかりの人が、立候補する人のことを知っているかということ、隣にたまたまその候補者が住んでいたらよく分かるかもしれませんが、そのほかの人たちがどういう人なのか、どういう政策を訴えているのかも分からないと、何の判断材料もないと思うのです。そういう中でやはり選挙管理委員会の仕事というのは、まず投票率を上げることだろうし、そういう情報を提供するのも選挙管理委員会の仕事ではないかというふうに思います。やはり今からの時代、選挙広報ぐらい出していくべきではないかというふうに思うのですが、どうですかね。

もう1点、さっきから移住・定住を受け入れるというふうに言われています。よそから入って

きたばかりの人が、全く3カ月住めば選挙権が得られるわけですが、何の情報もやはり得られないという。やはり移住・定住をやっぱり、私がIターンの受け入れなんか、そのどうかという私の立場は別として、でもやはりそういうのをやっていくのであれば、こういう部分でもやはり町で移住者にもその町政にやっぱり参画してもらおうと、参加してもらおうと、一緒に町づくりを進めようと思うのであれば、選挙広報ぐらいやはり出すべきだと思うし、具体的に言えば、学校の先生方、教職員の皆さん、やはりこういう小学校、中学校であれば、半分は町が給料を出すわけですが、そういう給与支払義務者の1人を選ぶ選挙であり、また教育行政のトップの教育長を任命する組長であったり、その同意をする議会のですね、やはり選挙に参加するために、どういふその教育部門でのその政策を訴えているのだということを知ってもらって、やっぱり選挙に参加してもらうためには、やはりそういう人たちのためにも選挙広報を出すべきだと思う。高校の先生にしても、今回から小国高校は県立高校ですが、ローカルスクールというか、そういうのにもやっぱり指定されました。やはり町の関与というのも非常にやっぱり普通の県立高校よりも高くなっていくわけですから、やはりそのトップや議会議員を選ぶための選挙には是非やっぱりしっかりどういふことを候補者一人ひとりが訴えているのだということを知ってもらって、やはり1票を投じてもらうという意味でもやはり選挙広報は出すべきだというふうに思うわけですが、どうでしょうか。それは立候補する立場からすれば選挙広報を作らなくていいわけですから、その分の事務負担は減るわけだから、もしかしたらいいのかもしれませんが、しかし、有権者の立場に立てばすべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 選挙広報の件につきましては、以前も御質問があったと記憶しております。確かに、阿蘇市、西原という阿蘇郡内で取り組んでいるところを見て、以前もそういったことで選挙管理委員会の中でも話題にいたしまして、検討の課題としては上げております。そういうことで今後18歳以上が投票ということで、投票率を上げるためにはやはりそういったところも一つの戦略ではないかなと思っておりますので、今後の委員会の中でも再度話題にしていきたいというように今考えているところでございます。

5番（児玉智博君） 小国町というのは、地方選挙においても国政選挙においても非常によそと比較しても非常に県内でもベスト3に入るくらい投票率が高いということで、これは選挙管理委員会の皆さんの御努力によるものだと思います。しかし、そこにあぐらをかいていたら、この間投票率というのは下がり続けています。それをやはり低下傾向から増加傾向にしていくためには、こうした予算はかかるかもしれないけれども、そういう努力をやっていくべきだというふうに思いますので、是非前向きに、そして侃々諤々選挙管理委員会でも議論していただければと思います。

総務課長（松岡勝也君） ただいまの御意見を受けまして、委員会の中で論議していきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時03分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 124ページ、125ページ、続きからです。質疑はございませんでしょうか。

なければ126ページ、127ページ、県知事選挙費。よろしいですか。

それでは続きまして128ページ、129ページの統計調査総務費と監査委員費、131ページの上段までいきます。128、129、130、131です。131ページの研修会負担費まで。質疑はございませんでしょうか。

なければ飛びます。194ページです。地域エネルギー費、政策課の所管になります。194ページ下段です。地域エネルギー費9千256万2千989円、地域エネルギー費が194、195、196、197、199ページの上段までが地域エネルギー費です。

6番（時松唯一君） 6番です。197ページの、これは電気自動車急速充電に関する保守契約等、ございますけれども、これは大体何台ぐらいまとめて、ゆうステーションにもございますけれども、まとめて何台ずつぐらい前年度あったか、お聞かせください。

政策課長（清高泰広君） 今、町が管理しています急速充電器は町内4カ所あります。

6番（時松唯一君） 4カ所は知っていますが、その4カ所ある中で台数としてどのぐらいの台数の使用があったかということをお聞きしたい。

政策課長（清高泰広君） すみません、ちょっと手持ちの資料がございませんので、すぐ探してから持って来ます。

議長（渡邊誠次君） ほかに地域エネルギー費。

4番（高村祝次君） 199ページの小国町住宅用太陽光発電システム設置補助金10万円出ておりますけれども、過去にもだいぶん補助金を出したと思います。町のほうは大体設置した費用がいくらぐらいとか、そういう調査ができているのか、調査をしているのかと、今、昨年単価が下がって24円ですけれども、町として今後どのようなことを考えているのかをお尋ね申し上げます。

政策課長（清高泰広君） 個別の案件について、いくらかかっているかは調査をしておりません。

今後につきましてですが、26年度は14件の補助申請がございました。27年度はこの10万円ということで2件の申請でございます。そういった感じで今後太陽光の住宅用はあってもこの1～2件程度かなと考えております。ということで、平成28年度からは、これはシステムを変えまして、こういった低炭素化に資する住宅関係の補助としましては、木質型のバイオマスのシステムとか、そういったものに補助金をつける形と並行してこの太陽光システムについても補助

金を出すことで考えております。

4番（高村祝次君） 家庭用でしたら10キロワット以下というように思いますけれども、現在24円でも、私の試算ではまだ採算は合います。やはりせっかく空き地とかあるなら、補助金をやって推進するのではなくて、やはり町が補助金を出したのはちゃんとデータを取って、設置費用とかそこあたりを出して町が推進していかないと、推進していくとか、補助金を出していくとか、止めるとかいう方向決めをするのは、やはり過去にやったデータをつくらないと意味がないということですね。やはり補助金を出さなくても採算が合います。私が、それは私に聞いたら全部、大体分かりますから。ただ、例えばここではっきり言いますが、50キロワットで今はパソコンが49.5、そしてパネルが70キロワットだったら、結局山間部に置いたら、その冬場が売電が少ない。だからモジュールが多く並べる。そうすると冬場の売電が多くなるわけですね。4カ月、特に12月、1月、2月、3月まで。ですから、こういう補助金を出して、やっぱりその利益があるなら補助金を私は出す必要はないと思うとですよ。このようなところにやっぱりちゃんと今までやってきて、お金がない言わないで、これは出さなくてもこれは採算に合うのではないかということになれば、補助金を出さなくてもすむわけですよ。それが計算がないから、よその町村がやりますから小国町もやりますではなくて、やはり予算が厳しいなら厳しいほど、そういうところは補助金をつけない分はちゃんとつけなくてもいいという判断が、全然データができていないからできないですよ。私は、ちゃんと1年のデータを取っているから、小国の1年間はこのくらいと、そして、パネルが50キロワットつくるのは1枚のパネルでいくら稼ぐということがデータを取っているから言えるわけですよ。だから24円でも採算が合う。町の予算をやるのは、そういうところはよその町村がやるから補助金をつきますとかいうやり方から、私はもう少し考える必要があると思います。その補助金をつくる時には、ちゃんとその採算ベースが合うなら補助金をつける必要はないわけです。例えば10キロなら今30何円ですか。10キロ超したときには24円ですよ。だから屋根一杯や空き地など、空いているところに並べれば、それなりに業者の選択によって利益を稼ぐということですよ。そこをやっぱり補助金を出したらちゃんと蓄積を取って、データを私は取るべきということを申し上げて、答弁はなかなか経験がないとこういうことはできないと思いますけれども、その辺はしっかり勉強して、補助金の無駄な出費を止めてもらいたいと、そして、やはり経済的に使うところに使ってもらいたいというふうに思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） 御意見の中で決算でありますので、この数字、データを見て、確かに先ほど答弁したように数年前は、太陽光パネルを住宅の屋根に、御自分の持家の屋根に設置をして、電気そのこの家庭の電気代を削減する、もしくは発電をするという部分もありまして、かなり普及を小国町でもしました。答弁のとおり少し落ち着いて来ましたものですから、そして、最近は

ペレットストーブを入れるという家庭も増えてきておりますので、ひとくくりに環境にいい部分の住宅設備を入れるのであれば、ではペレットストーブもいいですよということに変えてきております。今後については、御意見もありますけれども、町として、執行部としてしっかり精査をして、太陽光パネルについて今後どうするかと、非常に今言ったように落ち着いて来ましたので、県の補助金と町の補助金と併せてこれを利用される方が多いございますので、その県の動向なんかもありますけれども、町としてしっかりどうするかというような判断をしていきたいというように思います。

以上です。

4番(高村祝次君) そういう中でやはり今後進めていくなら、逆にバッテリーの補助金を出すと、そうしたら昼充電して、それを夜に使うということになると、またかなりな節約にもなってくるし、充電器もやはりだいぶ改善されてきたというふうに私も思いますので、やはり住宅に載せるならそういうことも考えて、やはり常日頃言われるように災害のときにはやはり停電にならないということも視野に入れたことで、やるならそういうバッテリーに今後はウエイトを変えていってもらいたいというように思っております。特に先ほどから自動車も電気自動車というようなことで、充電するときもその太陽光でバッテリーに充電したのを充電するとかというような新たなまた考えも出てくるのではないかなというように思います。

町長(北里耕亮君) 一つ提案をいただきました。蓄電の部分であろうと思いますけれども、私自身も、担当課は知っているかもしれませんが、専門ではありませんので、そのあたりのところ一つの提案をきっかけに、蓄電というのは今御意見があったように災害の部分についても緊急的に停電のときに何かいい効果があるのではと、今ちょっと思いつきの部分ではありましたけれど、検討させていただきたいというように思います。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑はございませんか。地域エネルギー費です。

政策課長(清高泰広君) 先ほどの急速充電器の使用の状況ですけれども、ゆうステーションが720台です。岳の湯で65台、杖立で126台、役場237台、計の1,148台の利用が昨年度行われております。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑はございませんか。199ページの地域エネルギー費までですね。ありませんか。

なければ続きまして210ページに飛びます。

5番(児玉智博君) では、消防費の非常備消防費について質問します。決算で昨年度よりかは、ここは増えているのですけれど、そのどこが増えているのかなというふうに見たら、広域行政の消防本部の負担金が600万円ほど増えておりまして、小国町の消防団に対する歳出というのは、調べて団員数も何か減っているようですので、また操法大会もなかったということで、だいぶ減っているような状況だというふうに思います。そういう中でこれは以前も指摘したのですが、小

国町は出動手当を年5千円ということで、1人5千円ということで出動しているわけです。しかし、消防庁のホームページを見てみますと、この地方交付税の算入額に団員の年報酬が3万6千500円、団長が8万2千500円、出動手当が1回あたり7千円というふうに交付税のほうに算入をされているというような状況です。しかし、小国町がどうかというふうに見てみると、団員の報酬が年3万円、団長は11万円ということで、ここは交付税の算入額よりもちょっとだいぶ高く出しているのかなというふうに思います。出動手当は先ほど述べたように5千円、年間で、その報酬を上げろということはいませんが、この出動手当、特に今年のようにだいぶ地震あるいは水害で出動回数もだいぶ、しかも寝ずの番のような形でやったりしているわけですから、これはせめて1回あたりの出動手当の支給というのを考えるべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

総務係長（佐藤則和君） 消防団の出動手当の件でございますけれども、議員さんから以前より御指摘を受けていた経緯もありまして、消防団長とも今ちょっと協議中でございます。何らかの形で改善していく方向で今後話を進めていこうかなと、今検討中でございますので、もうしばらくちょっとお待ちいただきたいと思います。

5番（児玉智博君） 是非前向きな検討を、やっぱり頑張った人に対してはそれなりにやっぱり報いるという立場が必要なのではないかなというふうに思います。そして、この消防費でもう1点、今入団するとヘルメットとあと団服、それと活動服ということ、あと雨がっぱですかね、ということで本人負担がなしで支給されているわけですが、しかし、長靴はその団員に実費負担をさせているということがあります。やはりこれは消防団として活動するための履物を実費負担させるというのは、これはちょっとあんまりなのではないかなというふうに思うのです。以前であれば、農業をされている人が多かったからそういう個人的に使う人がいたからそういうふうになっているのかもしれませんが、ちょっと時代が変わりました。やはり会社員の方、団員の方、かなりいらっしゃいます。消防団活動以外で使う人というのは、ほとんどいないのではないかと思います。やはりそこはきちんと町が責任を持つべきではないですか。

総務係長（佐藤則和君） 消防団の履物につきましてもちょっと団の中で協議している中で、現状、今よその市町村は編み上げ靴といいまして、そういったものを導入している団もございますので、ちょっと予算がかなりかかりますけれども、そういった方向でいったらどうかという協議も今やっているところでございます。それができない場合は、もちろん長靴等の支給についても前向きにちょっと検討したいと思います。よろしくお願いします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。消防費の210ページ、211ページ、212ページ、213ページ。

10番（時松昭弘君） 10番です。213ページの防火水槽設置工事という形で一応761万2千486円が上がっていますけれども、これは今年の場合1基ですか、1基の設置ですか。今、



有蓋と無蓋というのがあると思いますけれども、この前の4月の14、15日の地震の段階で、いわゆる有蓋の防火水槽、これに対しては地震によってこの中の水槽の水が3分の1ぐらいに水が減っておりました。何カ所か私、確認をしましたがけれども、以前から有蓋の設置が多かったのですけれど、今ある有蓋の防火水槽を無蓋のほうに変えているというような方法は今後検討されていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

総務係長（佐藤則和君） すみません、御質問のちょっと確認ですけれども、有蓋のほうに転化していくべき。

10番（時松昭弘君） いや、有蓋を無蓋に変えると。

総務係長（佐藤則和君） 有蓋を無蓋にですか。

10番（時松昭弘君） はい、有蓋は蓋付きですからね。

総務係長（佐藤則和君） 蓋ありが有蓋なのですか。

10番（時松昭弘君） 今現在は上が蓋がないもの。上に蓋があるものがあるでしょう。その蓋がこの前の地震の際に上に蓋がないものが、地震によって中の水が3分の1ぐらい減っておったというような地区が何カ所もあったわけですね。震災後、一応見てまわった中が。その後にもし火事あるいは災害等があったときには、そのせつかくある防火水槽が役に立たないのではないかと、普通水が入るのが、水道の水を少し常時一杯流しているわけではなくして、わずかな必要最小限ぐらいにしか水が流していないものですから、そこあたりが今後改善するとすれば、無蓋設置が、今上に蓋があるのがほとんどだろうと思いますけれども、こういったのも場所によっては、そういったものも今後考えていくべきではないかというように思います。

総務係長（佐藤則和君） 防火水槽につきましては、地震後、役場のほうも何カ所かちょっと通報があったものを点検したり、消防団にも点検をしていただいております。議員さん、御指摘のとおり平成に入ってからほとんど蓋付きのものしか造っておりません。以前、昭和の時代はプール式みたいなものが多かったのですけれど、今安全上、管理上も蓋がないと子どもさんが落ちたりとか、管理上も全部蓋付きを今からは設置しております。古いものにつきましても、コンクリート構造物、50年が一応耐用年数がまいますので、まだそこまで達しておりませんが、その後はそういったものに、また蓋付きのものに順次更新していく方針でございます。よろしくお願ひします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。213ページの消火栓設置工事、うちの側の消火栓をこのあいだ消防署がたまたま来て触っていたのですが、とうとう最後まで蓋が開かなくて、私が大ハンマーで開けたのですが、やっぱりそういうところは車がもちろん踏むから開かなくなるので、その辺を調べて車ができるだけ通らないような端っこに持ってくるとか、設置替えしないと、とてもではないが、大ハンマーで叩かないと開かないような消火栓なら火事ときには全然意味を持ちま

せんので、それと開けてみたらびっくり40ミリがすわっていたのですが、今後は50ミリに変えるとかいうような方向性があるのか、お伺いいたします。

総務係長（佐藤則和君） 消火栓の蓋につきましては、基本的には水道管が開いている大体真上に付いているのが標準的な泥吐き等も兼ねておりますので、そういった構造になっている関係上、水道管がどうしても車道の真ん中ではないのですけれど、車が通るところに大体布設されている真上ということで、どうしても車が踏むところが多うございます。一応、地元の消防団のほうには年に数回、2～3回は蓋を開けて、そういう開閉の確認、悪ければちょっとゴムを挟んだりとか、そういったことを前はさせていただいておりましたけれども、さっきハンマーの話もありましたけれども、開かないところにはハンマーを買ってあげたりとか、そういった手段もしております。一応消防団のほうに点検のほうをもう一回周知したいと思います。

それと口径の件でございますけれども、消火栓につきましては、どうしても水道管の本管が50ミリしかないものには40ミリしかつけられないと。もともと50ミリしかない水道管に50ミリをつけても圧がないので、今度は逆にひねっても水圧が出ないということで、口径を大きくするにはまず水道管から全部布設替えということで膨大なことになると思っております。一応そういった水道管の本管自体が微細なところにつきましては、今仕方がないかなと思っておりますけれども、今後防火水槽の話もありましたとおり、そういったところには防火水槽等の規模を聞いたりしまして、そういった消防水源の確保に別の方向で提案してまいりたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

それでは続きまして214ページと215ページ、災害対策費までですね。214、215ページ、質疑はございませんか。

なければ次は258ページに飛びます。258ページの公債費、元金利子、258ページ、259ページ、260、261ページまで、公債費と諸支出金。質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、ただいまから歳入に入ります。16ページからページを追って進めてまいります。

まずは町税です。町民税から16ページ、17ページ、軽自動車税まで。質疑はございませんでしょうか。

10番（時松昭弘君） 10番です。17ページですけれど、収入の部で未収金が非常に多いように感じますが、これを滞納処分等がよくあっていると思いますけれど、こういった今徴収関係はいろいろと大変だろうと思いますけれど、今現在まだ現在の段階でもまだ不納欠損あたりもこの前もされたですけれども、不納欠損にまた今年度もまたなる可能性がある分あたりがどれぐらいあるのか、ちょっと分かる範囲で結構ですけれど、お尋ねしたいと思います。

徴収係長（菅尾宏幸君） お答えいたします。この決算書のほうで申しますと、本年度が町民税合

わせて397万6千円ほど不納欠損を行っております。毎年度、結局不納欠損と申しますのが、我々徴収係のほうで捜索なり財産調査等を行いまして、徴収する、担税能力なしと判断する者については執行停止処分をかけるという形で、その執行停止の内容によりまして3年の猶予を持って3年後に不納欠損、あるいは執行停止をかけて即時その該当年度中に不納欠損を処分をするという、大まかに分けて2パターンございます。ただいまの議員さんの質疑で、これからの不納欠損の可能性ということのお答えですけれども、毎年度執行停止は行います。現実行っておりますので、このただいま審議していただいております27年度の会計というのが、メインは3年前の執行停止により3年経過したものとして不納欠損を行っておりますので、25年度、26年度にも行っておりますので、来年度、28年度の決算としては25年度に執行停止処分を行ったものというのが、また新たに不納欠損として出てくる可能性があるかとは思っております。ちょっと金額については、申し訳ございません。ちょっと今把握をしておりますので、ちょっと調べまして、後ほど御回答させていただきます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。16ページ、17ページ。

では続きまして18ページ、19ページ、たばこ税、入湯税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金。18ページ、19ページ、質疑はございませんでしょうか。

徴収係長（菅尾宏幸君） 申し訳ございません。先ほどの質問に対してちょっと資料が見当たりませんで、ちょっと時間がかかりました。平成25年度で町税並びにこれは特別会計であります国保税を含んだトータルの金額であります。25年度で30件の執行停止、総額で4百数十万円程度、平成26年度では17件の執行停止、総額で2百数十万円程度の執行停止を今現在行っておりますので、その金額が3年経過ののちに新たに出てくるものと思われま。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

なければ続きまして20ページ、21ページ。質疑はございませんか。

それでは22ページ、23ページの交通安全対策特別交付金までですね。そこまで質疑はございませんか。

なければページ飛びまして、24ページ、25ページの使用料、総務使用料のうちの公有地使用料が総務課の所管になります。公有地使用料だけですね。24ページ、25ページの公有地使用料。よろしいですね。

続きまして26ページ、27ページの土木使用料の一番下ですね。法定外公共物使用料、これが総務課の所管になります。よろしいですか。

次に28ページ、29ページの下段、総務手数料のうちの台帳と閲覧手数料、町税督促手数料、その他証明手数料、こちらが税務課の所管になります。この3項目です。質疑はございませんか。

6番(時松唯一君) 6番です。29ページ、手数料の中で町税督促手数料38万9千800円と、この38万9千800円の督促料、督促を出した中において何件くらい、何かここに書いてありますか。書いていないですよ。分かれば。

税務係長(久野由美君) 督促状の送付数が3千968通で、その後に納付があつて、未納数が1千342、督促後の納付者数が2千626となっています。

6番(時松唯一君) すみません、ちょっと確認です。2千26件が残っていると理解していいのですかね。

税務係長(久野由美君) 未納数は1千342残っています。現年度分ですね。この手数料で、収入で入ってきている分は町税の分だけでなく、料金の督促手数料も含まれていまして、あとは現年以外の滞納の分が入ってきた分の手数料も含まれます。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑はございませんか。28ページ、29ページです。

それでは飛びまして、次が38ページ、39ページになります。総務費国庫補助金の中の社会保障税番号制度補助金、それから続いて、地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型地域消費喚起型、次の国庫委託金の中の自衛官募集事務委託金、一つ飛ばして、分散型エネルギーインフラプロジェクト委託料、38、39ページはこの4項目になります。質疑はございませんか。よろしいですか。

それでは次のページの40ページ、41ページが一番下段です。県補助金の中の土地利用規制等対策事業費交付金の一つあります。41ページまで。

続いて県補助金の総務費県補助金の中で、43ページです。地方バス運行等特別対策補助金、次の地籍調査事業費補助金、一つ飛ばして、熊本県権限移譲事務市町村等交付金、一つ飛ばしまして、総合エネルギー計画・市町村モデル等地域支援事業補助金、その次の市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金、こちらまでが政策課の所管です。質疑はございませんでしょうか。

6番(時松唯一君) 43ページの、ちょっと私の聞き漏れかと思いますが、熊本県権限移譲事務市町村等交付金、大体詳細にはどうということですか。

財政係長(中島高宏君) すみません、熊本県権限移譲市町村等交付金49万円の内訳でございます。県から移譲を受けて交付されているものですが、主に金額が大きいものはパスポート、旅券法に基づく事務ということで、昨年の実績で11万3千828円、それから浄化法に基づく事務委託ということで15万1千780円、それから鳥獣法及び管理並びに狩猟の適正化の法律に基づく事務ということで14万6千95円ほどの委託金が入っております。

議長(渡邊誠次君) ほかに42ページ、43ページ。質疑はございませんか。

それでは続きまして54ページになります。54ページ上段から県委託金の総務費委託金の中の個人県民税の徴収事務取扱委託金から中段ちょっと下の県議会議員選挙委託金までが総務課の

所管です。54ページ、55ページ、徴収費委託金、統計調査費委託金、選挙費委託金。質疑はございませんか。

それでは財産収入、56ページ、57ページ、目の利子及び配当金の中の財政調整基金積立金利子収入、減債基金積立金利子収入、一つ飛びまして、悠木の里づくり事業基金積立金利子収入、庁舎建設基金積立金利子収入、地域福祉基金積立金利子収入。よろしいですか。

次のページ、58ページ、59ページは2つ飛ばして、ネットワーク事業基金積立金利子収入から小国町学校教育施設整備基金積立金利子収入までです。

10番（時松昭弘君） 10番です。57と58までですけれども、利子及び配当金、これが今財調基金におきましても283万6千円と利子が入っておりますけれども、この運用あたりはどのような形で運用されているのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

財政係長（中島高宏君） 財政調整基金の運用につきましては、現在国債として額1億円の額面を持っておりまして、年利率で1.9%、それから年に190万円ほどの利子収入が入っているものが一番大きいものです。あとは銀行等に1年満期ということでお預けしているものがほとんどでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

では次に60ページ、61ページになります。不動産売払収入、目の不動産売払収入の町直営、一番上から寄附金の林業振興費寄附金以外が総務課、政策課の各所管になります。60ページ、61ページ。よろしいですか。地域福祉基金繰入金までですね。

続きまして62ページ、63ページ。公共施設等整備基金繰入金から目の国民健康保険高額医療費資金貸付基金繰入金までが総務課の所管です。よろしいですか。

では続きまして64ページ、65ページ上段から中ほどまでです。前年度繰越金、町税延滞金、現金預金利子、こちらまでが総務課、税務課、会計管理室、それぞれの所管になります。質疑はございませんか。

それでは68ページ、69ページ、雑入に入ります。雑入の電話料外、コピー使用料が総務課の所管です。

4つ飛ばしまして、消防団員福祉共済制度等、総務課の所管になります。

1つ飛ばして、公有建物災害共済金、総務課の所管です。

1つ飛ばして、南北共有財産管理費負担収入、それから一番最後の熊本縣市町村振興協会市町村交付金が総務課の所管になります。68、69ページです。

次、行きます。70ページ、71ページ、上から2段目、公有自動車損害から1つ飛ばして、災害対応型自動販売機設置手数料収入、地方公務員災害補償基金負担金還付金、次の職員手当過年度過払返還金、自動販売機電気料収入、2つ飛ばして、市町村振興事業補助金。

5番（児玉智博君） 災害対応型自動販売機設置手数料収入に関しての質問ですが、まず1点目、

何台分のこれが収入でしょうか。

総務係長（佐藤則和君） 災害対応型自動販売機は役場庁舎に2台とけやき広場に1台です。合計3台です。

5番（児玉智博君） けやき広場という今度の地震のときも結構避難していらっしやいましたので、場所としては適切だろうというふうに思います。ただその役場庁舎という、たぶん1台はコココーラのもので、よく職員の方たちが休憩をしている場所にあるものだろうというふうに思うのですけれど、やはり今回開発センターが最初避難所になったけれど、やっぱり判断としては危ないからというところで、最終的にはその小国ドームなんかによくの人が避難しておりましたので、やはりこの主旨とすればある程度災害のときに人が集まるような場所に置いてもらったほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

総務係長（佐藤則和君） そうですね。御指摘のとおり当初開発センターが避難所に一番先になりやすいということで、あちらのほう役場庁舎に2台ということでしたけれど、この2、3年そういった機能が失われることであれば検討の必要があると思っております。御指摘ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ほかに70ページ、71ページ、質疑はございませんか。

それでは72ページ、73ページに入ります。上から4段目、派遣職員給与負担金、総務課の所管です。1つ飛ばして、阿蘇世界文化遺産登録推進事業、政策課の所管です。一番下段です。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、政策課の所管になります。

5番（児玉智博君） 中心ぐらいにあります阿蘇世界文化遺産の返還金についての質問です。これが前年度の決算を見てもみますと、歳出で33万6千円というのがありまして、これの精算分として1万3千円が戻ってきたのだというふうに思います。今年度はまた新たに歳出のほうでは33万8千円というふうに予算が組んでおりまして、この間ずっと世界遺産登録を阿蘇の地域が目指す中で続けられていることだというふうに思いますが、率直に言って、ある程度やっぱり最初の頃は役場庁舎でも幕が、開発センターのほうだったですかね、飾られていましたし、小国はありませんでしたけれど、阿蘇市の公用車なんかには横に世界文化遺産登録をというようなことでPR活動もされていたのですが、最近はどうちかという天草の田ノ浦地区のほうで、要は教会群ということで島原あたりと一緒に世界遺産登録を目指す動きのほうで活発というか、マスコミのほうも注目しているような気がするのですよね。まず率直に言って、この阿蘇の世界文化遺産というのは見込みがあるのでしょうか。

町長（北里耕亮君） これは県と市町村一体となって目標を持って進めている部分でありまして、見込みがあるというか、こうなりたいという部分からこの協議会を立ち上げて邁進しているところであります。それにつきますかね。見込みがあるというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 見込みがあるというふうにあるのであればいいのですけれど、ただ実際のその

一緒にやっているその熊本県の力の入れ具合ですよ。これがその今のところその田ノ浦地区で  
すかね、島原と一緒にってところのほうに力点が移っていつているのではないかなとい  
うふうに思います。実際その文化庁がそのユネスコのほうに推薦するその推薦に阿蘇が入るの  
かなという気が率直に言ってしているのですよね。まして、そのもっとユネスコのほうに認定しな  
ければ文化遺産にはなれないわけですから、現実的に考えて相当これは可能性としてはほとんど  
とっていいほどないのではないかなというのが、ちょっと私の認識です。実際、阿蘇地域の市  
民の中にもこれは何としても登録したいというような、何というか市民的な盛り上がりもいま  
ちないのではないかなとも思いますし、実際こういうふうに毎年30万円、40万円近くの予算  
を配分し続けて、やっぱりこれが長引けば長引くほど税金から投入される額も増えていきます  
ので、ある程度農業遺産にもなって、世界ジオパークにもなって、今度は世界文化遺産という  
ようなことをやるのではなくて、ある程度これで行くんだという、ここに軸足を置くのだとい  
ものをしていったほうがある意味その観光客の人にしてみても、阿蘇の地域はこういうので一  
体となってやっているのだなというのが分かり易いというふうに思うのですよね。要するに何  
が言いたいかというと、二兎を追う者は一兎も得ずなのではないかというふうに思うので  
すが、いかがですかね。

町長（北里耕亮君） 県と一体となって進めておりますし、貴重な財源からこの推進協議会に負担  
というか、そういう部分をしているというのは把握はしておりますけれど、知事もよく言われて  
おりますが、ホップ、ステップ、ジャンプという言葉を使いながら、このジャンプの部分世界  
文化遺産にという部分で位置付けております。ですから、あとは今後努力すべき点は、もう少し  
郡市民の意識高揚を活発化させるとか、もう少しその自らの事柄だというような部分であつたり、  
観光的にどういうメリットがあるとか、そういう部分、従来から少し意見もあるのですけれど、  
そういった部分を少しこの予算を使いながらやっていくべきというのを私の口からこの推進協議  
会に言っていきたいというふうに思っております。ただスタンス的には、ちょっと立場、考え  
方が違うのですが、予算、これは決算ですけれども、今後予算も計上されていきますけれども、  
引き続き行っていきたいというふうには思っております。

議長（渡邊誠次君） ではここで暫時休憩をいたします。2時15分から再開をいたします。

（午後2時04分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時13分）

議長（渡邊誠次君） ただいま72ページ、73ページです。質疑はございませんか。

なければ74ページ、75ページの上から3段目、職員採用共同試験公用車使用料、その次の  
執筆謝礼収入、その2項目、2つ飛んで、雇用保険料事業所負担精算金、総務課の所管になりま  
す。質疑はございませんか。

それでは滞納処分費の74ページ、75ページ、滞納処分費、次の臨時財政対策債、74ページ、75ページ。質疑はございませんか。

次、76ページ、77ページは全部総務課の所管になります。76ページ、77ページ。よろしいですか。

それでは次に78ページ、79ページ。質疑はございませんか。

それでは79ページ、町債まで歳入が終わりました。本日の審議の中で歳入並びに歳出に関しての質疑のものがあればお願いをいたします。

11番（松本明雄君） 11番、松本です。どれと言うか、両方にかかっていたので、最後に質問しようと思っていました。ふるさと寄附金ですね。毎年毎年執行部のほうで努力をされた結果、こういう数字が残っております。来年ですか、毎年毎年また数字のほうも上げていただきたいと思います。本年は特にまた震災がありまして、寄附金のほうも増えるし、商店街の方々が非常に今大変でお客さんが来ないとかいろいろありますけれど、返礼品のほうも今何が出ているのか、そしてパンフレットがどのくらい残っているかとか、また新しくパンフレットを作るときにはそういうところの加盟店ももうちょっと増やして、売れるものというか、お客さんが喜ぶ品物を載せて行って、あとそのチラシの作り方にもよりますけれど、お客さんが好まれるような作り方を、もうちょっと数字のほうも頑張りたいと思います。よろしく願いします。

まちづくり係長（渡邊国昭君） ふるさと寄附金について説明させていただきます。昨年、平成27年度4月から10月までは総務課の担当で行ってまいりましたこのふるさと寄附金を、11月から政策課の担当ということで新しいシステムを導入してふるさと寄附金の増収を目指してまいりました。昨年11月に新しく返礼品のメニューを揃え、返礼品のカタログを作りまして、インターネットでの申し込み、クレジット決済ができるようにというふうなシステムを行ったところ、昨年の11月から特に12月に大きくふるさと寄附金をいただいております。昨年1年間で決算書では61ページにあります寄附金の総額で5千706万5千1円というふるさと寄附金をいただいております。昨年の11月に新しいカタログを作って、1千300部を作りまして、現在残りが300部をきったところということで、配布、PRなどを行っております。今年も11月には新しい返礼品カタログができるように、今カタログの製作を進めております。返礼品ということで町の特産品、多くのメニューを揃えておりますが、昨年度ここまでの経緯を振り返ってみますと、11月から今年の3月までの寄附金の件数が1千657件、寄附金額5千300万円の総額ですが、1千657件のうち1千件は肉類に人気が集まっております。肉類は、牛肉、豚肉、ハム、ソーセージ類ということで多くの返礼品としての注文をいただいております。今後もこの肉類に関しての返礼品のメニューを揃えていきたいというところと、今後は人気が出るであろう米ともう1点の乳製品、そして木工製品のメニューを増やすべく関係の事業所と協議を進め



ております。新しいカタログは11月にでき上がることを目標にしております。そして、返礼品のメニューを増やすことと同時に、寄附していただく方がリピーターとなっていただけるように寄附していただいた方への連絡などを密に取っていきけるようにということで、事業所と協力してふるさと寄附金の増収を目指しております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） ちょっと財政のことに関してなのですが、この決算書の261の次のページですので262ページになるかと思えます。ここは実質収支額が2億9千447万3千円ということになっておりまして、これは監査委員意見書の中にも触れてはおりますけれども、この総務課資料の4ですね。この最初の表紙をめくった裏側に実質収支比率で9.0%というふうにあります。監査委員意見書にも書いてありますけれども、3%から5%が望ましいというふうになっておるのですが、今回前年度の26年度の4.3%から一気に9.0%と増えているわけですね。この性質別の支出で見えますと、義務的経費は下がった、しかし一方で投資的経費は学校施設整備事業や町営住宅の新築などで義務的経費のほうは増えてはいるのですが、そのその他の経費も増えているのですけれども、それ以上に義務的経費が下がっているために要するにこれだけ実質収支比率が高くなっているのではないかと思います、まずこの点について率直な感想なりお聞かせ願えればと思います。

財政係長（中島高宏君） 実質収支比率、昨年比べて上がっております。剰余金のほうが増えたということで、去年に比べて歳入が予算より多く入った分もあって、鍋ヶ滝であったり、普通交付税が予算以上に入った部分がございます。歳出では公債費が5千万円ほど下がっております。これについては、過疎債のほう償還が高かった部分が終わって、借入れが少なかった分が始まったような感じになっておりまして、これについては27年度について結果的に実質収支が黒字ということでよかったということになるのですが、今後につきましては、また起債の増とか見込めますので、今後も起債については有利な起債のほうを借り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） その結果としてそういうふうに、確かに鍋ヶ滝なんかというのが、本当に4千万円以上の収入が出てきておりますので、ここは本当に予想以上に盛況だったというのは、その部分はあるのかもしれませんが、ただその起債償還なんかに関しましては、何も急にその法改正がされてその率が下がったりしているわけではないので、ある程度その予想はついたのではなかろうかというふうには思うのですよね。そうした中でやはり9%というと、非常に望ましいとされる部分からかなり大きいのです、しかもその一方でそのそういう人件費なんかもやっぱりずっとこの間下がってきているわけですね。そして扶助費もですね。だからやはりそういうのはもうちょっとそういう義務的経費に限らず、やはり使うべきところにはきちんと予算の配

分をやっていくということが必要ではないかと思いますが、その辺の来年度の、また来年度はその状況も変わる部分もあるかもしれませんが、そういう予算編成において何かその実質収支の部分をどうしてこうというふうに考えていらっしゃるでしょうか。

財政係長（中島高宏君） 実質収支につきましては望ましい数値に近づくようにこれから来年度の予算編成が始まりますので、必要な分につきましては、一応予算を検討していかなくてはならないというふうに考えております。

5番（児玉智博君） 是非よろしくお願ひしたいと思います。3月だったかな、3月の一般質問でもやりましたが、やはり建設課からその予算要求が上がってきた町道整備、具体的に言うと杉ノ平中線ですが、それが財政当局とのやり取りの中でやはり予算付けが見送られたと、2年連続でということがありました。なのにやはりこの実質収支で9%が出てきたということは、やはりその予算編成の過程でやはり見通しがちょっとやはり見通せてなかったのではなかろうかなという部分でもありますので、是非それは来年度以降の教訓にさせていただきたいというふうに思います。

財政係長（中島高宏君） 今の言葉をいただきまして、これからの予算編成に当たりたいと思います。また基金のほうも確かに減っておりますので、できるだけ積み立てのほうをできるようにしていかなくてはならないというふうに考えております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なければこれをもって、本日の全員協議会を終了いたします。

なお、9月14日の水曜日、明日は住民課、福祉課、保育園、教育委員会所管の決算に関する件について、全員協議会を開きます。

お疲れさまでした。

（午後2時27分）

平成 28 年

第 8 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成28年8回全員協議会記録

日 時	平成28年9月14日（水曜）	開会	10:01
		閉会	17:12
場 所	小国町森林保全センター 2階		
出 席 員	穴井帝史	大塚英博	北里勝義
	児玉智博	時松唯一	穴見まち子
	熊谷博行	時松昭弘	松本明雄
			高村祝次
			松崎俊一
			渡邊誠次
事務局 職 員	小田宣義 澁谷広美		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議に 付した 事 件	<p>1. 平成28年度第3回小国町議会定例会提出議案について</p> <p>(住民課・福祉課・保育園・教育委員会)</p>		
会 議 の経過 概 要	平成27年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成27年度特別会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明及び議員との質疑があった。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

# 全 員 協 議 会 座 席 表

平成28年9月14日 (水曜) 午前10時00分

小野 隣保館長 (小野 昌伸)	前田 福祉係長 (前田 孝也)	宇都宮 子ども未来係長 (宇都宮 健治)		澁谷 書記 (澁谷 広美)	後藤 学校教育係長 (後藤 栄二)
-----------------------	-----------------------	----------------------------	--	---------------------	-------------------------

加祥 住民係長 (加祥 一恵)	小林 福祉課審議員 (小林 徳子)	松崎 地域包括支援センター長 (松崎 優子)	河津 健康支援係長 (河津 佐和子)	児玉 保育園副園長 (児玉 敦子)	小野 社会教育係長 (小野 寿宏)
-----------------------	-------------------------	------------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------

石原 住民課審議員 (石原 誠慈)	木下 福祉課長 (木下 勇児)			梶原 保育園長 (梶原 良子)	秋吉 教育委員会事務局次長 (秋吉 陽三)
-------------------------	-----------------------	--	--	-----------------------	-----------------------------

河野 住民課長 (河野 孝一)	桑名 副町長 (桑名 真也)	北里町長 (北里 耕亮)	北里 教育長 (北里 武一)	横井 教育委員会事務局長 (横井 誠)
-----------------------	----------------------	-----------------	----------------------	---------------------------

2 大塚

11 松本

3 北里

10 時松昭

4 高村

9 熊谷

5 児玉	6 時松唯	議長 渡邊	副議長 穴井	7 穴見	8 松崎
------	-------	-------	--------	------	------

小田議会事務局長  
(小田 宣義)

議事の経過 (h. 28. 9. 14)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日9月14日、全員協議会2日目でございます。お集まりいただきありがとうございます。

まずは、北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

2日目の全員協議会でございます。この分については、昨日に引き続いてであります、本日は教育委員会、それから住民課、福祉課、保育園というような部分になっております。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は12人です。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項については、お手元に配付してあるとおりです。

（午前10時01分）

議長（渡邊誠次君） ①平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

②平成27年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

③平成27年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

④平成27年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

⑤平成27年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について

⑥平成27年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について

でございます。よろしくをお願いいたします。

本日の担当課については、住民課、福祉課、保育園、教育委員会です。北里教育長、課長及び局長並びに審議員と担当係長の出席をお願いしています。

それでは課長、局長から所管の平成27年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いしたいと思います。

住民課長（河野孝一君） おはようございます。

最初に、住民課から説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。決算書3ページの歳出の総括表で概略を説明させていただきます。

住民課の所管の決算項目としましては、款2総務費のうち行政相談費、住民支援費、戸籍住民登録費としまして3千776万6千720円、それから款3民生費のうち人権政策費、隣保館運営費、児童館運営費としまして3千202万4千92円、款4衛生費のうち予防費、環境衛生費、清掃総務費としまして2億4千762万180円、款9教育費のうち集会所運営費として59万

8千915円。以上、3つの款、9の目にまたがって予算を執行しております。

住民課所管の決算総額といたしましては3億1千799万1千92円で、歳出総額に占める割合といたしまして全体の5.5%でございます。予算執行率は99.04%でございます。

それでは、歳出、目ごとに説明させていただきます。106、107ページをお願いします。款3総務費、目12行政相談費でございます。主なものといたしましては、無料法律相談業務、消費生活相談業務、行政相談業務に対する費用を歳出させていただいております。

続きまして、110ページをお願いいたします。同じく款3総務費でございます。目14住民支援費でございます。業務の主なものといたしましては、まち・ひと・しごと創生関連事業の少子化対策として実施しました婚活事業、それから金婚、ダイヤモンド婚、米寿、百歳記念品等の町民表彰関係、それから男女共同参画社会の推進、保護司会等の住民支援団体への補助金及び負担金、パスポート業務等に関する費用を歳出させていただいております。

なお、住民相談、町民表彰、婚活事業等の実績は、別添の主要施策成果報告書に記載しておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。と思っております。

続きまして、121ページをお願いします。同じく款1総務費、目3戸籍住民登録費でございます。主なものといたしましては、戸籍住民票、印鑑証明書発行等の窓口業務に関する費用を歳出させていただいております。

続きまして、140、141ページをお願いします。町が政策的に取り組んでいる人権教育啓発に関する業務でございます。主なものとしましては、人権カレンダーの作成、部落解放同盟小国支部補助金等を歳出させていただいております。

続きまして、142、143ページ、民生費、目10隣保館運営費でございます。主なものとしましては、隣保館運営に係る経費や館が実施しています交流事業、人権フェスティバル等の各種人権教育啓発事業の実施に伴います費用を歳出させていただいております。

続きまして、152、153ページをお願いします。款3民生費、目3児童館運営費でございます。児童館は、隣保館と併設されておりますので、児童館としましては児童の健全な遊びの場を提供するために行っております各種教室等、それから子育て広場の開催に関する費用を歳出させていただいております。

続きまして、158、159ページをお願いします。款4、目2予防費のうち、9の需用費の消耗品と12の役務費、通信運搬費で、合わせて7万9千740円を狂犬病予防として歳出させていただいております。

その下の目3環境衛生費でございます。主なものとしましては、ごみの不法投棄の防止を目的とした監視活動、河川水質検査等の環境衛生に関する業務を歳出させていただいております。また、節19負担補助及び交付金で、火葬業務を広域行政事務組合に委託しておりますので、その経費として北部火葬施設負担金、火葬施設事務負担金が住民課の所管の予算となっております。

上段2つ、浄化槽補助金、それから浄化槽普及促進協議会負担金、これは建設課所管の歳出になっております。

続きまして、160、161ページをお願いします。項2清掃費、目1清掃総務費でございます。これは、一般家庭から出る家庭ごみ及びし尿等の一般廃棄物処理を阿蘇広域行政事務組合に業務委託しておりますので、その経費を負担金補助及び交付金としてさせていただいております。なお、各負担金の詳細につきましては、お手元にお配りさせていただいております住民課決算資料としまして委託業務調書、負担金調書、補助金調書を配付させていただいておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

続きまして、238、239ページをお願いします。款9教育費の目の集会所運営費でございます。これは、一番下の段でございますけれども、この倉原集会所は町が人権教育施設として建設し、子どもたちや社会人の人権教育施設として運用しておりますので、住民課でその維持管理費を歳出させていただいております。

以上、歳出について概略を説明させていただきました。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

26ページ、27ページをお願いいたします。款12使用料及び分担金の目2民生費使用料で、地方改善住宅使用料として5万8千600円を歳入しております。

続きまして、28ページ、29ページをお願いいたします。手数料としまして、目1総務手数料のうち下から3列目、自動車臨時運行許可手数料、それからその下の戸籍関係交付手数料、次ページに移りまして印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、同じく印鑑証明書交付手数料、それからその下の段、衛生費手数料といたしまして、犬の登録及び注射済票等交付手数料、それからその他の手数料も住民課所管でございます。

続きまして、38ページ、39ページをお願いいたします。目3国庫委託金としましても、総務費委託金としまして、中長期在留住居地届出等事務委託料を歳入しております。

続きまして、42ページ、43ページをお願いいたします。目2県補助金、目1総務費補助金として、上から3列目、人口動態調査事務補助金、5列目の消費者行政活性化補助金を歳入しております。

続きまして、44ページ、45ページをお願いいたします。項2民生費県補助金としまして、上から4列目、地方改善事業、隣保館運営費補助を歳入し、隣保館運営費に充当しております。

続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。項2民生費委託金、1列目でございます。人権啓発推進事業委託金を歳入し、人権政策の人権カレンダー作成費に充当しております。

続きまして、62ページ、63ページをお願いいたします。項2特別会計繰入金としまして、



地方改善施設住宅資金等貸付金特別会計繰入金でございます。今回の特別会計のほうで説明いたしました。特別会計の余剰金を一般会計に繰出金として繰り入れるものでございます。

続きまして、78ページ、79ページをお願いします。町債でございます。12衛生費といたしまして、城村最終処分場適正閉鎖工事に伴います工事費の財源として起債を借り入れております。

以上、簡単でございますが、一般会計の歳入歳出の主な説明を終わらせていただきます。

福祉課長（木下勇児君） おはようございます。

福祉課所管の一般会計決算について説明をさせていただきます。先般、概要説明につきまして本議会で行っておりますので、本日は主なものの説明とさせていただきます。

まず、全体の概要ですが、決算書の3ページのほうをお開きいただきたいと思います。総括表となっております。福祉課の所管の決算額ですが、民生費、こちらの中の約7億8千200万円、4の衛生費の中の8千300万円、12の諸支出金の中の2億6千200万円ほどが福祉課所管の部分となっております。合計しまして、11億2千700万円で、一般会計決算の全体に占めます19.4%となっております。また、前年度と比較しまして総額で約4千万円ほど減額となっておりますが、この主な要因としましては、老人ホームの事業譲渡に伴う施設運営費がすべて減額となっているところによるものです。

それでは、順を追って歳出のほうから説明させていただきます。

決算書130ページ、131ページをお願いします。款3民生費の項1社会福祉費、目1社会福祉総務費です。この目は、社会福祉全般ということで職員給と地域の見守りや地域の支援など、地域福祉を行っていくことを目的としているところです。1の報酬に民生委員、児童委員25名、福祉協力員49名の報酬が計上されております。

133ページをお願いいたします。133ページ、中ほどより下のほうに19負担金補助及び交付金で、民生委員協議会や社会福祉協議会への補助金が計上されております。また、本年度も臨時福祉給付金ということで消費税引き上げに伴う低所得者に対する暫定的・臨時的な給付措置として1千77人に1人当たり6千円の給付を行っております。こちらも、この中に計上されております。

続いて、目2障害者福祉費です。こちらは、障害者総合支援法に基づき様々な障害者福祉サービスを行っているところです。特に135ページのほうを御覧いただきたいと思います。135ページから137ページに渡りますが、扶助費の障害福祉サービスにつきましては、障害区分が上がることによる単価の増などで生活介護や就労継続支援等の費用が伸びてきているような状況です。また、こちらに不用額として1千170万円ほど出ておりますが、これは扶助費全体の5%に当たる額でして、年度末、特に後半、サービスの利用が伸びてきておりましたので減額補正を行うところを見合わせたところです。

続いて、国民年金事務費です。こちらは、国民年金の市町村受託事務について経費を計上させていただきます。

続いて、138ページをお願いいたします。目5老人福祉費です。こちらは、老人福祉関係の決算でして、職員給と19の負担金補助及び交付金で、老人クラブや敬老会事業への補助が計上されております。

141ページの扶助費で、老人保護措置費が計上されております。こちらは、年度末で小国町の措置者数は小国町の悠和の里入所者が32名、管内の施設への入所者が8名となっております。平成26年度までは町直営で老人ホームを運営しておりましたので、管外施設入所者のみの措置費を計上されておりましたが、今年度は町内施設への入所者の措置費もこちらで計上しておりますので、約7千300万円ほど金額的に増額となっております。また、老人ホーム費が廃目となっておりますので、約1千160万円ほど民生費の中から減額となっております。

次に、6の医療費一部負担金です。こちらは、重度障害者、乳幼児、児童の医療に対する本人負担の一部を助成いたしております。金額的には前年度、昨年度とほぼ同額となっております。

次に、8の後期高齢者医療事業費です。こちらは、保険者である後期高齢者医療広域連合会への小国町の負担分として、事務費と療養給付費が計上されております。

続いて、少し飛びます、146ページをお願いいたします。項2児童福祉費の1児童福祉総務費です。こちらは、委託料に子育て支援環境整備基礎調査委託料として遊具公園の基礎調査委託料149万400円、それから負担金補助及び交付金に子育て世帯臨時特例給付金227万1千円、これは消費税引き上げに伴う子育て世帯への影響緩和のための臨時的な給付措置として、1世帯当たり3千円を支給しております。

2つ下の子育て支援プレミアム商品券助成金30万2千円、こちらは地域活性化地域住民生活緊急支援交付金を活用しまして、就学前の子どもがいる世帯に対して生活支援として実施しております。

その下の施設型保育給付費は、新たな子ども・子育て支援制度に伴い、町の認定を受けた保護者が利用する施設に対する給付金です。財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。

次に、扶助費の児童手当が9千800万円計上されております。こちらは、0歳児から中学生までのお子さん1人につきまして、年齢によって月額1万円から1万5千円を支給するものです。

次に、152ページをお願いいたします。152ページの一番下になります。4の衛生費です。その保健衛生費の保健衛生総務費となっております。主なものは、155ページから157ページにわたって委託料ということで各種がん検診、国保の特定健診以外の住民健診や妊婦健診、乳幼児健診を実施しております。そのほか、下の方に病院郡輪番制病院運営事業費負担金として、休日医療や救急医療の負担金が計上されております。

次に、158ページをお願いします。2の予防費といたしまして、委託料に4種混合や肺炎球菌、日本脳炎、インフルエンザなどの各種予防接種の費用が計上されております。

次に、飛びまして258ページからお願いいたします。258ページ、一番下の段になります。12の諸支出金の特別会計繰出金としまして、その次のページにも渡りますが、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金をそれぞれの特別会計へ支出いたしております。

簡単ですが、以上で歳出のほうを終わらしまして、歳入のほうに移らせていただきます。

24ページをお開きください。24ページ、中ほどに2の負担金、1民生費負担金といたしまして、老人ホーム入所者負担金995万3千368円となっております。こちらは、小国町が措置している老人ホーム入所者及び扶養義務者の入所負担金です。なお、平成26年度までは他市町村が措置している入所者の措置費用、約4千100万円ほどこちらで受け入れて計上していましたが、事業譲渡に伴い、その分は今回なくなっております。

次に、26ページをお願いします。26ページの2民生使用料の中ほどに福祉センター悠ゆう館使用料、こちらは福祉課の所管となっております。

32ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫負担金、1民生費国庫負担金から3の衛生費国庫負担金までが福祉課の所管となっております。主なものは、障害者自立支援や医療給付、障害児支援や児童手当、保育給付費や国保の一般会計から繰り入れる法定繰入に対する国が2分の1を負担する保険基盤安定負担金などが計上されております。

次に、34ページをお願いいたします。2の国庫補助金の民生費国庫補助金から、次のページの衛生費国庫補助金までが福祉課に所管する部分になります。主なものとしましては、中段以降臨時福祉給付金及びその下の子育て世帯臨時特例給付金等の補助金となっております。

次に、38ページをお願いいたします。3の国庫委託金、2の民生費委託金に国民年金事務委託金が計上されております。

次に、40ページをお願いいたします。14の県支出金の県負担金、1の民生費県負担金から3の衛生費県負担金までが福祉課の所管となっております。こちらも国の負担金と同様の項目が計上されております。

次に、42ページをお願いいたします。目2民生費県補助金の1社会福祉費補助金から46ページ、中ほどまでにあります3衛生費県補助金までで、この中から地方改善事業補助金と浄化槽設置整備事業補助金を除く分が福祉課の所管となっております。主なものは、社会福祉費で重度障害者や乳幼児医療費補助など、児童福祉費で子育て支援関係、衛生費で健康増進事業などの補助金が計上されております。

次に、54ページをお願いいたします。県委託金の中の2民生費委託金の社会福祉費委託金として、2段目に特別弔慰金支給事務市町村交付金、こちらが福祉課の所管となっております。

次に、64ページをお願いいたします。19諸収入、3貸付金元利収入、1災害援護資金貸付金元利収入、こちら災害援護資金貸付金元利収入ということで収入が入っております。こちら福祉課の所管となっております。

続いて、66ページをお願いいたします。66ページ、5雑入の2過年度収入で、精算に伴う障害福祉関係の収入がこちらに計上されております。

次に、68ページをお願いいたします。目5雑入で、中ほどに悠ゆう館施設負担金、次のページの上から3段目に地域生活支援事業負担収入、それから下から4番目になります、後期高齢者医療給付費返還金、その下の更生医療費返還金、次のページ、73ページになります、上から5段目、高齢者等活動支援促進施設負担金、下から4番目になります第三者納付金、こちら福祉課の所管するものとなっております。なお、今回主要施策成果調書及び福祉課資料1としまして、委託、補助、負担金等の調書を配付しております。御審議の参考にしていただければと思います。

以上で、福祉課所管の説明を終わります。よろしく申し上げます。

保育園長（梶原良子君） おはようございます。

それでは、保育園費の決算について御報告をいたします。

はじめに3ページの総括表をお願いします。保育園費は、民生費の中に入ります。総額で保育園2億7千220万9千877円ということで、民生費の中では25.5%、全歳出の中では4.6%にあたります。

それでは、歳出のほうからお願いいたします。148ページ、149ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費の2保育園費になります。上から2段目からになります。保育園費の中では、人件費が全体の86%を占めております。

主な歳出のほうを簡単に御説明いたします。149ページ、一番下のほう、需用費の中で修繕費というのがちょっと金額が上がっておりますが、修繕費につきましては各保育園の遊具の修繕、それから雨漏り修繕、それから施設の中で火災報知器とか、浄化槽のポンプ等の交換、それからプールを管理しておりますので、プールの循環器の故障で修繕等に充てたものです。

それから、151ページをお願いいたします。151ページ、中ほどから下になります、委託料につきましては、保育園所管の決算資料のほうに上げておりますので、後で見ていただきたいと思っております。

それから、153ページをお願いいたします。153ページ、上から2段目になりますが、工事請負費、空調機設置工事ですが、これにつきましては27年度は宮原保育園の2階の遊戯室を保育室として使用することになりましたので、遊戯室のみエアコンが付いておりませんでしたので、空調を設置し、トランス工事を含めての金額となります。それから、その下の備品購入費ですが、この備品購入費の主なものは、やはり空調の故障ということで、埋め込み型の空調の交換とさせていただいております。

歳出のほうは、以上です。

続きまして、歳入に移らせていただきます。25ページをお願いいたします。25ページ、中ほどになります。民生費負担費、児童福祉負担金です。保育料の保護者さんの負担金となっております。

続きまして、37ページをお願いいたします。37ページ、上の方になります。民生費の国庫補助金となります。保育の質の向上のための研修事業費補助金です。これは、保育の研修等の補助金として、国から2分の1の補助をいただいております。

それから、次、45ページをお願いいたします。45ページの児童福祉費補助金の真ん中から下のほうになります。多子世帯子育て支援事業交付金です。これは、18歳未満の子どもさんを扶養している世帯で、第3子以降で3歳未満児の子どもさんが対象となります。県と町が保育料を2分の1ずつ負担するというので、実質保護者さんの負担は無料となります。27年度の該当者は16名でした。

続きまして、67ページをお願いいたします。上のほうになります。受託事業収入になります。民生費受託事業収入、保育園費の受託事業収入になります。こちらのほうは、町外に居住する世帯で、保護者の勤務先が小国町にあたりするため、送迎等の理由で小国町の保育園を希望されて入園されている子どもさんとか、里帰り出産で短期入園する子どもさんの施設給付費となります。27年度は、5つの市区町村から12名の子どもさんをお預かりしております。

続きまして、69ページをお願いいたします。上の方です。保育園の給食収入です。職員の給食費、職員は子どもたちと一緒に給食を食べておりますので、職員の給食費と、下の実習生等というのは、実習生を受け入れたときの給食費と給食試食会を行いますので、そのときの給食費として上げております。

それから、そのページの下の方になります。一時保育事業負担費です。下から3番目です。一時保育のほうは、半日と1日というふうに区切ってお預かりをしております。保育園に来ていない子どもさんの、どうしても保護者さんが病院に行かなきゃならないとかいう形でお預かりをすることが多いですが、延べ人数で1日利用が238名、半日利用が30名でした。

簡単ですが、保育園費の決算の説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） おはようございます。

それでは、教育委員会事務局所管の決算内容について説明させていただきます。

まず、資料でございますが、先日配付してあります平成27年度決算資料、教育委員会事務局所管と書いたものがあると思いますので、審議の参考にしていただきますようお願いいたします。

それでは、決算書の2ページから説明させていただきたいと思います。総括表の歳入でございますが、教育委員会事務局に係る款名としましては、12の使用料及び手数料、13の国庫支出金、14の県支出金、15の財産収入、19の諸収入、財源充当で20の町債がございます。

合わせました総額が約6億4千210万円でございます。

次に、3ページが歳出でございます。9の教育費9億4千848万8千341円のうち、9億4千788万9千426円と、12の諸支出金3億4千246万9千580円のうち858万3千552円でございます。合わせました合計が約9億5千650万円でございます。歳出の対前年度比としましては、19%の増になってございます。増加の主な理由としましては、学校建設費によるものでございます。また、町全体の歳出額からの割合は16.5%となっております。

平成27年度の主な事業としましては、小学校における学習生活活動支援員の配置、中学校における学習活動支援員の配置、小学校におけるスクールバスの運行がでございます。また、学校施設整備費事業としまして、平成26年度からの繰越事業であります学校給食センター、小中学校のプールなどの整備工事を行ってございます。また、全国スポーツ少年団ホッケー交流大会を林間広場で開催してございます。

それでは、歳出の内容から説明させていただきたいと思っております。216ページをお願いします。216、217ページの上のほうが教育委員会費でございます。教育委員会の運営に係る費用でございます。

次に、同ページの事務局費は、職員の人件費や事務費が主なものでございます。

219ページに補助金としまして、小国高校支援補助金162万円と、小国高校ホッケー全国大会補助金40万円がでございます。

次に、同ページの下の方からが国際交流指導費でございます。221ページの上のほうにございます語学指導委託料320万円につきましては、2名のALTの方に小中学校の英語指導をしていただいているものでございます。

同じく220、221ページにあります小中高連携事業推進費のうち、221ページにあります12役務費の中の検定手数料122万4千980円につきましては、学力向上に向けた取り組みとしまして、小学校が漢字検定や学力テスト、中学校が同じく漢字検定や英語検定等、確認テストを受けたものでございます。

次の幼稚園費の教育振興費につきましては、私立幼稚園補助金10万円がでございます。

その下からが小学校費でございます。学校管理費は、学校を管理運営していくために必要な費用を支出させていただいているものでございます。

223ページの報酬としまして、学習・生活活動支援員報酬1千205万3千円がでございます。内訳としましては、学習活動支援員が2名、生活活動支援員が6名でございます。

次の225ページには、委託料としましてスクールバス委託料4千469万400円がでございます。

続きまして、226ページが教育振興費でございます。227ページの負担金補助及び交付金としまして、修学旅行費補助金45万円を支出させていただいております。その下の扶助費につ

きましては、就学援助を目的としまして実施したものでございます。

同ページの下の方からが学校建設費でございます。13委託料、15工事請負費が学校給食センターとプール建設に関するものでございます。その下の18備品購入費は、学校給食センターの厨房機器のものでございます。

228ページからが中学校費でございます。学校管理費は、小学校と同じく学校を管理運営していくために必要な費用を支出させていただいております。

続きまして、232ページが教育振興費になっています。233ページの負担金補助及び交付金としまして、修学旅行補助金81万円を支出させていただいております。その下にあります扶助費は、小学校と同じく就学援助を目的として実施させていただいたものでございます。

次が寄宿舎居住費でございます。寄宿舎の管理運営に関する費用でございます。平成27年度は男子が9名、女子が15名で、合計24名の生徒が入寮してございました。

次に、236ページをお願いします。社会教育費でございます。社会教育費は、学校での教育活動を除く青少年や成人に対して行われる教育活動に関するものでございます。まず、社会教育総務費でございます。現在、社会教育委員さんは5名の方に委員になっていただいております。

239ページの中ほどに積立金がございます。奨学金事業基金積立金は、奨学金の原資としまして返済金を積み立てているものでございます。なお、27年度の奨学金の申し込みはゼロでございました。

その次からが公民館費でございます。公民館費は、主に文化祭、成人式、子ども会関係に関する費用でございます。平成28年1月の成人式には、当日は男性39名、女性36名、合計75名の参加者でございました。

続きまして、240ページの中ほどからが文化財保護費でございます。小国町には、現在、国指定が2件、国登録が7件、町指定が12件の文化財がございまして、その保護等に関する費用でございます。

続いて、同じく240ページの下の方からが開発センター費でございます。報償費の時間外管理業務は、夜と休日の管理業務で2名の方に交代をお願いしていたものでございます。

243ページの工事請負費の空調施設設置工事は、502、503、それから501にエアコンを設置したものでございます。また、その下の備品購入としましては301号室用としましてエアコンを購入したものでございます。

次に、242ページの下の方からが交流多目的施設費、小国町図書室に関する費用でございます。平成27年度の図書室入館者数は7千332人、貸出冊数は1万4千767冊でございました。

245ページの備品購入費の図書等購入費は、利用者の要望も取り入れながら新たな図書を購入したものでございます。

244ページの下のほうからが保健体育費でございます。保健体育総務費については、主に247ページから249ページに掛けてありますとおり、スポーツの振興を目的としまして各種の補助を行っているものでございます。247ページには、林間広場で開催されました全国スポーツ少年団ホッケー交流大会実行委員会補助金348万7千626円がでございます。

続きまして、248ページからが体育施設費でございます。臨時雇用賃金は、林間広場の管理・清掃、それから小国ドームと旧4小学校体育館の清掃をお願いしているものでございます。

251ページに工事請負費としまして、小国小学校ナイター施設工事がございます。同ページの中段からが給食センター費でございます。学校給食に関する業務を事務長1名、調理員8名の方に行っていただいております。3学期から新施設での本格的な給食を供給してございます。

次に、261ページをお願いします。繰出金でございます。坂本善三美術館特別会計の繰出金は858万3千552円でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。29ページをお願いします。使用料としまして、学校教職員住宅使用料108万3千430円がでございます。帯田、広瀬、関田、教職員住宅のものでございます。その下に開発センター使用料84万1千650円、小国ドーム使用料58万7千100円、夜間照明施設等使用料127万3千500円がでございます。

次に、37ページをお願いします。国庫補助金でございます。小学校費補助金としまして、特別支援教育就学奨励費補助金7万7千円がでございます。

次の学校施設環境改善交付金4千761万1千円は、給食センター、プールの整備工事に関わるものでございます。

次に、中学校費補助金としまして、僻地児童生徒援助費補助金240万円は、寄宿舎居住費に係る補助金でございます。

次の特別支援教育就学奨励費補助金3万3千円がでございます。

続きまして、53ページをお願いします。県補助金としまして、地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金4万1千円、それから水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金17万8千円、研究指定校補助金5万円がでございます。

次に、57ページをお願いします。支援学校の給食委託金287万2千628円がでございます。支援学校への給食供給に係る委託金でございます。

次の利子及び配当金としまして、59ページの一番上に奨学事業基金積立金利子収入としまして4千203円がでございます。

次に、65ページをお願いします。下の方に奨学金貸付金元金収入としまして、現年度分185万9千500円、過年度分19万2千円がでございます。

次に、67ページをお願いします。下の方に学校給食費としまして現年度分2千343万9千



930円と過年度分12万5千390円がございます。

次に、68ページ、69ページでございます。雑入としまして、電話料ほか1万140円、これは中学校の公衆電話の分でございます。それから、3つ目にあります中学校寄宿舎宿泊負担金77万1千円、その下に体育施設自動販売機収入としまして33万5千895円。

それから、71ページをお願いします。一番下に小中学校の太陽光発電売電料としまして41万7千192円がございます。

それから、75ページをお願いします。下から3つ目の項目のところに柔道場落成式雑収入としまして1万円がございます。

それから、最後になりますが、77ページをお願いします。教育債としましては、備考にあります2つの事業の財源として充当させていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ただいま課長、局長から担当の説明がございました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分から再開をいたします。

（午前11時02分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（渡邊誠次君） それぞれの款ごとに進めていきますのでよろしくお願いいたします。議員におかれましては、別紙、平成27年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別分掌事務一覧表を御参照ください。本日は、この表のピンクに塗られた部分の協議になります。

それでは、款2総務費の総務管理の中で106ページの行政相談費、110ページの住民支援費、120ページの戸籍住民登録費をお願いします、続きまして130ページ民生費の社会福祉費から161ページ衛生費の清掃費までが住民課、福祉課、保育園の所管でございます。

では、ページを追っていきます。まずは106ページ、行政相談費の非常勤職員報酬から駐車場借上料まで、質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、続きまして110ページ、住民支援費でございます。110ページ、111ページ。

11番（松本明雄君） 質問は、111ページの委託料、この説明書にあるとおり、農業後継者を今年は中心にされたと思います。今のところ話に聞くと3名の方がいい方向に向かわれると聞いておりますが、その方々たちともこの前ちょっとお会いしたんですけれども、笑顔が堪えなくてですね、非常にいいことだと思っております。今後はですね、同僚議員の中にも独身の方がいますので、その方も笑顔になるような施策をとっていただきたいと思っております。その辺の説明を住民課長、よろしくお願いいたします。

住民課長（河野孝一君） 議員がおっしゃいましたとおり、去年の参加者が男性が8名、延べ22名の女性との婚活事業を実施いたしました。その中で、2名の方が結婚に向かって前向きに進んでいると。1名はもう結婚が終わりました。小国のほうに住民登録が終わっております。それから、参加者の中で2組の方がデートをしたというところで、おつきあいをする一歩前まで来たというようなことで、全体の8人中6人は何らかの女性との交流ができたかなと思っているところです。

本年度は、また町単独事業として今実施をしているところでございます。今回、平成27年度で一番成果が大きかったのは、やはりこの委託料であります委託をしておりましたフォー・プロモーションの小玉さんという委託員の方が、婚活が終わった後の男女間のアフターフォローをずっと年度末まで続けていると。今現在も続けているということで、そこが一番いい点であったと思っております。本年度も引き続き行方中で、そういう婚活だけでなく、その後のアフターフォロー等も重要なものになってくると思っているところでございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） 報償費の金婚、ダイヤモンド婚、米寿、百歳記念品代について質問します。

このそれぞれの節目節目にいろいろ記念品代を渡されるわけですが、そのタイミングというのは何月ごろされているのでしょうか。

住民係長（加祥一恵君） 金婚に関しましては、熊日のほうからの表彰と合わせまして去年は9月4日しております。ダイヤモンド婚に関しましては、すみません、日にちまではちょっとはつきり覚えませんが、今年の1月に行っております。米寿に関しましては、これは記念品代ということで1万円を個人の口座に振り込ませていただいておりますけれども、9月になっております。百歳に関しましては、今年の2月にやっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 9月か1月、2月ということでした。それで、それぞれ、例えば100歳の方でも、今100歳の方は大正何年生まれか分からないけれども、例えば2月1日に生まれている人というのはちょうど100歳になって受けることができると思うのですが、3月生まれの方は99歳なのか、101歳になったタイミングでもらうことになるんですかね。

住民係長（加祥一恵君） 年度でお名前のほうを打ち出しておりますので、たまたまお祝いするときに99歳という方もおられます。

5番（児玉智博君） それでですね、これは実際に御高齢の方に伺ったんですが、ダイヤモンド婚、1月、100歳が2月というのはいいと思うのですが、金婚式、あと米寿のお祝いが9月というふうになると、やはりですね、例えば金婚式だったら2人とも元気に生きてなければもらえないというところで、できればですね、本当に年を取ったらもう明日が分からないとおっしゃ

る方がたくさんいて、どうせならもうちょっと、その年の9月まで待たずに、もうちょっと早くできないだろうかというような御意見を言われる方もいらっしゃるんですね。ダイヤモンド婚が1月であれば、その金婚式のほうも、それに合わせて、今さっきの熊日のと合わせてというふうに言われましたけれども、受け取ってうれしいものはその年に2回もらう機会があってもいいんじゃないだろうかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

住民課長（河野孝一君） 金婚、それからダイヤモンド婚につきましては、いつ結婚をしたかという部分が戸籍でのことになりますので、どうしてもデータ上は上がってこない。ということで、6月から7月に各世帯から配布して調査をしております。その回答が出た人に対して、金婚を迎えたか、ダイヤモンド婚を迎えるかというのを確認した上で表彰ということになりますので、どうしても9月ぐらいから以降かなと思います。それで、先ほど言っておりましたいつするかという部分については、今後ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

5番（児玉智博君） なるほど、その戸籍での調査というのは、当然そうだと思うのですよね。であれば、その前の年に、前年にですよ、だから金婚式でいえば50年が戸籍から上がってきたのを6月にして、9月にするというのであれば、その前の年にあらかじめ49年の御夫婦を調査すればそれで済む話だからですね、それはできない理由にはならないんじゃないかなというふうに思います、いかがでしょうか。

住民課長（河野孝一君） おっしゃるとおりでございます。調査の時点をいつにするかということで、確かにいろいろな考え方ができると思いますので、その辺も含めて、前年度に、来年金婚を迎える方、又はダイヤモンド婚を迎える方の調査を始めれば、それにも対応できるかなと思いますので、今後の検討の材料にさせていただきたく思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 113ページの上段、小国町更生保護女性会補助金までが所管でございます。

113ページまで、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、続きましては120ページになります。120ページの戸籍住民登録費です。120、121、122、123ページの中ごろまでですね、住基ネットシステム負担金までが住民課の所管になります。質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、130ページの民生費です。社会福祉総務費に入ります。130ページ、131ページ、質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） 質問はですね、民生委員のほうにいきたいと思います。民生委員の方々も、このたびの震災で大変な御迷惑をお掛けしたと思うのですけれども、25人ですかね、児童委員

まで入れて25人。この人数で果たして今後ですね、対応ができるのか。報酬関係も何年か上げていませんけれども、報酬を上げるだけで人数が揃うという面じゃないと思うのですけれども、やっぱり民生委員の方々は非常に個別を回って大変な部分がありますから、今後、民生委員の方々の処遇とか、いろんな面はどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 議員の御意見のとおり、民生委員、児童委員については、非常に地域の活動を活発にさせていただいております。また、地域の部長さんや人権擁護員さんや様々な方々と連携してですね、この業務にあたられております。しかも本年は、決算の話ではありますけれども、今年の話に移りますが、地震の折にもですね、福祉課と協力をして一人暮らしの方々のフォローといいますか、そういう部分も御協力いただいた部分であります。町としては非常に大事な組織というふうに位置づけてはおります。ただ人数については、大きな方向性でありますけれども、なかなかいただける方というのにも限りがありまして、ではこれを増やすといいというような部分もあるかと思いますが、逆に枠を設けても実際なっただく方がというような部分もあるかと思いますが、様々な考え方でありますが、各大字に何人というような地域的なバランスも考えております。ですので、現在のところは、町の方向性としてはこの人数でやらせていただきたいというふうに思っております。報酬等も非常に限られた部分で赴いていただいておりますけれども、当面この部分でさせていただきたいというふうに思っております。

何か補足があれば、お願いいたします。以上です。

福祉係長（前田孝也君） 民生委員さんの25人という定員が適当かどうかということですが、現在のところ、部に1人という形では民生委員さんを置いておりませんので、例えば黒淵地区は3部またがって地域で1人民生委員さんになっていただいておりますけれども、その話は、例えば今の黒淵2、3、4部だったですかね、一人でいいのかというようなお話も一応前回、以前出たことがあります。それについては、民生委員さん方とまたお話しした上で、その地区をどういうふうに分けるのかとか、人数が地区を分けて1人置いた方がいいのかというのは、地域の実情に合わせてそこら辺りは検討していきながら、年に1回、そういった調査も県のほうから、国からも調査がありますので、そういったときにまた民生委員さん方と行政とも協議をしながら、しっかりした、きちんと、適正というかですね、必要な人数についてはまた今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

副町長（桑名真也君） ちょっと補足ですが、民生委員、児童委員の報酬につきましては、地方交付税で1人当たりの活動費ということで5万8千200円年間措置されておまして、これ150万円の25人ですね、6万円ということで普通交付税で措置されているよりは多い金額を支出させていただいているというところがございます。だからといって、じゃこの額が十分かどうかというのは、議論の余地は当然あると思いますけれども、交付税手続きされているよりは

上乘せした金額を支出させていただいているところでございます。

9番（熊谷博行君） 私、以前、行政部長をやっていたときに、福祉協力員もしていたんですが、たしか1年目か2年目は報酬がなくて、その後に2万4千円いただいたんですが、そのいただくというのもですね、何かちょっとこう、何でかなというところもあったんですが、行政部長が知っておられれば常に年寄りとかそういうものと接することがあるんですが、49人の中で、ただ福祉協力員になっている方は、なかなか接することがないことが多いと思うのですが、今の現状でですね、本当に福祉協力員が頻繁に活動しているかどうかの把握ができていますか。

福祉係長（前田孝也君） 福祉協力員についてですけれども、小国町の地域福祉計画に基づいて、高齢者、障害者、子どもさんあたりの支援を必要とされる方の実情を把握して、地域での支え合い活動の中で平成21年の4月からですね、小国町ではこの福祉協力員制度を導入していますけれども、実際、なかなか福祉協力員さんで、単独でちょっとそうやって活動していただくような形ではないので、あくまでも行政あたり、あと民生委員さんあたり、あとは自主防災組織とか、消防団とか、いろいろ何かあったときに連絡、協力、それから連携を取ってですね、実際に活動をしていくときに協力をお願いするような形になりますので、実際にどういった活動をされているとかというのは、その活動報告あたりを出していただくような形にはしていませんので、全体的な把握というのはちょっとできてはおりませんけれども、実際に福祉協力員さんのほうから何をしたらいいんだろうとかかいうお話も聞くこともあります。あくまでもその地域での声掛けとか、見守り活動、要支援者の方の把握とかですね、そういった部分について活動していく中で、地域の実情も恐らくあるとは思いますが、そういった形で必要なときに、またお声掛けをして一緒にやっていくという形を一応取っていくような形にしておりますので、また機会があればそういった福祉協力員さんの活動の状況とかかいうあたりも、また調査したいというふうに考えております。

以上です。

町長（北里耕亮君） まず、この福祉協力員の制度については、町としては必要と考えております。事の起こりが、先ほど11番議員の質問のときにも人数の部分でですね、十分かという部分もありましたが、やはり業務が民生委員さん、児童委員さんの業務が多忙になっているという部分と、部に本当は1人というような部分も理想なんですけど、民生委員さんがいるところ、そして部にはいないところは福祉協力員さんをとというような地域バランスを考えたような形でこれが発足をされました。ですので、まだ数年ではありますけれども、業務が、一人暮らしの方とか高齢者の方、今後また増えますので、業務は増えてくるものと思っております。

また、ちょっと私が聞いているところでは、福祉協力員さんの勉強会なども行っているということですので、この部分については町としては必要ということと考えておりますので、是非御理解をいただきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） 私もちよつと福祉協力員について聞こうと思っていたんですが、今、町長はこれから業務は増えていくと思うというふうに言われたんですが、ではその実際ですね、福祉協力員さん自身から一体何の活動をすればいいんですかというふうな意見が出ること自体ですね、本当に力を発揮すべき、どういう役割を担って行って、それに対してどういうふうに力を発揮していけばいいのかというのがですね、まだ明確になっていないんじゃないだろうかというふうに思うのですが、それで、実際ですね、今、町長が民生委員、児童委員がいない地域にこの福祉協力員を配置するというような言われ方をしたんですが、実際、そういうふうになっているのか。

福祉係長（前田孝也君） 福祉協力員についてはですね、一応先ほど町長が答弁されました民生委員さんがいないところを補足するという形で答弁されましたけれども、実際は民生委員さんがいらっしゃる地区で、その地域で行政部長さんとか、あと民生委員さんの推薦という形で福祉協力員をじゃ何人おきましようかというところは、その地区で話をされた上で推薦を上げていただいて、町長のほうが3年の期間で一応委嘱という形になっておりますので、やはり民生委員さんと福祉協力員さんは、もう必ず、中には地区によってはですね、民生委員さんがいらっしゃる地区の中では、福祉協力員さんがいらっしゃらないところもあります。そこは、地域の実情に応じて話をされて、福祉協力員は必要ないだろうと、民生委員さんだけで対応ができるんじゃないかという話をされた上でですね、一応推薦を上げていただいておりますので、実際49名、今、委嘱しておりますけれども、また必要であればそこら辺りはまたお話をしていただいて、また人数あたり等も必要な人数を上げていただければというふうには思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） だから、やはりこの決算書だけを見ると民生委員・児童委員が25人いて、福祉協力員が49人いるから、その民生委員1人当たりには2人の福祉協力員さんがいて、そういう連携を取りながらやっていっているのかなというふうに見えるんですけども、でも実際はそうではないということですよね。だからその地域からどういう声が上がってくるかといえば、福祉協力員がたくさん、数人いるようなところは福祉協力員は何もしていないじゃないかと、そういう声が上がってくるようなことになっていると思うのですよ。だから、やはり町がですね、大体その世帯当たりには何人ぐらいの福祉協力員が必要なんだというようなやり方で、定数を決めていかないと、ただ推薦があるから、推薦がないからじゃあ、ここは置かなくていい、それが地域の実情に応じてやっているんだというその認識は誤りじゃあないかというふうに思います。その辺の見直しをやっつかないと、この福祉協力員制度そのもの、これは町独自の制度ですから、制度に対する町民の信頼も得られないというふうに思いますが、その辺は定数や1人当たりがどれぐらいの世帯をカバーしていくんだというふうなですね、そういうしっかりとした見直しを行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 今の御意見、十分参考にさせていただきたいと思います。現在、民生委

員さんの地区を含めておりますし、福祉協力員さんも基本的にはある程度広い地域、なおかつ人口が多い地域に福祉協力員さんの数が多いというような、全体的にはそういう形を取っております。民生委員さんがおられても福祉協力員さんもない地区もあるということですが、ある程度エリアが限られているので、私一人で対応できますよというようなお話でした。ただ、今言われたように地域の、いわゆる面積じゃないですけども広さと人口密度というか、その辺を含めて、じゃあ福祉協力員さんが、上限になるのか、下限になるのかは、また今後検討させていただきたいと思いますが、そういった中で、是非そういう数を、ある程度の目安を決めていくというのにも必要かと思えます。ただ、先ほども少し触れましたが、民生委員さんと福祉協力員さんと合同の研修会というのを、研修会というか会議を年に1回は開催しております。ただ100%の方がそこに参加されていないというのも事実ですが、そういった中で共通の理解、町としてお願いしたい部分、特に非常時が中心になると思いますが、常時の地域の見守りも含めたところをお願いしておりますので、今後はそういった部分も含めて民生委員さんと福祉協力員さんの連携、充実を図っていくという形でやっていきたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 私、経験者が言っているんですから、そんなに間違えているとは思いませんが、福祉協力員も個人情報をお願いしていますので、年に1回集まって1時間ぐらいの話じゃなくて、責任を持てるような、民生委員から声が掛かって動くんじゃないじゃなくて、その部落の要介護者じゃないけれども、そういうものの名簿を持っていますので時間があればそこに行くとか、そういう勉強会でも開いていただくと、協力員さんがわりと自分で動けるような立場になると思えますので、どうかよろしくをお願いします。

福祉課長（木下勇児君） ありがとうございます。そういった、今御意見いただいた部分も含めて、今後福祉協力員の会議という中で、再度確認も含めてお願いをしていきたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） この制度は、小国町独自の部分でございまして、冒頭言いましたように制度的には、これから中身は努力しなければいけない部分はあるとは思いますが、制度的には福祉のこの部分の手厚さというか、それを保つ部分だろうとは思っております。ですから、この制度の部分で町としては是非続けていきたいという部分はありますので、繰り返しになりますが中身の部分、先ほど係長、課長が答弁したとおりですね、今後また中身の部分は検討していきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。ただいま130ページ、131ページです。

引き続き、132ページ、133ページ。

4番（高村祝次君） 133ページの負担金補助及び交付金の中に、社会福祉協議会の補助金2千250万円とあります。これについて、内容を詳しく、どういうことに使われているのか、説明

をお願いします。

福祉課長（木下勇児君） こちらは、社会福祉協議会へ2千250万円の補助を行っております。

基本的には、社会福祉協議会には大きく分けまして総務管理部門と、あとは事業を実施する部門ということで、サポートセンター悠愛であったり、居宅介護サービスであったり、あと今は老人ホームの運営をしております。そういったそれぞれの施設につきましては、収入とそれぞれで基本的には対応しております。その総括的な住民の社会福祉活動への住民の参加を援助するというような形の中の総務部門の主に人件費をこの2千250万円で充当、対応させていただいているところです。

4番（高村祝次君） 人件費といえばですね、例えば老人ホームの施設長とか、サポートセンター悠愛の施設長の方々などの人件費も含まれているということですか。

福祉課長（木下勇児君） いや、基本的には社会福祉協議会のあそこの事務所にある総務部、いわゆるあそこの事務局長、あと職員が2名おりますが、主にその3名の人件費のほうに充てられるということです。

4番（高村祝次君） そうであれば、社会福祉協議会の理事長の給与は、どこから出るんですか。

福祉課長（木下勇児君） 申し訳ありません、ちょっと確認させていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

2番（大塚英博君） 民生委員の協議会の補助金115万円のことについて質問したいと思います。

これは、福祉協力員ができた後も、前とあまり変わっていないんじゃないかなと思っております。このことについてですね、先ほどの質問の中でもありましたように、活動を一体となってしまうと思えば、協議会のほうが主体となって4つの部会がございます、児童母子部会にしても、障害者部会、高齢者部会という4つの部会がありますけれども、これはみんな本当言うと自腹というか、そういう中で活動しております。その中に福祉協力員も入れてその活動を広めていこうと思えば、本体のこの協議会という中にいくらかでも増額していただければ、そのいろんな面においては活動というものの幅が広まっていくんじゃないかなと。そういうことで、高齢者とか、児童委員とかありますので、これから先、その点についてですね、お考えをお聞きしたいと思います。

福祉係長（前田孝也君） 協議会の活動内容ということでよろしいですか。先ほど大塚議員のほうからお話がありましたが、4つの部会が、高齢者部会、児童母子部会、人権部会、障害者部会、4つの部会で、それぞれ部会の中でいろいろ1年間何をしたいかという話をされて、それを毎月定例会を兼ねて、またその部会主催の研修会あたりにもしたりとか、あとはいろんな各種行事等への参加あたりも含めたところで1年間の事業計画を立てていらっしゃると思います。それに加えて心配ごと相談所の相談員業務あたりもされているかと思いますが、実際はそういった会議費とかですね、そういった活動が一番主になるかというふうに思いますけれども、あとは活動



費ですかね、そういった辺りが支出的には大半を占めていますので、実際に事業をしていく中で活動費というのは、やっぱり少ないのかなというふうな形では、決算書あたりで見ると出てくるかというふうに思います。

以上です。

2番（大塚英博君） 今言われたように、本当に少ないと思います。これから福祉協力員と一緒に活動を広めていって、地域の見守りだったり、そういうふうなことを、安心・安全なまちをつくるためには、この活動は非常に重要だと思いますので、是非そのところを検討していただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 2番議員は民生委員さんでありましたので、内容はよくお分かりになっていたかと思いますが、それは少ないより多い方がいいのは分かりますが、この中身については、たぶん、郡民生委員協議会、県民生委員協議会に負担をするような部分も中にはあるかと思えますし、今さっき言われた部会がいくつかあるというのも、ちょっと私も聞いてはおります。限られた財源の中ではありますけれども、執行部としてはですね、この部分の金額で行わさせていただきたいというふうに思っております。御意見はよく分かるんですが、総合的な部分も鑑みてですね、当面これでいかせていただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 役務費の中に通信運搬費とか、手数料、浄化槽法定検査料、火災保険料、福祉センター悠ゆう館、浄化槽清掃費とかいう、また浄化槽維持管理費とか、電気保安業務委託料という項目がありますけれども、これは社協の事務所がある中の検査とか清掃費ですか。

福祉課長（木下勇児君） 今、高村議員がおっしゃるとおりで、ただ通信運搬費につきましては、これは臨時給付金関係で通知をしたりした部分の費用がほとんどですので、こちらは違いますが、ほかは悠ゆう館等の施設の維持管理費がこちらで計上されておりまして、その分は負担金という形です。決算書の69ページになりますが、悠ゆう館の施設負担金収入ということで109万7千円、費用の分をいただいているところです。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして134ページ、135ページです。障害者福祉費の続きになります。134ページ、135ページ。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、136ページ、137ページの国民年金事務費、老人保健費、質疑ございませんでしょうか。

10番（時松昭弘君） ちょっと前のページに戻りますけれども、135ページですね、扶助費、一番下ですが、先ほどの説明では減額補正を見合わせたというような話がありまして、不用額が

1千170万円ほどになっています。この減額補正を見合わせたというのは、どういうことで見合わせたのか、説明をしていただきたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 不用額のほうが1千173万円ほど出ております。金額にしても大きい金額だということで認識をしております。こちらが、ここに書いてありますような補装具の交付事業、更生医療の給付事業、そのほか、次にページに渡って4項目あり、いろんなサービス等の給付事業があるわけですが、上半期から下半期に掛けてですね、その利用の推移が少し膨らんできておりました。そういうことで、2月に3月の不用額ということで算出して減額補正するかどうかを内部で検討したんですが、どうしてもなかなか確定できなかったというか、数字的に確定できないものですから、足りないといけないということで3月での補正の減額を見合わせて、ただ最終的には、結果なんですけど、こういった金額での不用額ということで出たということで、全体がもともと2億2千万円ということで非常に大きな金額ですので、率にすると5%ほどになるかと思いますが、なかなかこの金額ぐらいの増減がですね、はっきり見えてこなかったということで、補正での減額ができなかったということです。よろしくをお願いします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。ただいま136ページ、137ページです。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして138ページ、139ページ、老人福祉費に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、140ページ、141ページ。

5番（児玉智博君） 乳幼児医療費と児童医療費の一部助成のところについて質問します。町外医療機関での現物給付化と、あと高校生までの児童医療費の対象者拡大については、何度も要望というか、質問をしてきておりますが、その後、何か検討なりされたでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 今の御質問、2種類あったかと思いますが、まず現物給付の件ですが、現在町内が対応しております、町外については対応できておりません。ただ、その件については、今内部で協議して、特に利用が多い利用機関ですね、ここでちょっと具体的な名前を上げていいか分かりませんが、津江のほうのと阿蘇市のほうに医療機関が、結構小国町の方が行かれて現物給付を受けているところがありますので、そちらのほうにちょっと相談してみようかという内部の検討までですが現在行っております。というのが、やはりそれを向こうがOKしてくればですね、町としてもその分の事務の効率化ができるというようなこともありますので、少し今年のうちですね、その辺はちょっと相手方とのお話をしたいということで内部のほうでは検討しております。

それと、年齢の部分につきましては、現時点ではまだ今の中学生までということで進めていきたいというふうに思っているところです。

5番（児玉智博君）　そういう個別の医療機関と協議を、大分その協議に入るまでも随分時間がかかったなというような印象も持っているんですが、それは一定の前向きな前進と捉えますけれども、実際ですね、県内医療機関であれば保険の支払いを国保連に委託すれば、それで町の方の負担も全体的に減って軽くなりますし、それもですね、この間の答弁では大体200万円ぐらいの新たな予算で可能であるというふうな答弁もあるわけですが、そっちのほうの検討はされないのでしょうか。というのが、やはり、例えば最初公立病院にお子さんを連れていって、大体その日赤、熊大と、そういう大きな病院に紹介された場合に、万が一そこに入院でもすればですね、やはり高額な自己負担金というのも発生するわけですが、たとえその利用実績が大きくなって、万が一利用した場合に保護者の人たちに大きな負担が掛かってしまうような部分の手助けという点でどうですかね。

議長（渡邊誠次君）　それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時01分）

議長（渡邊誠次君）　それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

住民課長（河野孝一君）　すみません、住民課の決算資料としてお手元にお配りしておりました分で1カ所訂正をお願いしたいと思います。決算資料の1ページ、委託業務調書の一番上の結婚支援対策業務委託の財源内訳が一般財源100とありますけれども、これを特定財源100に変更をお願いしたいと思います。

それともう1点、先ほど住民支援費で百歳表彰の表彰する月を2月と説明させていただきましたけれども、敬老の日に合わせて国から金杯が贈られますので、それが町に届いたときの9月に表彰するというので訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

福祉課長（木下勇児君）　先ほど御質問がありました社会福祉協議会補助金に関連しまして、この補助金の中の費用ですが、先ほど職員3名の人件費ということで総務部門の説明をさせていただきましたが、正しくは職員3名と事務局長の一部、事務局長の部分が全体的な把握もあるということで、一部含まれておりますので、3名と事務局長の一部分が含まれているということで、会長の分はこちらの補助金では充当していないということです。

保育園長（梶原良子君）　すみません、保育園のほうも一つ訂正というか、記入していただく部分がありましたのでよろしくお願ひします。決算資料の保育園所管の分ですが、めくっていただいて1ページ目です。工事請負調書の中の請負者の名前が入っておりませんでしたので、宮原保育園遊戯室空調機設置工事の請負者の名前を、御記入をいただきたいと思ひます。有限会社穴井電工でございます。申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

4番（高村祝次君）　それでは、収入で、こっちは悠ゆう館の施設から109万7千円入っておる

ということですが、こちらは土地借上料から恐らくその上ずつとが計上されています。何でも法人化しておるのに、直接しないのかをお伺いしたいと思います。建物は町が恐らく個人の人から借りているということがあるかもしれませんが、今はもう以前の社会福祉協議会じゃなくて法人を立ち上げておりますので、何でしないのかをお伺いしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 申し訳ありません、ちょっと説明不足で、先ほど言われたように町の方で支出を、あそこの施設の維持費を、支払いをして、収入ということで全体の経費の光熱水費等は3分の2を社会福祉協議会から負担金ということでいただいております。こちらは、悠ゆう館の中に大きな会議室がありますが、こちらについては基本的に町のほうで年間を通して利用の判断をさせてもらっていて、町の施設という位置づけで施設を管理しております。そういった関係がありまして、町と社会福祉協議会とで光熱水費のほうを、社会福祉協議会が3分の2、町が3分の1ということで現在一旦町で支払って社会福祉協議会から負担金という形で受け入れをやっているものです。

議長（渡邊誠次君） それでは、140ページに戻ります。140ページ、141ページから。

町長（北里耕亮君） 以前から話題になっていることであります。今回の決算議会ではですね、前年度、27年はちゃんとということではありますが、これからの話であります。議論の深めについては、また一般質問等で、以前も一般質問でありましたけれども、今話題になりましたから答えさせていただきますが、担当課のほうとしては大きく2つ、現物支給の分と高校生までの分というのが話題で、現物支給の分では、先ほど言ったように内部で検討はしております。ただ、いつもその財政的な部分で壁にぶち当たるといいますか、それだけの費用対効果があるかという部分の判断に悩むところであります。その部分で、先ほど言った個人病院さんの部分の利用が一番多いところ、町内の方がそこの医院さんに行かれるケースが多い。そこを、じゃあ何とかよくできないかというような検討は正直しておりました。全体的な部分については、引き続き検討という部分よりも、もうなかなかそれだけの費用対効果が厳しいという判断に落ち着きますので、ちょっと見合わせていただきたいというふうに思っております。

次に、高校生の部分についても、それは出さないより出したほうがという部分はあるんですが、様々な、中学生まで今行っておりますので、その部分あたりでよろしいのではという判断を現在の執行部としてはさせていただいているところであります。

議長（渡邊誠次君） それでは、よろしいでしょうか。140ページ、141ページから進めてまいります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、142ページ、143ページ。

5番（児玉智博君） これももう毎年質問しておりますけれども、この部落解放同盟小国支部補助

金ですね、要するにここは部落解放同盟というのは全国組織ですけれども、要は部落差別の解消ということを目的にやっている全国組織です。今先ほどですね、子ども医療費については、それだけの費用対効果があるのかというふうにお答えがありましたけれども、それではこの200万円という予算を毎年支出を続けているわけですが、それだけの費用対効果があるのでしょうか。

町長（北里耕亮君） 考え方、捉え方、ちょっと考え方が違うかもしれませんが、執行部としてはあるというふうに思っております。中身も担当課を含め精査をしておりますけれども、結論は活動もしておりますし、あるということでは捉えております。

5番（児玉智博君） 活動は何かしているのは分かります、それは。旅費なんかですね、ちゃんと領収書も出てきています。ただ、あるというのは簡単ですけれども、じゃあそれなりの200万円という高額な、200万円の効果というのはそれはありますと言われて、そうですかというふうにはならないんですけれども、どういう部分での200万円の効果というふうに町長は判断されるんですか。

町長（北里耕亮君） 最近の話でありますけれども、解放運動だけにとどまらず、あらゆる差別の解消という部分です、この差別がないように啓発を、私もいつも啓発が大事であるというのを言っております。そういった部分と、団体と協力をしながらこの町の差別の解消に努めるという部分であります。人権啓発フェスティバル年に2回行っておりますけれども、いろんな切り口から、いろんな事柄をやると。それについては、解放同盟は解放運動だけでなく、解放運動もあるんですが、その啓発をするという部分で行政の考え方と一致しております。しかも、私の持論ですが、町民の理解を得ながらそういう啓発活動をする部分を是非やっていただきたいという思いがあります。それについては、今現在の支部の活動もできるだけ町民の理解を得ながら、解放同盟の団体だけを考えてではなくてですね、町民と考え方を一体となった、独りよがりではなくて、一体となった活動を今はさせていただいているものというふうに思っております。そしてまた、そういう考えの下でこれからも行っていただきたいというふうに私は思っております。ですので、これからも補助金を出している執行部というか、行政の部分のある程度の考えをお伝えさせていただきながら、そして御自分たちで活動する部分、それから協力して人権啓発の事業に取り組んでいただく部分でやっていただきたいと、そういうふうに私は思っております。

効果があるかという部分については、そういう行政のこととともにやっていただくという部分についてですね、それだけの部分の仕事をしていただいているというふうに把握をしております。

5番（児玉智博君） 町民と一体となった、独りよがりでない活動を今しているし、今後もしていただきたいということでした。じゃあ、その独りよがりでない活動をしてもらうために200万円も出すのかという話です。それは、もうそれぞれの団体の考えがあって、それに基づいて活動もするというのは結構なことですし、町もですね、その協力をして、そういうあらゆる差別の解消のためにいろんなところと協力するのはいいと思うのですけれども、その協力、イコールが

そのお金を出すということになるところが理解できないわけですが、いかがですか。別にお金を出すことだけが協力ではないと。違った形の協力をしていくべきじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 確かに御意見のように、人権フェスティバルとかというのは行政が、正確に言うと実行委員会が組織されて、実行委員会主体でやっております。そういった部分の、町や実行委員会が望むべき部分、それに運動団体のほうが協力をいただくという部分もあるでしょうし、個別の案件で解放同盟が活動する、それに行政が協力するという部分もあります。御意見のように、それはお金だけではないという部分はありますが、活動の資金を、補助金を出すことによって活発になるというふうな、当然それは補助団体、いろんな団体ありますから、それは執行部の判断においてですね、この団体に一定の金額を補助して、そして活動を活発にしてもらおうと、それが小国町にとって必要だという部分で判断をしておりますので、ここは是非御理解をいただきたいというふうに思います。

この部分については、それぞれ考え方がいろいろ御意見はあるかと思えますけれども、本日は決算の全員協議会でありますけれども、昨年度についてはしっかり数字上も執行部としては問題ないというふうに答弁させていただきたいと思えます。これからの部分については、また別の一般質問などのステージでさせていただきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） もう毎年ですね、同じような答弁なのかなというふうに思います。ただ一つ言えるのは、先ほど2番議員が質問されていた民生委員の協議会、民生委員といえどももう御存じのとおり、やっぱり民生委員さんがいてくれてよかったと言う町民の人はもうたくさんですね、お年寄りからそういう障害のある方がいる御家庭、あると思うのですけれども、そこが先ほど言われたところよりも、より高額な予算がこちらに配分されていると。やはり私は、これは行政の予算の組み方としておかしいというふうに思うということは、引き続きこの点については追及をさせていただきたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

それでは、144ページ、145ページ、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして146ページ、児童福祉総務費に入ります。146ページ、147ページ。

3番（北里勝義君） 147ページの19の負担金補助及び交付金の中で、施設型保育給付費ということで2千591万8千円余り交付をしております。これにつきましては、子ども・子育て支援法が改正をされまして、新しい支援制度ということで27年の4月からスタートをしていると思えます。国においては、7千億円の予算を毎年付けていくという話も聞いております。小国町におきましても、小国町の子ども・子育て支援事業計画書ですね、5カ年計画を立ててこの支援

を行っている、その一環だというふうに思っております。この中で、資料をいただいておりますけれども、給付費を国が50%、それから県が25%、それから町が25%の負担割になっております。この資料の中で出している認定施設が学校法人桐原学園になっております。資料によりますと園児数が延べで351名ということになっておりますけれども、実質幼稚園に通園されている人数がどのくらいいるのか。それから、南小国町もたしか何人か通われているというふうに聞いておりますけれども、その辺の内訳が分かりましたら、お尋ねいたしたいと思えます。

子ども未来係長(宇都宮健治君) 今、北里議員がおっしゃられました施設型給付につきましては、これは桐原学園のほうに支払っております、その小国幼稚園の利用園児数というのは延べ341名ですけれども、大体月28名から30名の方が通園されております。それ以外に南小国町のほうから広域入所ということで通園されている方もいますけれども、ちょっとすみません、その数字については今手元にございませんで、また調べてからお知らせいたします。

3番(北里勝義君) 一応、28名から30名小国の方が通園されておるということで、その方々からの保護者に対する支援ということで、今回約2千591万9千円ですかね、ということによろしいですかね。南はまた南で給付があるということによろしいですかね。

それと併せて、この給付によって保護者さんの負担ですね、小国町の保育園に通っている部分と大体同等ぐらいになってくるのか。そこら辺、ちょっと比較されているかどうか、お尋ねいたしたいと思えます。

子ども未来係長(宇都宮健治君) 国の保育料の算定の仕方がありまして、国の基準が示す部分がありまして、それに従いまして町の保育料、幼稚園の利用料というふうに決めておりまして、それぞれそう大きく食い違うことがないような保育料の設定のほうにはなっております。

以上です。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、148ページ、149ページ。

5番(児玉智博君) 賃金の臨時保育士賃金が11人分というところについての質問でございます。

これで、この臨時保育士11人さんの中で保育士有資格者の方が何人いて、資格を持っていない方と資格を持たれた方の給与、基本額の違いがあれば、それを説明してください。

保育園長(梶原良子君) 臨時保育士賃金についてですが、4月当初は有資格者が6名と、無資格の補助者が3名、計9名でスタートいたしまして、その後、0歳、1歳の入園が増えましたので、6月に有資格者を1名、それから7月に無資格者を補助として1名、それから3月の入園もありましたので、2月に有資格者を1名入れまして、ここでは11名になっていますが、最終的には2月に12名となっております。有資格者が8名と無資格者が4名です。

給与に関しましては、臨時保育士のほうは、日給で6千700円です。無資格の保育補助のほ

うは日給で6千円です。それに、交通費等は付いております。

以上です。

5番（児玉智博君） 資格を持たれている方でもですね、日給で700円しか高くないということです。これが妥当なのか。計算してみるとですね、月に大体20日間出たとして1万4千円しか変わらないというようなことになるわけですね。それで、大体ですね、保育士資格を取るためにどれぐらいの必要がかかるのかと。いろいろ、例えば4年生大学の保育学科なんかを出て安くて300万円ぐらいじゃないかなと。短期大学ですね、尚綱短大の幼児教育科などを出ても、恐らく200万円以上かかるんじゃないかと思います。ただですね、資格試験ですので、そういう学校を出なくても試験を受けて合格すれば取ることができるんですけども、受験資格士がたしか高専以上の学歴があればですね、どういう学校で勉強していたかとか関わらず受けられると思うのですが、通信教育を受ければですね、大体5万円から30万円ぐらいの費用で合格できるというふうになっていますので、私はですね、この制度自体がちょっともう介護福祉士でさえ、実務経験があつて研修を受けなければもう受験できなくなっていますので、保育士がそういう道があること自体が、ちょっとこれが制度からどうなのかと思う部分はあるんですが、ただですね、ちょっとここで確認しておきたいのが、この8名の方がどういう経緯で資格を取られたのかということを確認したいんですが。

保育園長（梶原良子君） 8名のうち1名は試験で合格をしております。あとの7名は、全員短大及び4年生大学を出てからの有資格者となっております。

5番（児玉智博君） やはりですね、もうそれは本当に思うのが、そういう専門的な教育をしっかりと受けた方でないと、即戦力にもならないと思うし、保育士資格というのはそれだけ重い資格だと思うのですよね。それで、ちょっとこれは私の知り合いの方で今度の4月から保育士として、町外ではありますけれども、働き出した人がいるんですよね。この人は、最初その4年生大学に入ったわけです。それは、もう全然保育と関係ないところに入って、しかし、その人は子どものころからやっぱり保育士になるのが夢だったということで、やっぱり保育士の夢を捨てきれないということで4年生大学を退学して、やっぱりこういう自分のわがままだからということで、学費で親に迷惑は掛けられないということで、夜遅くまでファミリーレストランでアルバイトをして、そういう費用を自分の力で貯めて、短期大学に、幼児教育科に入り直して、今年たぶん25歳になると思うのですけれども、その保育士として歩み出したわけですが、この人は本当に何かこう、日本社会自体が保育士という資格を軽んじているんじゃないかなということがありますよね。やはり学校教諭の資格を持っていればその保育士の代わりができるなんていうふうに制度がなったりしてですね、その人が言っていたのが、私がこれだけ苦勞して取った保育士資格というのはそんなに軽くないんだというふうに言っていたんですよ。私、まさにその通りだと思います。やはり、そういうもう皆さんそれぞれお金も掛けて、努力をして取った保育士資格ですので、や



はりですね、日給700円しか違いを付けないというのは、これはちょっとあまりに失礼な話じゃないかなというふうに思うのですが、これはせめて1千円ぐらい、あと300円です、もうせめてですよ、だと思ふのですが、いかがでしょうか。やはりですね、今回見てみると、人件費も大分抑えられてきているんですよ。これだけ昨年度と比べて人件費の全体として増えているのであれば、こういうところにやっぱり出していくべき、人件費も出すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

保育園長（梶原良子君） ありがとうございます。現場としても、日給をもう少しというような考えはありますが、これは総務課のほうで、役場の臨時さんという扱いになりますので、総務課のほうで一応決めていただいておりますので、今後またいろいろ協議をさせていただきたいなと思います。いいでしょうか。

5番（児玉智博君） 昨日は総務課の職員の方もいらしていたんで、保育園も昨日ちょっとここで審議できればよかったんですが、総務担当の人もいませんので、それは町長、政治的な判断としてどうでしょうか。

町長（北里耕亮君） 保育園長は総務課というふうに言いましたが、当然協議をしてですね、結論づけておりますので。総務課だけでというわけではありません。もちろん、決まりがありますものですから、通常の事務職員さん、役場内にいる事務職員さん、そして保育園に赴いておられる臨時さん、非常勤職員さん、すべて決まりがあります。これ、長い間全く金額が変わっていないということはありません。少しずつではありますけれども、その時代背景であったり、状況であったり、業務内容であったりという部分でですね、見直すべきときが来れば見直しをしておりますので、また現場としてはありがたいという意見を先ほど園長は言いましたものですから、その意見を基に今後総務課と協議はするかもしれませんが、御意見があったから、すぐじゃあ見直すという部分ではなくてですね、一応それは当然赴かれる方は高い方がいいという部分はありますが、総合的な判断、財源の部分もありますので、執行部としては御意見を今日は聞いて、こういう意見があったというのをまた担当課の総務課には伝えながら、また協議をするということでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。148ページ、149ページ、よろしいですか。  
（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、150ページ、151ページ。こちらも引き続き保育園費になります。151ページまで、よろしいですか。  
（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、152ページ、153ページ。

9番（熊谷博行君） 153ページ、小国町就学前人権教育、どういう教育をするんですか。

保育園長（梶原良子君） 人権教育、学校や社会教育のほうでも行われております人権教育なんで

すが、それは小さいころから、就学する前からしっかり人の温かさを知るとか、お友達を大切にするとか、そういうことを小さいころから身につけてもらいたいというのもありまして、言葉で言ってもなかなか分からないので、それを保育の中に生かしていこうということで、お友達を大切にする取り組みというのをきちんとやっっていこうということです。具体的に言いますと、朝子どもたちが部屋に集まって欠席の確認をするときに、誰が休んでいるというのが、以前、随分昔ですけれども、誰が休んでいるのかも知らない子もいたので、今は誰ちゃんが休んでいる、どうしてかなという優しい気持ちを持ってお友達のことを考えることができるかという、すみません、本当に保育園でやっていることなのでこういうことにはなるんですけれども、とにかくお友達をしっかりと大切にしようということで保育の中にそれを取り込みながら、それから子どもたちの体ほぐしをしながら、しっかりと柔軟な体と考えを持てるようにということで体操をやったりとか、そういうのを日ごろの保育の生活の中でいろんなところに取り込んでいくというのをやっている就学前人権教育でございます。もしよかったら、見に来ていただけるといいかなと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。152、153ページです。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、続きまして154ページ、155ページに入ります。保健衛生総務費です。154ページ、155ページ、質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） 155ページの下の方の委託料の中で、子宮がん検診委託料と乳がん検診委託料とかありますけれども、その健診率のほうはどのくらい分かりますか。

健康支援係長（河津佐和子） ちょっと健診率というのが今出ておりませんので、後ほど御報告いたします。ただ、健診の受診者につきましてはですね、20歳から70歳が476人、それからクーポン券というのが出るんですけれども、それは二十歳とか、21歳から5歳刻みとかいう感じで無料で受けられるというクーポンが出る方が32名、それから75歳以上の方が100名ということで、子宮がんのほうにつきましては608人の受診がっております。それから、乳がん検診につきましても、30代から40歳代が593名、それから50歳以上の方が75名ということで、計668人の受診はっております。ただ、ちょっと受診率というのは出ておりませんので、また後ほど御報告させていただきます。

2番（大塚英博君） がんの予防には、受診をですね、早期発見という中で受診率が高くなればですね、やっぱりそのがんになっても早い段階で治療ができて、そういう面においては本当受診率を高める方法でこれからも検討していただきたいなと思います。

健康支援係長（河津佐和子） 今、大塚議員がおっしゃるとおりですね、やっぱり医療費、それからひきましても住民の方々が健康で明るい生活を送るためには、健康第一ということにもなりますので、町としましても広報、おぐちゃん、そういうものを利用しましてですね、この乳がん・子宮がんだけでなく、全体の住民健診、特定保健健診などの広報をこれからも続けていきたい

と思っています。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、156ページ、157ページ。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きます。158ページ、159ページ。

6番（時松唯一君） 159ページの環境衛生費の中で環境保全監視員報酬13人、8万4千円と計上してあります。1人の計算、金額の件でお尋ねするわけじゃないんですけども、1人が6千4、500円という金額になります。この環境保全監視員さんが、前日も私質問したと思うのですが、仮に不法投棄があったとした場合に、その不法投棄がありますよということを住民課に報告をして、その住民課の対応として保健所に行くのか、警察に行くのか。そして、その不法投棄した本人に対してきっちりと説明をしているのかどうか。やっているんだと思うのですが、1点お尋ねしますけれども、不法投棄をした場合に、まず私は、いろいろなことを遠回しに言うわけじゃありませんけれども、警察かなというふうに思いますが、担当課長はどう思いますかね。

住民課長（河野孝一君） 環境監視員の年間の活動としまして年2回、13人の委員さんが各大字ごとに現地を回っております。それで、報告があったごみ自体を、一度現場確認をいたしまして、職員ができるごみについては職員が片付けていく。またそれで片付けができないということをお断りしますと、機械を持った業者さんとかいうところで処理をしてもらうことになるんですけども、そこで出た、投棄されたごみについては、中を職員が調査をします。固有名詞があるごみが出てきた場合は、これはもう直接御本人さんのところに話にまいります。その上で、今後どうしていくのかという部分で、自分で撤去してくださいなり、今後こういうことは止めてくださいということで指導をしているところでございます。あと、大きなものを道路端に投棄してあるという部分がありましたら、やはり警察介入もあると思っております。

以上です。

6番（時松唯一君） 今の質問でちょっと、私はですね、やはり警察かなと。保健所もですね、私何度かお伺いしまして、保健所の場合は指導をします。指導して、いろんな指摘はします。ただし、最終的にはやはり取り締まりの警察。ですから、皆さん御存じのように、畦を焼いたときに大けがをして、そのときに立ち合うのが警察です。警察官がしっかりと見回りするわけです。煙が上がっていたらどこなんだということで警察が行きますよね。それも御存じだと思います。まず私が言っているのは、年に1回、今おっしゃった、課長が説明した中で分かるものとしては、そこに指導しますよということですけども、実際、ごみだけではないんですね。ごみ、不法投棄というのは全般にたくさんございますから、そういうところをこの環境保全監視員さんが御存じかなと。それ1点お伺いいたします。

住民課長（河野孝一君） 今、環境監視員ですね、そういうことをどういうやり方をするかという  
ような研修は行っておりませんので、そういうところも踏まえたところで考えていく必要がある  
かなとは思いますが。

6番（時松唯一君） 是非ですね、年に1回とは言わずですね、春、夏、秋、冬、かなり違います。  
そういう中において、環境保全監視員さん自体にも研修をしていただくような機会をつくって、  
しっかりと監視していただきたいというふうにお願いします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようですので、続きまして、160ページ、161ページ。中段の負担  
金補助及び交付金、浄化槽補助金と浄化槽普及促進協議会負担金は建設課の所管になりますので、  
それ以外が一番下の清掃総務費までが担当所管になります。

6番（時松唯一君） 161ページの、これも環境関係になりますけれども、委託料で河川水質検  
査委託料で、これ三計テクノスさんが21万5千460円で委託されているという中において、  
この委託をしているのは分かるんですが、河川の水質を検査するときに立ち会いはやっていらっ  
しゃいますか。

住民課長（河野孝一君） 検査立ち会いは行っておりません。

6番（時松唯一君） やっぱり河川水質等はですね、職員さん、あるいは先ほど申し上げた環境保  
全監視員さんたちはするべきだと思いますが、12カ所ですかね、そういう水質をするときに、  
ただその委託業者に任せっきりでデータだけを拾い上げるというのは、これはいかがなものかな  
と思いますので、こちらも併せてですね、来年度は実施していただきたい。

住民課長（河野孝一君） 御指摘のとおり、来年度におきましては、職員並びに監視員さん等々話  
し合いを行いまして立ち会いを行っていきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。161ページまで、よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次に飛びまして216ページ、款9教育費から255ページ給食  
センター費までが教育委員会の所管になります。なお、238ページの集会所運営費につきまし  
ては、住民課の所管です。

216ページ、217ページ、教育委員会費、事務局費、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、218ページ、219ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、220ページ、221ページ、質疑ございませんでしょうか。  
よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では、222ページ、223ページ、よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 224ページ、225ページ。

11番(松本明雄君) これは、昨年度の決算ですけれども、今ちょっと問題になっている結核とか、はしかなんか非常に問題になっております。そして、今その問題になっているのは若い先生とか保育園の20代や30代の先生は、何かワクチンを受けていないようなので、検査をしているだけじゃなくて、そのワクチンを受けているか、受けていないかとかいうことを調べないと、あの病気が空気感染しますので、1回はやったら、今、テレビ放映であっておりますけれども、空港の職員がイベントに行き、そのイベント会場の方に大分広まっておりますので、特に保育園や小学校、中学校、生徒が行くところは特に気をつけてやったほうがいいんじゃないかと思っております。

以上です。

学校教育係長(後藤栄二君) 結核健診等については、学校の教育費の中で実施しております。昨年まではですね、阿蘇広域のほうで結核検討委員会というものがあまして、そちらのほうで精密検査が必要かどうかということをお判定しておりました。今年度よりはですね、学校医のほうで判断することとなっております。

それから、はしか、麻疹のほうについてはですね、こちらは福祉部局のほうで就学前で2回摂取することになっておりますので、学校のほうでも万が一はしか等の感染が疑われる場合は、福祉部局、又は保健所、それと学校医等と連携しながらですね、その蔓延防止には努めてまいりたいと思っております。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

2番(大塚英博君) スクールバスのことなんですけれども、委託料が、金額をはじいているんですけれども、今、小学校だけに適用されているんですよ。これから少子化になって、学校の生徒数も減ると同時に、中学生のほうがですね、そういうものも考えながら小中一貫という中でスクールバスの運用を、今までのこの運用規定の中では小学校に原則されていますけれども、そういうのをこれから新たに変更するようなお考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

教育長(北里武一君) この議会は決算でございますので、このことは予算議会あたりでですね、何かそういうことがあれば、またそのときに検討してまいりたいと思っております。

2番(大塚英博君) これは、以前一般質問のときにちょっと質問をした中で、本当は決算議会と分かっております。しかし、決算議会の中で、そのような形ができていたということでもありますので、これからまたそういう面において検討していただきたいなということでございます。

教育長(北里武一君) 小学校の場合は、統合にかけてですね、こういうスクールバスというよう

なことを検討しましたがけれども、既に中学校では統合が早く行われておりまして、そしてまた教育課程の問題等から考えても、例えば中学校は非常に部活動等あたりも遅くまでやるとかというような点で大変なところがございます。したがって、小学校と中学校一緒にスクールバスということは非常に問題があるだろうし、またせっかく今まで中学校は自分たちの考えで、自転車なりいろいろな通学方法でやってきておりますので、今後は確かに統合してもう7年になりますから、スクールバスで通った子どもたちが中学1年生になったと同時にですね、もうそれが駄目だというようなこともありますので、今後コミュニティスクールバスあたりを検討するならば、そういうようなことと引っかけやっつけてやっていきたいというふうに考えております。ただ、例えば今度小学校が31年度から部活動が完全になくなります。そして、これが社会教育系になりますと、社会体育にはスクールバスの補助はございませんので、そういうようなことも関係してまいります。そういうことで、今後また考える、検討する課題だというふうには思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、226ページ、227ページです。

3番（北里勝義君） 学校建設費についてちょっとお尋ねいたしたいと思います。一番下、備品購入費ですね、厨房機器購入費ということで、6千22万3千972円ということで出ております。これは、26年度からの繰り越しということで事業をされているかと思えます。この厨房機器購入につきましては議会承認ということで、26年ですかね、財産取得・処分に関する条例ということで議会の承認をいたしております。このときが、契約のほう指名競争入札ということで、金額が5千508万円ということで承認をいたしておりますけれども、実質500万円以上、ちょっと増えているわけですね。これについて、機器が変更になったのか、また機器が増えたのか、お尋ねいたしたいと思います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今質問にございました増額している分でございますけれども、実際、新しい給食センターの機器につきましては、旧給食センターで使えるものは新給食センターのほうに移転しまして、残り新規で購入が必要と思われる分を議会の承認を得まして購入させていただきました。実際、機械の設置等を行いまして、どうしてもやっぱり100%最初から機器を揃えるというのはなかなか難しくございまして、その後、必要と思われる機器がいくつか出てきてございます。給食用のテーブルであるとか、イスであるとか、あと小さいんですけども、調理の作業用に使うホワイトボードであるとか、カーテンであるとか、調理員さんのロッカーであるとか、いろいろ割りと細々した品物も必要でございましたので、その分は契約とは別で購入させていただいたものがございます。

3番（北里勝義君） 前議会資料でいただいたときに、新規購入機器が58種、それから移設機種が7種ということで資料はいただいております。最終的にはこれがどれだけになったのかという

ことと、それから購入先がですね、これは契約している日本給食設備株式会社からの購入なのか、またほかの業者が入っているのか、その辺確認させていただければと思います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） はっきりした機器の個数はちょっと今すぐは分かりませんが、先ほど業者名が上がっていました日本給食設備のほかには、教文堂であるとか、町内の業者が6社ほどから、それぞれ違った機器がございますので、その取り扱いをしているところをお願いしたものでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

1番（穴井帝史君） 修学旅行補助金とございますが、45万円ですかね、あとにも何か上がっていますけれども、これは小学校と中学校を振り分けた分なんですかね。

それともう1点、現在、親の負担がどれぐらい必要なのか、分かればお願いします。

学校教育係長（後藤栄二君） 小学校の修学旅行費補助金については、補助額は1人当たり9千円の50名となっております。修学旅行費の全体経費といたしましては、1万8千930円かかっておりますので、小学校については約半分程度町から補助する割合になっております。中学校の分も、よろしいですか。

1番（穴井帝史君） 次ページで出ますので、どうしますか。あれだったら、ついでに。

学校教育係長（後藤栄二君） 中学校のほうの全体額として、1人当たり6万1千円弱かかっております。そのうち1万8千円補助する形になっておりますので、4分の1から3分の1程度の割合で補助する形になっております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、228ページ、229ページ、中学校費に入ります。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開いたします。

（午後2時01分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

議長（渡邊誠次君） 228ページ、229ページ、中学校費、学校管理費からです。

子ども未来係長（宇都宮健治君） 先ほど北里議員から御質問がありました小国幼稚園の南小国町からの通園児数ということですが、27年度当初は5名ほどで、年度末には8名の利用があっております。

以上です。

福祉課長（木下勇児君） それから、2番議員さんから御質問がありました子宮がんと乳がんの受診率ということでしたが、すみません、まず子宮がんについては20歳以上の女性と、乳がんは

については30歳以上の女性が対象となっております。27年度の受診者数としては、子宮がんのほうで707名、乳がんのほうで727名の方が受診をされております。ただ、受診率というのがどうしてもいろいろな保険があります、社会保険含めてですね、共済保険とか。そういった保険があつて、そういったところでも検診を受けることができますので、なかなか小国町の住民健診だけの受診率という形では数字が出ませんので、申し訳ありませんが受診率という表現はできない。ただ、受診者数は例年、ほかのがんの検診等々も含めてですが、数的には大体同じぐらいの数で推移している状況です。人口減を含めると、若干の微増ぐらいの受診者数は増えてきているという形になるのかなというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） それでは、228ページ、229ページ、質疑ございませんか。  
（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、230ページ、231ページ。質疑ございませんでしょうか。  
（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きます。232ページ、233ページ。  
（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、続いて234ページからの寄宿舎居住費、235ページまでです。質疑ございませんでしょうか。

5番（児玉智博君） この寄宿舎居住費、いわゆる寮ですが、これですね、要するにもう中学校に寮を備えている学校というのは少なくなっているというふうに思います。それはなぜかという、昔はですね、やはりこういう道路も広くてきれいな道路もなかったろうし、自動車も今のように普及をしていなかった時代がある中で、やはりそういう通学が困難なところ、時間がかかるところの負担を軽くしようということで、寮がつくられていたという、そういう時代背景があるというふうに思います。ただ、もうこの道路網も発達をして、各家庭に2台以上自動車があるように、そういう自動車が普及した時代の中で、この寮というのもどんどん、周りも少なくなっているわけですが、小国町の方向性としては、やはりこれは必要だという判断をされているのかどうか、お答えください。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 寄宿舎についてでございますが、入舎生といいますか、生徒の数が全体でももう減っている中、寄宿舎に入舎されます生徒さんも若干ではございますが少しずつは減るか、横ばいかという状況でございますけれども、実際、寮の生活を送られている生徒さん、それから保護者の皆様からは、寂しかったりそういう面はあるかもしれませんが、友達との交流であるとか、人のつながりであるとか、自分の生活の管理であるとか、いろんな面ですね、非常に学校生徒全員じゃないんですけども、そういった遠距離通学をしなければならないという生徒さん、保護者さんの立場からすれば、非常に有効な手段だと考えております。

5番（児玉智博君） 実際に遠距離通学じゃなくて、入寮している人もいるかと思うのですよね。



要は、じゃあ今後は、確かに集団生活を送る中で、自分で洗濯したりとか、部屋の片付け、整頓をしたりとかいうことが必要になっていくんで、それは生徒の成長に、発達につながると思います。ならば、もう今から先、希望する人には、例え自宅が学校から見えるようなところであったとしても、入寮を認めていくのか。お答えください。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 確かに6キロという距離はございますけれども、6キロ以内で入寮されている生徒さんもございます。以前と比べますと公共交通機関でございます、それこそ私たちの時代は国鉄の宮原線もございましたし、バスも便数がかなりありましたし、昔と比べるとかなり状況も違ってきていますし、また生徒さんの登下校時の安全等、いろいろそういった面を考慮しまして6キロ未満の方も実際入寮されている方もございます。ただ、すべて希望者に対してそういった措置ができるかといいますと、基本的には家から学校へ通う、毎日登下校するというのが基本と考えますので、そういった条件に当てはまる方に入寮していただくというのが基本だと思います。

5番（児玉智博君） そうおっしゃるなら、家から通うのが基本というのであれば、やはりいずれかの時点で、中学校もスクールバスを運行していくようにするとか、それともこっちの寮のほうをそういうある程度通学が大変な人はこっちのほうにしていってというふうにしていかなければならないけれども、でも実際ですね、6キロ以上あっても通っている人もいるという、そういうやはり時代は変わってきているんじゃないかなというふうに思うのですよね。やはりそういうところは、きちんと見直しというか、そういうふうに見直しから出発していくような、そういうふうな対応が必要なのじゃないかなというふうに思います。

教育長（北里武一君） やはり義務制まではですね、やっぱり親元から通学するというのが、これは大原則だと思います。ただ、いろいろな条件で、6キロ以上あって遠距離と、小学校は4キロ以上ということになっていますが、6キロ以上になりますと遠距離ということで国からの補助ですかね、そういうのは出とるわけでございます。ですから、スクールバスや寄宿舎とか、そういうところをやるとか、又は自転車通学のための補助をするとか、何かそういうふうなことで遠距離の子にはやっておりますが、今の寄宿舎の入居状況等を考えて、将来はですね、残すべきであるかどうか、またそういう寄宿舎を何かほかのほうに有効に利用できないかとか、いろいろ総合的に考えて、もし検討するときに近づいたなというふうな感じを私はします。そういうことでございます。

4番（高村祝次君） ただいま同僚議員から寮についてというふうなお話がございましたけれども、やはり私も中学からずっと高校生と寮生活をしてまいりました。今もですね、当時の先輩、後輩、小国に滞在している方々、あるいはこっちにいて寮生活をした人たちと会えばですね、やっぱり共に同じ釜の飯を食って、先輩からのいろいろなしつけとか厳しいこととかですね、それが良い思い出になっております。現在も孫が中学生で寮に入っておりますけれども、非常に寮に行くの

が楽しいと。またほかの家庭の方もですね、うちの孫はあなたの孫にお世話になっていますと。非常に、うちに帰るよりも寮に居た方が楽しいとあって寮に喜んでいきますというようにですね、非常に、ただ経費だけの面だけでなく、やはり高校に行ってから、中学校のときに寮生活していくと、親元を離れて高校に行き寮に入れた場合は、やはりいきなり寮に入ると寂しいと言って毎週帰ってくる。うちの孫になると、行ったら全く帰ってこないというふうですね、寮生活というのが板についておりますので、やはりそういう経費の面をいろいろ言ったらそれぞれの家庭で、それぞれの考えがあってやっていることであると思いますけれども、やはり寮をなるべく存続させて、今教育長が言われたように、時期は考えていかなければなりませんけれども、やはりどういう方向に持っていくのか。寮を小国の高校の存続の中でひとつの学習塾として考えていくとか、あるいは両方兼ねて新たに寮生の中で、また親元の負担は大きくなるかもしれませんが、そこに一人の家庭教師的な人を選んで、夜は完全に寮に行ったら勉強できるぞというような寮をつくっていくのかということは今後はまた考えていかなければならないのではないかと思います。私も、以前一般質問で言ったようにですね、やはり塾の送り迎えが大変、家族の負担がかなり塾にやると大変というところはですね、そういう寮に泊まらせてしっかり勉強させて塾の送り迎えもしないで済むということになれば、親はしっかり、勤め人の人は別ですけども、農家の方々は朝早くから夜遅くまで時間なく働いています。特に採り入れ時はですね、夜の7時、8時、皆さんがゆっくりしているときには一生懸命外貨を稼ぐために仕事をやっているというのがですね、専業農家の実態です。ですから、ただ単に人間が減ったからとか、もう考える時期だからということじゃなく、そういう、今、農家の戸数が減っている中、今後小国町の外貨を稼ぐところはどこかと言ったら、やはり農業、第1産業が盛んにならないと、私は絶対小国町は発展しないと思っております。ですから、そこあたりじっくり考えてですね、ただ経費だけのことを考えず、やはり小国の将来を、そして小国校の存続というようなことを考えていながら寮を存続させてもらいたいというふうに私は思っています。非常に局長の答弁もしっかり言ってもらいましたけれども、本当に今、局長が言ったとおりだと私は思っております。是非職員の方もですね、寮を今後どのようにしていくのか考えながら、小国の教育ということを考えながらですね、寮の存続をお願いしてもらいたいと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、236ページ、237ページです。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして238ページ、239ページ。

5番（児玉智博君） この集会所運営費というのが組まれております。倉原集会所のことですけれ

ども、私はこの間、集会所というのは各地区に自治公民館というような形である中で、ここの倉原集会所だけ町が管理、責任を持つということについて、これはかえって不公平なんじゃないかということ指摘してまいりました。かといって、ほかの自治公民館について、町はそういう同様な手当をする気は毛頭ないわけですね。

そこで、第1点目として確認したいのが、この集会所について、設置管理に関する根拠となる例規は何なのか、お答えください。

住民課長（河野孝一君） 倉原集会所の設置に関するものは、小国町の倉原集会所の設置及び管理に関する条例というものがございまして、それに基づいて設置運営しております。

5番（児玉智博君） それは、要するに第7編の3章になりますか。

住民課長（河野孝一君） 条例といたしましては、平成8年3月18日の条例第14号で公布しております管理条例でございます。

5番（児玉智博君） はい、分かりました。要するにですね、平成8年ということでしたので、当時はまだ同和対策特別措置法というのもありまして、そういうことだと思います。しかし、その特別措置法も失効したわけです。同時に、同じこの社会教育のそういう人権啓発関係の施設としては、隣保館もあるわけですね。この二本立てのお手盛りのやり方というのもどうなのかと思うわけですが、立派な隣保館、震災があったときも避難所としていろんな周辺の地域の人たちがそこがしっかりしていたから避難もできるような、そういう施設があるわけですから、その集会所も崩す必要はないと思うのですが、地元で払い下げて、やはり使う人たちが責任を持って、掃除もして、修繕が必要なら自分たちでやっていくというようなやり方に改めていってこそ、本当の不公平感というのもなくなっていくんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

住民課長（河野孝一君） 倉原集会所におきましては、国の国庫の補助を受けて教育施設として建設された経緯がございます。今現在の利用においても、教育施設として利用されておまして、そこに関する利用者、そういう方とも協議をしながら、今後について検討をしていくことも考えられるかなというところでお答えさせていただきます。

5番（児玉智博君） 教育施設というのであれば、何でじゃあ教育委員会が管理をしていないんだということですか。

住民課長（河野孝一君） この予算項目を見ていただくと分かる通り、ここは教育の予算でございます。たまたまそういう人権に対する教育が多いということで、一緒にしたらというところで住民課に回ってきたというような経緯がっております。

5番（児玉智博君） 何か、いかにも押しつけられたというような答弁ですね。もういいです。この問題についてもですね、引き続き、次回、ゆっくり話させていただければと思います。

議長（渡邊誠次君） 238ページ、239ページ、よろしいですか。

7番（穴見まち子君） 奨学金の事業積立金というのが255万700円ですかね、ありますけれ

ども、239ページです。たしか前年度は対象者がゼロだと言っておられましたけれども、これに対してですね、皆さんにこんなのがありますよという町の働きかけはやっているのでしょうか。社会教育係長（小野寿宏君） 今年もですね、3月の広報で出しまして、4月いっぱい申し込みでしたけれども、大体前年の4月末が例年の申し込みの末ですので、その前の月の広報で募集、御案内を差し上げるというようなことを行っています。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。238、239。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 引き続きまして、240ページ、241ページ。文化財保護費、開発センター費。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、242ページ、243ページ、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 244ページ、245ページ、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、246ページ、247ページ。

4番（高村祝次君） 補助金、交付金の中に247ページ、総合型地域スポーツクラブ補助金300万円と小国町体育協会補助金150万円とあります。この補助金を出すときですね、私が体育協会はどういう方向になりますかということを探ねましたけれども、将来は総合型地域スポーツクラブのほうにお願いすると、一緒になっていくという話を補正予算のときにされたというふうに記憶をしておりますけれども、その後ですね、双方の話し合いを何回やったのかをお尋ね申し上げます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 現在、熊本県のほうが小学校の運動部活動の方針につきまして、平成30年度までには完了し、31年度からは社会体育への移行ということで方針を打ち出しております。町としましても、その件につきましての関係団体であります総合型スポーツクラブ、あるいは体育協会のメンバーの方と、今年度になりまして、第1回目の会議を行っております。その会議の内容につきましては、今言いましたように小学校の運動部活動の移行についてが主な議題でございましたので、今年もあと数回、それからまた議会の承認が得られれば、また来年度も会議の回数等を予算計上させていただきまして、今後会議を進めてまいりたいと考えております。

4番（高村祝次君） しっかりですね、話し合いをやって、移行のほうに予算を付けていくことを私はお願いしたいと思います。

しかしですね、体育協会の会長さんに、今年じゃありませんけれども去年、当時私は聞きまし

た。実際、ゆうあい倶楽部と体協は一緒にすることはできますかということを知りましたところ、全然趣旨が違うからなるはずがないでしょうとはっきり言われましたけれども。ましてやゆうあい倶楽部のほうは、ある人がいつも出てくるがあの人は何しているのかと、あの人が指導員ですかということも言われました。ですから、事務局長は大変だと思いますけれども、それだけの温度差があるし、やはり私はゆうあい倶楽部は以前も言いましたけれども、ある程度学識を持ってですね、本当に指導員、恐らく指導員の資格は取ったと思いますけれども、大学で専門的に勉強されてこられた方々あたりを雇って、本当に総合スポーツ的に誰が見てもふさわしい人を私は選択したらいいんじゃないかなということも言った覚えがありますけれども、トランポリンをする人もあの人が来ているというような話で、町民からあんまり信頼がないというような人じゃですね、私はこのゆうあい倶楽部というのは、体協とは一緒にならないんじゃないかという思いがしております。しっかり今後はなるようにですね、頑張っ、て、まだ県も一本化していくということを出したし、ある町村ではやらないという、今までどおり中学校の部活動とかそのクラブは今までどおりということも聞いております。小国町は一本化していくなら一生懸命一本化になるように努力をしてもらいたいというふうに思います。ならないならならぬ、しないならしない方がいいです。そこをはっきりしてもらいたいと思います。

教育長（北里武一君） 小学校が、事務局長が申しましたように31年度から全く社会体育になってしまいます。ですから、やはり小国の状況等あたりを考えた場合は、受け皿をしなくてはなりません。それで、社会体育移行検討委員会を今年立ち上げましてですね、30年度までに数回、今年が3回今のところ予定はしております。既に1回終わっております。そういう、小国町の体育協会の会長さんも役員に入っております。関係者を交えて、要はとりあえずはその小学校の社会体育をどうするかということになりますけれども、それと同時に、やはり小国町の体育をどうやっていったらいいのかというようなことも、当然その会合の中で出てくるものと思いますので、そういうことは十分検討しながら、今後の方向性を決めていきたいというふうに思っております。

1番（穴井帝史君） 同じくゆうあい倶楽部についての質問ですが、この中で一番人気があるのがトランポリンらしくてですね、ある方が申し込みに行ったら、もう定員がいっぱいですのでできませんと言われたということは、定員が減らない限りは同じ人しか利用できないような形を取っているのか、お分かりでしたらお答えください。

社会教育係長（小野寿宏君） トランポリンはですね、現在59名ほどやっているそうです。指導者が資格を持っている方がお二人で、マネージャーの方も持っていて、その方とほかの方が持っていて、3人いるんですけどももう一人は子育てがなかなか忙しいので実質2人らしいんですね。それで、やっぱり一遍に危ないので入れられなくて、非常に人気が多くて何とか指導者を増やしていけたら全体の会員も増えるので何とかしたいという意向はあるみたいなんですけれども、まず資格を持っていないと危ないのでですね、さっき言ったように、子育て中の方もいっしょ

るので、多くの方に取ってもらって、すれば受け入れができると思いますので、議員さんも是非御協力をお願いしたいと思います。

1 番（穴井帝史君）　そういう事情もおありかもしれませんが、やはり町も出資はしておりますので、やりたい方はもう本当に皆さん、町民の方々ができるような体制を早く整えてもらいたいと思います。

以上です。

9 番（熊谷博行君）　今の言い方を聞けば、トランポリンを一生懸命するんですか、小国町は。

社会教育係長（小野寿宏君）　昼間の時間はですね、希望があつたりもするそうですけれども、人事異動で代わるような仕事をされている奥さんとかの家族とかが希望が多いみたいで、何年かするとその話がぼっと消えたりもするそうです。トランポリンについては、新しいスポーツでもありまして非常に人気がありそうですので、増えるんだったらやってほしいんですけども、非常に道具も高いんですね、簡単に増やすというわけにも、そういう道具の制約もあると思います。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　それでは、248ページ、249ページ。

11 番（松本明雄君）　本年度も全国大会に補正を大分組んだと思います。ホッケーとか、今バドミントンが非常に強いです。ここに出ているホッケー大会で195万円ぐらい使っていると思うのですが、この内訳を教えてくださいたいと思います。コーチにいくらとか、選手にいくらとか使ったと思うのですが、その内訳が分かればよろしくお聞きしたいと思います。

社会教育係長（小野寿宏君）　内訳についてはですね、ちょっとこの補助金については持ってきておりませんので、後ほど調査してから御報告させていただきます。

議長（渡邊誠次君）　ほかに248ページ、249ページ、質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　それでは、250ページ、251ページ。

8 番（松崎俊一君）　ちょっとこれ出ていないんで、間違っていたらすみません。小国ドームの管理ですかね、これはゆうあい倶楽部の方が今しているんでしょうか。その委託料とかは発生していないんですか。どういうふうになっているか、お聞きします。

社会教育係長（小野寿宏君）　小国ドームの管理については、最初の概要説明がありましたように、賃金に若干清掃の方の分も入っておりますが、以前のような土日と夜間の管理者の分は、ゆうあいのほうに補助金として一緒に流しております。

以上です。

8 番（松崎俊一君）　じゃあ、先ほどの300万円に入っているということでもいいんですか。

社会教育係長（小野寿宏君）　そうです。

1 1 番（松本明雄君） 今の答弁を聞けばですよ、ゆうあい倶楽部の300万円の中に人件費はいくら入っているんですか。

社会教育係長（小野寿宏君） 27年度の人件費はですね、2人ゆうあい倶楽部はおりますので、クラブマネージャーとアシスタントマネージャーとしておりまして、賃金については27年度の決算は460万円ほどになっております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5 番（児玉智博君） 給食センター費ということで、このときはまだ土田のほうにあった給食センターが今は移転しておりますけれども、ちょっと確認なんです、この非常勤職員で事務長、調理員というふうに出ておりますけれども、この職員の募集というのはどのような形でされているんでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今年度で言いますと、一応非常勤職員さんということで契約が基本1年になりますので、毎年履歴書を出していただく分と履歴書で申し込んでいただく分と、あと今年は特に給食センターに限らず全町にわたりまして広報にて募集をさせていただいております。

5 番（児玉智博君） 広報というと、広報おぐに、要するに毎月出てくるものに載せただけということですかね。やはりですね、そういう広報に載せるというやり方だけでなく、もうちょっとですね、具体的に言えばおぐチャンであったりとか、インターネットを利用したりとか、仕事を探している人というのはかなりたくさんいると思うのですよね。そういう、広報だけだと毎月広報見る人は見るだろうし、町民の人でも見ない人はそう見ないと思いますので、役場に貼り出すとか、今は開発センターは入れなくなっていますけれども、熊本県の教員採用試験とかのそういう部分でもありますので、やはりそういう仕事を探している人が就職する機会を町民の方に保障するためにも、もうちょっと広くやっていくべきではないかというふうに思います。これは採用になるから総務課のほうになるのかもしれませんが、そういうところ、気をつけていただきたいと思います。

4 番（高村祝次君） 今の質問に関連ですけれども、やはり私はですね、よその人を公募してよそから連れてくるとかということじゃなくてですね、やはり役場を退職された方々を採用するとか、60歳で役場を定年退職された、あるいは早期退職される方も役場の中にはおると思います。そういう方々を、やはり年齢を切ってですね、65歳なら65歳までですよということをはっきり明言をしてですね、私はやるべきじゃないかなというふうに思っております。というのも、やはり何でもかんでも募集掛けてよそから連れてきてやるということは、私は、長く小国に住んで、特に役場の人たちはですよ、一生懸命町がよくなるために頑張ってきて、定年退職した後は年金が来るまで5年ぐらい何かしなければならぬようなことで、今後ますますそういう人たち

が出てくるというふうに私は思っております。ですから、もちろん県下に公募をすると、全国に公募してもいいんですけども、そういうようなルールをしっかりとつけてですね、町民の方が納得いくような方法で私はやってもらいたい。あえて言いますけれども、社会福祉協議会の理事長をされた方が老人ホームの施設長にまたなる、何歳ですか。そういうことじゃなくて、やはり老人ホームの施設長になるときは、やはりこれは社会福祉協議会に委ねたから関係ないじゃなくて、やはり65歳なら65歳で切るということをしたら、いろんな、今町内で広まっている話も出てこないというふうに私は思っております。議員の中でも一緒ですよ。議員をしていて、社会福祉協議会の理事に座ったりとか、もう町民がおかしいということが行われている。ですから、みんなが、なるほどあの人はなるほどなど、役場を一生懸命頑張って、定年してから福祉協議会の理事長に座ったとか、給食センターの事務局長に座ったとか、老人ホームに行ったというなら、町民の方は何も言わない。しかし、何か分からんような人が長々とやるから町民の方はおかしいという声が上がってくる。そこら辺をちゃんとルールをつくってやって、本当に小国で65歳までして、年金が入ってきたら、もう普通に自分で一生懸命頑張ってもらおうというような仕組みをつくっていかんと、今非常に私は、これは一般質問でやろうと思っておりましたけれども、今あえて出ましたのでここで言いますけれども、本当におかしい。町民の方はみんな言う。何である人はあの年になってから老人ホームの施設長に居座りますかと。しっかり、ここのルールづくりを町長、じっくり考えてですね、町長の批判にもなりますので、じっくり考えてやってもらいたいと思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） 是非一般質問で議論させていただきたいと思いますが、全く私は考え方が違います。問題はないというふうに思いますし、ここは行政ですから、小国町行政に関わることの議論であります。森林組合や農協や商工会、社会福祉協議会、いろいろな団体があると思いますが、私はその議員さんがですね、その団体の長に赴いたり理事に赴いたりというのは、持ち上げるわけじゃありませんが能力があるからなっただいていて、そのように思っております。ですから、それはよろしいんじゃないか。法律的にですね、倫理上、小国町行政と関係性がある部分、対そういう補助制度の部分でいろんな問題があるのは、それは別ですよ。ただ、やっぱり組織の中で理事会の議論において互選で長になるとか、総会で理事になるという部分について、小国町行政は何ら発言をすることはできないというふうに私は思っております。ただ、この部分は考え方が違いますので、また一般質問などでいい議論ができればというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 250ページ、251ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 252ページ、253ページ、254ページまでが担当所管になっておりま



す。254ページの2段ですね、自動車重量税までです。ここまでが教育委員会の担当所管になります。質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、住民課、福祉課、保育園、教育委員会の一般会計の歳出の質疑が終了いたしましたけれども、質疑漏れなどがございましたら、お願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) ないようでしたら、ここで暫時休憩に入ります。3時10分から再開をいたします。

(午後2時58分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

議長(渡邊誠次君) ただいまから歳入に入ります。24ページ、負担金の中の民生費負担金からよろしくお願いいたします。老人ホーム入所者負担金、それからその下の保育利用料現年度分、それから滞納繰越分、この3つが担当所管です。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、26、27ページ、民生使用料の地方改善施設住宅使用料と福祉センター悠ゆう館使用料、この2つが担当所管です。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、28ページ、29ページの2段目から、学校教職員住宅使用料、開発センター使用料、小国ドーム使用料、夜間照明施設等使用料、4つ飛んで自動車臨時運行許可手数料、一番下の戸籍関係交付手数料、これが担当所管になります。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、続いて30ページ、31ページ、手数料の続きになります。印鑑証明書交付手数料、上から6番目と7番目、農地等証明手数料と光ファイバー休止・再開手数料以外がこのページは担当所管です。30ページ、31ページ。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次は32ページ、33ページ、国庫支出金のうちの目、民生費国庫負担金の中、一番下段の公共土木施設災害復旧費国庫負担金が建設課の所管です。あとは、国庫負担金の方はこのページは福祉課の担当所管になります。よろしいでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、34ページ、35ページ、目の民生費国庫補助金、地域生活支援事業費補助金から、一番下段の子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金まで、34、35ページ。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次のページ、36ページ、37ページです。こちらは、2段目、循環型社会形成推進交付金は、建設課の所管です。それから、一番下の社会資本整備総合交付金も建設課の所管になります。それ以外です。よろしいですか。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、38ページ、39ページにまいります。中段の少し下になります。総務費委託金の中の中長期在留者住居地届出等事務委託金、福祉課の所管です。それから、一番下の段、基礎年金市町村事務委託金、これも福祉課の所管になります。この2項目が担当所管です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、続いて40ページ、41ページ。こちらは一番下の土地利用規制等対策事業費交付金以外は全部福祉課の担当所管になります。40ページ、41ページ、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、42ページ、43ページ、県支出金の中の県補助金で、3段目、人口動態調査事務補助金、住民課の所管です。それから、一つ飛ばして消費者行政活性化事業補助金、こちらも住民課の所管になります。それから、目の民生費県補助金の一番下段のほうになります、民生委員・児童委員活動助成費補助金、それから老人クラブ助成補助金、こちらが福祉課の所管です。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、44ページ、45ページ、民生費県補助金、こちらは全部福祉課、住民課、保育園、それぞれ今日の担当所管になります。44ページ、45ページは全部です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、46ページ、47ページは、衛生費県補助金の中の浄化槽設置整備事業補助金は建設課の所管です。3の衛生費県補助金までが福祉課の所管になります。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして52ページに飛びます。52ページ、53ページ、教育費県補助金、こちらが教育委員会の担当所管です。地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、研究指定校補助金、この3項目になります。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次は、54ページ、55ページの目2民生費委託金、人権啓発推進事業費委託金と特別弔慰金支給事務市町村交付金、こちらの2項目がそれぞれ住民課と福祉課の担当所管です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、56ページ、57ページ、目の教育費委託金の中の支援学校給食委託金、それから目の利子及び配当金の中の美術品取得基金積立金利子収入、こちらが教育委員会の担当所管です。このページは、この2項目です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、58ページ、59ページ、同じく利子及び配当金の中の一番上になります、奨学金事業基金積立金利子収入、こちらが教育委員会の担当所管です。この1項目になります。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、62ページになります。62ページ、63ページの一番下段です。地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金、住民課の担当所管です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いてのページ、64ページ、65ページ、下段のほうになります。災害援護資金貸付金元利収入、それからあと2項目、奨学金貸付金元金収入と過年度分、この3項目です。よろしいですか。

5番（児玉智博君） 奨学金についてはですね、国のほうでも大分給付制奨学金ということで、その創設に向けてそういう学生なんかの運動もあって進んできておりますけれども、町の奨学金について、給付制の部分ですね、当然貸し付けるにあたってはいろいろな審査等も必要にはなってくるかと思いますが、ある程度検討をしてもいいんじゃないかと思いますが、こういうふうにはですね、皆さん、過年度分なんかもいろいろこう、やっぱり過年度分になるということは苦労している部分もあるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育長（北里武一君） 貸付じゃなくて給付、その分につきましては現在、国とか、いよいよ何と申しますか、世界に比べると日本は遅れているというようなことで、やっと検討しようかなという状況だろうと思いますが、要はそういう国又は熊本県がどういうふうに今後やるか、そういう国・県の動向等あたりを十分踏まえて検討してまいりたいということでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして66ページ、67ページ、一番上段ですね、保育園受託事業収入、次の農業者年金業務委託料は産業課の担当所管ですので、それ以外が本日の担当所管になります。雑入に入っております、66ページ、67ページ。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、68ページ、69ページ、雑入のうちの給食収入のうちの上の職員分と実習生等分が保育園の担当所管。その次、雑入は中学校寄宿舎宿泊負担費が教育委員会の担当所管ですね。電話料ほかも担当所管ですね。一つ飛ばして、体育施設自動販売機収入、その次の実習生受入謝金。一つ飛ばして、悠ゆう館施設負担収入。一つ飛ばして、一時保育事業負担費、こちらが本日の担当所管です。

10番(時松昭弘君) 67ページに戻りますが、保育園費の受託事業収入というのが349万950円というのがあります。先ほどの説明では、他町村から、5つの市町村から12名の方が来られたというお話がありましたが、この方たちは宿泊関係とかいうのはどんなふうになっているのですか。

保育園長(梶原良子君) 先ほどお答えしました12名のうち7名は、南小国からです。それと、あとの5名は里帰り出産で実家のほうに戻られた方ですので、御実家のほうから保育園のほうに通園されておりました。

以上です。

10番(時松昭弘君) 里帰りということになると、住民票はまだ向こうに置いたままということですかね。

保育園長(梶原良子君) 住民票は、居住されているところに置かれたままですので、そちらのほうの行政のほうから保育園の委託という形を受けましてこちらで保育をいたしました。

10番(時松昭弘君) 住民票がほかの市町村のほうにあるということになりますと、これは歳入の中で、交付税の算定基準の中に入ってくると思うのですが、これは本来ならば里帰りされていればですね、いろいろ御事情があると思いますけれども、できるだけ住民票を小国のほうに置く。その分の負担率は町のほうの受託じゃなくして、町の方の予算のほうで出していくことになりますけれども、いろいろ交付税関係の算定基準等が、そこあたりの絡みが出てくるんじゃないかというふうに思います。ですから、そこあたりは事情をよく精査していただいて、これは検討していただければいいかなというふうに思います。

以上です。

保育園長(梶原良子君) 里帰り出産に関しましては、住民票を動かしていない、先ほど申し上げましたが、住民票を置かれている市町村のほうで交付税算定はされることになっておりますので、その分がこちらに入ってくるという形になります。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。ただいま69ページまで、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、70ページ、71ページ、上から3段目、地域生活支援事業負担収入、福祉課の担当所管です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 4つ飛ばしまして、後期高齢者療養給付費負担金精算返還金、こちらが福祉課の担当所管。続きまして、更生医療費返還金、こちらが福祉課の担当所管です。一つ飛ばしまして、太陽光発電売電料、こちらが教育委員会の担当所管になります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、72ページ、73ページ、上から5番目、高齢者等活動支援促進施設負担収入、福祉課の担当所管です。3つ飛ばしまして、第三者納付金、福祉課の担当所管です。一つ飛ばしまして、地域福祉(活動)計画推進に伴う社協負担収入、これが福祉課の担当所管です。よろしいでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、74ページ、75ページ、5段目になります。老人保健医療費返還金と、次の審査手数料返還金、これが福祉課の所管です。一つ飛ばしまして、柔道場落成式、雑収入、教育委員会の担当所管です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 以上で、歳入が終わりました。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、本日の歳入及び歳出について、改めて質疑漏れがあればお願いします。

社会教育係長(小野寿宏君) 先ほどの松本議員のスポーツ少年団全日本中学生ホッケー選手権大会出場補助金についてですが、内訳は、交通費、飛行機、バス代で153万4千800円、宿泊費が45万円と振込手数料が864円の198万5千664円で、宿泊費については選手も大人も変わらず1人7千500円になっております。選手が男子6人、女子9人、監督2人、コーチ3人で、全員で20人になっております。それで、3泊4日した旅費日当で打ち分けが出ております。

以上です。

11番(松本明雄君) 今の説明で分かったんですけども、監督は学校の先生じゃないんですかね。コーチは、学校の先生じゃないんですか。

社会教育係長(小野寿宏君) 中学校の部活動は、監督は学校の先生で、コーチとして外部コーチという制度がありますので、外部コーチが入っておると思います。

以上です。

11番(松本明雄君) 私ごとで悪いんですけども、うちの娘も全国大会に行かせていただきました。そのときに町から補助金をいただきまして、今さっきちょっと確認を取ったんですけども、学校の先生は県の職員ですので、そのお金を町から出すのはちょっとおかしいんじゃないか

と、そういうふうに思いますけれども、問題はないんでしょうかね。うちの15年前のときには、学校の先生には出しませんでした。選手だけにお金を出したと思うのですが、そのような規則はどうなっているか、ちょっと調べていただきたいと思います。

社会教育係長（小野寿宏君） 学校の先生についてはちょっと分かりませんので、また調べて御報告したいと思います。

以上です。

教育長（北里武一君） 私が自治課におおころはですね、法が変わったのかちょっと調べてみないと分かりませんが、こういう地方公務員の場合にはそういう団体から出張費というのは出るはずはございません。大体は、出張というサービスでありましたら、その県費からですと。市町村がそれを出すということはないというふうには承っております。ただ、補助的にするというこことであれば、また別だと思いたすけれども。

議長（渡邊誠次君） よろしいでしょうか。

副町長（桑名真也君） 地方財政計画というものがあまして、地方財政計画の中で、地方財政のみならずですが、国がどういった事務分担で、どういったお金でやります、都道府県がどういった役割分担、どういったお金でやります、市町村がどういった役割分担、どういったお金でやりますということは定められておまして、先ほどから議論にありますとおり、都道府県職員、教職員に限っては、都道府県にそれぞれの地方財政措置がされておりますので、市町村がそういうところに対して金銭を出しているというのは、地方財政措置の観点からいうと不適切であるというふうに解釈をしております。

教育委員会事務局長（横井 誠君） この件につきましては、この大会、どの大会でも一緒と思いたすけれども、特に九州大会、全国大会という大会に出場するのは、それなりの成績を上げて大会出場が決まるということで、小さい大会からその大会までの期間としましては、非常に短い期間での対応になります。中体連とかの決まりでございまして、先ほど議員さんからありましたように、監督は先生であることとか、そういう決まりもございたすけれども、そういう旅費の対応につきまして、本来県のほうで対応していただくところも大変助かるんですけれども、今説明しましたように、大会出場までの期間でその旅費の確保、あらかじめ九州大会、全国大会の出場、分からないままの予算措置というのもなかなか難しいと思いたすので、町の姿勢としまして、是非子どもたちをそういう大会に出場していただけるようお願いできればと思いたす。よろしくお願いたす。

11番（松本明雄君） 今の説明で分かるんですけれども、この前、高村議員からも言われたとおり、県でももうホッケーは何校しかないわけですよ。もう出ることが分かっているような中学校ですので、あらかじめ県のほうに、うちの学校はこうやっていきますと。その辺で予算設定をしたほうが、今後町のほうもですね、監督なんかに、監督なんかという失礼なんですけれども、

監督に出す必要はないし、地方自治法から言えば間違いないならそのほうがいいんじゃないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいまの御意見を重く受け止めまして、県とかそういったところに、また学校内にお話を十分聞きまして、今後の課題にさせていただきたいと思います。

6番（時松唯一君） 歳出のほうですね、全体的に見まして不用額が非常に多いということですね、来年度に向けての予算作成については、この不用額等もしっかりと精査して検証し、そしてしっかりとした予算を創り上げていただきたい。執行部のほうも私たちもそうですけれども、やはり歳入の面もそうですけれども、歳出は身を切る思いでやらないと、どうしてもこの不用額が非常に多いということになれば、ずさんかなというような意識を持たれるかなというふうに思います。しっかりと来年度の予算に向けてですね、その辺はしっかりとやっていただきたい。

以上です。

町長（北里耕亮君） 御意見のとおりであります。中では福祉課から答弁がありましたように、障害者福祉の部分では少し金額的にも大きくなっております。これ、本日でなくて決算、その全員協議会全般的に言えることだと思います。総務課財政係としては、いつも予算を組むときのスタート時点がなかなかこう限られた予算という部分のスタートでかなり苦勞する部分でございます。前年の決算を見ながら、その不用額をあらかじめチェックできればですね、そのスタート部分もこれぐらいだろうという部分でスタートできる部分だと思いますので、御意見のとおりですね、この不用額というのは、この年の、27年度の決算を見ながら29年度のまた予算とか、そういう部分に役立てていきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 私は、決算で何も質問するところはないけれども、今、住民課の窓口にはですね、新人の職員が座っております。今までですね、何で私が今日言うかといいますと、今日はみんな幹部の職員がお集まりでございます。やはり役場に行ったときですね、住民課の窓口が、常日ごろ私は印鑑証明、特に町民の中で一番取りにくる人間じゃないかなというふうに思っております。行くんですけど、今までいた職員以上にですね、やはり上司の指導がよいというか、あなたは誰からそういう指導を受けましたかという上司から受けましたと。河野課長が指導したのか知りませんが、よく対応ができております。ですから、しっかりですね、職員にはやはり初心が大切ですので、今日は私が褒めたということを帰ってくれぐれも言ってもらいたい。というのもですね、やはりそういう褒めることによって、またやる気を出すというのが新人というふうに思います。ですから、先輩はそれに負けずとも、やはり町がよくなるために削減をするところは削減する、そういうことを頭に入れてですね、今後頑張ってもらいたい。今日はよくよく窓口におる新人の川原さんですか、褒めてやってください。よろしくお願いします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようですので、次に別冊の平成27年度小国町特別会計歳入歳出決算の中の平成27年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び平成27年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算並びに平成27年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成27年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算、平成27年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、各課長及び局長より説明をお願いいたします。

福祉課長（木下勇児君） 福祉課所管の各特別会計の主なものの説明をさせていただきます。

まず、小国町国民健康保険特別会計決算について御説明させていただきます。別冊の小国町特別会計歳入歳出決算書の4ページから11ページを使って説明をさせていただきます。

まず、概要ですが、小国町の国民健康保険は、平成27年度末で被保険者2千679人、世帯数にしまして1千482世帯が加入しております。前年度末と比べまして人数で104人、世帯数で29世帯の減少となっております。それを受けましての決算となっております。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。8ページを御覧ください。1の総務費ですが、こちらは国保特会の運営事務費や徴税费、運営協議会の経費となっております。

2の保険給付費で、被保険者の療養諸費、高額療養費、出産育児金、葬祭費などが支出されております。歳出総額約56%を占めております。昨年と比較いたしましても約7千880万円ほど増えております。被保険者の減少も併せて国保特別会計から支払った1人当たりの医療費は約23万5千円で、対前年比16%と大きな伸びとなっております。特に療養給付費と高額療養費が伸びておりまして、その要因を見てもみますと小国町の場合、入院に伴う費用が増加しておるような状況です。

次に、3の後期高齢者支援金等と6の介護納付金ですが、こちらは診療報酬支払基金が関係するもので、国保会計からそれぞれの会計へ支援するもので、本年度の概算と前々年度の精算から算出されております。後期高齢者支援金で約600万円、介護納付金で約880万円ほど減額となっております。

7の共同事業拠出金につきましては、県内の国保保険者の調整を行う制度の変更で、調整対象レセプトが1件当たり30万円から1円以上が対象となりましたので、今年度、前年度と比較して約1億9千700万円ほど増額となっております。

8の保健事業ですが、こちらは保健事業と特定健診等の事業費ということで、保健事業は40歳未満の保健事業で、40歳以上になりますと特定健康診査事業になります。こちらでは、特定健診や人間ドックの助成を行っております。特定健診の受診率につきましては42.9%ということで、ここ数年42%から44%ほどで推移をしております。

次に10ページで、10の諸支出金です。こちらにつきましては、昨年度、直営診療施設勘定



繰入金で支出をしておりました公立病院の電子カルテ整備の終了に伴いまして、その費用が減額となっております。

歳出の合計は、13億3千997万6千760円で、昨年と比較しますと約2億300万円ほどの増額となっており、率にしまして17.9%の伸びとなっております。

次に、歳入のほうについて説明させていただきます。4ページを御覧ください。1の国民健康保険税につきましては2億1千200万円ほどとなっており、前年度と比較しますと約1千550万円ほどの減収となっております。これは、被保険者数、世帯数の減少に伴うものです。

4の国庫支出金につきましては、公立病院の電子カルテ整備の終了に伴う費用が約4千万円ほど減額となっております。

5の療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者数の減少に伴う療養給付費が約460万円ほど減額となっております。

6の前期高齢者交付金につきましては、診療報酬支払基金が算定するもので、本年度の概算と前々年度の精算から支出されております。算出基礎額も増額となり、約6千700万円ほど今年度増額となっております。

7の県支出金につきましては、県の補助金の普通調整交付金が前期高齢者交付金の増額に伴いまして約1千万円ほど減額となっております。また、特別調整交付金は、共同事業の算定方法等の改正により約3千万円ほどの増額となっております。

8の共同事業交付金につきましては、歳入でも説明いたしました県内の国保保険者の調整を行う制度の変更で、調整対象レセプトが1件当たり30万円から1円以上が対象となったため、約1億8千200万円ほどの増額となっております。

10の繰入金につきましては、基金からの繰り入れや一般会計からの繰り入れが約3千万円ほど減少しております。

6ページのほうをお願いいたします。歳入の合計は13億4千931万4千162円となっております。前年度と比較しまして約1億9千400万円ほど収入増となっております。率にしましても16.8%の伸びとなっております。

12ページのほうに歳入歳出の差引残額、翌年度のほうに全額、933万7千402円を繰り越させていただくものです。

以上で、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、小国町介護保険特別会計決算について説明させていただきます。こちらは、決算書の44ページから49ページのほうを使って説明させていただきます。小国町の介護保険は、平成27年度末、被保険者数が2千873人の方が加入しております。これも前年度と比較しますと人数で4名ほど増となっております。また、介護認定者数は、要支援1から要介護5までと区分が分かれておりますが、総数ですが650人が現在認定を受けておられます。認定率としま

しては22.6%となっております。認定者数につきましては、2人増えたということになっております。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。48ページを御覧ください。1の総務費ですが、こちらは国保と同様、介護保険特別会計を運営する総務的な管理費が計上されております。

2の保険給付費につきましては、主に介護サービスや介護予防サービスの費用となっております。決算額が9億6千908万4千543円となっております。これは、介護保険特別会計歳入歳出決算額の96%を占めております。対前年比、金額で約6千500万円ほど増額となっております。率にしましても7.2%の伸びとなっております。主な増減は、居宅介護サービス給付費が約5千300万円、地域密着型介護サービス給付費、こちらが約2千万円ほど伸びております。

3の地域支援事業費につきましては、主に地域包括支援センターが中心となって事業を実施している部分で、介護予防事業と包括的支援事業や任意事業ということで、介護予防健診や元気が出る学校、元気クラブ、ケア会議、権利擁護事業、介護用品の支給などの事業を実施しております。

そのほか、4の基金積立金、5の諸支出金で、積立金や返還金が支出されております。

以上、合計で10億958万312円となっております。対前年比で約6千700万円の増となっております。率にしましても10.7%の伸びとなっております。

次に、歳入のほうに移らせていただきます。44ページを御覧ください。1の保険料につきましては、第6期の介護保険料の改定により前年度より約2千300万円増の1億5千841万640円となっております。

次に、3の国庫支出金、4の支払基金交付金、5の県支出金につきましては、その算出が高齢者の割合であるとか、保険給付費額から算出されるもので、国庫支出金で約200万円、支払基金交付金で2千300万円、県支出金で1千100万円ほど増額となっております。

7の繰入金につきましても、介護給付費の増により約1千万円ほど増額となっております。また、介護給付費準備基金より600万円を繰り入れております。

9の諸収入としましては、主に要支援者認定者のサービス計画に対する収入となっております。

46ページをお願いします。歳入合計10億1千369万1千382円となっております。対前年比約5千260万円の増となっております。こちら率にしましても5.5%の伸びとなっております。

50ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額411万1千70円、こちらを翌年度に全額繰り越しをお願いするものです。

以上で、小国町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、小国町後期高齢者医療特別会計決算について説明をさせていただきます。ページ

は、76ページから79ページを使って説明させていただきます。小国町の後期高齢者医療は、平成27年度末で被保険者数は1千629人が加入しております。前年度と比べまして、人数で12名の減となっております。後期高齢者医療の保険者は、熊本県後期高齢者医療広域連合ですので、町といたしましては保険料の徴収や保健事業を受託して実施する業務が主な業務となります。

まず、歳出のほうから説明させていただきます。78ページを御覧ください。2の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と低所得者に対しての減免をした分の保険料を国と町が補填するようになっておりますので、その分を一般会計からいただいて、合計して後期高齢者医療広域連合のほうへ支払っております。金額が9千325万403円となっております。

3の保健事業につきましては、被保険者の特定健診や人間ドックの補助などとなっております。

合計で9千774万6千892円となっております。対前年比、率にしまして0.8%の伸びとなっております。

次に、歳入のほうを説明させていただきます。76ページをお開きください。1の後期高齢者医療保険料が5千834万1千120円となっております。

2の繰入金につきましては、保険基盤安定として一般会計からの繰り入れが3千462万2千483円。

4の諸収入としまして、保健事業の受託収入が279万5千959円などとなっております。

歳入合計は1億91万8千523円となっております。対前年比約60万円の減となっております。こちら率にすると0.6%の収入減となっております。

80ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出差引残額317万1千631円、こちらを全額翌年度へ繰り越しさせていただくものです。

以上で、小国町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ここで、暫時休憩をいたします。4時10分より再開をいたします。

（午後4時02分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時10分）

住民課長（河野孝一君） 地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算の説明につきましては、本会議で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは、坂本善三美術館特別会計の決算について説明させていただきます。

まず、本日、配付させていただきました教育委員会事務局資料2について簡単に説明させていただきます。この資料は、平成27年度における坂本善三美術館の事業等の実績でございます。

1 ページ目が美術館で開催しました企画展とその関連行事でございます。次の2 ページ目が保育園と小中学校を対象としました鑑賞と体験教室、それから下の方にはZENZOアートクラブという27年度からの新しい試みでございまして、子どもたちが自分たちで考えたものを自分たちで協力しあいながら作品をつくるといった内容のものでございまして、27年度の作品はツリーハウスをつくってございます。

3 ページの上の方ほうはうるるん体験に伴う来館者の状況でございます。その下が一般の方を対象として開催しました美術教室でございます。一番下のは友の会主催で開催をしました事業でございまして、27年度におきましては作品名が阿蘇外輪山という作品の寄贈をさせていただいております。

次の4 ページがその他の事業でございまして、また次の5 ページ目は前述しました小学校等の鑑賞体験教室の内容を記載したものでございます。

最後の6 ページ目が入館者の推移でございます。

それでは、決算書の116、117 ページをお願いします。歳入の明細でございます。入館料が243万2千650円、前年度と比較しますと約18万円ほどの減でございます。次に、一般会計繰入金858万3千552円、前年度と比較しますと約80万円の減でございます。諸収入が50万3千749円、これも前年度と比較しますと約42万円の減となっています。なお、諸収入の減につきましては、前年度ありました若木くるみの制作道場に係る花王芸術・科学財団助成金50万円がなかったためのものでございます。

次の118 ページからが歳出の明細でございます。

119 ページをお願いします。真ん中ほどにあります報償費の講師謝礼70万円につきましては、27年度が20周年の記念でございましたので、20周年感謝祭、それからZENZOアートクラブを開催した折のものでございます。一番下にあります写真撮影・デザイン料は、収録品目録を制作するための撮影料21万6千円と、年間スケジュールのパンフレット、20周年記念事業ポスターとチラシのデザイン料10万円でございます。

次に、121 ページの下の方ほうにあります備品購入費15万3千396円は、美術用のパソコンディスプレイとタブレットを購入したものでございます。

ほかの歳出につきましては、美術館の管理運営、企画展や展示等に関わる費用でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ただいま所管課より説明が終わりましたので、質疑に入ります。

それでは、特別会計決算ごとに進めてまいりたいと思います。

まず、福祉課所管の国民健康保険特別会計歳入歳出決算、こちらの歳入歳出一括しての質疑を願いたいと思います。それでは、まず国民健康保険特別会計歳入歳出決算、質疑ございますか。

5番（児玉智博君） 国民健康保険については、一般質問でも行いますので、今日は簡単に違うほ

うからやりたいと思います。運営協議会費について、今、国民健康保険の運営協議会委員は、広域代表で2人、あと保険委員の方から2人、被保険者代表委員が2人の計6名で構成しているというふうに思いますが、実際にですね、その出席状況といいますか、会議が年に2回、予算前と決算前と最低2回は開かれると思います。それと、あと研修なども熊本であったりしておりますけれども、その出席率というのはどういう状況になっておりますか。

福祉課長（木下勇児君） まず、国保運営協議会の開催ですが、平成27年度については4回開催をしております。その中で出席数としましては、全員出席は2回、5名出席、1人欠席が2回というような状況になっております。

それと、27年度につきましては、研修には直接こちらの費用から行っている部分は歳出としては出ておりませんので、行っていないんじゃないかなと思っています。

5番（児玉智博君） やはりですね、国民健康保険制度というのもなかなかこう複雑なものだと思います。そういう、当然広域代表委員というのは議員ですから、もう国民健康保険のことは分かっているんじゃないかなと思いますし、保険委員の方も実際いろいろレセプトの請求とかもですね、その実務面でも携わる部分でもありますので、大体分かっているんじゃないかなというふうに思うのですが、やっぱり被保険者代表の方というのは、本当に被保険者から選ばれていて、そういう制度なんていうのも、委員にならなければですね、そういうことを考えることもないんじゃないかなというふうに思いますので、やはりですね、そういう研修というか、そういう制度に対する学習の機会を保障するであるとか、やはりそういうこともやっていただいでですね、やはり十分わかった上でその被保険者を代表した意見を言っていた方がいいかなというふうに思いますので、是非、当然会議には出席できるような人を選んでいただきたいし、そういう研修も、今回はやっていないということですので、むしろそれ以前の問題だと思いますので、是非研修なんかに参加していただけるように呼び掛けていただきたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） ちょっと最初に訂正させてください。会議4回で、出席者全員の会議が1回でした。あと3回が5名の1人欠席という形で開催がされております。3回は5名で開催されております。

それと、今の研修につきましては、今年がちょうど改選時期を今年度で迎えますので、特に新しくなられた方、どういった形になるかまだ分かりませんが、是非研修等はですね、うちのほうもいろいろ探して、そういった研修にも参加していただくようにしていきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。国民健康保険特別会計歳入歳出一括しての質疑をお願いしております。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして介護保険特別会計歳入歳出決算について、こちらもある

らかじめ歳入歳出一括しての質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 先ほど説明がありましたが、被保険者数が2千873人で、1号の方が2千856人ということでした。増えているんですね。ただ、要支援認定者は168人で10人減っています。要介護認定が470人から482人で12人増えているような状況であります。ちょっと確認で聞かせていただきますが、ここに介護認定審査会の負担金というふうにありますけれども、実際に介護認定の審査を受けた方の数、それから実際に全員がその認定審査を受けることはなくて、ある程度相談に来たけれども認定審査を受けるに至らなかった場合というものもあるかと思うのですが、その数を教えてください。

地域包括支援センター長（松崎優子君） いろいろ介護保険の申請の相談とか、それ以外にも高齢者の方とか御家族が相談に来られます。お話を伺っていて、ちょっとこの方は介護保険の申請をしたほうがいいなという方についてはですね、申請をしていただくような形になっております。例えば訪問看護が必要であるとか、住宅に手すりが必要とかですね、そういった方については、介護の申請をしていただいております。隣の人がデイサービスに行っているのでも自分も一緒に行きたいから申請をしたいとかですね、どこも行くところがないのでどうしようかとかいう御相談もあります。そういう方については、本人さんの状況を見てですね、特に歩行状態がよかったりとか、特に認知面では問題がなかったりとかいう方については、町の介護予防事業のほうをお勧めしているような状況です。

以上です。

5番（児玉智博君） 聞いたことと全く違うこと答えている。だから、認定審査を受けた人の数と相談に来た人の数を教えてくださいと言ったんですけれども、分からないんですか。

地域包括支援センター長（松崎優子君） 認定審査会にかけた人数というのは、調べれば分かると思います。

5番（児玉智博君） じゃあ、教えてください。

地域包括支援センター長（松崎優子君） 今はちょっとそれが分かりませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

あと、窓口で相談に来られた方の人数というのは、ちょっと具体的な人数は把握しておりません。

5番（児玉智博君） 役場の仕事というのは、それだけじゃないと思うのですけれども、そういう町民の介護に直面した方の相談に乗るといのは役場の仕事のひとつだと思うのですけれども、違いますか。

地域包括支援センター長（松崎優子君） もちろん、そうです。相談に乗るのが仕事だというふうに思っております。

5番（児玉智博君） その数をちゃんと残していないということは、それは仕事をきちんと貫徹し

ていないということだと思いますが、どうでしょうか。

地域包括支援センター長（松崎優子君） 相談に来られて、そのときに御理解をされてですね、1回で終わる場合もありますし、あと継続的にずっと見ていかなければいけない方については人数の把握をしております。

5番（児玉智博君） それは1回で済んだとはいえ、その人に見ればですよ、私は一般の人が役場の玄関に入って相談に行くというのは、やっぱり一つ乗り越えて行って、これは本当に相談していいのかなとか、そういう悩みを乗り越えて相談に行っていると思うのですよね。それを1回で終わったから、それはあまりにも軽く見過ぎているんじゃないかなというふうに思います。そもそも、そういう相談の数を記録していないということ自体がちょっと信じられないんですが、あまりにこう、何というんですかね、ちょっとこれぐらいの相談だからというような形であまり見過ぎているんじゃないかというふうに思うのですが。

地域包括支援センター長（松崎優子君） 相談にあたる時には、親身になって相手の方のお話を聞いて、一人ひとり対応しております。決してあまり対応しているような状況ではありません。

5番（児玉智博君） じゃあ、何で記録に残さないんですか。

地域包括支援センター長（松崎優子君） 私は、地域包括支援センターのほうにおりますので、窓口に来られるときには、包括として対応する部分もありますし、介護保険の申請は直接介護保険の窓口のほうに来られますので、そちらに来られた方についてはちょっと把握をしております。介護保険の窓口のほうで対応が難しいケースについては、包括の職員が対応しております、その方については記録をしておりますけれども、それ以外の方についてはちょっと記録までには至っておりません。記録はしていませんけれども、いろいろ地域で元気クラブとか、老人会の活動とか、いろんな中でお会いすることがありますので、声掛け等は行っております。

5番（児玉智博君） いろいろ言ってもらちがあかないので、今後、もう今後について聞きます。きちんとそういう記録を付けていきますか、今後。

福祉課長（木下勇児君） 窓口に来られた住民の方、福祉課は特にいろんな形で御相談に来られる方、たくさん毎日おられます。そういった形の中で、詳細に仕分けはできないかも知れませんが、こういった関係で御相談に来られたか、又はもちろんその場で相談に来られた内容をそこでお返しできる分についてはまだいいんですが、当然そこに次につなげていくというような作業が出てくると思いますので、もちろんその部分については記録に残して、次につなげていくための記録は残しておるところですので、それと含めて、こういった形でその件数を把握していくか、これは介護に限ったことじゃありませんので、ほかの国保についても、また後期高齢、それから障害者福祉、高齢者福祉、いろんな相談事がありますので、そういったものを総括的にこういった形で人数把握が相談業務と人数把握という形でできるか、もう一度検討させていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） この介護予防は、非常に大事なところだと思います。これから高齢化の中で医療費が上がっていくと、なるべく病氣しないような形で介護予防の中で今やっているのがサロンとか元気クラブですね、それと同時に今度は元気まつりとか、そういうふうな形で支援をやっていると思いますけれども、もう一つは、やっぱり老人会とかそういうふうな方たちが一つのまとまりの中でいろんな活動をする、そしてまた地域の方たちが一緒になって高齢者の方たちがそういう一つの段階となってやっていく、その活動がですね、この介護予防そのものに匹敵するのではなかろうかと私は考えます。そういう中で、これから先は、今、この第1次予防、第2次予防というのは、ただ総合事業の中に元気クラブとか、そういうサロンとか運営費の中でやられていますけれども、相対的な考え方でいけば、そういうふうな老人クラブとか、そういうふうなものを巻き込んだそのスポーツとか、いろんなものも1次、2次の介護予防の中に含まれないだろうかと。これも検討していただきたいなと思っております。

地域包括支援センター長（松崎優子君） 老人クラブの活動とは、いろいろ連携をしていっております。老人クラブが主体となってサロン活動を地域でされておりますけれども、そこら辺りにもですね、いろいろ会場使用料とかを出させていただいたりとか、あるいは出向いてちょっと話をさせていただいたりとかしているところです。これからは老人会の健康福祉部会がありますので、連携を取り合って進めていきたいと思っております。

2番（大塚英博君） その中で、スポーツといえば高齢者の方たちが健康を維持するためにいろんなスポーツをやっていると思うのですよ。そういうふうなスポーツという中でもですね、そういうふうなものの支援体制ができたらとってもいいんじゃないかなという考えはありますけれども、そこのところはどうですか。例えば、グランドゴルフとかですね、そういうふうなものも含めてですね。

地域包括支援センター長（松崎優子君） これからは、そういったところも含めて、検討をしていきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次にまいります。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、こちらも歳入歳出一括しての質疑を願います。

福祉課長（木下勇児君） 申し訳ありません。先ほどの介護の認定審査会にかかった件数ということで、778件が審査会のほうに件数はかかっております。

議長（渡邊誠次君） 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次に住民課の所管です。地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別



会計歳入歳出、一括して質疑をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、最後に教育委員会の所管でございます。坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、一括して質疑をお願いいたします。

4番(高村祝次君) 私は、もう少し善三美術館のこの繰入金が少ないように、これはみんなで力を合わせてやっていかなければならないという思いでいます。やはり、最初つくったときに、しっかりこう先輩議員の方が考えてやってもらったらよかったんじゃないかなというのは教育長も以前言った記憶がございますけれども、できた時は、やはりこの今うるるん体験とか、中学校の生徒なども見学に行っております。また、このうるるん体験については私が運営委員長をやっているときに提案して、せっかく小国に来て何か思い出を残すために、是非見てもらいたいということでこれが組み入れられたというふうに思っています。やはりですね、前回、私が議長しているときにも議員の方々にフリーパス券を買っていただきまして、たしか2千円だったですね。ですから、この2千円といわず、やはり議員の中で、報酬で年間1万円ぐらい出してもらって、よその人に配ってもらいたいと思うのです。そうすると、町長は30枚ぐらい買うと。やっぱりそういうことをやって、この繰出金を減らすということをやらないと、お金がない、財政が悪いという中においてですよ、何か知恵を出してやらないと、このまま、以前は1千何百万円出しておったのが八百何十万円まで減ってきたわけです。ですから、職員の方も課長など給料の高い人は町長に並んで30枚ぐらい買うなら、給料が町長の半分だから15枚でも買おうかと、そしてよそに配ると。そういう知恵を出さないで、結局この一般財源から持ち出すのを減らして、やっぱり経済にお金を掛けていかないと、町はよくなると思うのですよ。これをつぶしたら、結局、鍋ヶ滝に来て素通りで帰ってしまう、滝はよかったけれども、何も、やっぱり文化が好き人は美術館も見てもらおうし、北里柴三郎記念館も見るとというようなシナリオをつくろうということで私が提案して、このうるるん体験を中に組み込んでもらったのですよ。ですから、それをやっぱり火を消すことなくですね、町会議員の方々にも年10枚ぐらい買ってですよ、町長は30枚か40枚か買ってよその人に配ってもいいし、やっぱりそういうことをやって、この繰入金を減らすということを是非考えてもらいたいというふうに思っております。協力しない人は協力しないでもいいですけども、私はそういう思いでおります。そういうことでですね、何でそれを言うかということ、先ほど言ったように、お金がない、経済のことを削減してやれば、経済が止まれば、例えば林道をつくるとか、町道をつくるとかいうことをやらないと、町は絶対発展しないという思いがしております。ですから、みんな職員の方も是非ですね、この言葉を、あの人が何言うかということじゃなくて、やはり真剣に考えて取り組んでもらいたいという思いがしております。一生懸命、山下さんはいろんなことをやっています。今、鉄くずを集めてみたら何か分からないようなものもあります。しかし、彼は彼なりに一生懸命を努力し

ているんですよ。私は彼女の努力に打たれて、やっぱり協力しなければいけないな、よそから来た人が小国の美術館を盛り上げようと一生懸命になっておる。それを地元の人が知らんふりしているのでは、非常に私は町は発展しないという思いがしております。是非私の賛同に応じて、町長自ら、私が30枚と言ったから30枚じゃなくて50枚でも買って、そして出張したときに配って、小国に来たら絶対美術館見てくださいというふうにやっぱり私はやるべきということを提案します。町長、何か答弁があれば。

町長（北里耕亮君） 基本的な考えは、行政ばかりしっかりいろいろといってもいけませんので、町民総じて小国町にある施設でございますので、御協力をいただければと、その思いは同じであります。切り口が最初は観光的な意味合いも大きかったかと思えますけれども、あるときから中に町民ギャラリーというのを設置しまして、先ほどの報告がありましたように、保育園から小学生、中学生ということで、美術的な観点、学校の行事的な観点、ちょっと生涯学習でしょうか、そういった部分にも広がっております。議員からお話がありましたうるんについての、小国に来られた北九州の中学生が善三美術館に行く。その中学生が卒業して、大人になって、また小国に旅行したとき、善三美術館にまた行きましたよという部分も実際あっております。そういういい傾向にもなっておりますので、結論はこの数字だけ見ずに、数字も大事です、3千万円あったときもありましたけれども、そういう部分はちょっと重きを置いて、節約すべきところはそれは大事であります、伸ばすところもしっかりやっていきたいというふうに思っています。年間パス券が本当に議員が言うようにありますので、御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） 私は、はっきりいって小国町ぐらいの規模の町が、そもそもつくるときに本当につくっていいのかという議論が、そのときの議事録は見えていけませんので分かりませんが、そのときにきちんと現実的に考えて、やっぱりやっておけば今どうだったのかなと、違ったんじゃないかなというふうに、基本的にですね。それで、やはり一つはこの一般会計じゃなくて特別会計でやっているということ。美術館というのは、社会教育施設ですから、いわば図書館とかと一緒に。小国町は図書館はないけれども、多目的施設ということで出ていますけれども、ここなんていうのはもうお金を取っていませんから歳出しかないわけですが、ここは無駄という議論というのは起こっていないわけですね。それが、なぜかしら特別会計というふうなやり方をしているから、一般会計からの繰り出しをしていますので、繰り出しをするということは銀行からお金をおろして、また通帳を移すわけですから、ここでまた手数料が発生しているので、何で毎年その繰り出しをするのに特別会計をしているのか、私はその部分は理解はできないわけですが、ただこれはある以上は、やはり本来の美術館、博物館の目的である社会教育の振興というところに力を入れていくべきじゃないのかなというふうに思っております。ですから、美術館としてある以上、ここで赤字を出すというのは、よっぽどこの不可能に近いというような中で、それを町

長や議員が買って配るというのも、私はちょっとどうなのかなというふうに思っております。

そこでですね、この社会教育の施設とした中で、この取り組みですよね。坂本善三美術館というのは、社会教育というよりもまずこの坂本善三の顕彰というような中身でやっているわけです。坂本善三の作品の好き嫌いというのはまず別にして、ただ世界的にはですね、やっぱり画家の中である程度評価をされている人だというふうに思います。そういう中で、この一番下のほうにシリーズアートの風というふうになっておりますが、これは今年の話ですけれども、美術館の庭に、今言われたような鉄くずですよね、それは作品をつくる人にしてみればそれは有価物なのかもしれないけれども、基本それがごみのようなものが積まれて置かれているわけですよね。本当にそれが、今町中にはそれが完成した形で置かれているからそれは作品なんでしょうけれども、やはりそういうことを、美術館の玄関先でやること自体に、何かこうもうちょっとですね、教育委員会としても一体坂本善三美術館というのは何たるかということをよく考えれば、そういう事態というのは起きないんじゃないかというふうに思うのですよね。できあがった、だから、考えてみればですよ、絵を描く前のキャンパスを外の庭先に積むかという話ですよ。それに、私は感じるのですね、やはり図工とか美術の時間に小学生とか高校生が楽しく絵を描くというのは、それはいいことなんですけれども、プロの芸術家とかがただ楽しんで絵を描いたり彫刻を彫ったりしているかといえ、やはり私は相当苦しんで、苦しんで、やっぱり自分の中から思いを表現するために相当苦しんで絵も描き上げるし、彫刻も彫っていると思うのですよ。一方、私はこの人たちと話したことはありませんけれども、おぐにチャンネルとか見ているとですね、本当に自分が楽しんでいるだけなんじゃないかなというように域すらするわけです。やはりそういうことを総合的に考えて、この美術館としての品位、それも考えた運営をやっていくべきなんじゃないかと思っておりますが、それはいかがでしょうか。

教育長（北里武一君） 条例上、館長になっておりますので答えますけれども、いろいろな意見がございます。特に美術あたりと申しますと、いろいろなバツとはいいませんけれども、そういうあれで全く感覚的に違う場合もございます。非常にこういうことを、芸術は難しゅうございます。ですから、今後は皆様方いろいろな意見が出ておりますので、更に議員の中からももう少し美術館運営委員になっていただいでですね、小国町の坂本善三美術館をどうするかという運営委員会で検討したいというふうに思います。ですから、我と思わんものは運営委員になっていただいで、美術館運営委員会ということで十分意見を出していただいで、今後の美術館運営に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

5番（児玉智博君） ただ運営委員会と申しますけれども、その設置者は町であり、管理者は教育委員会になると思うのですよね。その設置者、管理者としてどういう方向性をしていくかという点を少しお聞かせいただければと思うのですが。

教育長（北里武一君） 設置者ではございませんけれども、一応先ほど言いました館長ですので、

そうですね、もう何と申しますかね、難しい問題ですね、どうあるべきかと言いましても、私たち行政職としては、一応条例がある以上はそれに従ってやっていかないといけないわけですので、これは条例改正でもするというのであれば別ですけれども、やはり設置者というのはそこまで考えないといけないと思います。ですから、しかし条例上、美術館というのは坂本善三さんを顕彰するというようなことでできたわけでございますので、私たちとしてはそれを引き継いでいくと、それが行政の役割でございますので、今後、大幅な改正と申しますか、変わり方ということがあればですね、先ほど申しましたようにやはり検討委員会でも開いていただいてやる以外にはないんじゃないかならうかと思えます。町長の意見はどうか、私も御存知じゃないけれども、私としてはそういうふうに思っております。

5番（児玉智博君） 条例に基づいてやっていただかないといけないんですけれども、じゃあ坂本善三美術館の顕彰というのは、その条例の目的がある中で、ああいうふうにしびだらけの鉄くずが庭先に積まれるというのは、これは条例に基づいていると言えるのでしょうか。

教育長（北里武一君） 議論というわけじゃございませんけれども、やはりいろいろな芸術については考え方というか、感覚が違いますので、結局いろいろな展覧会とかあたりをやる場合でも、審査員が誰であるかということでもがらっと変わるわけですよ。私たちが中学校あたりのときに美術の先生が代われば、がらっとその価値観が変わるんですよ。非常に水彩画としてさっと書くといいなという人がおるけれども、ある先生なんかは、いや、描いたって十分絵はみ出しているからぶくっと描くと、そういうふうにならっと変わってくるわけです。ですから、5が1になったり、1が5になったりしていたわけですが、要するに非常に芸術というのは難しいわけですので、これをまとめていくということは非常に並大抵なことじゃないと思います。しかし、最終的には先ほど言いましたように、私たちは条例でやるから、そこで条例改正が必要であれば、おおいに検討していただきたいということでございます。

5番（児玉智博君） その条例を変えるかどうかというその議論は置いておいて、そういう今後の展開を条例の中でどうやっていくかというところを言っているんですけれども。やはりですね、もう芸術家はそれぞれ感覚が違うというふうに言ってしまうと、これはもう何でもありというふうになってしまうんじゃないかというふうに思えます。やはりある程度の程度というのは考えてやっていていただきたいということを最後に申し上げまして、終わりたいと思います。

6番（時松唯一君） 同僚議員から、ほぼ私が言おうかなというようなことがもう4割ほどあります。あとの6割はですね、まずは歳出のところ、119ページ賃金で不用額が16万円出ております。臨時雇用賃金で109万3千660円ですね。ほかの項目見れば、これを超えるような金額になっております。まずはそこからお尋ねいたします。

議長（渡邊誠次君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思えます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） この坂本善三美術館の特別会計の予算の計上の仕方になると  
思いますけれども、あくまでも特別会計で、先ほどから話題に出ておりますとおり、町からの繰  
入金が必要という会計でございますので、予算的にもどちらかといいますと少し多めの予算を必  
要とする会計でございますので、どの項目がちょっと残額が多いとか、そういうのはございま  
すけれども、もう全体から見てそういった会計のシステム上、予算組みをさせているものでござ  
います。

6番（時松唯一君） 今おっしゃっているのは、あくまでも賃金125万4千円で予算を組んで、  
支出済みが109万3千円ですよね。2人雇用しているということで、もう雇用賃金というのは、  
実際雇用するときに契約しているんじゃないですかね。1人の賃金はいくらで、1年間ならこれ  
だと分かっているから予算を組むわけでしょう。予算を組んで、16万円というと、たぶんこれ  
は1カ月か2カ月分になるかと思うのですが、ほかの項目であればまだしも、あくまでもこれ賃  
金で臨時雇用賃金になっていますから。それが1点。

それから、先ほど来から善三美術館入館者推移ということで、これは同僚議員からお金の問題  
等で頑張ればという提案もありました。同僚議員からの提案で、うるん等も皆さんで見学に行  
ったらどうかという話もございました。ただし、これたぶんですね、平成8年から27年を合計  
すれば繰入金が1億円を超していると思うのですよね。それが1点。それを確認。

それから、坂本善三さんがいいか、悪いかじゃなくて、坂本善三画伯は、マニアック的なところ  
はあると思うのですよね。皆さんも行っていらして、共感した方もいらっしゃるでしょうし、  
あっこれちょっと共感できないなど。だから、善三画伯を全面に出してやるのであれば、もう少  
し予算の組み方とかですね、繰入金をどのように使うとか、だから今、同僚議員も言っている  
藤本さんの今年度10月まで鉄を使った地産地生というもので、地生のショウが生きるですか、  
そういうことでやっているかと思うのですよね。だからといって、じゃあそれが皆さんの他町村  
に対してですね、他県に対してもそうですけれども、それが非常にアピールになっているかと思  
えば、ちょっと疑問かなと。

まず1点お聞きします。坂本善三美術館入館の繰入金が総額たぶん1億円超しているかと思  
います。それが1点。

それから、私は善三さんが今泣いているんじゃないかなと。もうちょっと違う方向で  
ですね、今の善三美術館を運営できるようなやり方を考えてくれよなんて言っているように聞こえて  
きます。繰入金が総額でどのくらいになっているか、概算で結構です。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 坂本善三美術館は、平成17年度から改正されまして、18  
年度から繰入金が発生しております。17年度の繰入金がないというのは、一般会計で記した関  
係でございまして、18年度からの繰入金の総額は約3億5千万円程度になってございます。

それと、先ほどの賃金の件でございますけれども、当初予算で臨時雇用賃金2名を予算計上さ

せていただきました。1名の方は前年度からの同じ方が一応履歴書等もいただきまして継続で4月から勤務させていただきましたけれども、あと1名の方は20周年事業という関係もございまして、事務補助として新規に採用させていただくということで、その採用にあたりましての期間も要していますので、丸々1年間の雇用にはならなくて一部分の雇用になった関係でも不用額が一部発生しているものもございまして。

6番(時松唯一君) しっかり分かっているじゃないですか。ですから、そういう答弁を最初にしていただければ、私も分かりやすい、皆さんも分かりやすいかなというふうに思っております。

それから、歳出のほうでやはり芸術関係には光熱水費等もたくさんかかるかなと。それから、管理費、いわゆる冷暖房、それから湿気対策、そういう諸々の経費がたくさんいるかと思えます。だからそういうものを踏まえてですね、やはりしっかり、善三さんの入館者がいきなり2万人超すとか3万人とかは非常に無理かとは思っています。ただ、この推移を見ていくと、何か方法を考えないと、マニアック的な方々が見学に来ると。ここにあるのは数字から見るとですね、やはり学校の生徒、それからうるるん関係の生徒が約3割、4割、1千300人ほどになるかと思えます。ですから、私が申し上げたいのは、まずその同僚議員が言った社会教育の一環、それができるのであれば、そこは鍋ヶ滝と連携をしたものに少しずつでもやれるものであれば考えるときにもう来ているんじゃないかなということをお願いしておきます。どうしましてもですね、やっぱり繰入金に厳しいですよ。1千万円近いお金が毎年一般会計から繰り入れてくると。それを恒常的にやっていくということであれば、北海道の例もあります。特別会計で皆さん御存じのように夕張の件もございましてけれども、そういうこともあり得ないということはないかと思っておりますので、しっかりと協議して、しっかりと今のあるべき姿をどういうふうにして持っていくか。教育長がおっしゃったように、条例とか特別委員会で私たちが頑張れということもあるかと思っておりますけれども、これはやっぱり各課で執行部のほうでしっかりと考えを持って、自分たちの考えはどうあるかよく考えていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

2番(大塚英博君) 今、同僚議員のほうから質問がありましたけれども、この善三画伯と北里柴三郎というのは、小国が誇る唯一の方だと思っております。そういう中で、この施設を残すためには、今言ったように、まず入館者数というものを上げることが必要ではなからうかと。その中で、今、鍋ヶ滝という関連がございました。今、鍋ヶ滝にかなりの人数が入っている中で1日に善三美術館のほうにまず200日営業したとして200円、今の500円という金額を下げることによって200円というセッティングでやりますと、大体800万円ほど年間に収入が出てくるはずですよ。もし300円にしたときには143名、200日営業したところで、そしてそういうふうな1日に143名とか200名とかいうのは、今鍋ヶ滝に来ている人数から見たときには、そんなに大きな人数ではありません。前、一般質問のときにも言いましたように、北里柴三郎と

か、特に善三美術館、そして鍋ヶ滝というものを周遊できるようなクーポン券みたいなものをつくることによって、観光としてあの中に入ることによって、今、多分入園料が500円だと思います。たった500円の金額である滞在時間というのは、私は30分も40分もないと思います。そういう中で、たった10分か15分の滞在時間の中で500円というのは非常にいたい気持ちもあります。そういう中で、もう少し価格という面において下げることによって、入館者数を増やし、そしてそれによって連携を取りながら収入を上げる見込みというのはこれから先あるのではなかろうかと考えます。また、グッズ商品にしても、鍋ヶ滝とか今の善三画伯とか、そういうもののキーホルダーとか、そういうものをいろんな関連の施設のものをそこだけしか買えないようなもの、そういうものをつくることによってイメージアップしていくと、そういうふうな方向で、まず今言った繰入金を減らすためには、まず収入を上げる、収入を上げるためにはそういうふうな道によって収入を上げていく。そのためには、今、場所的に言うと鍋ヶ滝が一番近いところです、これは。ほんと、場所が悪いところじゃないと思います。せっかくなら、やっぱり善三さんを見ていただくというものの趣旨の中からそういうものをなるべくやっていたきたいなと思いますけれども、今後そういうふうな検討もしていただきたいと考えています。

教育長（北里武一君） 鍋ヶ滝に来る場合に、今は大分道がよくなりましたけれども、なかなか駐車場がないというようなことで、美術館に止めて行くという場合に、貸切バスのほうからですね、それを貸してくれというところで、ならば鍋ヶ滝と美術館に入場するセットをやってくれとか、そういうようなこともやっているんですよ。ところがなかなかうまくいかないんですね。旅行会社のほうが、美術館はと言って駐車場だけ借りて、そして向こうのほうに行くというようなことで、私たちの努力が足りないのだらうと思いますけれども、そういうことはやっておりますけれども、なかなかうまく今はっていないというのが状況でございます。今後、いろいろな点で努力はしてまいりたいと思っております。

2番（大塚英博君） 今、入館料というのはいくらになっていますか。今言ったように500円じゃないですか。500円という金額は、旅行者にとってみれば結構負担になります。それは、そういう中で、いろいろなところの観光に行ったときに、いろいろなこういう美術館とか見たときに、その入館料というの大体200円から300円ぐらいの設定ではなかろうかなと私は考えておりますが、ほかのところの施設の入館料と比較したことがありますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 入館料につきましては、議員さんが今おっしゃいましたとおり、一般の方が500円、それから高校、大学生が400円、小学・中学生が200円等になっております。県内にもいくつか美術館等がございますが、ほかの施設等の入館料におきましても、特別善三美術館が高いといったことはございませんで、若干違う部分もあると思いますけれども、ほぼあまり変わらない金額だと認識しております。

2番（大塚英博君） 最終段階の中で、やっぱり入館料を減らす、下げることによって、どれだけ

そのお客さんに来ていただくかということに挑戦してもいいんじゃないかなと私は考えます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 入館料等につきましては、当然条例で定めたものでございますので、美術館の特別会計について年間のフリーパス券からの御提案とかもいろいろいただきまして、本当にありがとうございます。また、そういった、今日お話をいただいたこともいくつもございましたので、一つ一つを検証しながら今後の美術館運営について運営がスムーズにいくように努力したいと思います。なお、今年度の美術館の状況でございますが、4月の熊本地震の影響で入館者数が20%まで落ちている月もございます。非常にこういった状況で厳しくなるんじゃないかなというふうに思っておりました。最近、少しずつ回復してございまして、先ほどから話題になっています金属を使ったリサイクルの作品ですね、ああいった展示についても、何らかの助成とかがないかとか、そういった努力はしております。何とかそういった助成がいただけたらできればと、美術館の担当のほうも頑張っておりますので、御支援のほうをよろしくお願ひします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、ないようですので、本日特別会計決算について、全部について質疑漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。お疲れ様でした。

（午後5時12分）



平成 28 年

# 第 9 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成28年9回全員協議会記録

日 時	平成28年9月21日（水曜）	開会	10:01
		閉会	15:01
場 所	小国町森林保全センター 2階		
出 席 員	穴井帝史	大塚英博	北里勝義
	児玉智博	時松唯一	穴見まち子
	熊谷博行	時松昭弘	松本明雄
			高村祝次
			松崎俊一
			渡邊誠次
事務局職員	小田宣義 澁谷広美		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議に付した事件	1. 平成28年度第3回小国町議会定例会提出議案について (情報課・産業課・建設課)		
会議の経過概要	平成27年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成27年度特別会計歳入歳出決算認定及び小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、各課からの説明及び議員との質疑があった。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

# 全 員 協 議 会 座 席 表

平成28年9月21日 (水曜) 午前10時00分

澁谷 書記 (澁谷 広美)	緒方 商工観光係長 (緒方 幸子)
---------------------	-------------------------

秋吉 林政係長 (秋吉 祥志)	宮崎 農政係長 (宮崎 智幸)
-----------------------	-----------------------

橋本 公共建設係長 (橋本 弘二)	穴井 農林土木係長 (穴井 徹)	佐々木 情報係長 (佐々木 博隆)
-------------------------	------------------------	-------------------------

村上 産業課審議員 (村上 弘雄)	穴井 農業委員会係長 (穴井 桂子)
-------------------------	--------------------------

北里 建設課審議員 (北里 慎治)	時松 情報課審議員 (時松 洋順)
-------------------------	-------------------------

澁谷 産業課長 (澁谷 洋典)	桑名 副町長 (桑名 真也)	北里町長 (北里 耕亮)	佐藤 建設課長 (佐藤 彰治)	佐々木 情報課長 (佐々木 忠生)
-----------------------	----------------------	-----------------	-----------------------	-------------------------

2 大塚

11 松本

3 北里

10 時松昭

4 高村

9 熊谷

5 児玉	6 時松唯	議長 渡邊	副議長 穴井	7 穴見	8 松崎
------	-------	-------	--------	------	------

小田議会事務局長  
(小田 宣義)

## 議事の経過 (h. 28. 9. 21)

議長（渡邊誠次君） それでは皆さん、おはようございます。

本日、9月21日、全員協議会3日目でございます。

それでは、本日北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） おはようございます。

全員協議会3日目でございます。本日の担当所管といたしましては、建設課、情報課、そして産業課であります。審議員、また係長を出席させていただいております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は12人です。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。平成27年度決算ということで、十分なる御審議方をよろしくお願ひ申し上げます。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） ①平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

②平成27年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

③平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

④平成27年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日の担当課については、産業課、建設課、情報課です。各課長及び審議員並びに担当係長の出席をお願いしております。

それでは各課長からの所管の平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いいたします。

情報課長（佐々木忠生君） おはようございます。

情報課所管の平成27年度決算状況について、平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明させていただきます。お手元の決算書の88ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、目2文書広報費です。この目は、広報おぐにホームページに関する歳出です。主なものは、11需用費の印刷製本費219万3千880円で、広報おぐにの印刷費です。平成27年度につきましては、毎月3千部を印刷して配布をしております。

次に、13委託料、ホームページ保守管理委託料42万9千84円で、これにつきましてはチョップデザインに委託を行っております。不用額28万6千822円の主なものは、広報紙印刷代による印刷代等の実績によるものです。

次に102ページのほうをお願いします。目9防災情報施設費です。この目は、主に屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティFM放送局の運営に関する歳出です。主なものは、103ページ、13委託料の中でコミュニティFM放送局施設業務運営委託金765万円で、株式会社FM小国に委託をしております。

次に、屋外情報システム設備保守業務委託金105万8千400円で、これにつきましてはNTTビジネスソリューションズに委託を行っております。

続きまして、105ページのほうをお願いいたします。15工事請負費の中で、FM小国機器更新工事116万7千156円は、平成8年度に設備した機器の老朽化によりシグナルフリッターなどの機器の更新を、朝日無線のほうに請負工事で行っております。不用額97万963円の主なものは、FM小国機器更新工事の請負費と各施設の実績によるものです。

次に、106ページのほうをお願いいたします。目の13地域情報基盤管理運営費です。この目は、光ファイバーケーブル施設の管理運営に関する歳出です。主なものは、109ページをお願いいたします。13委託料の中で、光ファイバー関連施設の施設設備の保守点検を行う施設設備保守点検業務委託を2千588万2千416円で、西日本電信電話株式会社熊本支店のほうに委託を行っております。

次に、光ファイバーケーブル利用者からの問い合わせなどに町の代行として対応する地域情報基盤代行業務委託を、392万400円で小国郷ねっとに委託を行っております。

続きまして、光ファイバーを利用したコミュニティチャンネル放送により行政情報や地域の情報を提供するおぐにチャンネル番組制作委託を、985万円で株式会社FM小国に委託を行っております。

次に、地上デジタル放送、自主放送、FM小国告知放送等に関連する施設設備の保守点検を行う映像系センター設備保守業務委託を、428万3千280円で株式会社SYSKENに委託を行っております。

次に、節14の使用料及び賃借料の中で、1千700台分のSTBリース料427万6千200円、このSTBリース料につきましては27年11月をもって終了いたしております。CS番組使用料、10番組の使用料474万1千367円などとなっております。不用額の399万5千541円の主なものは、施設設備保守点検業務委託で、光ファイバーケーブル施設のケーブル移設などのスポット保守料の実績による減や、CS放送番組使用料の残及び各施設の実績によるものです。

次に、飛びまして186ページをお願いいたします。農林水産業費、目1水産業振興費です。主なものは、19負担金補助及び交付金の中で小国漁業協同組合へ45万円の補助を行っております。不用額45万円の主なものは、小国漁業協同組合事務局の移転に伴う人件費の予算計上を行って行いましたが、事務局のほうの移転ができなくて不用額となっております。

次に、188ページをお願いいたします。商工費、目1の商工総務費です。主なものは、職員2名分の人件費となっております。

次に、同ページの商工振興費です。この目は、商工業の振興及び商工関係施設の維持管理に関する歳出です。商工振興費決算額4千107万2千529円のうち、平成26年度から地域住民生活等緊急支援交付金事業分2千762万3千8円、及び委託料379万283円の明許繰越分が含まれております。主なものは、191ページをお願いいたします。13委託料でゆうステーション施設の駐車場拡張や屋外トイレ整備等の実施設計を行うゆうステーション施設等整備設計業務委託を379万283円で、有限会社中川建築設計事務所に委託を行っております。

次に、19負担金補助及び交付金で、平成26年度からの明許繰越による地域住民生活等緊急支援交付金を活用して小国町創業支援事業補助金30万円、小国町商店街等おもてなし事業補助金478万2千円、小国町商店街空き家対策事業補助金328万6千円を小国町商工会へ補助をし、商工業の創業支援や地域の仕事支援を行っております。また、小国町プレミアム商品券等販売事業補助金1千925万5千8円を、小国町プレミアム商品券販売等実行委員会へ補助をし、地域の消費喚起と活性化や生活支援を行っております。不用額の343万471円の主なものは、負担金補助及び交付金の事業実績による残と、各施設の実績残によるものです。

次に、190ページをお願いいたします。目3観光費です。この目は、観光団体の支援、鍋ヶ滝公園管理運営費、観光施設の維持管理に関する歳出です。観光費決算総額4千922万3千293円のうち、平成26年度から地域住民等緊急支援交付金事業分43万5千円の明許繰越分が含まれております。また、地方創生加速化交付金等交付金を活用して阿蘇郡市7市町村で実行委員会を組織して取り組む阿蘇地域観光客受入促進連携事業の負担金866万5千円については、平成28年度に明許繰越を行っております。主なものにつきましては、191ページの節の7賃金から、195ページ、節の16原材料費までの各節決算額のうち、1千235万7千円より、鍋ヶ滝公園の管理運営及び周辺道路混雑緩和を行っております。平成27年度につきましては、入園者数22万4千565人、入園料収入4千368万9千800円となっております。

続きまして、193ページをお願いいたします。13委託料で、地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、新たな観光資源としての滝及び鉄道橋りょう調査を行う観光資源等活用調査事業を540万円で九州経済調査会のほうに委託を行っております。

続きまして195ページをお願いいたします。19負担金補助及び交付金の中で杖立温泉観光協会へ1千166万7千円、わいた温泉組合へ237万5千円の補助を行うほか、各種観光団体等へ補助及び負担を行っております。不用額468万4千707円の主なものは、鍋ヶ滝公園の管理運営に伴う各施設の実績による残及び観光案内看板設置工事の請負による残によるものでございます。

次に、198ページをお願いいたします。目5学びやの里費です。この目は、木魂館及び北里

柴三郎記念館の管理運営に関する歳出です。主なものは、199ページ、11需用費で木魂館矢切開口部周り改修や、北里バラントレ改修などの修繕費546万5千199円を行っております。不用額100万7千302円の主なものは、都市農村交流対策事業の九州ツーリズム大学活動規模縮小によるもの、及び各施設の実績による残によるものでございます。

以上、簡単ですが歳出を終わります。

次に、歳入のほうを説明をさせていただきます。

戻りまして、24ページ、25ページをお願いいたします。中ほどの分担金及び負担金、分担金、目2の総務費分担金です。光ファイバー加入分担金として33万円。次に、同じページ、一番下の使用料及び手数料、使用料、目1の総務使用料の中で設備使用料です、光ファイバー使用料4千284万8千220円のうち、現年度分4千209万1千750円。

次ページのページ27の滞納繰越分75万6千470円です。

次に28ページ、29ページをお願いいたします。中ほどの目6商工使用料です。鍋ヶ滝公園直売所使用料12万7千円で、これは254日の営業分でございます。鍋ヶ滝公園入園料4千368万9千800円で、入園者数は22万4千565人でございます。

次に、31ページをお願いいたします。使用料及び手数料、手数料、目2総務手数料です。中ほどの光ファイバー休止・再開手数料9万3千円です。

次に、飛びまして50ページ、51ページをお願いいたします。一番下、県支出金、県補助金、目5商工費県補助金です。都市農村交流対策事業補助金75万円と、53ページ、一番上の緊急雇用創出事業補助金81万6千円です。これらの補助金につきましては、歳出の学びやの里費の負担金補助及び交付金と委託料の中で同額を歳出しております。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。一番上、県支出金、県委託金、目4商工費委託金です。県有公園施設清掃委託金1万2千960円です。この委託金は、杖立温泉内の県有施設である駐車場の清掃委託金であり、歳出の観光費の委託料の中で同額を歳出しております。

次に、73ページのほうをお願いいたします。諸収入、雑入、目5雑入です。一番上の伝送路利用収入4万9千847円、IRU利用収入571万120円、番組配信利用収入14万9千709円、中ほどの光ファイバー引き込み工事費収入108万2千927円、光ファイバーケーブル保守費用負担金44万2千383円、物品汚損料3万9千414円が地域情報基盤管理運営に伴う歳入となっております。

続きまして、75ページをお願いいたします。目5雑入の最後、阿蘇地域元気再生支援事業補助金50万円、これは阿蘇地域振興デザインセンターの補助率2分の1、上限50万円の補助金で、歳出の観光費、工事請負費の観光案内看板設置事業に対する補助金でございます。なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金につきましては、決算資料、情報課資料1で各内容を説明しておりますので御確認のほうをお願いいたします。

以上をもちまして、情報課所管の説明を終わらせていただきます。

産業課長（澁谷洋典君） おはようございます。

ちょっと説明に入ります前に資料の配付をよろしいでしょうか。

議長（渡邊誠次君） はい。資料の配付をお願いします。

（資料配付）

産業課長（澁谷洋典君） それでは、産業課、農業委員会の所管となります平成27年度決算の概要を説明させていただきます。

農業費の歳出のほうから説明させていただきます。決算書160ページをお願いいたします。款の5農林水産業費でございます。162ページ、目の1農業委員会費から、180ページ、目の15循環型農業推進費までの農業費でございますけれども、目の10団体営土地改良事業費から目の12特定中山間保全整備事業費までは建設課のほうの所管となります。

産業課の歳出総額といたしまして、3億3千801万8千円となっております。対前年比でマイナスの6%、金額にいたしまして2千170万円ほどの減となっております。その主な要因といたしましては、農業総務費の農用地整備公団事業償還金におきまして一般開発分の償還が平成26年度に完了したことによりましておよそ2千860万円、また、農業振興費におきまして平成26年度は雪害による緊急対策事業費が約2千万円ございましたので、その部分がマイナスの主な要因となっております。

それでは、ページを迫いまして目ごとに主な概要を説明させていただきます。

167ページをお願いいたします。農業総務費の中の負担金補助の中で、阿蘇区域農用地整備公団事業償還金1億3千546万6千円がございます。これは先ほど申しましたが、農業用道路ファームロード分だけの償還がまだ残っておりまして、平成30年度まで、今年度を含めましてあと3カ年で償還が完了することとなります。

続きまして169ページをお願いいたします。目の3農業振興費でございます。負担金補助におきまして阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業を行っております。1つの生産組合の実施で41万8千円の補助金となっております。

続きまして171ページをお願いいたします。上段のほうにございます経営所得安定対策推進事業費200万円、またその下の再生協議会推進事業補助金44万円がございます。これにつきましては、水田農業における経営所得安定対策事業、小国町農業再生協議会のほうで行っておりますので、それに対する事務的経費を補助するものでございます。200万円につきましては100%国からの補助金でございます。

続きまして同じページ、下段のほうになりますけれども、中山間直接支払交付金6千221万736円がございます。これにつきましては、平成27年度より法制化されました日本型直接支払制度の中で、中山間直接支払といたしましては第4期対策の初年度での取り組みとなります。実



績といたしましては、集落協定数で28集落協定、農家戸数、これは延べの戸数となりますが733戸、対象農地面積といたしまして809ヘクタールに対しての交付実績でございます。

続きまして173ページにかけまして畜産業費がございます。この中では阿蘇あか牛草原再生事業補助金165万円、これにつきましては、放牧による草原再生を目的とし放牧資材管理費の助成を4牧野組合に対して行っております、100%県からの補助金でございます。また、家畜改良補助といたしまして539万9千円がございます。これにつきましては、家畜改良を目的に精液代、また技術料に対する補助でございまして、実績といたしまして約2千138頭の実績となっております。

続きまして、175ページにかけまして目の7担い手育成推進事業費でございます。負担金補助におきまして農業担い手支援給付金180万円がございます。これにつきましては、小国町農業担い手支援給付要綱に基づきまして、年度途中からの方もおられますけれども、3名の方への給付実績となっております。

続きまして175ページから177ページにかけて、手づくりの館、悠工房施設費がございます。主には施設の維持管理に係る経費でございます。施設の利用実績といたしましては、年間の延べ人数でございますけれども、手づくりの館で801名、悠工房で427名の方の利用実績となっております。

続きまして179ページをお願いいたします。目の13、目の14多面的機能支払費でございます。これにつきましては、先ほど中山間直接支払の中でも申しましたが、日本型直接支払制度の枠の中で多面的機能支払事業にも取り組んでおります。実績といたしましては、活動組織数で28活動組織、対象農地面積で802ヘクタール、この中で農地維持、また共同活動、施設の長寿命化を図るための活動に取り組んでおります。

続きまして179ページから181ページにかけまして循環型農業推進費でございます。循環型農業におきましては、引き続きましてAML農業経営研究所に肥培管理における指導又は講習会の開催などをお願いしておりますけれども、平成27年度からは委託方法を変えさせていただきまして、指導実績に応じて講師謝礼などを支払う措置を取らせていただいております。薬味野菜の里出荷協議会を中心に、出荷者の皆様の肥培管理技術も少しずつではありますが確実に向上しております、循環型農業の推進、また定着に向けた取り組みを実施しております。

続きまして林業費でございます。180ページから185ページにかけまして林業総務費、林業振興費が産業課所管となります。歳出総額といたしまして5千579万6千円となっております、対前年比で約68%の執行となっております。このマイナスの主な要因といたしましては、26年度、前年度はみどりの産業再生事業としまして事業費でおよそ2千万円の事業を実施しておりましたので、そのことによりますマイナスの要因となっております。

それでは、林業費の主なものでございますけれども、183ページをお願いいたします。林業

総務費の負担金補助におきましては、野生動物生息数適正管理助成金 249 万円、鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業補助金 83 万 1 千円、それから一番下段になりますけれども、有害鳥獣駆除補助金 259 万 2 千円がございます。これらの補助を活用いたしまして猟友会、駆除会の協力を得ながら農林業の被害防止に取り組んでおります。実績といたしましては、ニホンジカで 168 頭、イノシシで 602 頭の捕獲・駆除実績となっております。

続きまして 185 ページ、林業振興費をお願いいたします。ここでは造林また育林部門としまして、主伐促進支援事業、間伐材供給安定化緊急対策事業、森林整備地域活動支援事業などを実施しております。また、後継者の育成といたしましては担い手育成事業、林業機械導入事業など、また小国杉のブランド力の強化、販売促進といたしまして小国杉使用建築物支援事業、小国材販売促進事業など、それぞれ記載どおりの決算額において実施しております。様々な補助金を活用いたしまして小国林業の振興・活性化に取り組んでおります。また、27 年度ではこの林業振興費の中で地方創生先行型の交付金を活用させていただいております。

以上、簡単ですが産業課所管の歳出の概略を説明させていただきました。

また、資料につきましては、総務課資料の主要施策成果報告書、また産業課決算資料といたしまして委託料、補助金、負担金の内容を記載したものを配付してございますので、詳細については御覧いただきたいと思っております。

続きまして、歳入でございます。23 ページをお願いいたします。中段ほどに農業費分担金といたしまして国有地貸付分担金 3 千円、また、その下に阿蘇区域農用地整備公団事業分担金 24 万 3 千 4 5 5 円などございますけれども、歳入ではページも飛びまして分かりにくいと思われましたので産業課の所管分だけを取りまとめまして、その内容、歳入先などを記載した資料を先ほど配付させていただきましたので、歳入につきましてはそちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、産業課所管の平成 27 年度決算概要の説明を終わらせていただきます。

建設課長（佐藤彰治君） おはようございます。

座って説明させていただきます。失礼します。

まず、さきに配付してございます平成 27 年度決算資料建設課所管というものがございますので、この資料につきましては 27 年度におきまして実施しました工事、委託、それから補助金、負担金の一覧でございますので、御審議の際の資料と参照いただけたらと思っております。

それでは、決算書の 2 ページをお開きくださいませ。総括でございます。まず 2 ページ、歳入のほうの総括でございます。建設課に関する款名としましては、11 の分担金及び負担金、12 の使用料及び手数料、13 の国庫支出金、14 の県支出金、15 の財産収入、それから 19 の諸収入がございます。収入総額は約 2 億 6 千 206 万 9 千円ということでございます。

続いて3ページを御覧ください。総括表の歳出でございます。建設課に関する款名としましては、4の衛生費、それから5の農林水産業費、7の土木費、10の災害復旧費、12の諸支出金でございます。歳出総額は7億5千677万6千円でして、対前年度比121.4%となっております。

続きまして、歳出のほうの内容について御説明させていただきます。161ページをお開きくださいませ。環境衛生費でございます。この中の負担金補助及び交付金のうち、個人設置型の合併浄化槽補助金としまして464万円がございます。27年度におきましては、5人槽4基、7人槽8基の計12基を、国・県・町各々3分の1の定額内の補助で実施したものでございます。

続いて176ページをお開きくださいませ。団体営土地改良事業費でございます。主な内容としましては、農業農村整備工事818万6千400円としまして、建設課資料No.11にございませとおり2カ所の水路の整備工事を実施したものでございます。

続きまして178ページをお開きくださいませ。特定中山間保全整備事業費につきましては、1つ目の1千1万7千966円が一般開発事業費であります区画整備、水路、暗渠排水、ため池等を整備したものであるものでございます。2つ目の972万8千421円につきましては、林道部分の受益者負担に対する町の負担金でございます。

続きまして186ページをお開きくださいませ。林道費におきましては通常の維持補修のほか、林道岩ノ上線の舗装工事及び林道高花線の改良工事2路線を実施したものでございます。また木材搬出道の維持管理補助金につきまして、250万円は森林組合に対しまして補助を出しまして22路線の林道草刈り等を実施したものでございます。同じページ、治山事業費の工事請負費でございます。1千199万5千518円につきましては、建設課資料No.12にございませとおり切通地区及び江古尾地区2カ所におきまして実施したものでございます。

続きまして201ページをお開きくださいませ。土木総務費の中の19の負担金補助及び交付金としまして、単県砂防工事負担金、単県道路改良工事負担金及び急傾斜地崩壊対策工事負担金でございます。熊本県が小国町管内で実施した事業についての町負担金でございます。

続きまして202ページをお開きくださいませ。水道総務費としまして、小国町水道補助金1千645万4千円がございます。続きまして道路維持費でございます。町の通常の維持管理に要する費用のほか、委託料としまして除雪、除草作業、通常の維持管理費のほか、道路台帳補正、路面正常調査、道路防災点検委託費等としまして3千137万5千542円を支出いたしております。また、工事請負費としまして、資料の16ページ、20ページにございませますが、4件の工事を実施いたしております。

続いて209ページをお開きくださいませ。道路改良費でございます。工事請負費としまして、これも資料の16ページから21ページにかけて掲載しておりますとおり、4路線につきまして9件の道路改良工事を実施いたしておりますとところでございます。

続いて207ページです。河川総務費でございます。県河川の清掃委託料としまして196万6千円がございます。これは、県のほうの補助ということで地元に対して配布するものでございます。

206ページから210ページが住宅管理費でございます。209ページの工事請負費としまして柏田住宅の浴室改修工事と、それから柏田住宅、関田住宅、西帯田住宅につかまして耐用年数が過ぎておることによってガス漏れ警報器の交換を実施したものでございます。

続きまして211ページをお開きくださいませ。住宅建設費でございます。委託料545万4千円につかましては、倉原住宅6戸の建設工事に伴います工事管理委託料でございます。ここで工事請負費の中で不用額が2千135万352円、ちょっと高額の不用額が出ております。これについて若干御説明をさせていただきます。当初6戸の建設を28年度で予定しておりました。しかし、27年度末に国の経済対策ということで補正の要望がございましたので、前倒しということで前年度国の補助金をいただきまして、26年度補助金をいただきまして、未契約繰り越しという形で1億8千万円の3月補正をさせていただいた上で繰り越しさせていただいております。実施年度が27年度に工事を実施したということで、前年度経済対策で受けるところで、まだ設計がある程度未確定なところがございましたので、この要因としましては地盤改良をそのときに全戸マックスという形でちょっと見させていただいております、1億8千万円の中に。実は実施をいたしましたところ、改良戸数が2戸で済んだというようなことで予算残が発生しているところでございます。しかしながら、繰越年度でございますので、減額補正ができずにそのまま2千435万352円は不用額として上げさせていただいたものでございます。

続きまして254ページから257ページを御覧ください。農地災害復旧費でございます。工事請負としまして農地の災害復旧工事を実施したものでございます。また、256ページには土木施設の災害復旧費がございます。これにつきましても、資料の22から23ページに記載しております5件の公共災害復旧工事を実施したものでございます。

続きまして261ページをお開きくださいませ。特別会計繰出金としまして農業集落排水事業特別会計繰出金7千236万9千円でございます。

支出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

戻りまして、22ページをお開きくださいませ。22ページから25ページにかけまして農業費分担金、林業費分担金がございます。各種工事に係る受益者の分担金でございます。建設課、上から3つ目の農業農村整備事業費分担金24万5千500円からになります。

続きまして26ページをお開きくださいませ。農林水産使用料と土木使用料でございます。上のほうの5万4千405円の道路占用料は農道と林道に係るものでございまして、下のほうの527万2千996円の道路占用料は町道に係るものでございます。公営住宅使用料につかまして

は、平成27年度末におきまして299戸の入居者に係る使用料になっております。

続きまして32ページをお開きください。公共土木施設災害復旧費国庫負担金としまして142万3千円がございます。国の負担率は66.7%となっております。

続きまして36ページをお開きくださいませ。衛生費補助金としまして循環型社会形成推進交付金204万9千円でございます。個人設置型の合併浄化槽に対します3分の1の補助金でございます。同ページに社会資本整備総合交付金としまして1億5千956万7千円がございます。町道改良、住宅建設、浴室改修、住宅解体撤去に係る65%又は50%の交付金でございます。

続きまして46ページをお開きくださいませ。県の補助金としまして浄化槽設置整備事業補助金154万6千円がございます。個人設置型の合併浄化槽に係る、これも3分の1の補助金でございます。

次に49ページをお願いします。農業農村整備事業交付金560万円につきましては、1カ所の水路工事に係る50%の県補助金でございます。

続きまして51ページをお願いします。単県林道事業補助金640万円につきましては、林道岩ノ上線の舗装工事、それから高花線の改良工事に係る40%の補助金でございます。その下の単県治山事業補助金640万円につきましては、2地区の工事に係る2分の1の補助金でございます。

続きまして53ページをお願いします。中段にあります電源立地地域対策交付金633万8千円でございますが、この交付金は町道岳の湯線の舗装工事に活用させていただいております。同ページの下方は農地災害復旧事業補助金でございます。

続きまして57ページをお開きくださいませ。土木費委託金としまして、歳出で申しあげました県管理河川清掃業務委託金196万6千円がございます。町内の団体様で実施させていただいております県河川の草刈りや清掃に対する県の委託金でございます。

続きまして71ページをお開きくださいませ。雑入でございます。雑入としまして、上段に柏田第1期浄化槽負担金17万6千632円がございます。これにつきましては、柏田住宅に隣接しております浄化槽を使用しております警察住宅並びに病院住宅に係りますそれぞれの負担金の収入でございます。

以上、簡単ではございますけれども建設課に係る歳入歳出決算につきまして、概要説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それでは、各課長からの概略説明が終わりました。それぞれのページを追って進めてまいります。よろしく願い申し上げます。

議員におかれましては別紙平成27年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別分掌事務一覧表を御参照ください。本日は、この表の緑色に塗られた部分の協議になります。

まず、最初に歳出からまいります。では、88ページから始めます。88ページ、文書広報費

について、質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） ホームページ保守管理委託料について伺います。ホームページにですね掲載されている情報、どういう情報を発信していくかということ、そういう最終的な責任の所在というものは委託先にあるのか、それとも情報課なのか、それとも各課の責任においてやるのか、そこを教えてください。

情報係長（佐々木博隆君） ホームページの情報につきましては各課のほうで作成いただきまして、それに基づき決済をいただいております。情報課のほうに来まして、情報課の方で確認をしまして、それで了解ということであれば委託先のチョップデザイン様のほうに、掲載もしくは更新、新規、削除等を行っております。

5番（児玉智博君） それでは、つまり情報課が最終的な責任を負っているのだということですかね。

情報課長（佐々木忠生君） はい。今、係長が申しましたように、一応各課の決済を伺いまして、私の課のほうでホームページの所管課となっておりますので、情報課のほうで最終責任にはなるのかなというふうには思っております。

5番（児玉智博君） やはりですね50万円にも満たない委託料ではあるのですが、やはり今、情報化社会という中で、いろいろ町外向けの情報であったりとか町内町民向けですね情報というところもあるんですけども、やはり私は自治体の役割というのは住民の福祉の増進というところですから、やはり力点を置くべきは町民向けの情報だというふうに思うのですよね。

ホームページを見てみると、やはり課によってその情報量というのがあまりに差があるんじゃないかなというふうに思ったりします。すみません、今日いらっしゃるから例えば産業課なんですけれども、補助金関係でもこれだけ農家とかに対する補助金というものがあるわけなんですけれども、残念なことに行政情報、産業課を見てみると、悠工房と、あと手づくりの館というところだけがあって、全くこういった若手農業者への補助金なんかの情報が載っていないんですよね。

やはり、せっかくこういう委託料を出すのであれば、そういう情報もどんどん発信していくべきだと思います。それが、やはり今の答弁で情報課が最終的な責任を負っているというのであれば、やはりですね出てきた分をチェックするだけじゃなくして、やはりホームページを開いてみてですね、この辺の情報が不足しているなという部分があれば、やはり情報課から投げかけて、やっぱりそういうものも出してもらうべきだと思うのですが、今後いかがでしょうか。

情報課長（佐々木忠生君） ホームページにつきましては、議員のおっしゃられるとおり、いろいろ更新という内容を見直すよというような町民からの御意見もいただいております。その中で、課長会議等でもちょっといろいろ意見を出しながら、どういう方向にするのかというようなものも検討させていただいております。今後、より見やすくなるように、情報も含めたところで見直し作業を進めていきたいなというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、続きまして102ページ、9、防災情報施設費について質疑はございませんか。102、103ページの中段から下ですね。104ページ、105ページの上から2段目、公用車重量税までが所管になります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、続きまして106ページ、107ページ、地域情報基盤管理運営費について質疑ございませんか。目の13、106、107、下段のほうになります。108ページ、109ページまでが情報課の所管です。109ページまで、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、それでは158ページ、すみません、160ページ、161ページになります、真ん中のちょっと下ですね、浄化槽補助金と浄化槽普及促進協議会負担金、この2項目が建設課の所管になります。よろしいですか、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、その下段です。農林水産業費に入ってまいります。162ページ、163ページ、農業委員会費が産業課の所管になります。163ページまで。質疑ございませんか。次の164ページ、165ページ、目の農業総務費も産業課の所管です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 166ページ、167ページ。3の農業振興費も産業課の所管になります。

9番（熊谷博行君） 熊谷ですが、ファームロードの償還が平成30年と、去年も聞いたのですが、これはファームロードだけですか、こっちの黒淵から下城までの足した部分が1億3千500万円ですか。

産業課長（澁谷洋典君） この阿蘇広域農用地整備公団事業償還金1億3千500万円、これはファームロードだけです。グリーンロード分は特定中山間保全整備事業という事業でやりましたけれども、こちらの分は直納という形でグリーンロード分の償還は農の部分は直納で終わっているのですけれども、この179ページに特定中山間保全整備事業費というものがございます。この中の特定中山間保全整備事業費、受益者負担分ということで970万円ほどございますけれども、特定中山間事業は農林水産省と林野庁の補助金をいただいております、林野の部分については受益者負担分が発生するというので、この部分がグリーンロード分の償還でまだ残っている部分になるかと思えます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは168ページ、169ページまで、ございませんか。4の水田農業

構造改革対策事業費、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では、続きまして170ページ、171ページ。こちらも全部産業課の所管になります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、172ページ、173ページ。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは次に、174ページ、175ページ、手づくりの館施設費と悠工房施設費、質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは続きまして、176ページ、177ページ、団体営土地改良事業費、こちらは建設課の所管になります。次の農道維持費、176ページ、177ページ、よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、次に178ページ、179ページ、こちらも全部担当所管になります。特定中山間保全整備事業費、多面的機能支払費、循環型農業推進費、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、180ページ、181ページ、質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) ここで暫時休憩に入ります。11時10分から再開をいたします。

(午前11時02分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時12分)

議長(渡邊誠次君) 今、180ページ、181ページまで。

1番(穴井帝史君) 1番です。175ページにちょっと戻りますが、すみません。手づくりの館の件についてですが、機械器具保守管理委託料が上がっておりますが、手づくりの館という施設はもともと小国特有の特産品を開発し、それを試作する施設だったと思われませんが、なんか現在では営業をされている方も聞いていると思いますが、いかがでしょうか。

農政係長(宮崎智幸君) 手づくりの館については、今お話があったようにもともと特産品の開発ということで建てられた施設ということで現在まで至っております。現在は、今言われたようにその施設を利用して営業を行っておられる方がおります。実績としましては、特に内容としては、味噌づくりであったりキムチづくり、それから菊芋の粉末、それから食肉の加工といったことで利用がされております。利用実績については年間238日、時間で900時間、延べ801名の



方が利用をされているということで、現在では手づくりの館で営業許可を取って一応販売まで行っているということです。若干そのことについては利用者会議等を開きまして、保健所のほうからも若干ちょっと指摘のほうをいただいております。というのが、できる限り1施設で1営業許可ということで言われていますので、町としてはその辺の責任の所在もはっきりさせるということで利用者会議を開いて、覚書等でそのことを利用者の方には伝えていきます。今後新しい営業許可関係の申し込みがあった場合には、その辺を十分説明をして利用のほうを行っていくようにしていっているところです。

1番（穴井帝史君） 今、営業許可の話も出ましたが、やはりですね小さい漬物しか出していない方におかれましても、炊事場をちょっと改装したりとかですね努力をして自分の場所で営業許可を取っているのが事実なんです。町の施設を利用して営業許可を取らせるという町の姿勢もちょっとおかしいと私は思いますが、いかがですか。

農政係長（宮崎智幸君） 営業許可については、大分前からちょっとそういうことで許可を取ってきたというようなことがありまして、当時恐らく施設の利用率・稼働率あたりも考えたところでそういう許可を出していたのだと思います。当然そういった衛生面とかでちょっと考えなくてはいけない部分もありますので、そういうところで、新規の部分については十分利用者の方に説明をいたします。なるだけ手づくりの館あたりで試作をしていただいて、ゆくゆくは個人で個人の施設で営業許可を取って販売をしていただくようにということで指導をしてきたいというふうに考えております。

1番（穴井帝史君） 先ほど、保健所のほうからも指摘という言葉がございましたが、やはりこの辺は一応管轄は保健所ですので、今後ですね明確な判断をしていただきたいと思います。以上です。

農政係長（宮崎智幸君） 現在の利用者あたりとも協議をしながら、検討をしていきたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） それでは、180ページ、181ページ、戻ります。なければ182ページ、183ページ、質疑ございませんか。182ページ、183ページでございます。

4番（高村祝次君） 183ページ、いつも野生動物生息数適正管理助成金249万円と有害鳥獣駆除補助金259万2千840円がありますが、実際私が産業課に行きまして聞きますと、捕った人に直接やるようにいろいろ苦情が来ておったところ、たまたま昨日、産業課長が6月から私が資料を要望していたものを昨日持ってきて、内容を見てみますと南小国は町単独でイノシシが8千円、シカが1万円、小国町は5千円と8千円。これは、恐らく県を通じて国から来ているお金は最大大体8千円ですけれども、小国町は3千円、内容はここに3千円の内訳は書いてありますけれども、今日はちょうど以前担当の穴井君が来ておりますので、ここあたりはですね本当に私から言わせれば被害に遭ったことの悔しさ、あるいはつくって楽しみにしていたものがやられ

た気持ちが本当に、職員の、これは前担当であった穴井君が、林政係が分かっておったか、以前からそういうことをやっていたとかいうことではなく、当時のときに国から最高8千円という数字が出たというふうに思いますけれども、やはりですね、私が言いたいのはせっかく国から8千円来るならですね何で小国町だけが3千円にしなければならないのかと。やはり内容がそれだけの費用や経費を考えると3千円いくらかは要らなかったと、それで3千円にしたんだろうと思います。

実際ですね、今、ワナをかけると餌づけをしなければいけませんので餌づけをします。毎日餌づけをしても、イノシシとかが来て食べてくれればいいんですけども、キツネとかアナグマが来て食べます。イノシシが来るまではしばらくかかります。1俵買えば、恐らくトウモロコシで50円ですから、1俵が1千円以上はすると思いますけれども、そのくらい経費がかかります。やっぱり捕るのにですね経費がかなりかかって、やはりワナまでに行きつくまでの燃料費もかかります。ですから、捕ってもらう、被害に遭う農家の方々はやはり捕ってくれる人に感謝をしておりますけれども、役場の職員の方々は被害に遭わないから何も分からない。そういう気持ちが分からないのが本音じゃないかなというふうに思います。町長もしかり、そういう作物をつくって被害に遭ったこともないし、杉山、ヒノキをシカがかじってやりますけれども、そういう本当の痛みというものが分からないのが本音じゃないかなというふうに思います。

ですから、今年まではですね、本年度も恐らく3千円で行っておると思いますけれども、来年度はですね是非8千円に上げて、1頭でも多くですねワナで捕獲をする人、鉄砲で捕獲する人、それぞれおると思いますけれども、やはり被害に遭われた方々の気持ちを十分理解をしていただきたいというふうに思います。とやかくは言いませんけれども、そういうお金をですね私が再三言っている中に、直接やっておりますということでしたけれども、直接やっていないで班にやっておったというような状況の中に、班の方が駆除された方に対してお金が滞っておったと。今年の6月も私が一般質問で少し述べましたが、その前から町のほうはお金は出ていたけれども、まだ今日まで支払われていないというのが現状です。ですから、今、先ほど産業課長にも言いましたけれども、明日まで入れなければ、この予算は通せないということが私の本音でございます。ですから、明日まで必ず、もう本人は先般病気で亡くなりましたけれども、ここにちゃんとその人が書いた16万8千円、56頭分の3千円がここに書かれております。一生懸命、私がうちの畑や山などどこでもかけてくださいということを言って、田原でかなり捕ってもらっておったんですよ。それが、その人が亡くなりましたから、病院に行く前にこの紙はある人に渡して、昨日、私に、産業課長が来たあとにこの人が、実はこういうことでまだ16万8千円貰っていませんということを言われたから、すぐ産業課長に、やっていないなら誰か分かりませんがおかしいでしょうという話をしたわけです。ですから、私が以前から何回も指摘しておったようにようやく大分最近には捕獲した人たちの思うようになってきたと。結局、県などは何で言っているかとい

うと、これは県が言ったことをある人が書いて持ってきたわけですが、猟友会は趣味の会、駆除は行政、駆除に関して猟友会は口出しはできませんということを県ははっきり、これは県の林務課の人が言ったと思いますけれども、書いてあります。ですから、今まで行政は全部猟友会の話聞いて10頭制限もしました。10頭制限したって、それ以上捕ったのはどうしておったかという、以前も述べましたように誰かが猟期のときにしっぽを持って行って補助金を貰っていたということが現状で、私も言ったら猟友会からかなり批判をもらったという事実があります。ですから、私が言うのは、捕った人に直接1頭ずつ口座でも振り込んでやったらこういう問題は起きてこないという、再三指摘をしましたがけれども、指摘したことが、もう現に役場職員が私に嘘を言ったんですよ、直接払っていますと言ったが払っていなかった。

みんな、議会の皆さんも真剣に考えてください。本当に何で、南小国と小国のですね頭数が全然違います、何で違うかと言ったら、小国のほうが農業が盛んだからと、南小国は草地造成したところもありますけれども、大規模草地はやったかもしれませんが、団体営とか緑資源とか農地整備公団でしたものは南小国はほとんどあります。小国の道路はそういう事業でファームロードができる前にやった事業があって、草地改良もできていると。ですから、トウモロコシをつくったり牧草を植えたりする面積が多いわけです。だから、イノシシもよくそこに寄ってくる。だから、捕る量も多い。南小国は外輪山、あるいは中原牧野くらいしかありません。そこあたりも役場の職員は全然分かっていないからこういうことを永遠と言われるのですよ。明日まで16万8千円が払われないなら、この予算はもうちょっと否決しないとですね、議会人としてもおかしい。そういうことを反論があれば町長でも職員でも結構ですけども、反論を述べていただきたいというふうに思います。以上です。

産業課長（澁谷洋典君） 27年度の実績におきまして、今議員が言われましたように56頭分の県からの鳥獣被害防止総合対策事業補助金上乗せ分、イノシシで3千円、シカで2千円でございますけれども、イノシシで56頭分の金額が捕獲した方に渡っていなかった事実がございましたので、その確認を取りまして、早急に支払うようにという指導もいたしております。

それとまた先ほどから言われておりました鳥獣被害防止総合対策事業補助金、県からの上乗せ分、南小国町は8千円の上限でやっておりますけれども、小国町につきましてはイノシシで3千円、2千円。何でそんなに差があるのかということでございますけれども、これにつきましてはこの補助事業の事業要綱の中に明記された部分で、事業対象が捕獲した個体に支給するものではなくて、捕獲に要した経費に対し支給するものであり、実施要領の中でも事業の対象として明確に区分をできるもので、また証拠書類等が確認できるものであるというふうに明記されているところを当時の担当あたりは重視して、小国町では8千円ではちょっと経費としては積み上げが難しいのではないかとということでちょっと金額を3千円、2千円というふうに下げていたというふうに聞いておりますけれども、実際、南小国町では満額の8千円でやっているわけですから、そ

この部分については再度、来年度に向けて検討を行っていきたいなどは考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

10番（時松昭弘君） 10番、時松ですが。ただいまですね4番議員から鳥獣被害関係の補助金のことについて話がありましたが、実はこの前からですね、今度大阪のほうで、来月ですけれどもテラプロジェクトという鳥取県の智頭町と小国町森林組合が提携をして、大阪の富国生命ビルのほうに一応拠点を出すわけですね。その中で、この前智頭町の森林組合、そしてまた行政の方が小国のほうに来られました。そのお話の中にですね、食事会の中におきまして、秋吉係長もここにおられますが、智頭町のイノシシ、シカに対するですね補助金は県から来ているお金、そのまま1頭に対する8千円を一応支給していると。これは特に中山間地域でありますし、非常にイノシシ、シカというものが、鳥獣被害が今多くなってきているという形で、そのまま支給をされているわけですね。1人で一番捕られた方は106頭、1年間に。ですからその金額掛けるの8千円になりますから、冬場とか仕事がない時期にはイノシシをどんどん捕ってまわるといような地区もあるわけですね。ですから、こういった県あたりから来る補助金というものは、確かにいろいろいきさつもあるかと思いますが、猟友会に主体をするということではなくして直接そこあたりの話をして直接支払あたりをするような形をしていかないとなかなか鳥獣被害というものは非常に少なくなっていくというふうに思います。

今度また一般質問でもするようにしてありますけれども、今度森林法が改正をなされております。その中におきまして鳥獣防止に向けたですね森林計画等の見直しというのがあるんです、これは来年4月からの施行になりますが、この改正後によっていわゆる国もそれだけ防護策を取りなさいということもありますけれども、こういった形でまた恐らく新しくこの中身の調査をしていただきますと、恐らくこれに対する補助金等も国のほうからも補助金等が出てくるというふうになっています。ですから、そこあたりは少し知恵を絞ってですね、やっぱり鳥獣被害を防止する、そしてまた農作物を守るというような、やっぱり行政の見える形で姿勢を正していかないと、なかなかそういった、当然払うべきものも払っていないというようなことになると、やっぱりいろんな形で猟友会の人たちも不信がそこに出てくるのではないかとこのように思います。その中身について、同席にしておりました秋吉係長がおられますから、ちょっと秋吉係長、少し当時の話を少ししていただくとありがたいですが。

林政係長（秋吉祥志君） 今、議員のほうからお話がありましたとおり、智頭町と智頭町森林組合のほうの懇親会の席に同席をさせていただきました。そのときに議員がおっしゃられましたように有害鳥獣に関してはどうなのかということをお聞きしましたところ、非常にやっぱり被害が大きいというような中で、じゃあどういうふうになっているのかということをお聞きしましたところ、県のほうの支給する、最終的には国なんですけれども、支給する金額については個別にお支払いをするということで、農閑期の時期に一生懸命捕っていただいて、その分で副収入的な位置付け

になっているというようなことのお話を聞きまして、確かにそういうふうにとまった金額というものが冬場の、特に智頭町あたりは相当積雪も深いところですので、なかなか冬場の産業というのが難しいような場所のようでございます。そういった中でやはりイノシシを捕る、シカを捕るということについて何らかの現金収入になるということが非常に助かっているというようなお話を聞かせていただきました。

先ほど議員の方から言われましたように森林法の改正がありまして、来年4月1日からの施行で今年度中に小国町の森林整備計画のほうも見直しをするようになっております。その中に有害鳥獣関連の項目を必ず明記を下さいという指導にもなっております。また小国町の駆除隊がございしますが、駆除隊の総会等もこの前から行われまして、その会議の席上でも南小国町と同じように1頭8千円というものを何とか支給をできないかという要望もいただいておりますし、それ以上になかなか今の捕獲隊としての現状として、なかなか住民の方から一報があってもすぐ、なかなか行動に移ることもできないと、新しく捕獲隊あたりの編成あたりも検討をしていただけないかということもいただいております。先ほど産業課長のほうも話しておりましたけれども、そういったことも踏まえまして今年度中に新しい体制というものを、駆除隊のほうの役員さん、又は駆除隊全員でもありますけれども、話を聞きながら実態に即した体制として駆除を進めていきたいというふうに考えております。

10番（時松昭弘君） 10番です。町長、もう来年から森林法改正もありますし、こういった形で基準どおりに一応支払いをするような形にさせていただきたいというふうに思います。いろいろその中身については非常に大変だろうと思いますけれども、やっぱり有害駆除と駆除隊、こういった方ともやっぱり連携をしながら、猟師さんもかなり減っておりますけれども金額が上がってくると意欲もそこには出てくるんじゃないかというふうに思います。是非とも来年度予算についてはそこあたりを含めて検討していただきたいというふうに思います。以上です。

産業課長（澁谷洋典君） 御指摘のとおり、ちょっと検討はしたいと思います。今年度1頭当たりの駆除金額8千円、1万円、これは満額捕獲された方に行っていなかったというようなこともありましたので、25年度までがワナの部分についても駆除班の中で経費等を差し引いて、満額がワナで捕られた方に行っていなかったということで、それについては議会のほうからの指摘もありまして、ワナについては経費を引かずに満額個人のほうに、駆除班を通してですけれども、行くようになっておりましたが、今回このようなことがございましたので、猟友会、駆除会のほうとも総会あたりでも検討をして、この会計処理の透明性と明確化あたりをどうするのかということも一緒になってちょっと検討をしていきたいなというふうに考えております。

4番（高村祝次君） やはり、さっき私が言ったように、駆除に関しては猟友会は口出しはできませんと。やはりですね駆除に対して行政がリードをとらなければいけないのです。ちゃんとリーダーシップを発揮して、猟友会、ワナの免許を持っている人も猟友会に入っているし、まだ私が鉄

砲とワナの免許を取って5年か6年になると思いますけれども、猟友会の総会は一度も行われていない。会長にも役員はどうして決めているかということを知りましたが、まあなあ主義でやっているのが現状ですから、やはりこの機会にですね。今後十分理解をしていただいて、町がワナの免許、鉄砲の免許を持っている方々を全員集めて、そして来年度からこういう方法で行いますということをしつかり指導をしていただきたいと思いますというふうに思います。

そうすると、やはり町が5千円、イノシシの場合、国から、県から来るお金は8千円というんですね、冬場の仕事のない一人親方とか、さっき10番議員が言ったようにですね、また年金生活をしている人たちも収入につながるということで、捕獲が進んでいくのではないかとというふうに思います。もう捕ってしまっていないということは絶対ございませんので、是非これを機に前向きに検討をして、猟友会が主導ではなくて行政が主導でやってもらいたいと思います。以上です。

7番（穴見まち子君） 今、高村議員が言われましたとおり、私も賛成しております。それから小国町に実際に資格を持っておられる方がですね何名おられるかと、それから新しく資格を取りたい方へ町の助成をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

林政係長（秋吉祥志君） 今、議員のほうから御指摘がありました、ワナの免許を今取得をしている人数ですが、猟友会としましては、これはワナと銃の両方を持っていらっしゃる方もだぶっておりますので正確な人数ではございませんが、延べで50名、今、有害獣駆除会のほうで駆除をしていただいている登録者は39名になっております。これは銃を撃たれる方が16名、ワナを持っておられる方が28名という形になっております。

町のほうとしての猟の資格を取ることにしましては、猟の免許を受ける方につきましては、その申請手数料あたりを町のほうが補助をするという事は行っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） 御本人にお金が渡っていない問題について、今明らかになっているのは1人の方に対しての16万円ということですか。

林政係長（秋吉祥志君） 私のほうでその対象になっている駆除隊の班の方に確認をしましたところ、相談を受けたと、役場のほうには直接貰っていないというような相談はなかったのですが、支払いを受けていないという方はお二人いらっしゃったということは聞いております。

5番（児玉智博君） じゃあ額はもっと増えるということですよ。それで、2人の人だけに渡っていないということがよく分からないのですけれども、役場としてはどういう調査をして、その2人が明らかになったのかですよ。やはり、こういうことが明らかになった以上、一人ひとりに確認をするべきだと思うし、あと、ほかの班は大丈夫かなというような調査も一応しないと、やっぱりこういう、何とかな、こういう抜け道とかそういう、何でそうなったのかが、不正なのか、ちょっとうっかりしていたのかということとは分からないのですけれども、でも基本

十何万円も、私だったら人の金を預かったら、一時も早く、「いや、また今度でいい」と言われても、いやもう渡すと言って、逆にそうするのが人の心情だと思うんですが。ただ、大体本来なら5月、6月中に本人に渡るべきお金が3カ月経った今もですね、やっぱり渡っていなかったということは、本当にうっかりだったのかもしれないけれども、いや、もしかしたら不正だった可能性もあり得ると思うんですよね。その辺のやっぱり、1カ所で分かったらほかのところもちゃんと調査をすべきだと思いますけれども、その調査はされているのですか。

林政係長（秋吉祥志君） 今の御質問に答える前に、町のほうから各駆除隊、小国町の駆除隊がありまして、その駆除隊から、今度は3班に班が分かれております。

お金の流れをちょっと簡単に説明させていただきますと、まず駆除の期間が終わりましたら、各猟師さんのほうから各駆除隊の班長さんへ付け出しをさせていただきます。何月何日に、例えばイノシシを1頭捕った、何月何日にシカを何頭捕ったというその付け出しをさせていただいて、その付け出しは間違いありませんということを班長さんが証明したものが役場のほうに提出されます。それを提出いただいた中で、こちらのほうで今度は班ごとの各個人ごとに、その方が駆除期間にイノシシを何頭捕ったとか、シカを何頭捕ったのか、それを集計いたしまして、じゃあその方に対するお支払いする金額はいくらだという個別の明細を出します。その個別の明細を出して、合計をするのが各班ごとになります。その各班ごとに合計した金額の全体金額を、親である小国町駆除隊の会計に町から振り込みをするわけです。その後会計さんのほうに町のほうから、各班ごとの金額はこういうふうになっておりますという明細を渡して、そのまた班長さんのほうに、今度は個人ごとの金額がこういうふうになっておりますというその明細を渡してお支払いをお願いしますというふうな形になっております。

今回のようなケースが起きたのが、結局各個人ごとに払った後の明細をいただかなかったと、そこまでの手続きを町としては確認をしていなかったということが、1つの原因でもあるんじゃないだろうかというふうに考えております。

見玉議員から御指摘を受けました、じゃあその調査はどうしたのかということは、高村議員のほうから御指摘を受けまして、昨日でありますが一応班長のほうにはそういった形できちんと各個別の支払いはされているのかというようなことで一応口頭での確認だけはしております、あと2班については支払いはしているということですが、班が上田班と、それから宮原、北里、西里、下城をまとめた合同班というものが1班、それと黒淵だけで黒淵班という3班になっております。上田班だけがお話を聞きましたところ、上田班としては上田班の取り決めとして一律駆除費に対しては5千円しか払っていないという報告を受けております。ですから、そのところはまた今度、これから先、先ほど指摘がありましたように、それは直接全額を捕獲した人にお支払いをするというふうな流れであるのであれば、町のほうからきっちりそういった方向を示して、そういった形で駆除をしていただくというふうにはしていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 要するに、そういう今までのシステム自体がそういう間違いが起こりやすいシステムでしたというお話だったと思うのですよね。だから、やっぱりその辺はですね今後町が補助金を支出するにあたって、町にしろ県にしろ国にしろ、やっぱりそういう基本は個人か、あるいはちゃんと法人格を持ったそういう団体に対して支払うことが筋というかですね、だと思うのですよね。やっぱり任意団体に対して渡してそれで終わりという、やっぱりそもそものこれまでのやり方が公金を扱う者としてどうだったのかなというのが問われて、それで今回こういう事実として浮き彫りになった形だと思いますので、当然見直されていくと思いますけれども、やっぱりさっき4番議員が何遍も言っているように、猟友会は趣味の団体なんだと、ここに尽きると思います。次回のですね28年度決算では同じようなことがないようにしてもらわなければならないかなと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、なければ次のページの184ページ、185ページ。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 185ページ、186ページ、187ページまでですね。187ページ。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして188ページ、189ページ、商工費に入ります。188ページ、189ページ、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、続いて190ページ、191ページ。

7番（穴見まち子君） 191ページの小国町住宅リフォーム助成事業なんですけれども、不用額が出ていますけれども、どのくらいの利用と、これを知らない方もおられると思うのですけれども、どうでしょうか。

情報課審議員（時松洋順君） お答えいたします。昨年度の採択件数といたしましては6件でございます。全て完了した実績で50万円の補助ということになっております。

広報等を使いまして周知をさせていただきたいと考えております。それから、ホームページにつきましても記載をさせていただいているところです。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは192ページ、193ページに入ります。192ページ、193ページ質疑ございませんか。



(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして194ページ、195ページ、下段の地域エネルギー費は政策課の所管ですので違います。

3番（北里勝義君） 3番、北里でございます。195ページの19負担金補助及び交付金の中でプラットフォーム事業負担金ということで50万円出ております。いただいた資料で、熊本県の観光連盟が行っている事業だと思えますけれども、もう少し具体的に説明願いたいと思います。全体事業費が総事業費がいくらであったのか、また効果等がどのようにあったのか、分かればお伺いいたしたいと思います。

商工観光係長（緒方幸子君） お答えいたします。本事業につきましては、県観光連盟に負担金を支払いまして、現代の女性のニーズにあわせた新しい湯治プログラムの商品開発を行い、観光客を受け入れることができる体制整備を行っております。

事業の具体的な内容といたしましては、旅行会社に向けた情報発信ですとか、セールス活動、あと九州観光推進機構が実施しました観光素材説明会、相談会でのセールス活動、旅行会社のつくります紙媒体ですね、パンフレット等への掲載、あとV I S I T熊本県における杖立流湯治プログラムの商品の販売等を行っております。

このV I S I T熊本県の販売で平成27年度に実際御利用いただいた件数は7件、12人の申し込みというふうに、ちょっと人数は振るいませんでしたけれども、V I S I T熊本県を通さず杖立の温泉観光協会に直接の申し込み等もいただいております、それなりの効果があったと考えております。

3番（北里勝義君） 今の事業は事業主体は観光連盟が行ったのか、どこか委託をして業者さんが入ったのか、そこら辺が分かればちょっとお伺いします。

商工観光係長（緒方幸子君） 事業の実施主体は観光連盟でございますが、町と熊本県と連携いたしまして商品の開発ですとか売り方等は進めてまいったところでございます。失礼いたしました。プラットフォーム事業の総事業費といたしましては、正確な金額をちょっと把握しておりませんが、県内の各市町村が希望するところが負担金を支払いまして、内容によって100万円、50万円、30万円の負担金を支払いまして、同じような商品開発ですとか販売を行っているところでは、確か地域といたしましては、天草、高森などが手を挙げていたと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長（渡邊誠次君） では、続きまして198ページに飛びます。学びやの里費です。

4番（高村祝次君） 学びやの里費で浄化槽の維持管理委託料が62万9千726円上がっております。内訳はバランとかの清掃費というふうにありますけれども、やはりバランとかはですね、学びやの里もそうですけれども利益を上げるわけですね。ですから、やはり来たお客さ

んがトイレに行ったものを町が清掃費を出すということはちょっと私はおかしいんじゃないかなと。町の指定団体に入っているからそこあたりのトイレの清掃までやる、お金も出すと、ちょっとこれは私はおかしいというふうに思っております。

例えば物産館で、農協が経営をしておりますけれども、同じ法人ですね、町が、お客さんが小国町に来るからお金を出すかというときと出さないですよ。個人の経営者がトイレを、観光客が来て買い物もしないでトイレを利用するのに取りますか。やっぱり自分のところで清掃はやります。ここあたりはやっぱり考えないと、町が財政が厳しいという中にですね、これはここだけじゃないと思うのです、こんな清掃費というものは。例えばイチョウの木の下にもトイレがあります。その管理委託をしております。ということは分かります。特定、不特定な人が来てやるからですね。ちゃんと利益を稼ぐところにトイレがあるときは、ちゃんと利益を、ましてバランとかに食べに行って、タダで食べさせますか。タダで食べさせないですよ。お金をちゃんと取ります。そういうところのトイレの維持管理まで町がしなければということは、やっぱりお金に余裕がないというけれども、お金に余裕があるからするのではないかなと私は取りますけど。町長はやっぱり執行者で、これは間違いないという反論はすると思いますけれども、もう答弁は聞かなくていいですが、ちょっと私はおかしいと。今後はですねここに限らず、やはり法人、福祉医療法人がいろいろありますけれども、そこあたりに対してのお金の出し方とか、とにかくトイレだけでも、ゆうステーションもそうですよ。ゆうステーションもお金を稼いでいる。そのトイレは町が管理をする、そういうことはちょっと私はおかしいと思うのですよね。財源が余っているなら、それは個人の、例えば合併浄化槽をしているところとしていないところの、これは一般質問で言いますけれども、あまり触れませんが不満が出ている。やっぱり私は町民として不満が出ることは当たり前だと思います、町民の方は。出ないほうがおかしいというふうに指摘をしておきます。答弁はされなくて結構、私はおかしいと言っておきますので、いろいろまた調べて、また一般質問で言うかもしれませんけれども、とにかくこういう利益を稼ぐところのトイレの委託料を行政が持つことはおかしいというふうに指摘をしておきます。以上です。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時05分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 198ページ、199ページ、学びやの里費の続きからです。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。199ページですね委託料の中で温泉・ボイラー等設備保守点検委託料で、下の段、学びやの里環境推進事業業務委託料ということで、業務調書の中では上のボイラー等設備保守点検の内容としてですね年間の保守点検ということが記してあります。それからもう1つのやつは、緊急雇用創出基金による木質バイオマスボイラー管理業務従事者等

人材育成事業。そこで2点ほどお尋ねいたしますけれども、このボイラーを動かす場合には免許が要るか要らないのか。管理業務従事者等の中にはどういうものが入っているのか。どうもボイラーとですね、この2つの部分については、共通点が非常にあるのじゃないかなというふうな気がいたします。合わせて120万円程度になるかと思いますから、そこら辺の詳細を簡潔にお願いいたします。

商工観光係長（緒方幸子君） お答えいたします。まず温泉ボイラー等設備保守点検の委託に関しましては、ボイラーの機械の保守点検を行っております。こちらのボイラーにつきましては、昨年度までは重油等を使用しましたボイラーの点検ということでここに計上をさせていただいております。

もう1つの学びやの里環境推進事業業務委託につきましては、木質バイオマスボイラーの管理従事者の人材育成事業をいたしております。内容といたしましては、これは緊急雇用対策の事業でございます、事業費のほとんどが大体人件費、あとそのほかは必要な事務費等になっております。

6番（時松唯一君） 6番です。人材育成等に関わっている方が何人なのか。それから今現在の状況を簡潔に御説明願います。

商工観光係長（緒方幸子君） お答えいたします。人材育成で育成された人数といたしましてはお一人です。大変失礼いたしました。この委託事業の中で1人採用しまして育成をしております。この事業自体は27年度6月で終了をしておりますけれども、それ以降は木魂館で採用となっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして土木費に入ります。1の土木総務費、200ページ、201ページまで、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、引き続いて202ページ、203ページ、水道総務費に入ります。

4番（高村祝次君） 203ページですね、一般国道212号の改修促進期成会会費1万5千円とありますけれども、やはり私はこれは金額が云々の問題ではありませんけれども、やはり小国町、南小国で期成会を立ち上げて町民も参加をしてやり、この212号線を改良をするためにも、逆に町の出費を増やせということではなく、町長、ここあたりはもうちょっと予算を肉付けをして大山から杖立間とか、あるいは小国から大観峰トンネルの話も出ておりますけれども、そういうことの期成会にですね、もうちょっと立ち上げを促進するためにも金額を増やしてそれは町の予算を増やせということではなくて、やっぱり町民にそういうことを誰かが旗振りをしないとで

すね、例年どおりの日田で行われる期成会の、これは恐らく負担金だと思いますけれども、金額が少なくて何もできないというような、道の改良もできないということですので、やはりもう少し町民あげてやってもらいたいという思いがしておりますので、それについては町長の考えを述べていただきたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 203ページの212号改修促進期成会会費であります、これは中津から阿蘇市までの部分、沿線の自治体が加入をしている部分であります。基本的には大分県側のほうが未改良の部分が多いという部分もありますけれども、私たち熊本県側の市町村自治体長の意見を言っているのは、やはり熊本県側がまだ改良すべき点が大変多いという話も常々しているところでありますし、また今回の地震以降、212号線が通行止めになりました。そういった部分で、国のほうの重要なポジションのお立場の方に対してもこの役員、及び両県の県選出国會議員さんあたりとかなり強い動きをいたしましたので、現場も国交省の方に来ていただき、見ていただき、現状を知っていただいたということでもあります。抜本的な改良も話題にさせていただいて、一応大山は8割ぐらいですか、トンネルの計画がありますので、あとはひびきトンネルをつくるということでもありますけれども、そういう部分もありながら頻繁に落石等がありますので抜本的な改良をとというような動きをかなり強く言っております。その問題の落石の面は、それであります。

ただ、地震の前から、やはり冬場の凍結等の事柄も大観峰付近の話題をさせていただいておまして、これについては212号の中の動きよりも、議員おっしゃるように別の組織を、南小国、小国、阿蘇市でつくったほうが良いという動きにはなっております。

以前、一般質問でも議会のほうからもありましたが、事務レベルで阿蘇市、南小国、小国の建設課担当職員さんでの会合を行っております。あとは、どれだけ町民や市民を巻き込んでいくかという部分が今後は必要になるかと思っておりますし、期成会の前の準備会なるものを立ち上げ、そして期成会に上げていく。それについては農業団体、林業団体、商工業団体、観光団体、そういった部分を交えて高揚を図るべきではないかなというふうには思っております。私の立場も、冬場の問題、より観光客の往来を活発化させる。そして産業の道路としても非常に重要な位置を占めるそういった部分の道路については改良が必要ではないかなと、それがトンネルになるのかどうかということはあると思いますが、必要であるというふうな認識を今持っております。

11番（松本明雄君） 4番議員と同じですけれども、もう少しつけ加えさせていただきたいと思っております。

今の町長の話では、町民を巻き込んでといたしますけれども、抜本的にです、商工会のほうも大観峰トンネルのほうは動いておりますので、早め早めにやっていかないと、今までどおりじゃ、前から僕は道の話はずっとしてきました。大分県側なので、大分県側なのでという話ばかりでしたので、今後はです、そういうことではなくして、南小国と小国、商圏的には一緒ですので皆さん連携して早く実現するようにお願いしたいと思っております。

今212号線の雪の話が出ましたけれども、その話は今度一般質問でしたいと思いますので、阿蘇の議会のほうでも話が出ていたと思いますので、その辺も調べておいていただきたいと思います。終わります。

町長（北里耕亮君） 今、11番議員さんから、商工会でも動きがということではありますが、ちょっと正式に私ども行政のほうにまだお聞きしていない部分もありますので、せっかくであれば先ほど言ったように業界の方とも連携をしてという部分はあります。ただ、今のほうは滝室坂に続き、今度新57号迂回路のトンネルもあり、そこで大観峰という部分になかなかすぐにはと、このような、これは今のほうの予想ですけれども、そこを何とか突破するように我々いろんな団体と連携をしながらやっていきたいと思います。決算議会でありますから、この部分の組織の会議については必要だということで御理解をいただきたいし、これから広がる話についてはまた一般質問などで御意見をいただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ202、203から204、205ページ、こちらまで質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 205ページですね、道路沿線立木安全対策事業補助金150万円ですけれども、今現在ですね要望があっているものが要望どおり消化されているのか。やはり道路沿線を、杉を伐採していきますと冬場に雪が降ったときなど除雪をしなくて済むということで、経費もかなり節約されていくというふうに私は思います。ですから、これは道路沿線に持っている所有地の方が協力をしないとできませんけれども、やはりこれは町は率先してやってもらいたい。そしてまた除雪作業だけでなく、やはり道路の電線にかかってですね、あるいは今光ケーブルが通っておりますけれども、それも害をすると。なかなかそれが、撤去が進んでいないのではないかなど。今後は光ケーブルについてもですね、木が大きくなればなるほど町の出費が大きくなりますので、やはり小さいうちに、かかりだしたらすぐ町からでも働きかけて伐採を依頼するというふうにしていかないと、予算がないゆえにまた、光を通したばかりにお金が必要になってきますので、是非このことについては町が率先してですね、もう電線にかかっている木は撤去を、町から担当が行ってお願いするくらいやらないと進まないというふうに思います。高圧線は九電が率先してやりますけれども、光になるとなかなかNTTに委託を、私はこれは後で質問をするはずだったところがちょっと抜けていたので後から質問します。そういうことで率先して電線の立木伐採は予算を増やしてでもやってもらいたいというふうに思っております。以上です。

公共建設係長（橋本弘二君） 建設課橋本です。昨年度の実績は9件です。資料の3に掲載をしておりますけれども、本年度は窓口を森林組合のほうに一本化しまして、役場のほうもタイアップして一緒に現地確認などもやっておりまして、実施しております。

地震に伴って、以前の補正で現地確認もしまして地震に伴って危険が予想される箇所についても見積りを上げてもらって補正で計上をしております。現在も今、予算執行状態も要望があったらすぐ実施できるような状態になって、森林組合のほうで実施もやっております。

情報課長（佐々木忠生君） 光ケーブルについての御質問もありましたので、お答えしたいと思います。本年度6月に100万円の補正をさせていただきまして、伐採費の除去の分を計上させていただいております。現在そういう支障木等の調査と言いますか、台帳整備のほうをさせていただいております。それに基づきまして、どうしても光ケーブルは九電とNTT柱に共架しておりますので、九電さんとNTTさんと協議をさせていただいて早急にそういう支障木につきましては山主さんとの折衝もさせていただきまして、切るような方向で進めさせていただきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ありませんか。

6番（時松唯一君） 6番です。205ページの委託料の件ですが、今同僚議員と多少重なる面があるかと思いますが。熊本地震がありまして、これは決算議会で27年度ですけれども、熊本地震がありまして、その後、町道それから橋りょう、それからトンネルですね、町道のトンネルあたりにクラックの部分に私どもの集落では何センチとかいろいろトンネルの中に記しておりますけれども、そこは建設課か、ほかの県のほうがやられたのか、県がやるわけないです。たぶん町道ですから。そのトンネルの補修等に関して前倒してやることができるものがあったのか、なければ今後、来年度予算でまたそれを考えているのか、国、県、町、そのトンネル等をですね、橋りょうもそうですけれども、トンネルがたくさんありますけれども、そこら付近をちょっと確認ですけれども、担当課にお聞きいたします。

公共建設係長（橋本弘二君） お答えします。町が調査したもの、以前、地震直後に県のほうで町をエリアとして全体的な調査に回っている、その一環でトンネルの調査もしたのではないかなと思われまして。町のトンネルは私の記憶では2路線ありまして、トンネルの調査を今から実施しまして、今年じゃないんですけれども、実施した結果に基づいて改修が必要な部分については改修をしていくと、そういう流れになっています。

6番（時松唯一君） 6番です。県、国等がやったかと思えますということであれば、やったかどうかをしっかりと確認をして、それで予算等を組むのであれば、それがいいことには予算も組めません。実際トンネルの中を見ますとですね、かなり雨水ですね、台風もありますし、豪雨もありましたのでかなり漏れています。ですから、そこを私はお尋ねをしているのですけれども。

町としてやる部分と、それからお聞きしているのは、国と県と、地震に対して公共機関に対して補助とかですねすぐにやりなさいとかそういうことを確認をしてください。以上です。

建設課長（佐藤彰治君） トンネル等の構造物の点検やそうしたものは二、三年前から、橋りょう点検も含めまして現在も行っておりますけれども、そういったところでの報告書をまとめて、

最終的にはそれに対する緊急度を判定をいたしましてから、それに対する対応、いわゆる補修とか補強とかいうような形になろうかと思っておりますので、それは次の段階といたしまして修繕工事のほうを実施してまいるというようなことで町のほうは、町のトンネルに関しては先ほど言いましたように切通トンネルと別所トンネルというようなところがございますし、また対岸線にあります素掘りのトンネル等もございます。今回、素掘りのトンネル等につきましては地震災害でやるというようなことで、クラックの対応についても災害査定において対応していくというようなことで、地震のクラックなのか、それとも経年経過によるクラックなのかというようなところもございますので、そこら辺は見極めながら、報告を見極めながら対応をしていきたいというふうに考えております。

4番（高村祝次君） 205ページです。除草作業委託料253万2千800円とありますけれども、課長、除草作業は何でやるのでしょうかね、ちょっとそこをお尋ねします。

建設課長（佐藤彰治君） 特に町道、私も管理しております町道の沿線というようなところで、沿線につきましても除草は非常に通行に支障を来すというようなこともありますし、それによって交通事故等も発生するやもしれないというようなことで、あまりに車道のほうに草が生えた場合は当然安全対策として除草をする。もしくは視況を確保するというようなこともございますので、そうした意味での除草作業だというふうに理解をしております。

4番（高村祝次君） 私もそのとおりだと思っています。しかしですね、業者は町の予算がないから狭く、例えば背丈ぐらいに切っていたのが、1メートルそこそこしか切っていませんし、ガードレールのあるところなんかはガードレールから際ぎわまで切っていないです。今年も建設課長に電話をしましたが、やはりお金があるかないかとかの問題じゃないのではないかなど。やはり業者がですね、本当に自分たちが運転をして、ああ、このカーブはもうちょっと、建設課はこう言ったけれども、やはり自分たちで運転をした場合はもうちょっと広く切らないと、これは切った意味がないとかいう理解ができていない業者なら広く切ると思います。しかし、お金のことだけ考えている業者は言ったとおりしか切らない。ですから、もう今はスキの穂も出ておりますので、切ったところがガードレールにさしかかって、切ったのか切らないのか分からないくらいになっているところもある。

ですから、やはり役所としてはですね、正直にやったところには、それだけ検査のときにカーブのところは、ここはやっぱり1メートルも2メートルも広く切らないと危ないと自ら進んでした業者にはやはり入札よりもプラスアルファを付けないから、決まったとおりしかしないわけですよ、言われた分やらないとお金をもらえないと。私ならやっぱり良心的、運転者の身になって考えるなら、ここは広く切っておこうという考えでしますけれども、なかなかそういう業者が今のところは小国町には見当たらないというふうに思います。

ですから、やはり検査のときにですね運転者の身になってガードレールを外まで広々と切って

いるところはそれだけのお金を払うというような考えはどうでしょうかね。やはりするべきじゃないかなと私は思いますけれども。今、課長が言ったようにですね安全面とか考えたとき、だから除草作業をやっておるわけですから、そこあたり今後考えて、これは業者指導をして、業者が指導されたからやるということではなく、やはり業者が町民であるがゆえに町民の方が事故を起こさないために、また小国町に観光で来て事故を起こさないためにも、私は小国がよくなるためには業者が進んでやるべき、それに対しては行政はちゃんとお金で支払いをするという考えはどうでしょうか。町長、どう考えますか。

建設課長（佐藤彰治君） まさにおっしゃるとおりでございます、こちらサイドのお話をさせていただきますと、設計上、肩50センチ、60センチであるとかいうような仕様書での仕様をいたします。それによって金額をはじくわけですが、そうした事務的な話ではなくて、おっしゃっているのは町民として業者さんもそういった安全対策上、自分たちの業務をやっているんだという意識を持ってもらうようにこちらのほうもいくつかの業者さんにはお話をしたところでございますけれども、そのあたりを含めまして、全業者に対しましても意義と言いますか、除草の意義というものを話しさせていただいた上で、そこらあたりも杓子定規なことではなくて対応をお願いしたいと、一町民としてもお願いをしたいというところで今後業者さんの指導に当たっていききたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 設計書の中にですね特記仕様書を設けて、地元からの要望とかそういうところを重点的に書いて、そこはそれなりの広さで切らせるように指導をすればいいと思いますが。

建設課長（佐藤彰治君） 仕様書のほうにはそういった人の気持ちとかそこらあたりを文書に表現できれば、仕様書のほうにもそういったことをうたい込むことも考えていきたいというふうに思っております。

町長（北里耕亮君） 仕組み自体をまた建設課と打ち合わせをしなければならないのですが、4番議員のおっしゃるカーブなどの部分で幅広く切っていただいた後に追加で町からお支払いするという部分は、今の仕組み上少し難しいかと思えます。最初に決められた金額で入札等をしますもので、9番議員もおっしゃいました仕様書の中に特記事項を入れるということは可能かと思えますが、仕事が終わった後にこれこれ幅を切っていただいたから、じゃあ追加でお支払いするという部分が少しちょっと今のやり方、仕組みでは難しいというふうな、ちょっと付け加えさせていただきたいと思えます。

4番（高村祝次君） やはり入札をするときには入札残金が計画の中にあると思えます。そのままでは入札、落札して落札の残があると思えます。ですから、それを有効に使えばですね私はできると思えます。何の工事でも、やはり設計、執行部が考えておったそれも入札ですから、今、町長が言うような話なら、執行部が値段を決めたら、その金額で入札した業者に落としているというふうなふうにしか取られません。しかし、普通は入札をしたなら必ず落札残があるわけです。



ですから、その残を使えばできないということはないと思いますけれども、いかがでしょうか。  
建設課長（佐藤彰治君） おっしゃるように、入札という制度は設計に対して業者がそれなりに自分のところの積算に応じて契約を交わすと、応札をし、入札をすると、契約を交わすということなので、当然そこには差金が出てまいります。それが先ほどおっしゃっております入札差金というやつでございまして、当然そこにはなにがしかの当初計画に対しまして請負金額の差額というものが出てまいります。

ですので、私が先ほどお話をしましたのは、設計に対して余計に切っていただいたからその分変更しようとかいうお話ではなくて、多少なりと設計以上の、町民として道路の安全を守るという業者さんの使命感に期待をしまして、何とか相当のカーブ等におきまして相当の部分的には安全を考えながら、それ以上のお仕事をしていただくというようなこととございまして、通常、実施設計に基づきまして出来高等も勘案しますけれども、今回除草の委託ということでございまして、工事と若干ちょっと異にするところがございまして、そこらあたりは業者さんの安全対策というところで多少余計に切っていただくというようなことをお願いしまして、そこで変更をかけるとかいうような部分は、こちらが新たに追加した部分については変更等も考えられますけれども、通常の幅を60センチを1メートル切ったからという話ではなくて、そこらあたりは先ほどから申しております安全対策という意味を理解していただいた上で対応をしていただくということを業者さんにお話をさせていただきたいというふうにお答えしたところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。204ページ、205ページよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、続きまして206ページ、207ページ。

5番（児玉智博君） 以前、3月議会でも指摘をしましたが、道路改良工事についてですね緊急車両や介護車両なんかが入っていけないような町道について、そういう地域の要望が上がってきているところの工事の予算付けが見送られたという経緯がこの27年度の予算にはございます。実際、決算が終わってみてですね財政状況を見てみたら、実に3億円近い実質収支で黒字が出ていて、収支比率で9%と非常に高い率が出てございます。

そこでですね今回道路請負費の道路改良工事で、27年度は4路線ですかね、工事が行われておりますが、今後ですねそういった、やはり私はそういう狭い町道なんかでも特にやっぱりそういう地域からの要望があるところの拡張工事なんかは優先して行うべきだと思うのですが、28年度の予算編成もこれからだと思いますが、どういった計画で進められる予定でしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） 5番議員さんは先ほど4路線というようなことでしたが、調書上は4路線は前年度からの繰り越しでございまして、実質的には決算書上は繰越額も入っておりますので現年で3路線ほど、合わせて7路線分の予算支出になっております。

ところで、先ほどからおっしゃっております緊急車両が入らない道路であるとかいうものが、

前回もお話したとおり2路線、私のほうではちょっと考えておる、黒淵のほうと上田のほうとあると認識しております。差金があるということですが、実は、これは御存じのとおり社会資本整備交付金という交付金を利用して道路改良を現在は行っているところでございます。それから、もう1つは継続路線でございまして、全路線もう何十年来というような形でかかっております下滴水線、明里線、それから小原田寺尾野線、それから近々始めましたはげの湯線というようなところで、全て交付金事業で対応しているところでございます。狭小でなおかつ延長の短い路線もありますし、多少延長も100メートル、200メートル程度あるような路線もありますので、先ほどおっしゃったのは確かに緊急車両も入ることに非常に困難な道路だと認識しています。ですから、一遍にできればよろしいんですが、そうした交付金事業も枠がございまして、全路線そういったところまで新たに組み込むということが非常に難しくなっておりますし、何ぶん先ほど言いましたように継続路線十数年かかっている路線もございまして、そのあたりをできれば集約した形で進めた上で1路線ずつ消化していければ、次の路線をそうした緊急路線を優先的に入れていくとかいうような対応を、限りある中で対応をしていきたいというふうに考えております。

要望は要望としてさせていただきたいとは考えてはおりますが、なかなか交付金の付きが最近半分とか2分の1とか、要望をしても要望額が100%来ることが非常に少なくなっておりますので、そうした中では単費で対応するとかというようなことになりかねませんので、そこら辺の財政的な財源も加味しながら今後は計画を立てていきたいというふうに考えております。

5番（児玉智博君） やはりですね、交付金だけを当てにしてやっていってたら、そういう緊急性のあるところがどんだんだんだん後回しになっていって、また新たな要望なんかもですね出てくるというようなそういう状況に、だから要望ばかりがどんだん積み上がっていくというようなことにすらなりかねないと思うんですよね。

今、単費でというお話もありましたが、まさにですね単費でもそういう暮らしや命に関わるような部分についてはやっていってしかるべきじゃないかと、そういう何か用心した予算編成をやった結果がこの3億円近い実質収支での黒字というような結果に表れていると思うのですよね。実際、実質収支比率は3%から5%が望ましいと一般的に言われている中での9%というものは、非常に高すぎるのではないかと。やはり単費でも、それは全体の額との相談にはなると思いますが、ある程度単費で対応できるような部分はやっぱりやっていくというような姿勢も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 議会のほうからも過去においてその路線の付近もお話を聞いておりまして、私も現地に少し行った経緯もあります。必要性については認識をしております。そういう部分において、じゃあ実際延長がどれぐらいで済むのか、幅がどれぐらいで済むのか、勾配とかもありますが、それで総額が大体積算がされます。実施設計を行わないにしても大体の概算に応じてど

ういう枠組みで、社会資本整備交付金であるのか、全く本当に単独で行くのか、そういう部分もありますし、場合によっては用地の事柄もありますし、総合的に考えていっている途中ではあります。

建設課と協議をする中で、今3路線、4路線、継続的にちょっと大きな部分を進めておりますが、それが完全に終わって次に着手するのか、並行していくのか、まだちょっと整理ができておりません。現地に行くとやはり緊急性というものは私も理解はできますので、ちょっとまた検討をさせていただきたいというふうには思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。206ページ、207ページ、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ208ページ、209ページ。208ページ、209ページ、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ210ページ、211ページの住宅建設費までが担当の所管になります。211ページまで、質疑はございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようですので、次はページが飛びまして254ページです。災害復旧費、目の農地災害復旧費、2番目の農業用施設災害復旧費、254ページ、255ページ、質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、256ページ、257ページ、林業用施設災害復旧費。次の土木施設災害復旧費、257ページまでです。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、産業課、情報課、建設課の歳出の質疑が終了いたしました。歳出、この3課の全般について、質疑等の漏れがありましたらお願いします。

5番（児玉智博君） 2項目あります。1つが169ページの小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金です。これは上限3万円で電気柵を購入された方へ購入費用の一部を助成するものです。これが1人1セットまでという制約があるのですよね。実際、今、町内の状況を見てみますと、どんどん人が住んでいるところにイノシシが入ってきているような状況です。そういう中で、やはり牧柵というと安くありません。1セット7万円ぐらいかかります。やはり何か所かそういう田んぼを依頼されてつくられている方では、多い人です。やっぱり7セットぐらい、本当50万円近くこの電気牧柵にお金を投じている人もいるというふう聞いております。

それで、私の近所の方で、今年です。自宅の裏の田んぼがイノシシに荒らされてですね。もうどうしようかと、また牧柵を買って張ろうかと考えたらしいのですが、やはりその方もそれまで

4セット、だから1つは補助を受けたけれども、あとの3つを自腹で買われていたので、もうこれ以上はこれを買っても、また次にまた買わないといけないかもしれないからということで購入をあきらめたというふうな方もいらっしゃるのですよね。やはり、本当、先ほどから駆除の話でも出てきているように、やはり苦労してですねやっぱり何回も草刈りもして消毒もしてというふうに汗をかいておられた方たちのやっぱり農業を守るために、2つ目3つ目の補助もこれから検討をしていってもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

農政係長（宮崎智幸君） 小国町有害鳥獣防除柵設置工事、いわゆる電気柵の助成ですけれども、これまで平成23年度にスタートをしまして今年で6年目を迎えております。実績の数字を見ますと、昨年までで159名、今年度が現在までで27名、計186名の方が申請をされております。当初、今議員が言われたように一農家1台までということで助成を行っております。今後の部分につきましては、今年2月ですか、有害鳥獣関係の常任委員会のほうでもちょっと協議をさせていただきましたけれども、抜本的な対策も含めて考えをまとめていく時期に来ているのではないかというふうに考えております。

ちなみに、今年度、中山間直接支払制度あたりでも3地区ほどネットフェンスの設置を一部行ったりして、電気柵と併用して対応を行っていた地区もございます。午前中は捕るほうの部分についてもいろいろと議論がありましたけれども、駆除であったり猟であったりという部分で毎回話があるのですけれども、捕る部分も力を入れていながら、その電気柵だけではなく、ほかの方法も含めて考える時期に来ているというふうには思っております。

5番（児玉智博君） 抜本的に考えるというふうに言われました。ただ、捕るほうも大事だし、ただそれがこの柵を張らなくていい状況になるまで捕ることができればいいけれども、それは不可能だと思うのですよね。実際、去年は入れなかった田んぼにもう入れていると、どんどんイノシシのほうから人間のほうを攻めてきているような状況ですよね。

そういう中で、やっぱり農家の人が必要とする、張らなければならない田んぼの面積というのは年々年々増えていっているような状況にあるわけですよね。だから、それを半額、たぶん半額にも3万円ではないと思うのですけれども、その補助をやっぱり一農家1回限りということとはあまりにも実情とちょっと離れているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

農政係長（宮崎智幸君） そういった声もたくさんの方からいただいておりますので、電気柵部分についてはそういった2台目以降とか2巡目以降のことについては検討をしていきたいというふうには考えております。

5番（児玉智博君） やはりですね、私は1年度1台と、もう次の年度にはそれだけやっぱり耕作放棄地をつくらないために頑張っている農家の人たちに対してやってもいいのではないかなというふうに思いますので、是非ですね検討をいただきたいと。

それで、先ほど言いました、今回近所ですね柵の購入をあきらめられた方がいるのですけ

れども、最近ですれナフコに売ってあるピンクのテープを張っていったら、イノシシが何か色とか、あと風に揺れる音なんかにおびえて入ってこないというようなですれ効果があるらしいということで、実際うちの集落では田んぼだけではなくて粟畑なんかにも張っているのですが、そうしたら入ってきていないらしいのですよね、今のところ。それは大山とかでは大分前からそういうことがされていたらしいということを知っています。ですから、その方がおっしゃったことは、やっぱりこういうことを農家同士でも情報を共有するけれども、こういうことは役場もそういう情報とかを仕入れて農家に教えるぐらいのことをやってもらいたいというような声も農家から実際出てきているわけですが。やはりですれ、いろんなそういう産業課の中でも、やっぱりそういう他の自治体で効果を上げているようなことについてはアンテナを高くしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

産業課長（澁谷洋典君） 今言われました設備については、ちょっと産業課のほうでも情報が分かっておりませんでした。今回、単県事業あたりでそういったソフト事業あたりにも取り組みますので、そういった中でも情報を求めて、いろいろな情報を取り入れて有効なものについては検討をしていきたいなというふうに考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 今、5番議員が言いましたようにですれ1軒に何台でも要るような時代になってきたということは確かでございます。当初この事業を考えたとき、執行部は1万円で行きましたので、1万円はちょっと少なすぎるということで3万円をお願いをした経緯がございます。やはり当時から私たちはトウモロコシをつくってござりまして、1人でそういう1軒に何台もといったら、まず私たちの地区ではトウモロコシを5、6町から10町歩つくる農家が大半でござりましたので、ほとんどそういう1台では足りない、自分たちで常に10台ぐらい持っています。6、7万円では線が足りないから、やはり1台買うのに10万円ぐらいかかります、杭も要ります。ですから、そういう農家は今まで町の助成もいただかないで自分たちでやってきたという経緯がございます。

やはりそういう町にお金があればどんどん1軒に何台も出していただくことも言うのですけれども、やはり捕るほうにも町はお金を出さないといけない、これは何か執行部の答弁のように感じるかもしれませんけれども、実際やっぱりつくる人たちも努力をして、捕ることもやっぱり自分たちで免許を取ってですれやっついていかないと、何もかにも行政にといたら、ちょっと行政もお金がない中で、これは農家の方が満足するようにといたら、例えばの話ですけれども、田原で去年、非常に入って、電牧をやっても、ネットを張っても入るから、今年は、去年の話で田をつくらないということで、今年は先ほど係長が言ったようにですれ網を張ってござりまして。ところが、去年入らなかった田に今度はイノシシが入るようになった。ですから、もうこれは小国中を電牧で囲むほかはないわけです。でも、それをしてもイノシシは生活するために入ってき

ます。もうそれを私たちが経験して、もう一所にトウモロコシを10町歩植えたときに、植えた途端、植える日から夜も電牧を張ってしていかないと、植えたトウモロコシを掘っていくということが現状です。なかなかそこあたりを満足するように町に努力をするように言っても、大体町がそれをしてくれるのであれば、私たちは願ってもないことですけれども、それは財源のこともあるし、片や福祉のことでお金を出せ、お金を出せ言っているのに、農業のことにも出せと言っているとお金がいくらあっても足りないということですから、やはり、これはもう自然の動物が命生きをしていく上にはですね、もう痛し痒しでどこかで防護すれば、どこかでやられるということが当たり前の話ですので、最低限ですね、行政が一生懸命、新しい情報は農家の方に伝えたり、町民の方に伝えたりしてやっていかないと、もうのちに町の中にどんどんイノシシが出没してくるようになるというような事態になってくるというふうに私は思います。

ですから、やはり、今一番考えられることは、何でそうなったかということ、ほとんどが以前は原野で山に野栗があつたりして野焼きもちゃんとやっていた。ところが杉山がどんどん42年ごろから人工林がどんどんわいた山の麓から杉山になってしまいました。だから、もうどこに行っても・・・せんでも杉山になってしまったからイノシシのエサがなくなってきたと。昔はイノシシは津江しかいないというような時代でございましたけれども、小国にもイノシシが40年代ごろからどんどん出没をするようになったと。これはダムができ、津江からわたってきたという話もいろいろしますけれども、やはり要するにエサがなくなったということです。ですから、やはり入ることを言っていたら、もうお金はいくらあっても足りない。だから、自分たちでそういうことを考えて、地域に栗があるなら、まず地域の栗を絶やす、植えてあってもイノシシが来るのなら、とにかく田んぼの周りに栗があるなら栗を絶やそうじゃないかと、餌づけになるものを絶やして、山のほうに栗を植えてやろうとかいう発想転換をしていかないと、私はこれは切りがないというふうに思っております。お金があるならですねどんどんと農家のほうに援助をしていただきたいというふうに思います。ないなら知恵を絞って、みんなにいろんな策を訴えてもらいたいというふうに私は思っております。町長、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） こういった部分もまた一般質問的な議論、意見交換になるかと思いますが、当然町といたしましても農作物被害は甚大なものであるということは認識をしております。この問題、この課題を解決をしなければという思いには駆られているところでありますが、捕獲の部分と防除の部分、防ぐ、それから捕る、両方大事だと思いますが、私もだいぶ悩みましたが、大分県、福岡県、佐賀県あたりにメッシュの、以前の議会でも少し話題にさせていただきましたが、そういう部分を随分担当課の産業課と協議をいたしました。一定の方針を出しまして、捕獲のほうに力を入れると、防除のほうの金属製のメッシュは検討はいたしましたけれども、これからの小国町では、国のかなり充実した補助金はあるのですが、それに取り組むと町の自己負担金もかなりありますものから、一部分設置して、もう設置しないということにはいけません。管理

費もかなりかかります。そういう部分で、捕獲のほうに力を入れるというふうに決めておりますが、では、メッシュをすれば何千万円かかりますが、それを捕獲のほうに振り替える、その予算の配分を今後は考えていきたいというふうに思っております。何年計画で何をするかという部分まで、少し体制というか仕組みづくりを町の中でも考えていきたいというふうに思っております。

それから、また電気牧柵の話題もありますけれども、今、4番議員のおっしゃった御意見のあるように、予算というものは本当に、組み上げればほかの予算を減らさなければなりません、全体の予算としては限りがありますものですから。そのあたりは実際の政策の割り振りというか、そういう部分で農家の方やいろんな方と連携をしながら、町役場が全てできるものではありませんので、今後地域の住民の方と協力をしてやっていきたいという思いはあります。

一部の地域には中山間地の直接支払事業や多面的機能の部分でそういう有害鳥獣の施策をやっている地域もありますので、そういった部分、ほかの地域はこういうことをやっていますという部分を該当地域にお話をする中で意識を高める部分もあるかと思えます。しっかりやっていきたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 農業のことを言わなければ福祉の充実がなされるかという点と必ずしもそうでもないのですが、住民要求がある部分についてはしっかりとこれからも発言をさせていただきたいと思えます。

191ページ、ゆうステーション設置等整備設計業務委託料についてですね、この部分については産業委員会のほうには報告がされているかとは思いますが、駐車場の部分の木ですね、あれを切ったほうがいいんじゃないかという意見は、この間ずっと議会の中でもたびたび出ているわけですが、今度の整備計画の中ではどのように対応されるのか説明をお願いします。

情報課審議員（時松洋順君） お答えします。このゆうステーション施設等整備設計業務委託の中には植栽についてはあまり入っておりません。駐車場整備と既存の建物の撤去とトイレの整備が主なものになっております。それと、現在のゆうステーションの敷地内にあります樹木については、例年剪定等をさせていただいております。1本枯れている部分がございます、それについては早急に伐採をする予定でございます。

5番（児玉智博君） やはりですねまさに駐車場の中に木が生えているわけで、それで駐車スペースとか駐車場の安全を考えるのであれば、あれだけ大きな木はないほうが良いと率直に思うのですがいかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 安全を非常に脅かすような部分であれば検討しなければいけないのですが、非常にと言う言葉で御理解をいただきたいのですが。ゆうステーションを設置された当時からケヤキの植栽というかそういう部分の景観として一体となっているやに理解をしております、理解をしているという言葉はいけません。町としては植栽を一定の本数は必要であるというふう

に考えております。あとは、施設を管理をしているゆうステーションカンパニーさんや職員の方、チーフの方がいらっしゃいますので、その方の意見をよく聞いて、実際車を止められる方がそういう御意見が多いとかそういう部分であれば、町も絶対切らせないとかそれに固執しているわけではありませんけれども、あまり支障がないのであれば今のまま、景観とマッチしているというか一体となっているのでよろしいのではないかなというふうに現在思っております。

5番（児玉智博君） やはりですね、木があれば鳥が集まってくるわけで、実際鳥が木にとまって鳴くだけならいいのだけれども、やっぱりフンとかの部分もあると思います。実際来られる方は自動車であらわれて、自動車を止めるわけですから、止めたらず車にフンが落ちるというわけではないけれども、やっぱり落ちた人は気持ちが良い思いはしないというふうに思いますので、景観も大事かもしれないですけれども、やっぱりそういう部分も考慮に入れてほしいなというふうに思いますし、せっかくゆうステーションもあれだけほかになような建物です。木がなければ、その建物がよく見えるようになるのではないかなとも思いますので、考えを改めることはないのかもしれませんが、しっかりちょっとその辺も考えてほしいかなと思います。

町長（北里耕亮君） 鳥の部分については把握をさせていただいております、非常に剪定がされていないときにはサギといたしましょうか、そういう鳥の部分について意見を聞いておりました。そこで、最近では町のほうは積極的に植栽の剪定を、ちょっと予算はかかるのですが、そういう部分が大事であるということでもかなり短く剪定をしております。それでも事柄の抜本的な解消にはならない部分もあるかもしれませんので、御意見は御意見として賜りながら、先ほど言いましたようにあちらを管理をしている職員の方やチーフの方と協議をしながら、あと判断は町でありますけれども、考えていきたいというふうには思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、質疑等の漏れがないようですので、歳入に入りたいと思いますが、ここで暫時休憩に入ります。2時15分から再開をいたします。

（午後2時03分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

議長（渡邊誠次君） ただいまから歳入に入ります。22ページ、分担金及び負担金からお願いします。国有地貸付分担金以下が全部産業課、それからその次が建設課の所管になります。22ページ、23ページ。22ページ、23ページの中段から下ですね。農林水産業費分担金、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして24ページ、25ページの上3つがそうです。光ファイバー加入



分担金までが担当所管です。それから、一番下、総務使用料の中の光ファイバー使用料現年度分が情報課の所管になります。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次のページ、26ページ、27ページ、光ファイバー使用料滞納繰越分。民生使用料を飛ばしまして、次は目の3農林水産使用料から下の部分が産業課、土木使用料が建設課の所管です。一番下の法定外公共物使用料は総務課の所管になります。26ページ、27ページ、質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして28、29ページの商工使用料、鍋ヶ滝公園直売所使用料と鍋ヶ滝公園入園料、この2つが情報課の所管になります。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次に30ページ、31ページ、上から6番目、農地等証明手数料と光ファイバー休止・再開手数料がそれぞれ産業課と情報課の所管です。質疑ございませんか。それから、一番下の土木手数料、その他手数料が建設課の所管です。32ページ、33ページに入ります。一番上ですね、その他手数料。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 32ページ、33ページ、34ページ、35ページの災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、それからその次の公共土木施設災害復旧費国庫負担金過年度分、こちらが建設課の所管です。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次に36、37ページ、衛生費国庫補助金の中の循環型社会形成推進交付金、こちらが建設課の所管になります。同じくページの4社会資本整備総合交付金、こちらが建設課の所管です。36ページ、37ページ、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次に、ページ飛びまして46ページ、47ページ、衛生費県補助金の中の一番上になります、浄化槽設置整備事業補助金、こちらが建設課の所管です。同じく農林水産業県補助金、農業委員会交付金以降が本日の担当所管です。46、47ページ、農林水産業費県補助金、よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次に、次のページ、48ページ、49ページは全部今日の担当所管です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、次に50ページ、51ページ、引き続きこちらも全部担当所管になります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、51ページ、52ページ、一番上の緊急雇用創出事業補助金、こちらが情報課の所管です。3つ飛びまして電源立地地域対策交付金、こちら以降が建設課の所管になります。災害復旧費県補助金もそうです。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次に54ページ、55ページの一番下の部分になります。農林水産業費委託金の農地保有合理化事業業務委託金、こちらが産業課の所管です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて56ページ、57ページ、上の段、県有公園施設清掃管理委託金、その次の県管理河川清掃業務委託金、こちらの2項目が本日の担当所管です。よろしいでしょうか、質疑いいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次に、58ページ、59ページ、上から2段目、中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利子収入、それから飛んで一番下になりますJ-VERクレジット売払収入、こちらの2項目になります。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次に、60ページ、61ページ、中ほど、林業振興費寄附金、こちらが産業課の所管です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次は飛びまして66ページ、67ページになります。上から2段目、農業者年金業務委託料、こちらが産業課の所管です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次のページ、68、69ページ、総合賠償補償金、上から6番目になります。総合賠償補償金、建設課の所管です。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、70ページ、71ページの一番上です、柏田第1期浄化槽負担金、こちらが建設課の所管です。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次は72ページ、73ページ、読み上げます。一番上から伝送路利用収入、次のIRU利用収入、番組配信利用収入、こちらの3項目、情報課の所管になります。3つ飛ばして、光ファイバー引き込み工事費収入、その次の光ファイバーケーブル保守費用負担金、こちらが情報課の所管です。それから1つ飛ばして、物品汚損料、こちらが情報課の所管になります。72ページ、73ページは以上6項目です。よろしいですか、質疑。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次に、74ページ、75ページ、同じく上の段2つ、災害応急活動証明収入と、次の広域農業開発事業地元分担金精算金、こちらの2項目ですね。それから、6つ飛ばして阿蘇地域元気再生支援事業補助金、こちらは情報課の所管です。質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、ないようでしたら本日の担当の歳入並びに歳出に関しての質疑等の漏れがあればお願いをいたします。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、以上で平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算は終わります。

次に、別冊平成27年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算並びに平成27年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、所管課より説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、別冊の特別会計歳入歳出決算書をお手元にお置きください。

ページが124ページでございます。小国町簡易水道特別会計から御説明させていただきます。

124ページ、125ページのまず総括表でございます。歳入、使用料及び手数料、繰越金ということで決算額639万4千750円、これは対前年比85%ということになっております。自然減といいますか、世帯減というようなところが主な原因だというふうに考えております。

それから、右のページ、歳出でございます。総務費及び公債費、歳出合計616万4千750円、対前年比84.5%ということになっております。これについても同じようなことが考えられるところがございます。

その次のページ、130ページをお開きくださいませ。130ページが歳入から歳出、先ほどの合計、歳入歳出を差し引いた残り23万円を翌年度へ繰り越しさせていただいたものでございます。

続いて132ページをお開きくださいませ。歳入の明細でございます。今年3月末までの給水戸数は、杖立水道が179戸、小藪水道が21戸、市井野水道が11戸、上滴水水道が12戸で、昨年度と比べまして杖立水道が6戸、上滴水水道が1戸の減というふうになっておるところでございます。

それから次のページ、134ページからが歳出の明細でございます。水道組合ごとの一般管理費でございます。135ページの中ほどに13委託料としまして維持管理委託料402万1千477円でございますが、この金額は収支として残った金額を各水道組合の維持管理費として支出をしているものでございます。同じく、3水道組合につきましても実質的な維持管理費は各水道組合で実施をしている関係で同様に支出をいたしておるところでございます。

最後の138ページをお開きくださいませ。138ページ、139ページが公債費でございます。

以上、簡易水道につきまして、簡単でございますけれども決算の概要を御説明させていただきました。

続きまして、142ページをお開きくださいませ。小国町農業集落排水事業特別会計につきまして御説明をさせていただきます。

総括としましての歳入でございます。分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入、町債、それから繰越金の合計が1億3千979万5千565円で、対前年比としましては96.4%ということでございます。

次のページ、143ページが歳出でございます。総務費と公債費の合計で1億3千790万5千304円でございます。

続きまして148ページをお開きくださいませ。歳入から歳出を差し引きました189万261円を翌年度へ繰り越させていただいたものです。

続きまして150ページをお開きください。このページからが歳入の明細になっております。農業集落排水事業分担金としまして15万円が納入されております。内容につきましては、新規加入2件の加入金でございます。今年3月末までの加入状況は田原地区につきましては41戸、西里地区につきましては129戸、黒淵地区につきましては215戸でございます。3地区合わせまして385戸で、接続率は81.3%になっております。加入金の次に、各地区の使用料でございます。

それから152ページに一般会計繰入金、それから154ページにつきましては基金繰入金、町債等の記載がございます。

それから156ページを御覧ください。156ページ、ここからが歳出の明細でございます。このページは施設の維持管理費に関する一般管理費等でございます。

その次のページ、158ページにつきましては公債費を掲載させていただいているところでございます。

以上、農業集落排水事業特別会計の決算について概略御説明をさせていただきました。

続いて、議長、水道のほうもよろしいでしょうか。

議長（渡邊誠次君） どうぞ。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、また別冊の小国町水道事業会計決算書をお開きくださいませ。

それでは、小国町水道事業会計につきまして御説明をさせていただきます。

小国町水道会計決算書、まず1ページを御覧ください。総括事項を掲げてございます。給水戸数が平成27年度におきまして2千603戸でございまして、前年度より56戸減というふうになっております。有収水量は70万9千985立米で、前年度から5千357立米の減少でござ

います。有収率につきましては71.0%で、5.2%の増となっております。経営状況は、公営企業の独立採算制の趣旨に添った運営を行い、水道事業収益1億3千72万9千852円で524万5千84円の利益を上げることができました。当年度末処分利益剰余金3億2千256万8千121円につきましては、2億円を減債積立金へ、及び1億円を建設改良積立金とし、残金は翌年度に繰り越しをいたしました。

それから次に3から4ページでございます。建設工事の概要でございます。平成27年度は3地区、土田それから福坂、堀田、以上の3地区で5件の配水管布設替工事を実施いたしました。

それから続いて5ページでございます。業務量及び供給単価、給水原価を掲載しております。

次の6ページにつきましては、事業収入に関する事項でございます。平成27年度におきまして営業収益それから営業外収益の合計としまして1億3千72万9千852円の収益がありました。対前年度比で125万1千379円の収益減ということになってございます。

続いて7ページをお開きくださいませ。事業費に関する事項でございます。営業費用、営業外費用の合計としまして1億2千548万4千768円でございます。

続きまして8ページでございます。こちらは性質別の支出状況、それから9ページには重要な契約要綱として9件の委託並びに工事の契約内容を掲載しているところでございます。

続きまして10ページでございます。水道事業の決算報告書でございます。10、11ページにおきましては収益的収入及び支出を掲載しているところでございます。10ページの収益的収入につきましては1億3千974万7千951円、それから11ページの支出につきましては1億3千80万8千290円ということになっておるところでございます。

続きまして、12、13ページをお開きくださいませ。資本的収入及び支出でございます。12ページの資本的収入としまして3千535万5千円、13ページの支出としまして1億74万9千820円ということになっておるところでございます。13ページの下のほうに掲げてございますが、資本的収入額が支出に対して不足する額6千539万4千820円は、当該年度分消費税資本的収支調整額365万7千409円と、及び減債積立金1千469万2千198円、建設改良積立金1千万円、過年度損益勘定留保資金3千704万5千213円に見合う水道料金で補てんをいたしました。

次の14ページからは損益計算書、キャッシュフロー計算書、それから附属明細書、固定資産明細書、企業明細書等を添付しているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、水道事業会計につきまして概略の御説明をいたしました。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ただいま所管課より説明がありましたので質疑に入ります。平成27年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑を願います。

4番（高村祝次君） これは歳入歳出には関係ございませんけれども、杖立水道についてちょっと

お尋ねいたします。一般家庭と旅館業をやっている方がおられると思いますけれども、旅館業でも全戸がこれを利用をしているということではないと思いますけれども、全戸かもしれませんけれども、そのあたりの答弁をお願いしたいと思います。また、旅館業は何戸使われているのかお願いいたします。

建設課審議員（北里慎治君） お答えしたいと思います。旅館と民家の数につきましては、誠に申し訳ございませんが少しお時間をいただきたいと思います。私の手元では、当時、ちょっとデータが古いのですが17戸の旅館業、それと全部で給水戸数から差し引きますと160件ほどの個人というふうには思っております。ちょっともう少し、すみません、そこが準備をしておりますのでちょっと確認をさせていただきます。

議長（渡邊誠次君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、今の答弁は後でいただくとしまして、次に平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、こちらも歳入歳出一括して質疑を願います。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは次にまいります。平成27年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、こちらも歳入歳出一括して質疑を願います。質疑ございませんか。

8番（松崎俊一君） 8番です。ページは1ページになります。この表の中の有収率、パーセントですね、これにつきまして平成26年度から少し改善したというふうにありますけれども、その辺の要因あたりが分かったら教えてください。

建設課審議員（北里慎治君） お答えしたいと思います。実は平成20年から配水管の本管の布設替えを取り組んでおりまして、平成20年の大字宮原の地区を中心にして役場周辺を含めまして、あと去年は土田まで、関田そのあたり全て終わったところでございます。本年からは少し黒淵のほうに入ったりしておりますけれども、やはりそういうふうな、失礼しました、平成20年から平成27年度までにおきまして、1万3千537メートル、配水管の全延長が7万4千メートルありまして18%ぐらいの今、配水管の布設替えを行ったということでございます。上水道区域ですけれどもそういうことを行っております。この事業につきましては、集中的にやる期間としましては平成20年から強化しました5カ年間というものがあったのですが、それからやはり耐震化に向けての管の布設というものを考えておりますので、継続してこれからも行っておりますが、その辺の効果が若干あらわれたのではないかなど。

それと、昨年、一昨年ですか、北里地区も替えましたけれども、当時30%台だった有収率が今年は67%というふうに抜本的に変わったところもございます。そういったところを含めまして少しずつですが、有収率は各地区ごとにデータが出ますので、有収率の悪いところを中心に、

また今後とも取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番です。これはちょっと予算には関係ないと思うのですが、熊本地震によって簡易水道の貯留タンクがありますよね、貯留タンクの中に泥というか汚泥が溜まって、それで地震によって濁った水が出てきたというのが私たちの集落なんですけれども。維持管理をするにあたって、私たちの集落は消防用に消火栓も引いてありますので、そういう貯留タンクを清掃するときに消火栓も一緒にですね一気に出せば、そういう汚泥がきれいになるのではなかろうかと。これは上田だけではなくて、各簡易水道あたりの貯留タンクの水管理をですね今後そういう清掃関係もやられたほうがいいのかなと。やっていらっしゃるのならいいのですが、やっていなければやられたほうがいいかなと思います。ちょっとそこら付近を確認いたします。

建設課審議員（北里慎治君） お答えしたいと思います。上田、特に江古尾・別所につきましては震災直後、濁度がありまして約2週間ほど地元の方には御迷惑をかけたという経緯がございます。そのときにつきましては、排水タンクを一回、もう断水状態で行ったので一回タンクに溜めまして、それからタンクには土砂抜管というものがございまして。土砂抜管を開けますとタンクから直接外の水路だったり、場所によっては水路だったり、ちょっと窪地の排水があるところ、川とかそういったところに直接流すように配管をしております。

江古尾・別所につきましては水質検査も当然行ってきた状況もありますが、先ほどおっしゃられたとおり管内にも水が残っておりますので、管末の消火栓を抜かせていただいたと、土砂抜管とともに管末の消火栓あたりで清掃をさせていただいたということでございます。このやり方はほかの施設も同じでございまして、中に当然うっすら泥が固まれば、当時応援に来ていただいた方を中心に職員も行きまして中を清掃をしたという経緯もございます。水質検査で管末にあってOKが出た段階で、当時、部長さんに話しまして給水活動といいますか、ペットボトルの配布とかそれを終了させていただいたという経緯もございます。

そういった形で中を清掃をする場合は、当然そういった形で土砂抜管をまず開ける、そしてきたない水、濁った水は出す、そして管の中に残った分につきましては管末における消火栓の開栓、そして水をどんどん吹き出す、そしてとにかく水を入れ替えるという作業を起こさせていただきました。これはちょっとあれですけども、原始的なやり方でございますけれども、これが一番効果的でありますので、今度の震災のときは特にそういった施設をやらせていただいたということでございます。

6番（時松唯一君） 非常に詳しく、分かりました。今後、管理をしていく上で、来年度もそういうことを定期的にやっていくのかということをお聞きしたいのです。

建設課審議員（北里慎治君） すみません。申し訳ありませんでした。当然、そこは今後もそういう状況というのは何時どういふふうになるか分かりませんので、住民の方からの通報が一番でござ

ざいます。それを受けた段階ですぐ職員が向かいまして、状況を見て、必要であれば当然そこはやる予定でございます。特に漏水修理をしたときは断水とかありますので、断水した場合はエアを抜く、白く白濁しますのでエアを抜く場合もありますので、そういった部分を消火栓とかで抜いていくと。

そして、極端な話を言いますと、給水人口が減りまして水が停滞をする場合もあります。そういう場合は水に少し臭いがあるよという情報も入るときもありますので、そういうときも消火栓を開けて水を循環させるというようなやり方もしております。定期的に、それは毎月ではありませんけれども、期間を決めて、ある程度施設をずっと回って、そういう状況というものを見ていきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はありませんか。

9番（熊谷博行君） すみません、後に戻るんですが、農業集落排水で繰入金が2年連続7千700万円ぐらいですが、今後の推移はどのように予想をしているか教えてください。

建設課審議員（北里慎治君） 繰入金につきましては、歳入歳出の分から、要するに足りない不足分というものは町からの繰入金というふうにしておりますが、町からの繰入金につきましては農業集落排水事業を行った段階で国から特別交付金というものが来ます。それが約4千万円ありますが、昨年度も4千万円の実績がございます。その4千万円を含めまして7千万円の繰り入れをしていただいて、それを起債償還に充てるというやり方で今までもしてきておりますし、今後を見ますと今年の予算もそうですが、毎年平準化債という起債を借りていくこととなります。3千万円、2千万円、そのくらいの規模になってくると思いますが、起債の償還というものは段々当初分は減ってきますけれども、その分が少し増える可能性もありますので、あとは状況を見て借りる、借りないという判断はしていかななくてはいけないと思いますが、ほかの部分で当然減らせる部分は減らすという努力をしながら、その辺は推移を見ていきたいというふうに思っています。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ありませんか。

2番（大塚英博君） 2番の大塚でございます。水道事業会計決算書の中にですね20ページでございます。負債の部の中に流動負債という中で引当金というものがございます。ボーナスの引当金というものが60万円決済されております。しかし、27年度ですね小国町の水道会計事業会計予算書というものがございます。この中に引当金は70万円というふうに記載をされているのですよね。あくまで引当金ということでございますので、この点が10万円の違いがあるのですけれども、こここのところの説明をお願いします。

建設課審議員（北里慎治君） 賞与引当金につきましては、職員の給料の夏のボーナス分と申すか、要するに12月からの4カ月間、これを賞与引当金というところに充てるというふうになっておりまして計上をさせていただいております。

予算につきましてはの70万円との差と申すかと、結局、当時の段階では決算においては実際



ここまではかかっておりませんでした。実績に伴っての計上ということが理想なのですが、予算の段階でまだそれが12月ぐらいで組みますので、はっきりそこまで確定をするまでに少しタイムラグがある関係で実績に近づくための10万円の減というふうにここで計上をさせていただいた経緯がございます。実を申しますと、今年についてはこれは引当金というものは、ちょっと新人職員を充てていますのでこの引当金が発生しない状況になっております。それについてはちょっと会計室と話して、来年度の3月で落とすというような形を取ろうかという話もしておりますけれども、当然賞与引当金、議員おっしゃるとおり引当金ですから必ず充てなくてはならないということはあったのですが、そういうふうな実情もあって、できるだけぎりぎり実績に近づけるために、その当時と比較したときの10万円の差額だということで、この場合は60万円だったということで計上をさせていただいております。

2番（大塚英博君） 大塚でございます。そのとおりでございまして、28年度の予算の中にはそれは引当金ということは入っておりません。前回の場合については確実に払うべきものということで確認をしておりましたので、それが10万円減額をされていたということがありましたので質問をいたしましたし、収益の中でも水道事業会計においては非常に利益率というものが高く上がっております。こういう点もございまして、たぶん、今、水道の料金やそういう方たちのほうのいろんな面の待遇とかいうものももう少し改善してもいいのではないかなというふうに希望をいたしております。以上です。

議長（渡邊誠次君） さっきの4番議員の答弁も引き続き、今の答弁と一緒にしてください。

建設課審議員（北里慎治君） 少し私の言葉が足りなかった面があるかと思いますが。人事異動によりまして、職員の給料というものはここに充てるということになっておりますので、先ほど申したとおり今回たまたま新人が入ってきたというような形になっております。ですから、今後についてはまた当然そういうふうな人事異動によつてのこの計上というものは出てくる可能性があるということでございます。

それから、引き続きよろしいですか。先ほど4番議員さんがおっしゃられた件で。今、すみません、手元に来たところですが、加入の旅館数としまして、杖立の分ですが18戸の旅館、そして加入者数が161戸、合計の179戸という形になっております。

議長（渡邊誠次君） 2番議員、よろしいですか質問は。ほかに質疑ございませんか。ほかに特別会計につきまして質疑漏れございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、質疑がないようですので、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。

なお、この3日間で審議いたしました事項につきましては、9月23日金曜日午前10時から本会議にて、平成27年度小国町一般会計歳入歳出決算及び平成27年度小国町特別会計歳入歳

出決算それぞれを採決いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

(午後 3 時 0 1 分)

小国町議会会議録  
平成28年第3回定例会

平成28年9月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊誠次

編集人 小国町議会議務局長 小田宣義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話(0967)46-2119